

次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン

～みんなで創る 子どもの笑顔があふれる未来を～



富山県子育て支援・少子化対策条例に基づく基本計画

はじめに



子どもは地域の宝であり、未来への希望です。子どもたちの笑顔と元気な声があふれる活気ある地域社会の実現は、私たち県民の願いです。

幸い、本県は、美しく豊かな自然、多彩な歴史や文化、三世代の同居による家族の助け合いなど、子育てしやすい環境にあります。しかしながら、全国と同様に、少子高齢化や人口減少に伴う核家族化の進行などにより、家庭や地域で子どもを育む力や、子どもが切磋琢磨し健やかに育つ環境が失われつつあります。

地域社会の持続的な発展には、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもを持つ喜びを実感できる環境を整備することが不可欠であり、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子育て支援・少子化対策に取り組むことが重要です。

このため、本県では、「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」（平成21年6月制定）及び本条例に基づく基本計画により、子育て支援・少子化対策を総合的・計画的に推進してまいりました。

現行の基本計画が策定から5年経つことから、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、このたび、新たな基本計画「次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン～みんなで創る 子どもの笑顔があふれる未来を～」を策定しました。

この計画では、子育て家庭や若い世代の結婚・妊娠・子育ての希望を実現するため、「子育て家庭に対する支援の充実」、「働き方改革の推進」、「女性活躍の推進と男性の家事・育児参画の促進」、「結婚を希望する男女への支援」、「移住・U/Iターンの促進」、「妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減」、「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり（セーフティネットの充実）」の7つの重点施策や目標指標を掲げ、各般の施策を総合的に推進することとしています。

子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会の実現に向け、家庭、地域、学校、事業者、行政、そして一人ひとりの県民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、基本計画の策定にご尽力いただきました富山県子育て支援・少子対策県民会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの県民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

富山県知事 石井 隆一

目次

第1章

計画の策定にあたって

① 計画策定の趣旨	2
② 計画の性格・役割	2
③ 計画の期間	2

第2章

計画策定の背景

① 少子化の進行とその背景	6
(1) 少子化の状況	6
(2) 少子化の要因	9
(3) 少子化の要因の背景	13
② 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境	23
(1) 子育て家庭等の状況	23
(2) 仕事と子育ての両立	30
(3) 子どもの状況	39
(4) 若者の県外流出の状況	40

第3章

計画の目標と基本方針

① めざす社会の姿	44
② 基本理念	44
③ 基本目標	45
④ 基本方針	45

第4章

子育て支援・少子化対策の具体的な展開

① 今後取り組むべき重点施策	48
② 具体的施策の展開	67
I 家庭・地域における子育て支援	68
II 仕事と子育ての両立支援	87
III 子どもの健やかな成長の支援	98
IV 次世代を担う若者への支援	118
V 経済的負担の軽減	127
VI 子育て支援の気運の醸成	130
③ 目標指標	133

第5章

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

- ① 教育・保育提供区域の設定 140
- ② 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期 140

第6章

計画の推進

- ① 各主体の役割と協働 160
- ② 国への提言・要望 161
- ③ 計画の推進体制と進行管理 161

参考資料

- ① 基本計画の策定過程について 164
- ② とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例 177
- ③ 富山子育て支援・少子化対策県民会議委員名簿 181
- ④ 基本計画策定部会設置要綱 182
- ⑤ 基本計画策定部会委員名簿 183

- 索引 184

第1章

計画の策定にあたって

- ① 計画策定の趣旨
- ② 計画の性格・役割
- ③ 計画の期間

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

●これまでの県の取組み

近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県もその例外であるとはいえません。

富山県では、平成21年6月に制定した「子育て支援・少子化対策条例」や、平成27年に策定した「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」に基づき、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に推進してきました。しかしながら、全国同様、本県においても出生数の減少、合計特殊出生率の低迷が続き、少子化の傾向に歯止めがかからない状況にあります。

●国の動き

平成17年4月から10年間の時限立法の「次世代育成支援対策推進法^{*1}」が、令和7年3月31日まで延長されています。

●新計画の策定

子育て支援・少子化対策条例では、子育て支援・少子化対策を総合的に推進するための基本計画を策定することとしており、策定から5年を経過する「かがやけ とやまっ子 みらいプラン」（平成27年度～平成31年度）の後期計画として、これまでの施策の推進状況や国の関係法令の改正等の動きを踏まえ、新しい基本計画を策定するものです。

2 計画の性格・役割

- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法^{*2}に基づく計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画^{*3}
- 母子保健計画策定指針に基づく計画

また、子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、すべての県民が一体となって、その実現に向けたそれぞれの役割を示すものです。

3 計画の期間

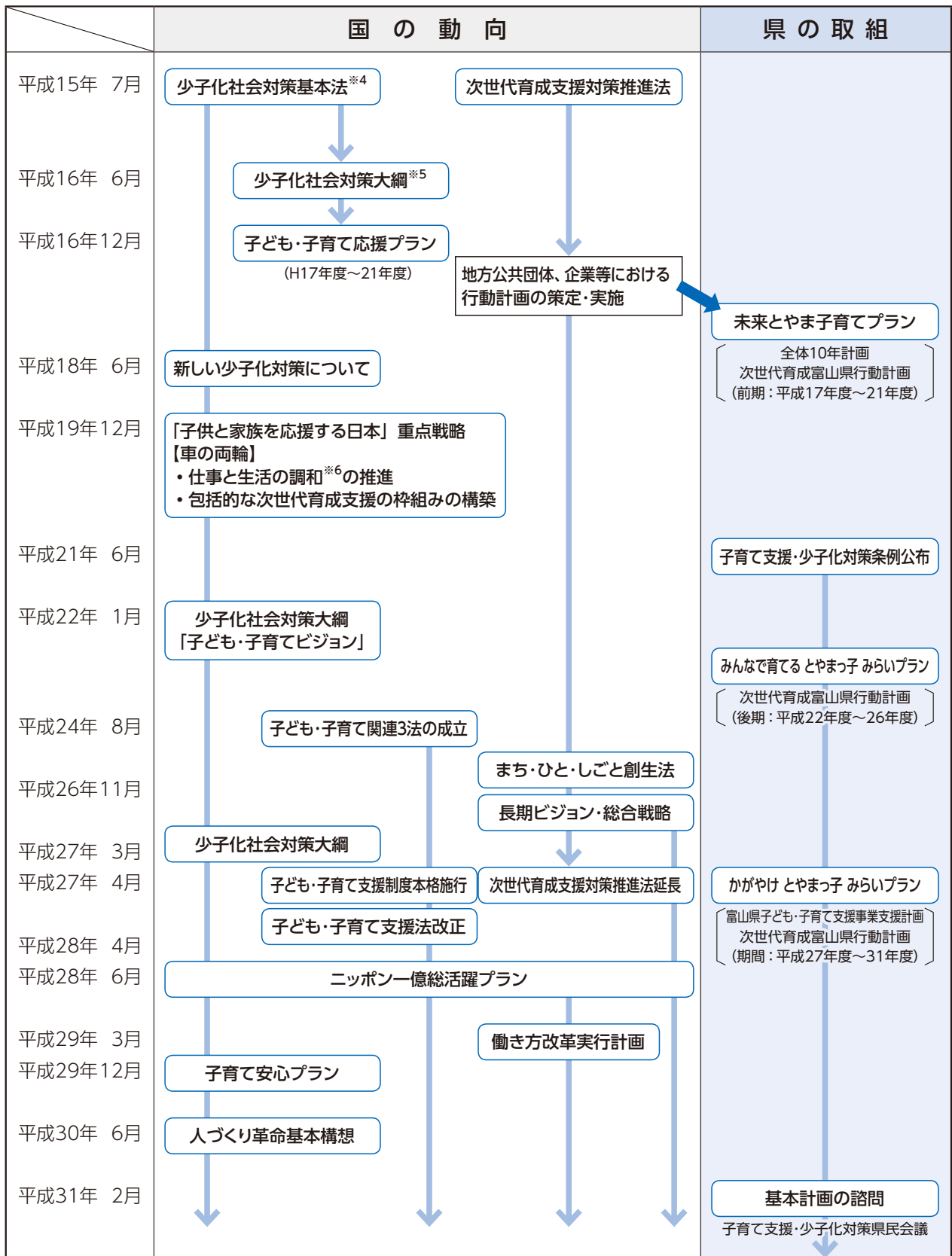
令和2年度を初年度、令和6年度を目標年度とした5か年の計画です。

※1 **次世代育成支援対策推進法** 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とし、平成15年7月に制定された平成27年3月までの10年間の時限立法であったが、平成26年4月の改正法により、平成37年3月まで10年間延長された。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員101人以上の事業主に対し、行動計画の策定が義務付けられている。

※2 **子ども・若者育成支援推進法** 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援を目的として、平成22年4月に施行された法律。

※3 **子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画** 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成26年1月に施行された法律。

<子育て支援・少子化対策の動向>



※4 少子化社会対策基本法 少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。

※5 少子化社会対策大綱 少子化社会対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成16年6月に閣議決定された。少子化の流れを変えるために、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示している。

※6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、それぞれのライフスタイルやライフステージに応じて多様な働き方・生き方が選択・実現できる状態。

計画策定の背景

① 少子化の進行とその背景

- (1) 少子化の状況
- (2) 少子化の要因
- (3) 少子化の要因の背景

② 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

- (1) 子育て家庭等の状況
- (2) 仕事と子育ての両立
- (3) 子どもの状況
- (4) 若者の県外流出の状況

計画策定の背景

1 少子化の進行とその背景

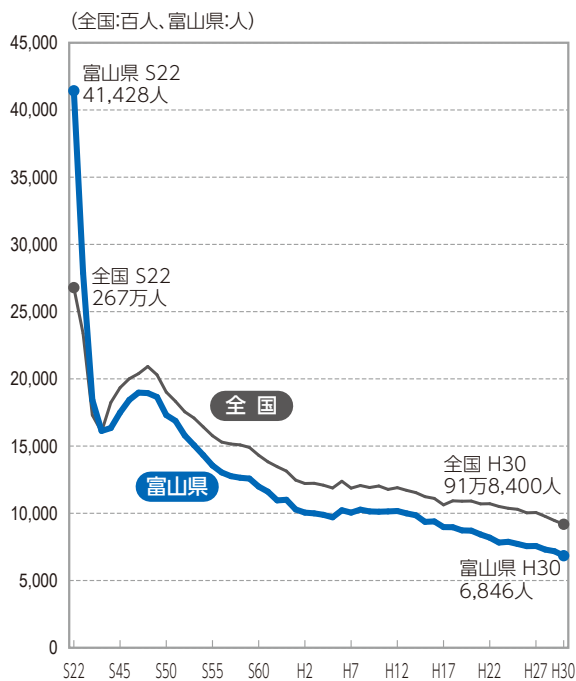
(1) 少子化の状況

① 出生の動向

出生数は、昭和47年をピークに減少傾向にあり、平成13年に1万人を割り込み、平成23年には8千人を、平成30年には7千人を割り込み、6,846人となっています。

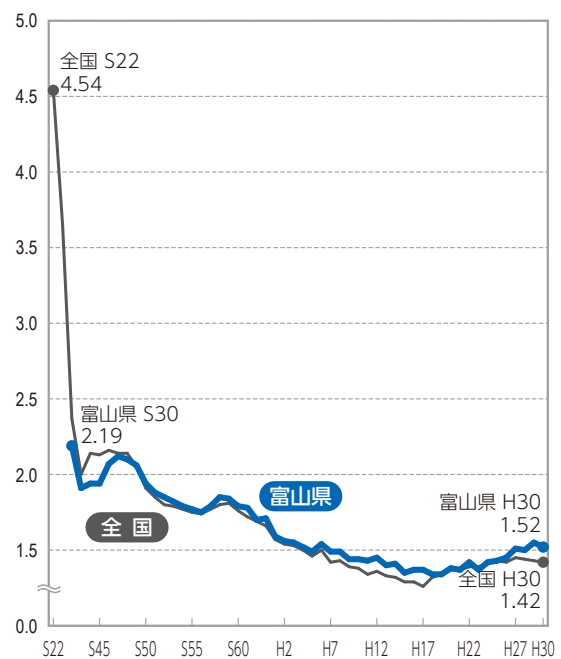
合計特殊出生率^{※1}は、平成18年、19年には1.34と過去最低となりましたが、以降増加傾向に転じ、平成27年に21年ぶりに回復した1.50台を4年連続維持し、平成30年は1.52と全国値1.42を上回っています。

◎出生数の推移(全国・富山県)



資料:人口動態統計(厚生労働省)

◎合計特殊出生率の推移(全国・富山県)



資料:人口動態統計(厚生労働省)

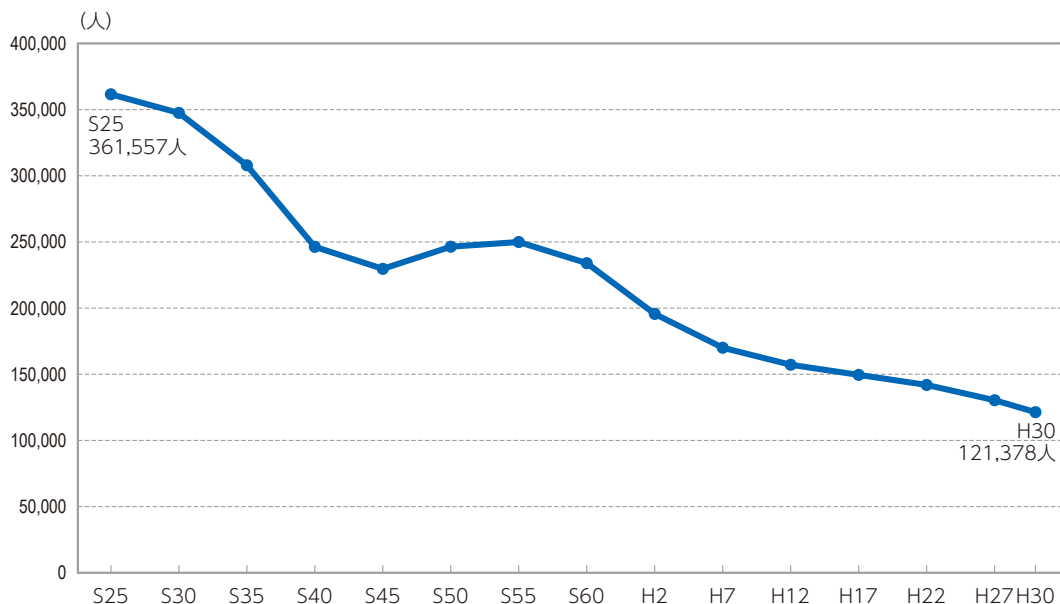
※1 合計特殊出生率 年次の15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数の数に相当する。

② 子どもの人口割合の推移

子どもの数（15歳未満）は、平成30年は121,378人となり、減少傾向が続いています。

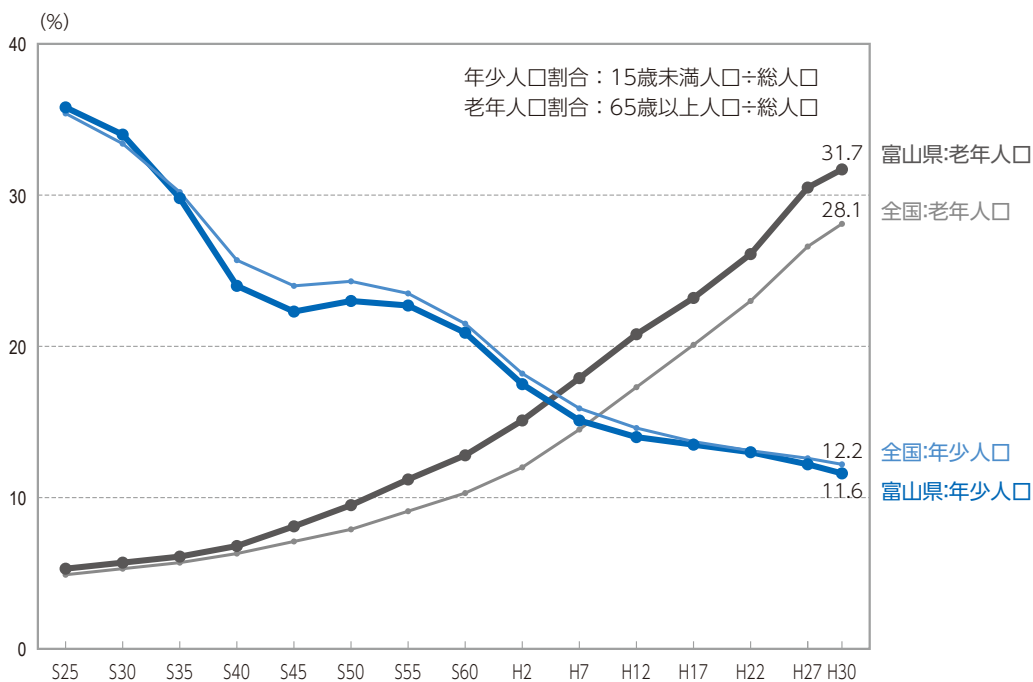
また、富山県の人口に占める15歳未満の子どもの割合（年少人口割合）は、平成17年13.5%、平成22年13.0%、平成27年12.2%、平成30年は11.6%と年々低下しています。

◎子どもの数の推移(富山県)



資料:国勢調査、人口推計(総務省)

◎年少人口割合及び老年人口割合の推移(全国・富山県)



資料:国勢調査、人口推計(総務省)

0歳児の男女別人口は、男性が229人多く、20代で男性が約6,000人多くなっており、20代の女性が県外に流出しています。

◎年齢別男女別人口(富山県)

(ウ)

	男女計	男性	女性
0 歳	7,063	3,646	3,417
1～4 歳	29,495	15,168	14,327
5～9 歳	40,115	20,661	19,454
10～14 歳	44,705	23,012	21,693
15～19 歳	49,852	25,595	24,257
20～24 歳	43,457	23,429	20,028
25～29 歳	43,147	23,026	20,121
30～34 歳	49,781	25,906	23,875
35～39 歳	57,393	29,618	27,775
40～44 歳	74,143	38,236	35,907
45～49 歳	78,773	40,394	38,379
50～54 歳	64,537	32,194	32,343

	男女計	男性	女性
15歳未満	121,378	62,487	58,891
15～64歳	587,213	300,270	286,943
65歳以上	332,619	141,451	191,168
年齢不詳	9,036	5,250	3,786
合計	1,050,246	509,458	540,788

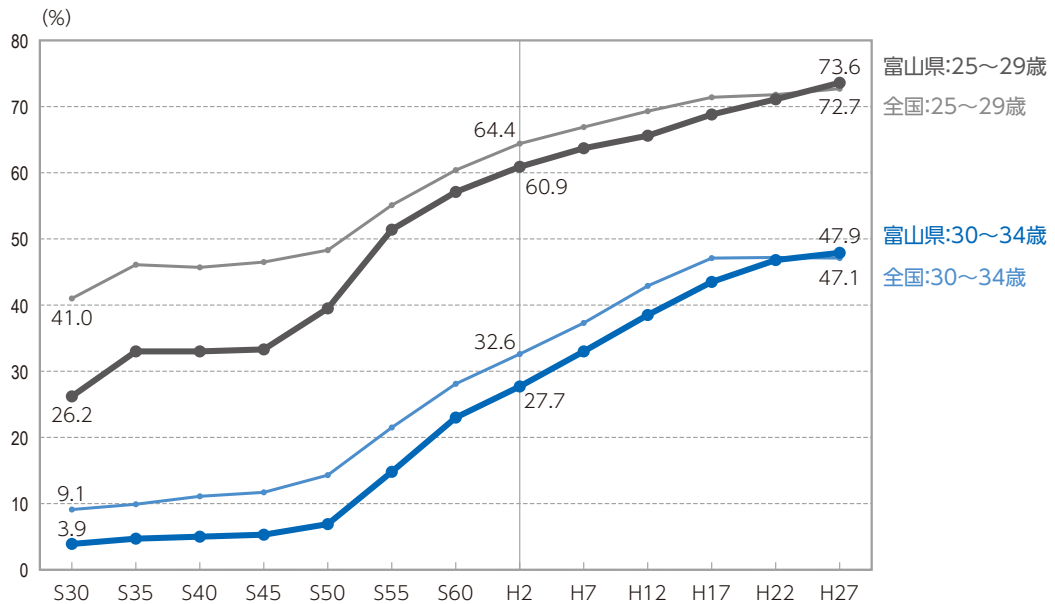
資料:人口移動調査(平成30年10月1日現在 富山県)

(2) 少子化の要因

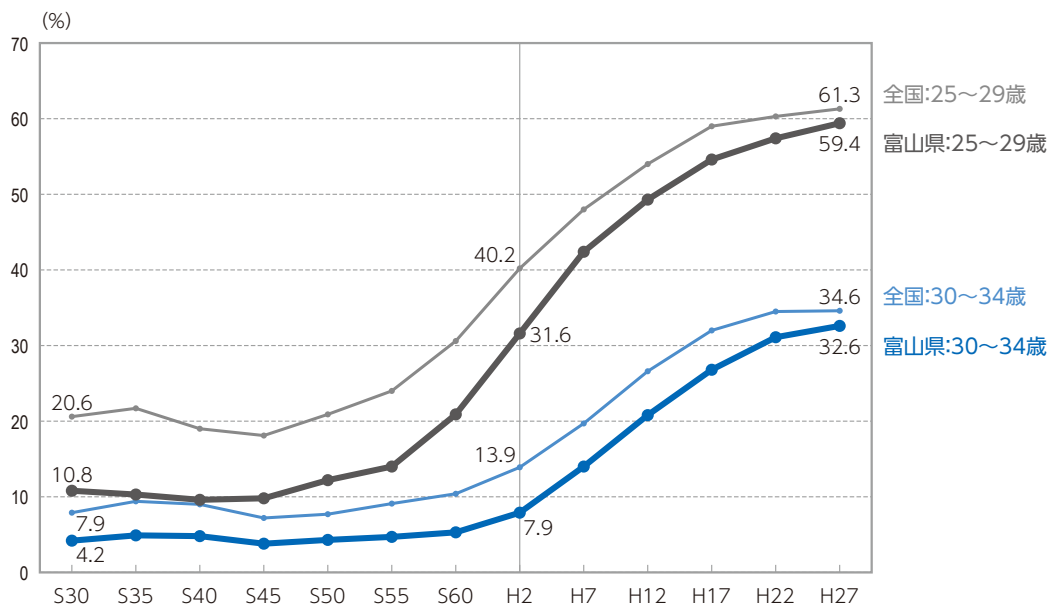
① 未婚化の進行

近年、男女ともに未婚化が進んでおり、特に女性の25～29歳、30～34歳の未婚率は、平成2年にはそれぞれ31.6%、7.9%であったものが、平成27年には、それぞれ59.4%、32.6%と、大幅に上昇しています。また、男性の25～29歳、30～34歳の未婚率は、平成27年には、それぞれ73.6%、47.9%と全国平均を上回っています。

◎男性未婚率の推移



◎女性未婚率の推移



資料:国勢調査(総務省)

また、男女の未婚者数には差異があり、男性の未婚者数は、30代で25,269人となり、女性の未婚者を約1万人上回っています。

◎未婚者・有配偶者数(富山県男女)

(人)

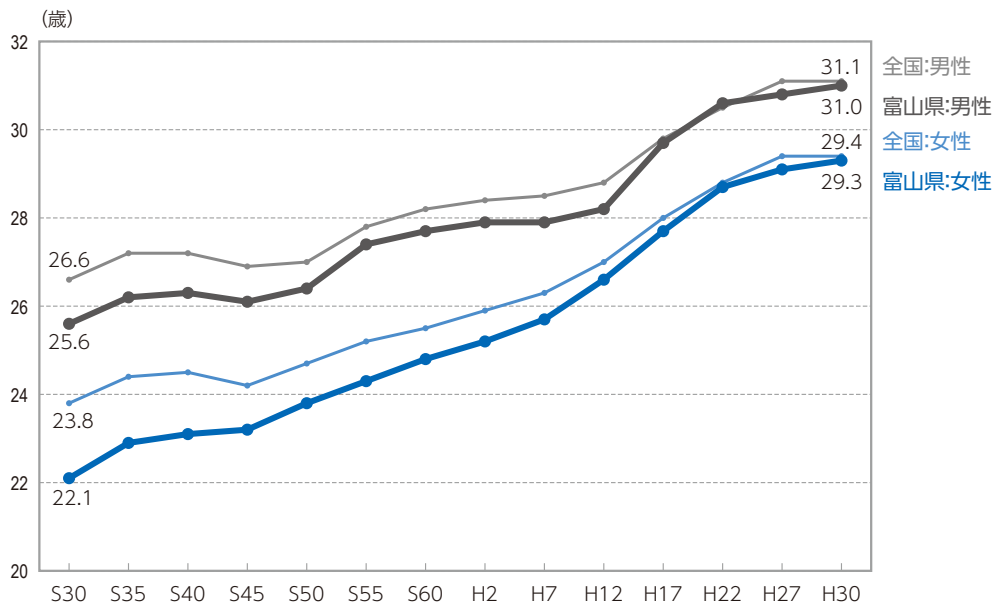
	男 性		女 性	
	未 婚	有配偶	未 婚	有配偶
20歳	4,198	62	3,786	107
25歳	3,980	623	3,158	974
29歳	3,076	1,908	2,166	2,488
20代合計	37,927	7,030	31,217	10,089
30歳	2,812	2,199	1,973	2,781
35歳	2,383	3,424	1,410	3,923
39歳	2,578	4,809	1,324	5,244
30代合計	25,269	34,032	15,282	39,102
40代合計	20,622	50,462	10,599	55,636
合 計	147,014	132,586	103,597	154,018

資料:国勢調査(H27 総務省)

② 晩婚化の進行

平均初婚年齢についても、平成30年には男性31.0歳、女性29.3歳と、男女ともに年々上昇し、理想の結婚年齢（男性29.1歳、女性27.1歳：R1県調査）と開きがあります。

◎平均初婚年齢の推移

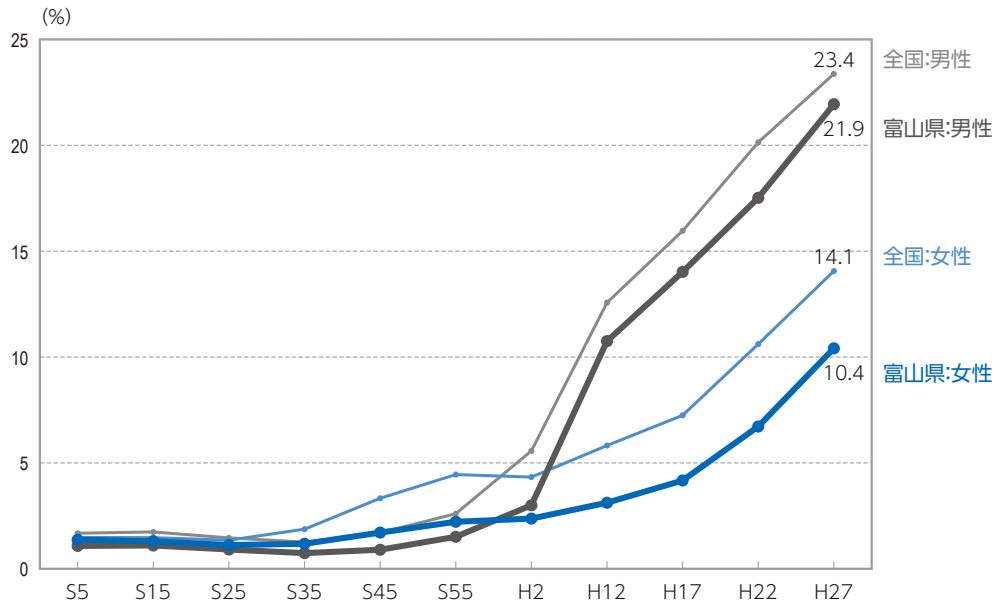


資料:人口動態統計(厚生労働省)

③ 非婚化の進行

生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合）は、男女ともに平成2年から大幅に上昇しており、平成27年では男性が21.9%と、4.5人に1人、女性が10.4%と、9.6人に1人は結婚経験がありません。

◎生涯未婚率の推移



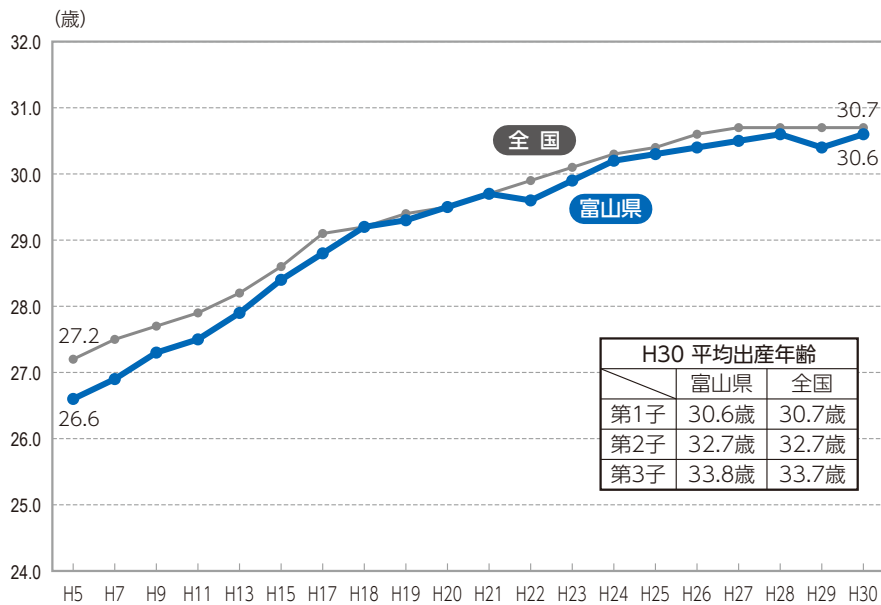
資料:国勢調査(総務省)

④ 初産年齢の上昇

第1子出生時の母親の平均年齢は全国と同様に上昇傾向にあり、平成5年に26.6歳だったのに対し、平成30年には30.6歳となっています。初婚年齢が高くなることに伴って、晩産化の傾向が現れており、第1子を持ちたい理想的な年齢27.8歳（R1県調査）とは開きがあります。

また、第1子出産年齢は30.6歳と全国より0.1歳低いですが、第3子では全国より0.1歳高くなっています。

◎平均第1子年齢の推移

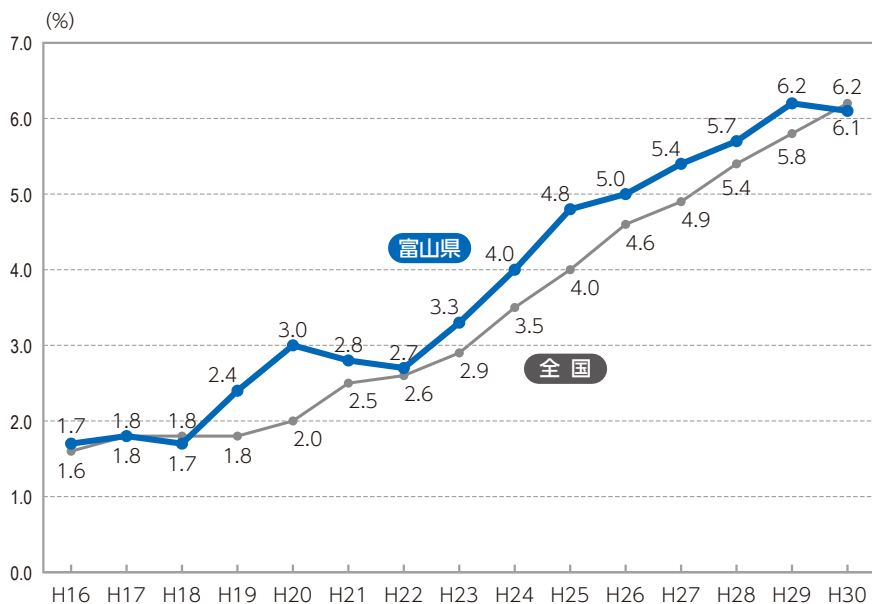


資料:人口動態統計(厚生労働省)

⑤ 特定不妊治療による出生数の状況

特定不妊治療による出生数は、増加傾向にあり、平成29年は6.2%と過去最高となっています。

◎特定不妊治療における出生率



資料：富山県／指定医療機関における平成30年不妊治療実績報告書
 全国／日本産婦人科学会倫理委員会登録・調査小委員会報告

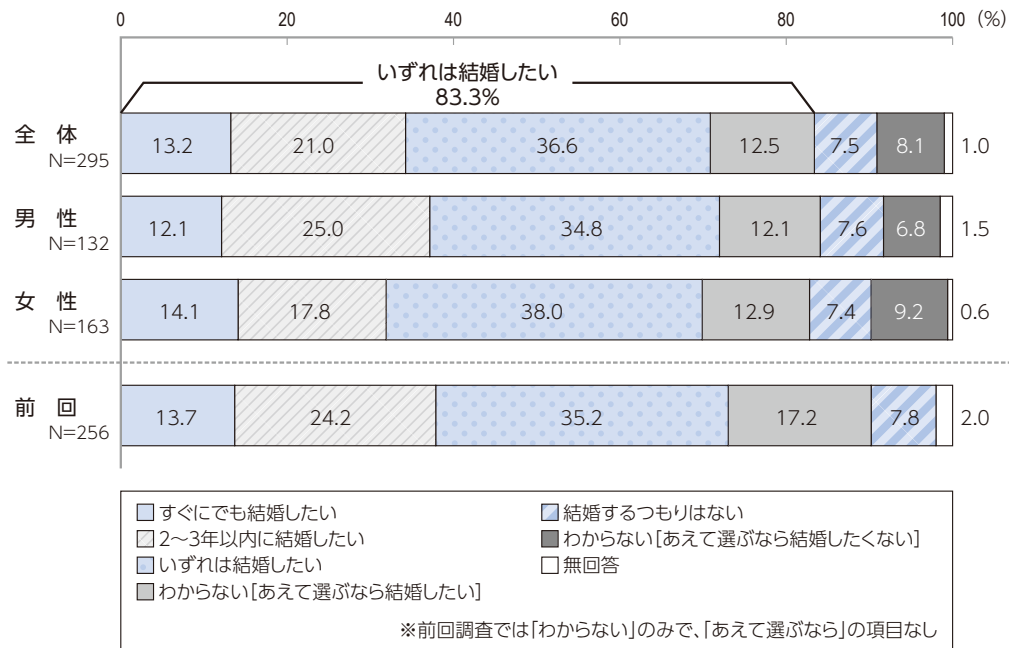
(3) 少子化の要因の背景

① 結婚に対する意識

令和元年に行った県の意識調査によると、20代、30代の未婚者の83.3%がいずれは結婚したいと考えています。

また、理想の結婚年齢（平均）は、男性29.1歳、女性27.1歳、子ども（第1子）を持ちたい理想的な年齢は、男性30.0歳、女性27.8歳となっています。

◎結婚に対する意識



資料:「結婚等に関する県民意識調査」(R1 富山県)

◎理想の結婚年齢と子どもを持つ理想的な年齢

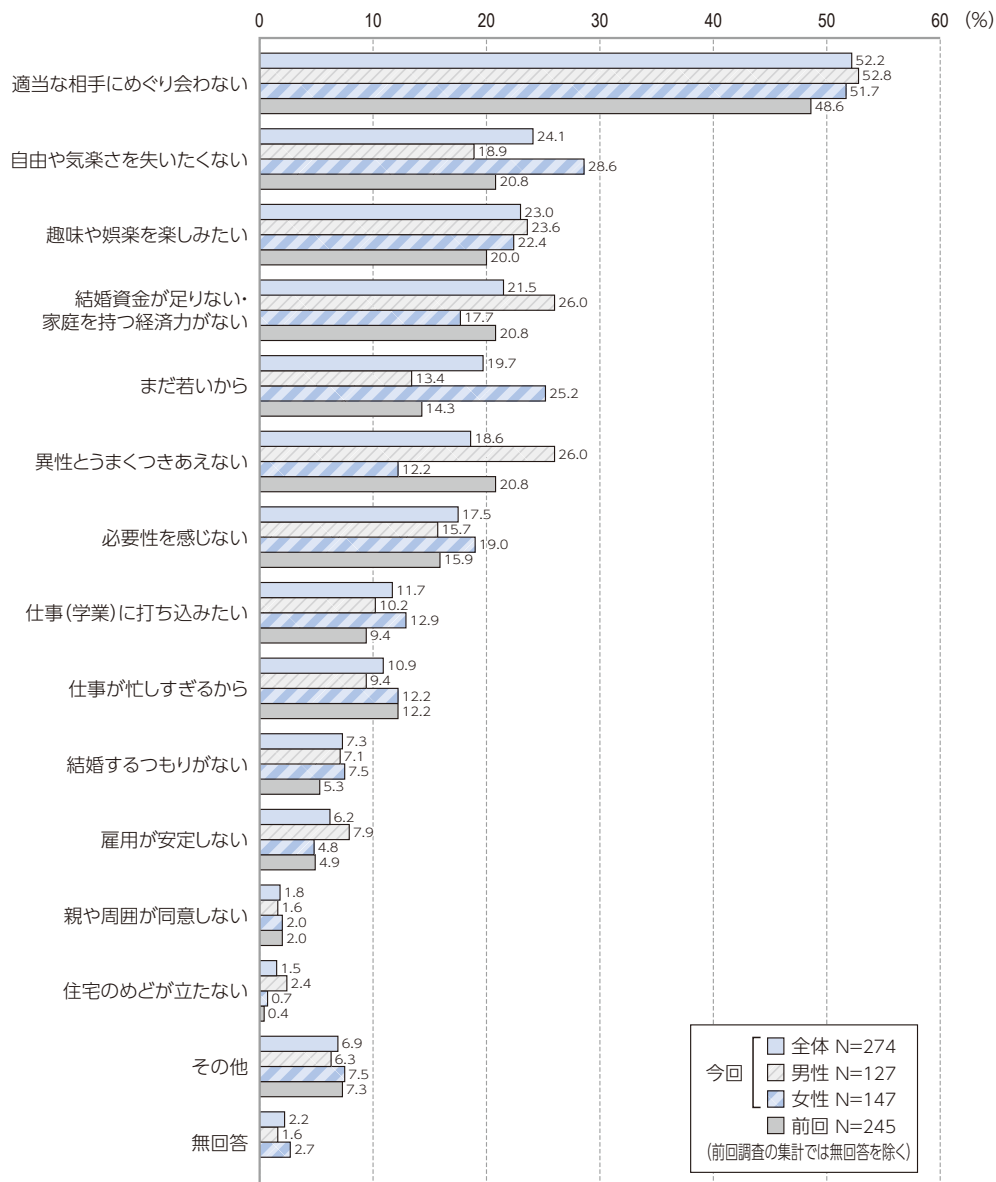
	理想の結婚年齢	子ども(第1子)を持ちたい理想的な年齢
男性の平均	29.1 歳	30.0 歳
女性の平均	27.1 歳	27.8 歳

資料:「結婚等に関する県民意識調査」(R1 富山県)

② 結婚しない理由、結婚できない理由

現在結婚していない理由としては、「適当な相手にめぐり会わない」が男女とも最も高くなっています。次いで、「自由や気楽さを失いたくない」が男性18.9%に対し女性28.6%、「まだ若いから」が男性13.4%に対し女性25.2%と、女性の回答が高くなっている一方で、「結婚資金が足りない・家庭を持つ経済力がない」、「異性とうまくつきあえない」という男性の回答が女性を上回っています。

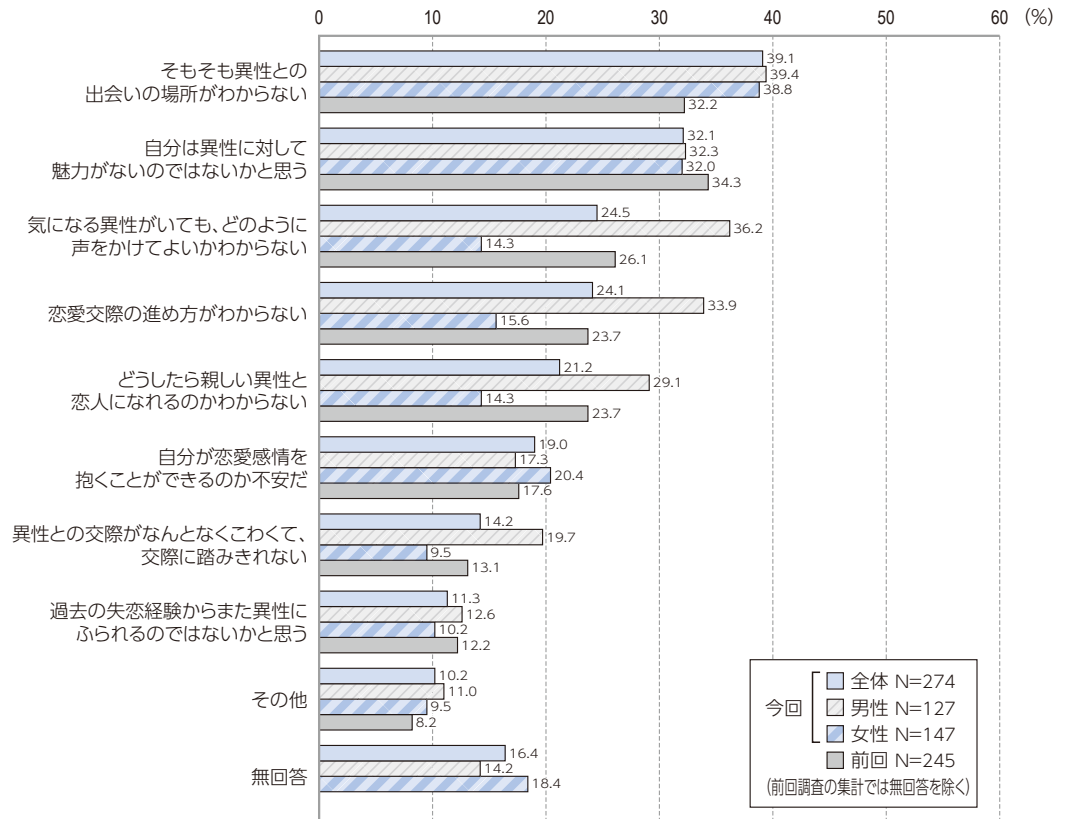
◎現在結婚していない理由（複数回答:3つまで）



資料:「結婚等に関する県民意識調査」(R1 富山県)

異性と交際するうえでの不安として、全体では「そもそも異性との出会いの場所がわからない」が39.1%と最も高くなっています。男性は、「どのように声をかけてよいかわからない」「交際の進め方がわからない」などの回答が多くなっています。

◎異性と交際するうえでの不安 (未婚の人:複数回答)

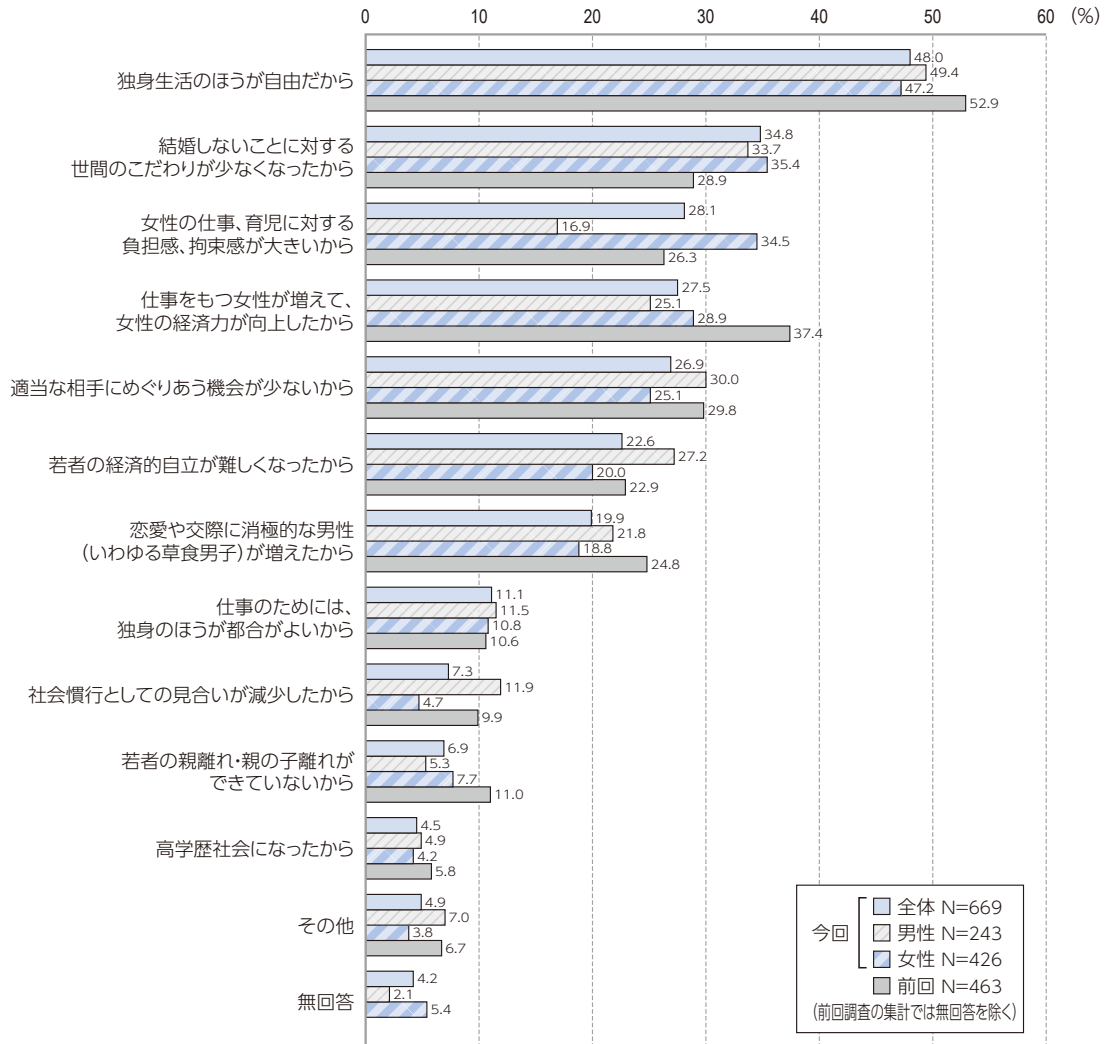


資料:「結婚等に関する県民意識調査」(R1 富山県)

③ 未婚化・晩婚化の理由

未婚化・晩婚化の理由として、「独身生活のほうが自由だから」という意見が全体として多くなっています。男女に大きな差があるものは、「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」について、女性の回答が34.5%と高くなっています。

◎未婚化・晩婚化の理由（複数回答:3つまで）

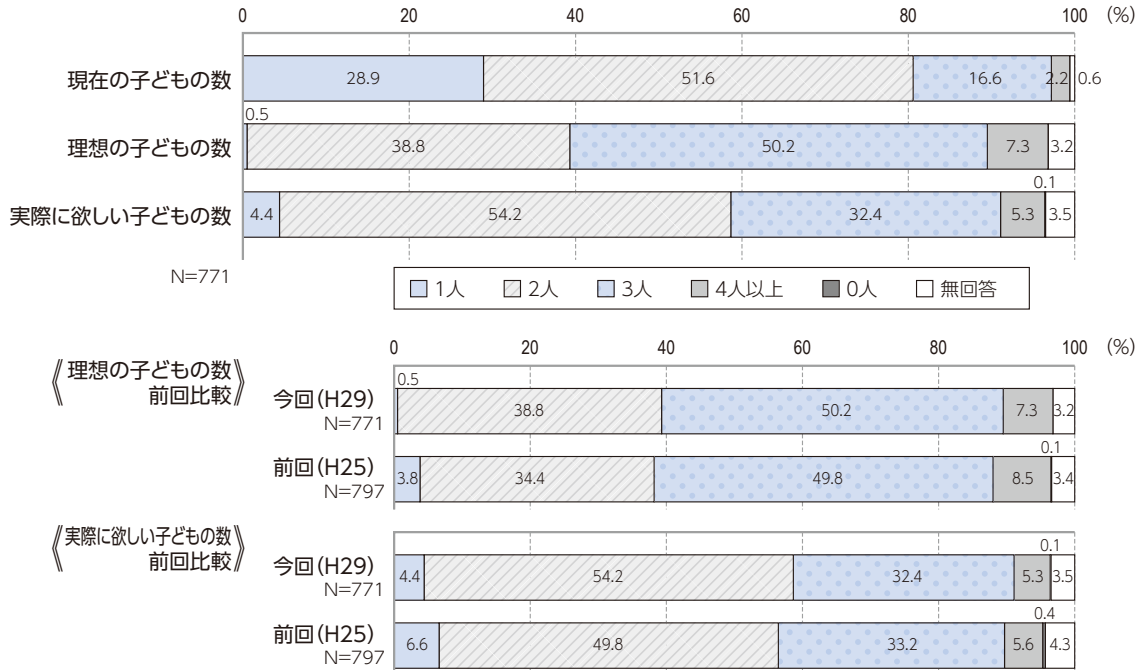


資料:「結婚等に関する県民意識調査」(R1 富山県)

④ 出産に対する意識

子どもを持つ保護者の理想の子どもの数は、約半数が「3人」と回答している一方、実際に欲しい子どもの数は「2人」が約半数とギャップがあります。

◎子どもの数

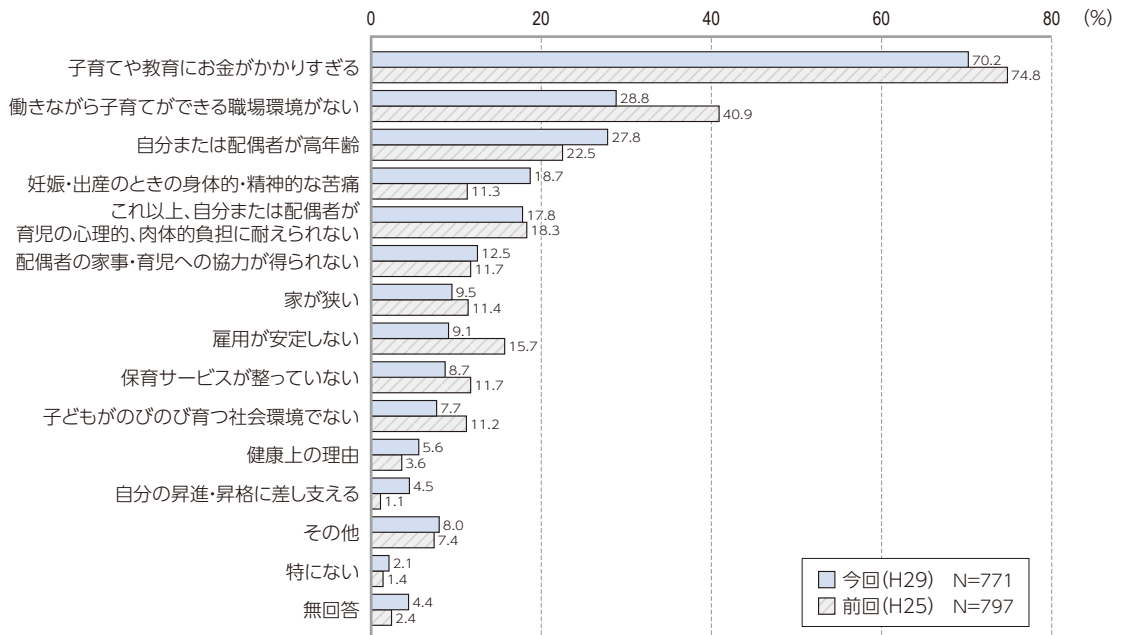


資料:「子育て支援サービスに関する調査」(H29 富山県)

⑤ 子どもを増やすにあたっての課題

子どもを増やすにあたっての課題として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「働きながら子育てができる職場環境がない」、「自分または配偶者が高齢」となっています。上位3位までは前回調査 (H25) と同じであるが、「働きながら、子育てができる職場環境がない」は前回より12.1ポイント下がっています。

◎子どもを増やすにあたっての課題



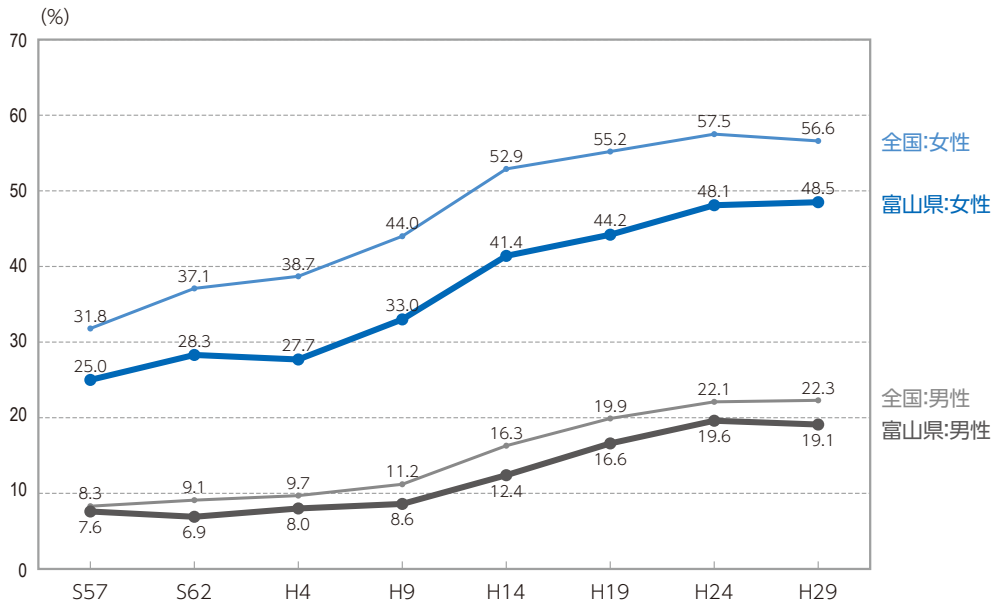
資料:「子育て支援サービスに関する調査」(H29 富山県)

⑥ 非正規労働者の増大

本県は全国に比べて非正規就業者の割合は低いものの、近年増加傾向にあり、就業者全体の3割を占めており、女性は48.5%、男性は19.1%となっています。

「正規の仕事がないから」として不本意に非正規雇用者として働いている者は全国の非正規雇用者のうち14.3%となっています。女性では、30代半ば以降、家事や育児との両立を理由に、非正規雇用を選択している者が多い結果となっています。

◎非正規就業者の割合の推移(富山県・全国)



資料:就業構造基本調査(H29 総務省)

◎不本意非正規雇用者数(全国)

年 齢	不本意非正規雇用者の人数	非正規雇用者のうち不本意非正規雇用者の割合		
		男 女	男 性	女 性
全 体	273 万人	14.3 %	22.7 %	10.5 %
15～24歳	21 万人	9.3 %	10.4 %	8.4 %
25～34歳	57 万人	22.4 %	35.8 %	16.4 %
35～44歳	51 万人	14.5 %	35.0 %	10.3 %
45～54歳	60 万人	15.4 %	40.7 %	11.3 %
55～64歳	58 万人	14.8 %	24.8 %	9.7 %
65歳以上	27 万人	9.2 %	12.3 %	5.1 %

資料:労働力調査(H29 総務省)

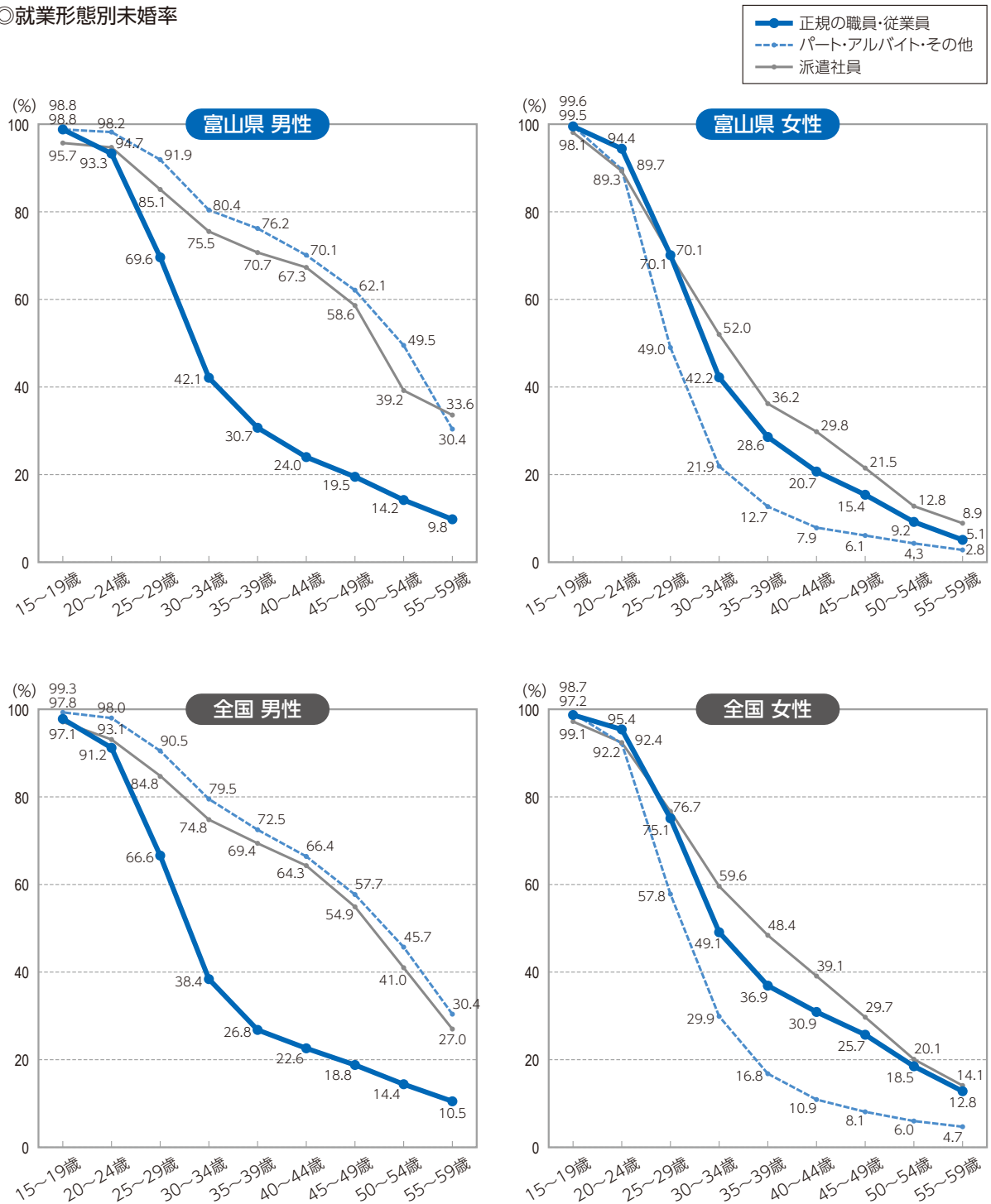
◎女性のうち家事や育児との両立を理由に非正規雇用を選択している者の割合

年 齢	割 合
全 体	17.3 %
15～24歳	2.5 %
25～34歳	24.3 %
35～44歳	28.9 %
45～54歳	17.3 %
55～64歳	12.0 %
65歳以上	6.6 %

資料:労働力調査(H29 総務省)

就業形態別による男性の未婚率は、パート・アルバイト等が正規職員・従業員より高くなっていますが、女性の場合は正規の職員・従業員がパート・アルバイト等より高い傾向があります。

◎就業形態別未婚率

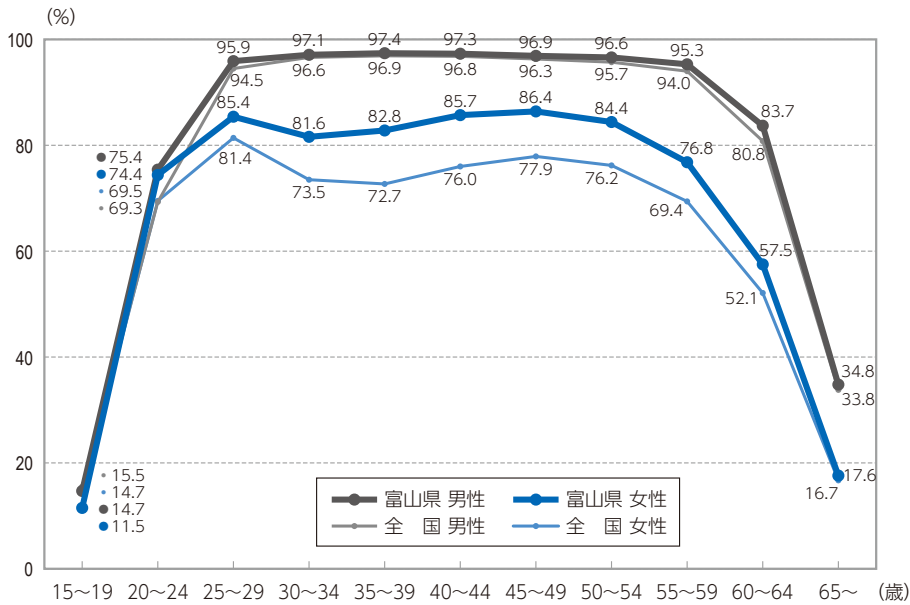


資料:国勢調査(H27 総務省)

⑦ 高い女性の就業率

本県の女性の就業率は、平成27年で72.0%（全国順位3位）と高い状況にあり、三世帯同居率が高く、家族支援が得られやすい環境などから、出産育児期に働く女性の割合も全国より高くなっています。

◎年齢階級別男女別労働力率の推移(H27)



資料:国勢調査(H27 総務省)

本県の共働き率は、55.9%（全国47.6% H27年）と全国4位となっており、特に子どものいる世帯の共働き率は、最年少の子どもが3～5歳では77.7%、小学生の子育て世帯では82.4%と大変高くなっています。

	夫は就業者 妻も就業者の数 (A)	夫は就業者 妻は非就業者の数 (B)	夫は非就業者 妻は就業者の数 (C)	夫は非就業者 妻も非就業者の数 (D)	共働き率 (A)/(A)+(B) +(C)+(D)
夫婦のいる一般世帯(世帯数)	134,247	45,959	11,817	48,219	55.9%
子どもなし	37,291	17,335	6,174	31,404	40.4%
子どもあり	96,956	28,624	5,643	16,815	65.5%
最年少の子どもが0歳	3,154	3,346	23	54	48.0%
最年少の子どもが1歳	4,105	2,321	25	30	63.3%
最年少の子どもが2歳	4,126	1,615	33	22	71.2%
3～5歳の子ども (3歳～未就学児の子育て世帯)	10,808	2,393	81	35	81.2%
6～11歳の子ども (小学生の子育て世帯)	19,824	3,533	160	76	84.0%
12～14歳の子ども (中学生の子育て世帯)	10,147	1,489	130	35	86.0%

資料:国勢調査(H27 総務省)

夫と妻の就業上の地位は、夫も妻も正規の職員・従業員の割合は34.3%と全国に比べ高くなっています。

◎夫妻ともに就業者における夫と妻それぞれの従業上の地位の割合

(富山県)

(単位:%)

妻が	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	その他	夫計
夫が 正規の職員・従業員	34.3	1.7	29.2	2.2	67.4
派遣社員	0.3	0.2	0.4	0.0	0.9
パート・アルバイト等	1.7	0.1	4.3	0.5	6.6
その他	6.1	0.2	5.7	13.1	25.1
妻計	42.4	2.2	39.6	15.8	100.0

(全 国)

(単位:%)

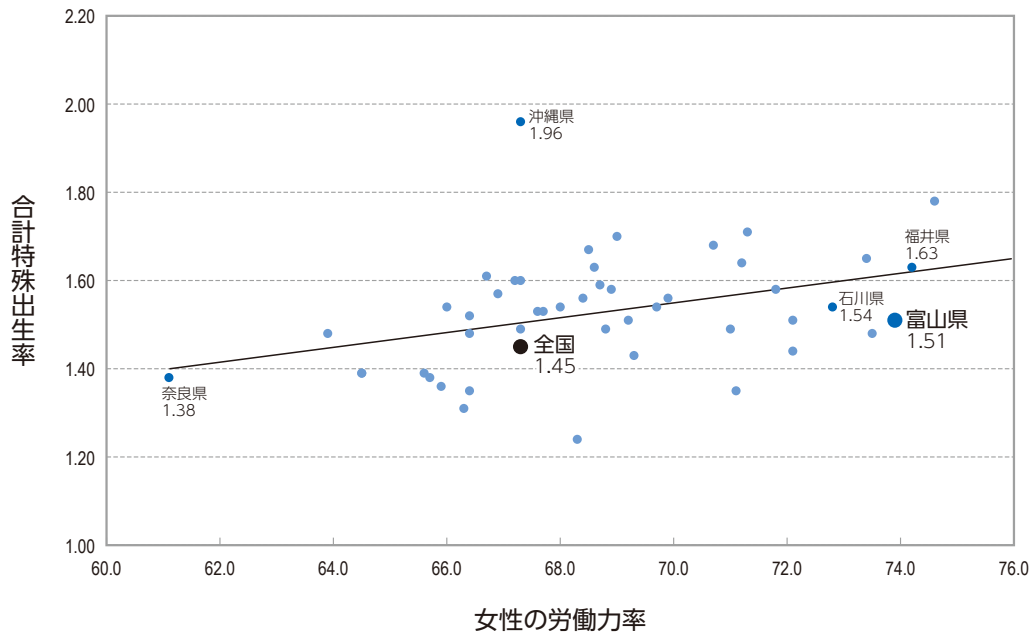
妻が	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト等	その他	夫計
夫が 正規の職員・従業員	23.6	1.8	34.5	2.9	62.8
派遣社員	0.2	0.2	0.6	0.1	1.1
パート・アルバイト等	1.3	0.1	4.7	0.6	6.7
その他	5.5	0.3	6.7	16.9	29.4
妻計	30.6	2.4	46.5	20.5	100.0

資料:国勢調査(H27 総務省)

⑧ 女性の労働力率と合計特殊出生率の関係

都道府県別の女性の労働力率と合計特殊出生率の関係をみると、労働力率が高い都道府県の方が、合計特殊出生率も高い傾向があります。

◎女性の労働力率と合計特殊出生率の関係(H27)



資料:国勢調査(H27 総務省)、人口動態統計(H27 厚生労働省)

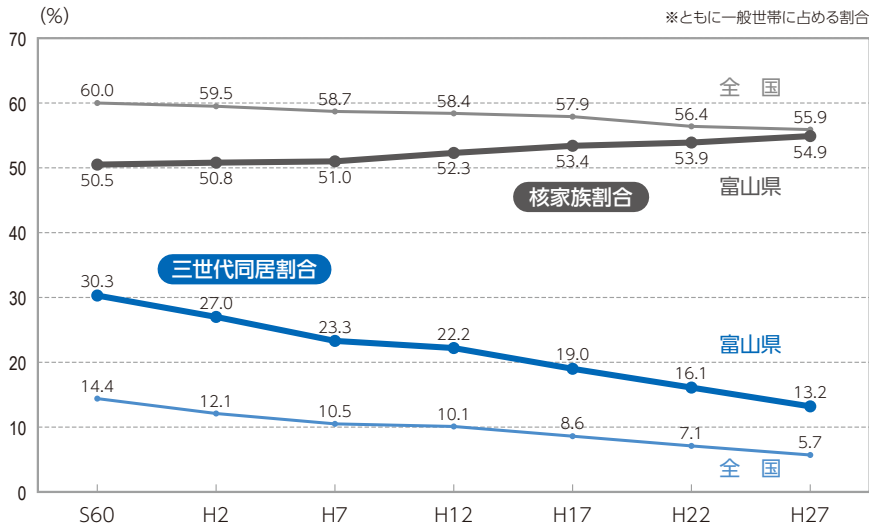
2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(1) 子育て家庭等の状況

① 家族形態の変化

本県の三世帯同居世帯は、13.2%と全国に比べ高い割合（全国順位5位）となっていますが、一世帯あたりの人員は減少しており、核家族世帯の割合が年々増加し、全国平均に近づいています。

◎三世帯同居世帯比率及び核家族世帯比率の推移(全国・富山県)

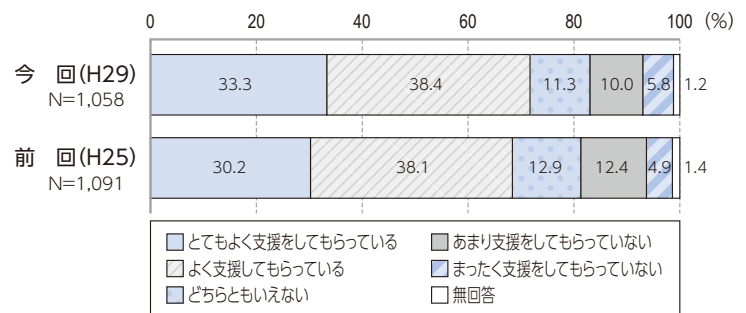


資料:国勢調査(総務省)

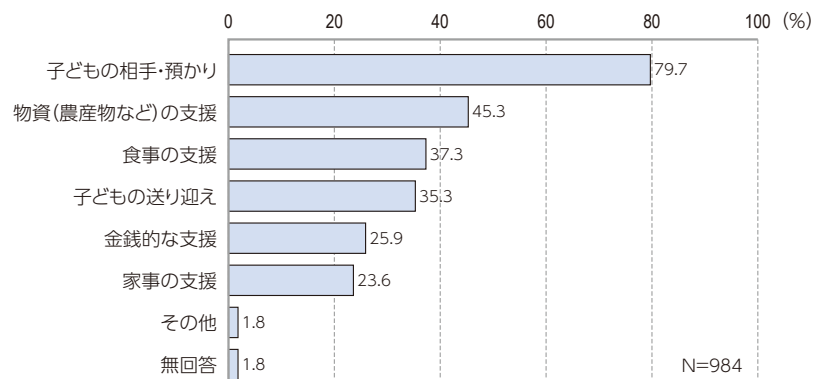
② 親からの支援

子育てへの親からの支援は、「よく支援してもらっている」「とてもよく支援してもらっている」割合があわせて7割を超え、高くなっています。また、支援の内容は、「子どもの相手・預かり」「物資（農作物など）の支援」「食事の支援」「子どもの送り迎え」など、直接子どもの世話をする支援を受ける割合が高くなっています。

◎親からの支援



◎親から受けている支援の内容



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

③ ひとり親世帯の状況

ひとり親家庭の世帯数は、7,875世帯で、うち母子世帯が91.8%となっています。ひとり親世帯は前回（H25）に比べ、11.7%減少しています。

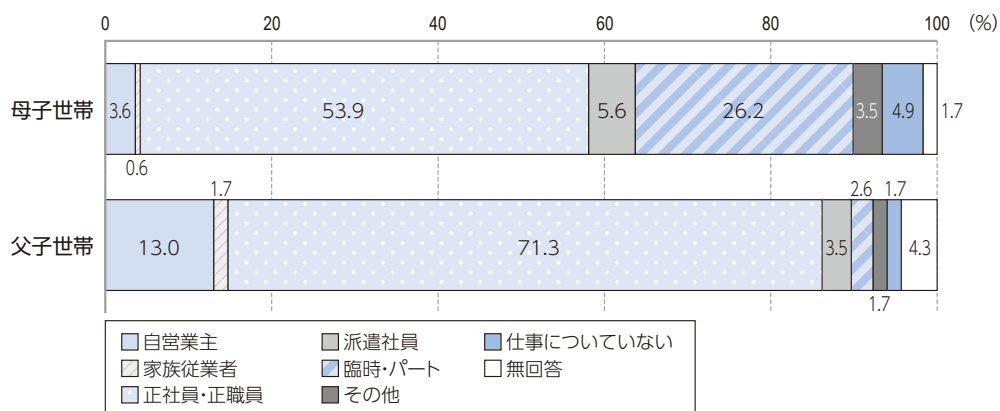
		平成30年	平成25年	H30/H25
内 訳	ひとり親家庭の世帯数	7,875	8,922	88.3 %
	母子家庭の世帯数	7,232	8,082	89.5 %
	全世帯に対する割合	1.79 %	2.06 %	
	父子家庭の世帯数	643	840	76.5 %
	全世帯に対する割合	0.16 %	0.21 %	
全世帯数		404,929	391,799	103.4 %

注：全世帯数……富山県人口移動調査（各年10月1日現在）

ひとり親家庭の世帯数……市町村が把握している世帯数（児童扶養手当受給資格者、ひとり親家庭医療費助成事業の対象者等をもとに把握）を集計した推計値

ひとり親世帯の親のうち仕事を持っている人の割合は、母子世帯で93.4%、父子世帯では94%となっています。その内訳は、母子世帯、父子世帯ともに「正社員・正職員」が最も多いものの、母子世帯では「臨時・パート」の割合が26.2%と高くなっています。

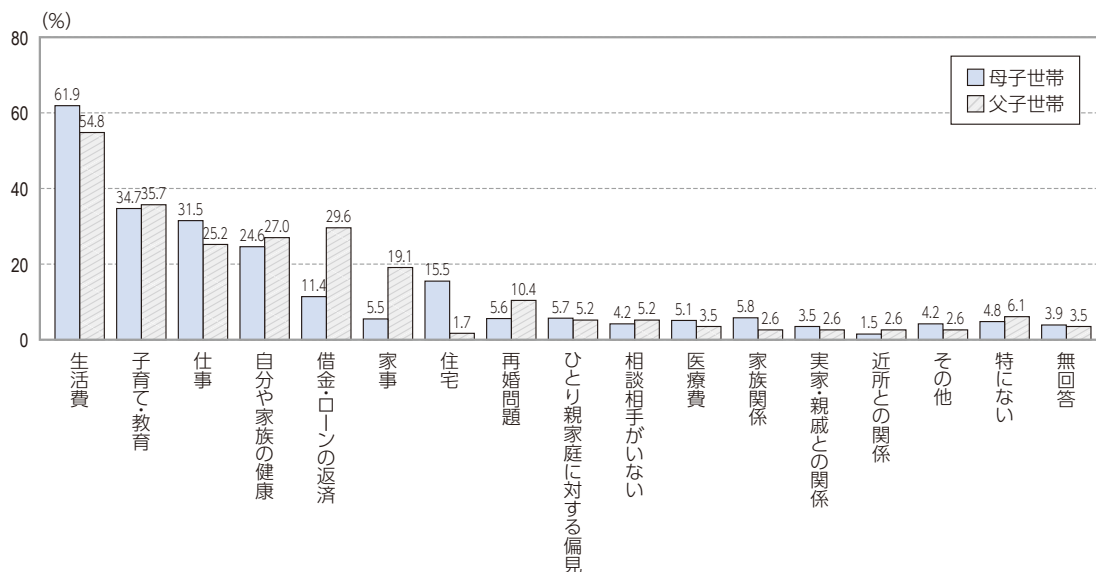
◎現在の雇用形態



資料:富山県ひとり親家庭等実態調査(H30 富山県)

こうした、ひとり親世帯の生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯ともに「生活費」であり、次いで「子育て・教育」となっています。

◎生活上の不安や悩み

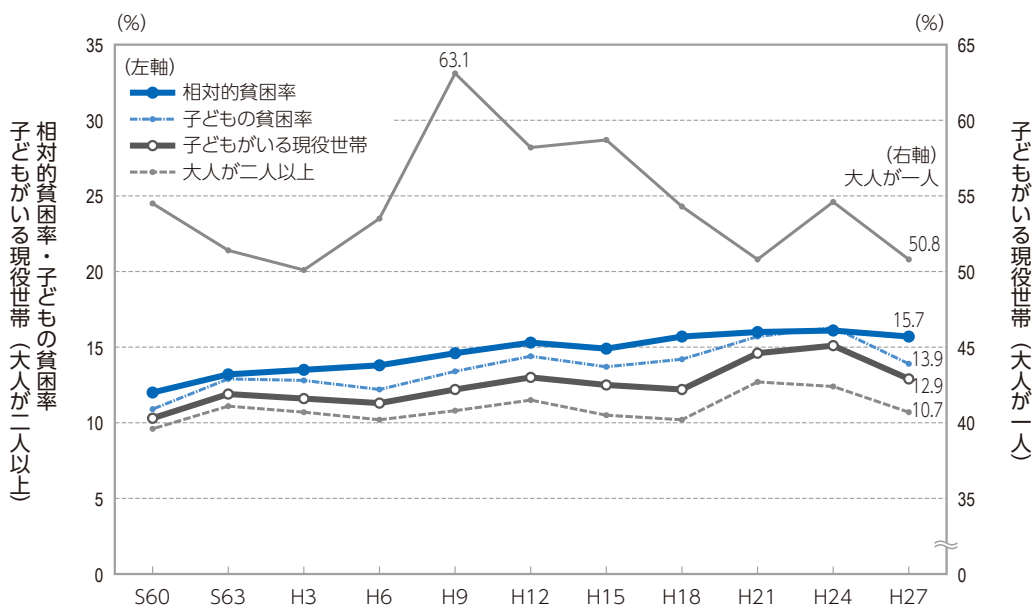


資料:富山県ひとり親家庭等実態調査(H30 富山県)

④ 子どもの貧困の状況

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成27年の我が国における相対的貧困率は15.7%、また子どもの貧困率は13.9%となっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯(ひとり親家庭等)については50.8%と、調査開始以降50%を超えて推移しています。

◎貧困率の年次推移



- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
- 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

資料:国民生活基礎調査(厚生労働省)

平成28～29年度に県内8市において実施された子どもの貧困に関する実態調査によると、「相対的低所得層」の子どもの割合は、小学校5年生が7.7%、中学校2年生が7.6%となっています。

◎富山県内8市(高岡市、砺波市、南砺市、黒部市、魚津市、氷見市、小矢部市、射水市)の実態調査結果(平成28～29年度実施)による「相対的低所得層」の状況

区 分		8市合計
小学校5年生	① 集計世帯数	2,706
	② 等価世帯収入の中央値	306.2 万円
	③ 中央値の50% (153万円) 以下の額の世帯数	208
	④ ③の割合	7.7 %
中学校2年生	① 集計世帯数	2,754
	② 等価世帯収入の中央値	325.0 万円
	③ 中央値の50% (153万円) 以下の額の世帯数	210
	④ ③の割合	7.6 %

※国民生活基礎調査による「相対的貧困率」

・集計世帯数：24,604世帯(富山県348世帯)
 ・貧 困 線：122万円

・等価可処分所得の中央値：245万円
 ・子どもの貧困率(17歳以下)：13.9%

資料:富山県

また、児童扶養手当受給世帯の児童の割合、生活保護世帯における19歳以下の子どもの占める割合、小中学校における就学援助率の割合は、いずれも全国に比べ低い水準となっています。

◎児童扶養手当受給世帯の児童数

(単位:人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
富山県 (県内の18歳以下の人口に占める割合)	9,530 (5.41%)	9,188 (5.30%)	8,736 (5.11%)	8,428 (5.04%)	8,078 (4.92%)
全 国 (18歳以下の人口に占める割合)	1,620,606 (7.65%)	1,595,108 (7.60%)	1,565,504 (7.53%)	1,519,754 (7.38%)	1,470,823 (7.23%)

※児童扶養手当……一定の所得を下回るひとり親家庭の生活が安定されるように支給される手当。
 支給期間は、原則として子どもが18歳となった年度末まで。

資料:富山県

◎生活保護世帯の状況

(単位:人)

		平成22年	平成28年	増加率
富山県	生活保護被保護者	3,153	3,488	10.6 %
	うち19歳以下 (県内の19歳以下の人口に占める割合)	171 (0.1%)	178 (0.1%)	4.1 %
全 国	生活保護被保護者	1,878,725	2,110,340	12.3 %
	うち19歳以下 (19歳以下の人口に占める割合)	286,456 (1.3%)	254,645 (1.2%)	▲ 11.1 %

資料:被保護者調査(年次調査)、H22は被保護者一斉調査

◎小中学校における就学援助の状況

(単位:人)

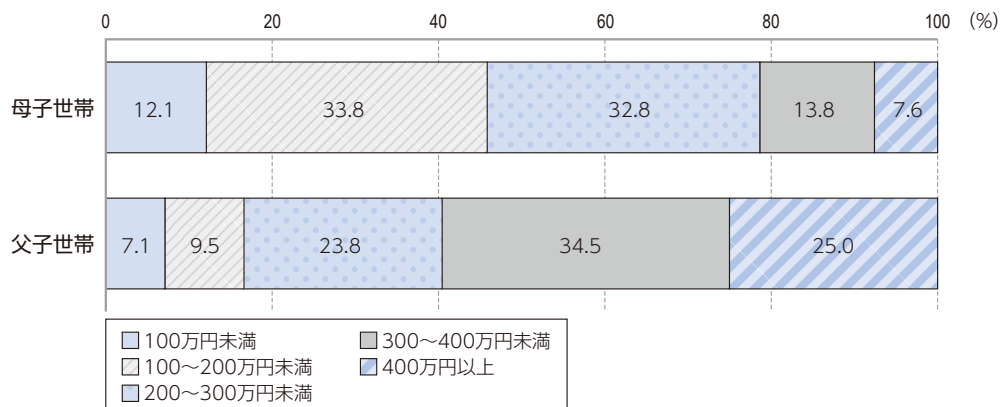
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
富山県 (就学援助率)	6,496 (7.35%)	6,367 (7.31%)	5,950 (6.94%)	5,764 (6.83%)	5,582 (6.74%)	5,472 (6.74%)
全国 (就学援助率)	1,567,831 (15.58%)	1,552,023 (15.64%)	1,514,515 (15.42%)	1,495,485 (15.39%)	1,466,134 (15.23%)	1,432,018 (15.04%)

※就学援助率……公立小中学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合

資料:要保護及び準要保護児童生徒数(文部科学省)

その一方で、母子世帯では平均年間就労収入200万円未満の割合が45.9%と父子世帯に比べて高い水準となっています。また、母子世帯の平均年間就労収入は、214万円となっており、全国平均よりは高いものの、父子世帯の約65%となっています。

◎本人の年間就労収入



資料:富山県ひとり親家庭等実態調査(H30 富山県)

◎ひとり親世帯の年間就労収入(平均値)

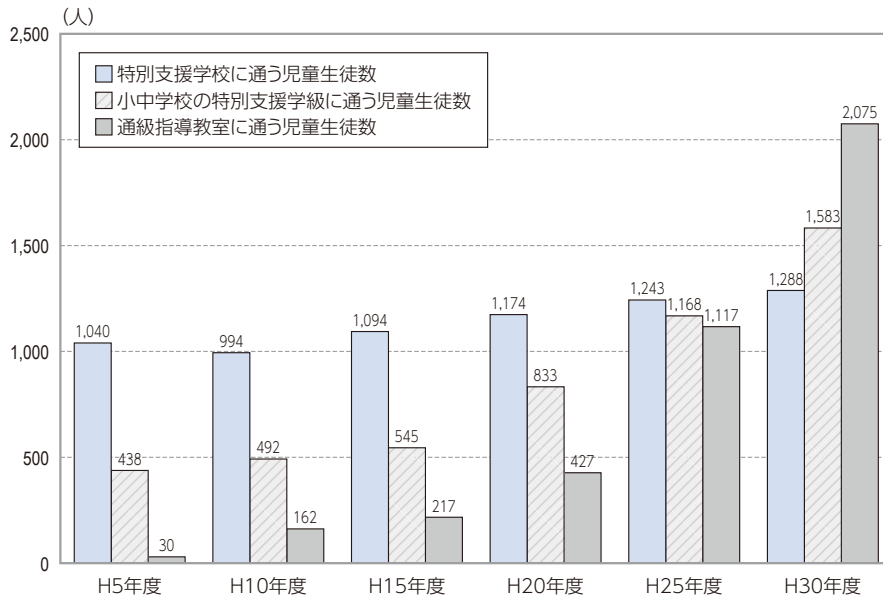
	母子世帯		父子世帯	
	富山県(H30)	全国(H28)	富山県(H30)	全国(H28)
平均年間就労収入	214万円	200万円	325万円	398万円

資料:富山県ひとり親家庭等実態調査(H30 富山県)
全国ひとり親世帯等調査結果(H28 厚生労働省)

⑤ 特別支援教育を受ける児童生徒の状況

近年、特別支援学校^{※1}等において特別支援教育を受ける児童生徒数が大幅に増加しており、支援ニーズが高まっています。

◎平成の過去25年間における在籍者数の推移



資料:富山県教育委員会

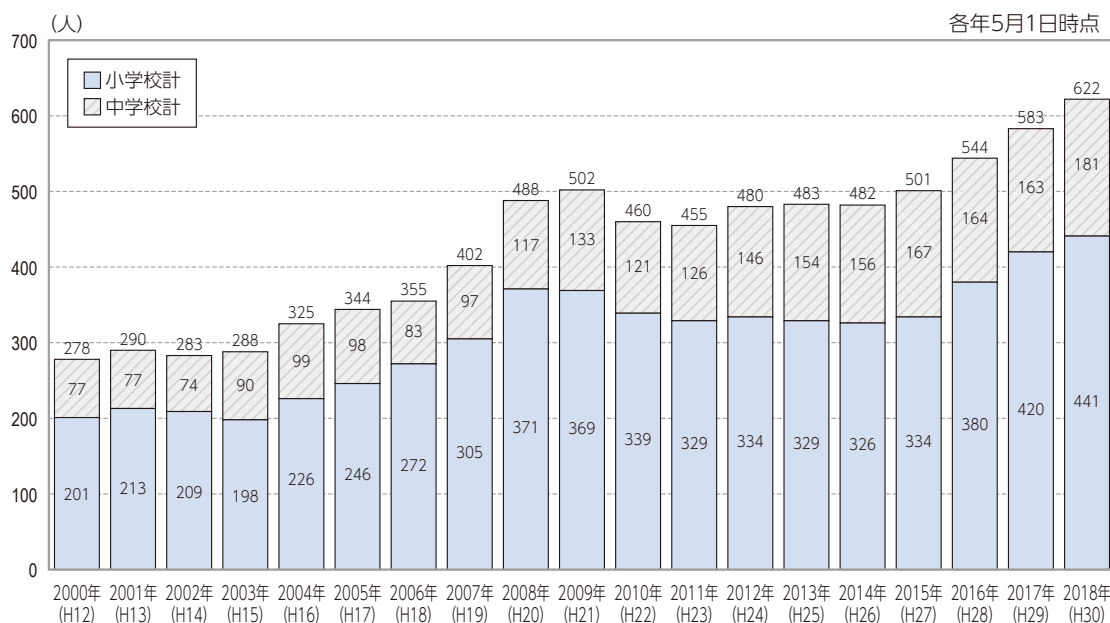
※1 **特別支援学校** 障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚部・小学部・中学部・高等部で行う。対象とする障害は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱である。発達障害のみでは対象とならない。

⑥ 外国人児童生徒の状況

県内の小中学校へ通っている外国人児童生徒数は、平成30年5月1日現在で622人となっています。平成18年から平成21年にかけて急増し、平成22年、23年に減少に転じましたが、その後再び増加しています。市町村別では、富山市、高岡市及び射水市で外国人児童生徒が多くなっています。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、平成30年5月1日現在で384人となっており、外国人児童生徒全体の約6割を占めています。日本語指導が必要な児童生徒のうち、ポルトガル語を母語とする児童生徒が全体の約3割を占めています。

◎富山県内の外国人児童生徒の推移



資料:学校基本調査(文部科学省)

◎日本語指導が必要な外国人児童生徒(母語別)

【小・中学校 合計】

(単位:人)

	日本語指導を要する外国人児童生徒数	ポルトガル	フィリピン	ウルドゥー	中国	その他
富山市	117	9	25	6	32	45
高岡市	102	70	12	6	6	8
魚津市	2	0	1	0	1	0
氷見市	3	0	0	0	2	1
滑川市	3	0	0	0	3	0
黒部市	6	0	2	0	2	2
砺波市	6	6	0	0	0	0
小矢部市	2	0	0	0	0	2
南砺市	10	5	0	0	4	1
射水市	122	30	35	33	3	21
舟橋村	0	0	0	0	0	0
上市町	1	1	0	0	0	0
立山町	4	3	0	0	1	0
入善町	6	2	2	0	0	2
朝日町	0	0	0	0	0	0
合計	384	126	77	45	54	82

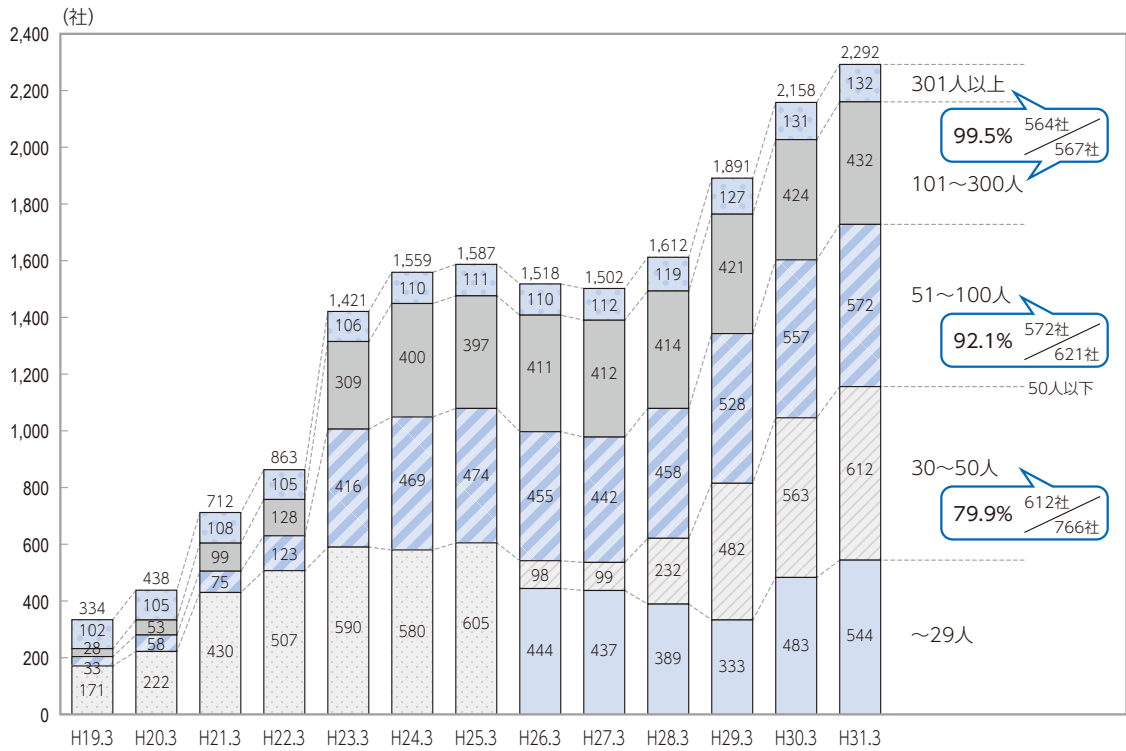
資料:日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒等の実態調査(H30.5.1現在 富山県教育委員会)

(2) 仕事と子育ての両立

① 一般事業主行動計画^{※1}の策定

本県では、子育て支援・少子化対策条例により平成23年から従業員51人以上、平成29年から30人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けており、従業員51～100人企業の策定状況は、平成30年度末で約92.1%となり、全国的にもトップレベルとなっています。

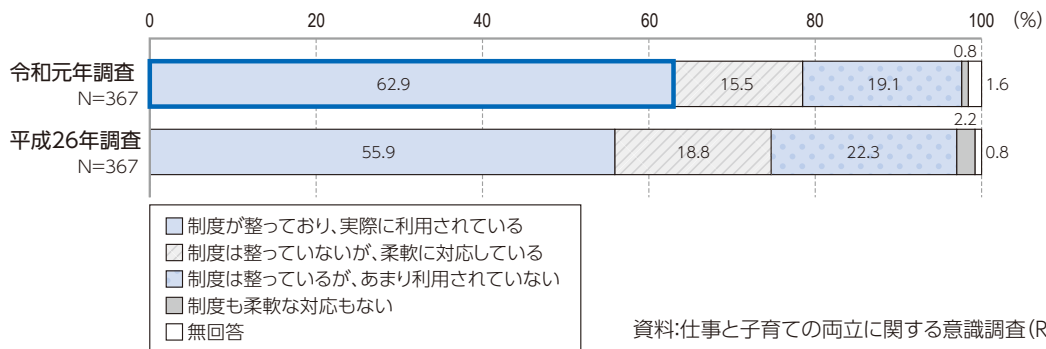
◎一般事業主行動計画届出状況



② 両立支援制度（育児休業制度、子育て中の短時間勤務制度など）の整備及び運用等

企業を対象とした意識調査では、「制度が整っており、実際に利用されている」が62.9%と最も多く、整備及び運用が着実に進展しています。

◎貴社における両立支援制度の整備及び運用の現状について

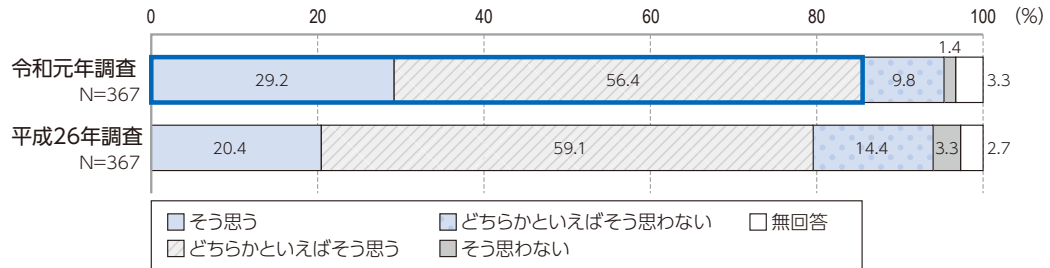


※1 一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備について事業主が策定する計画。従業員101人以上の事業主においては、策定・届出・公表・従業員への周知が義務づけられている。

※県では、「子育て支援・少子化対策条例」に基づき、平成23年4月から、従業員51人以上100人以下の事業主に対し策定を義務づけており、平成29年4月からは、従業員30人以上50人以下の事業主にまで策定義務対象を拡大している。

また、今後の両立支援制度を現在より拡充させようと思うかとの問いについては、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」を合わせると85.6%となり、企業における意識が高まっています。

◎両立支援の取組みを現在より充実させようと思うか

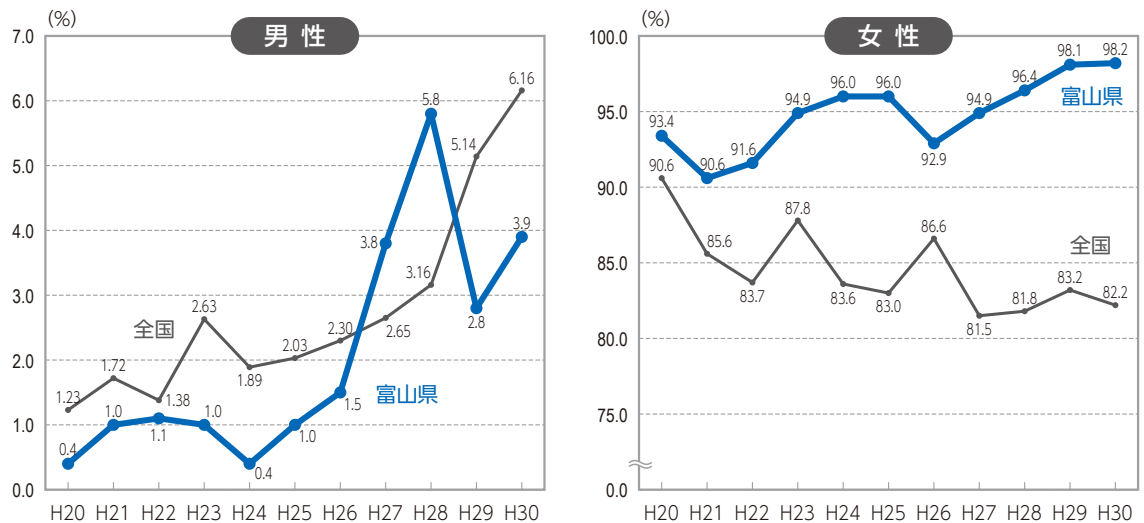


資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

③ 育児休業の取得率

女性の育児休業取得率は、約9割で推移していますが、男性の育児休業取得率は依然として低い状況にあります。

◎育児休業取得率

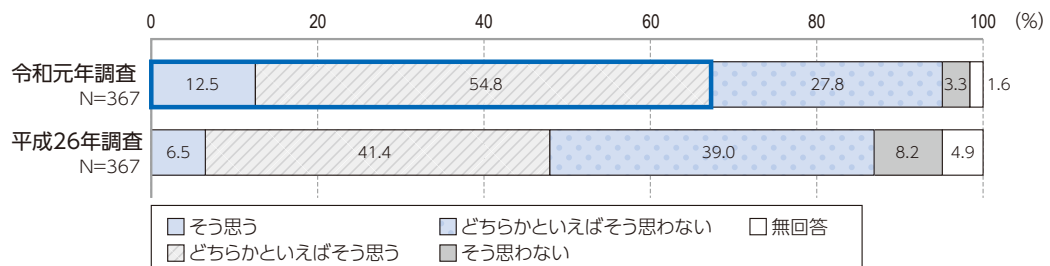


資料：全 国／雇用均等基本調査(厚生労働省)
富山県／賃金等労働条件実態調査

④ 男性の育児休業の取得促進について

企業を対象とした意識調査では、男性従業員の育児休業について積極的に促進すべきかとの問いに対して、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」を合わせると67.3%となり、男性従業員の育児休業の取得促進に前向きな結果となっています。

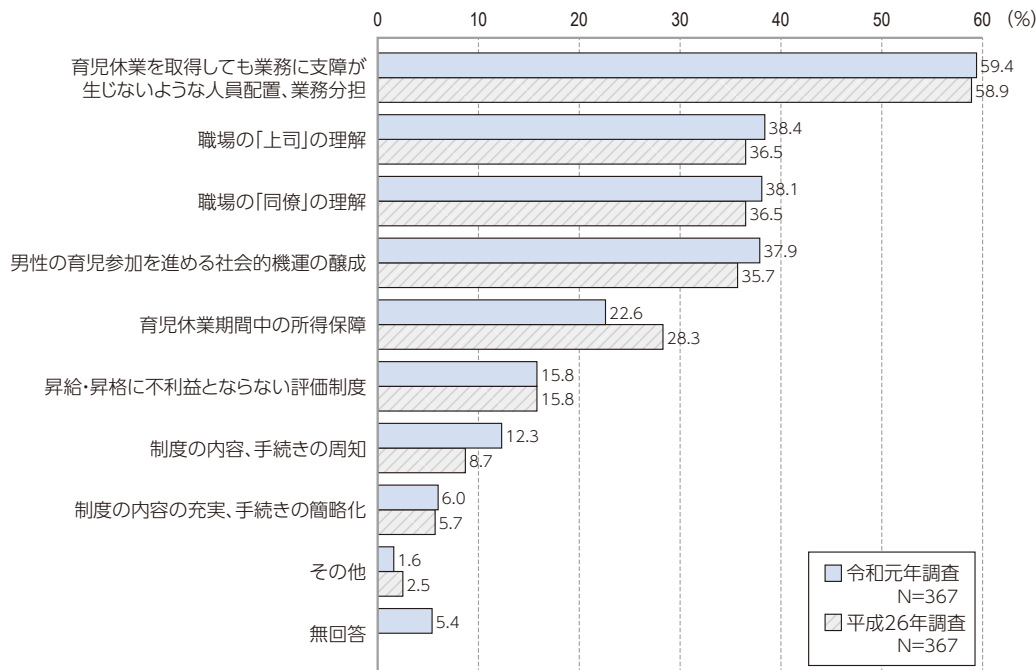
◎男性の育児休業取得について企業は積極的に促進するべきだと思うか



資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

また、男性の育児休業取得促進のために企業として特に重要だと思うものについては、「業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」が59.4%と最も多く、次いで「職場の理解」や「社会的機運の醸成」が多くなっています。

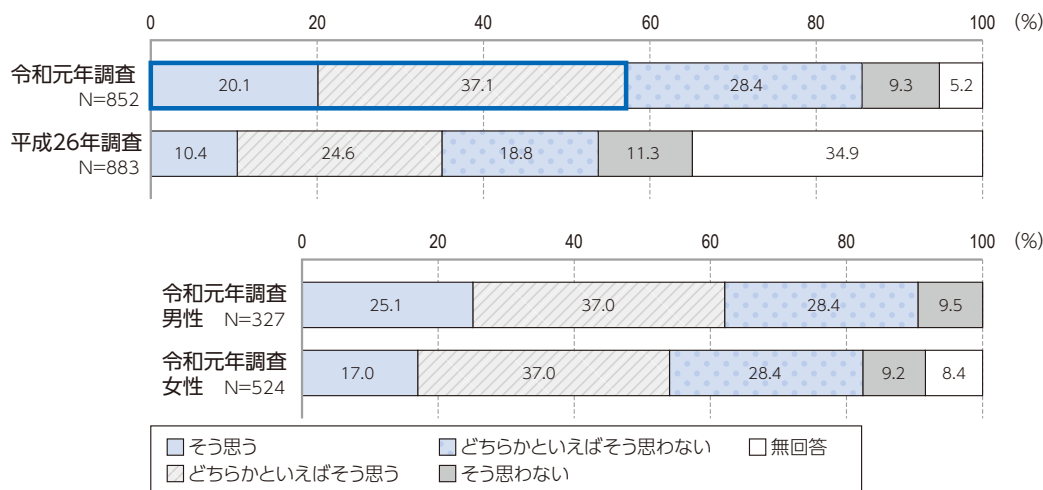
◎男性の育児休業取得を促進するために、特に重要だと思うもの



資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

一方、企業の従業員を対象とした調査では、男性の育児休業の促進について、男性は育児休業を取得したい（女性は配偶者に育児休業を取得してほしい）と思うかについては、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と合わせて57.1%と、男性の育児休業取得に対する意識は高まっています。特に、男性の「そう思う」が25.1%と、女性の17.0%に比べ意識が高くなっています。

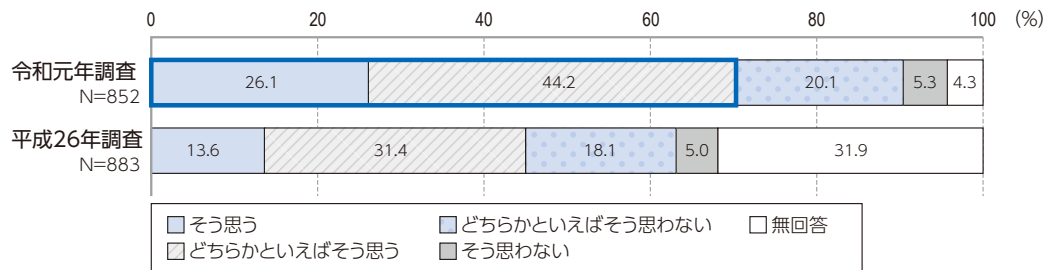
◎男性の方は、育児休業を取得したい(女性の方は、取得してほしい)と思うか



資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

また、男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進すべきだと思うかとの問いについては、「そう思う」・「どちらかといえばそう思う」と合わせて70.3%が促進すべきと考えています。

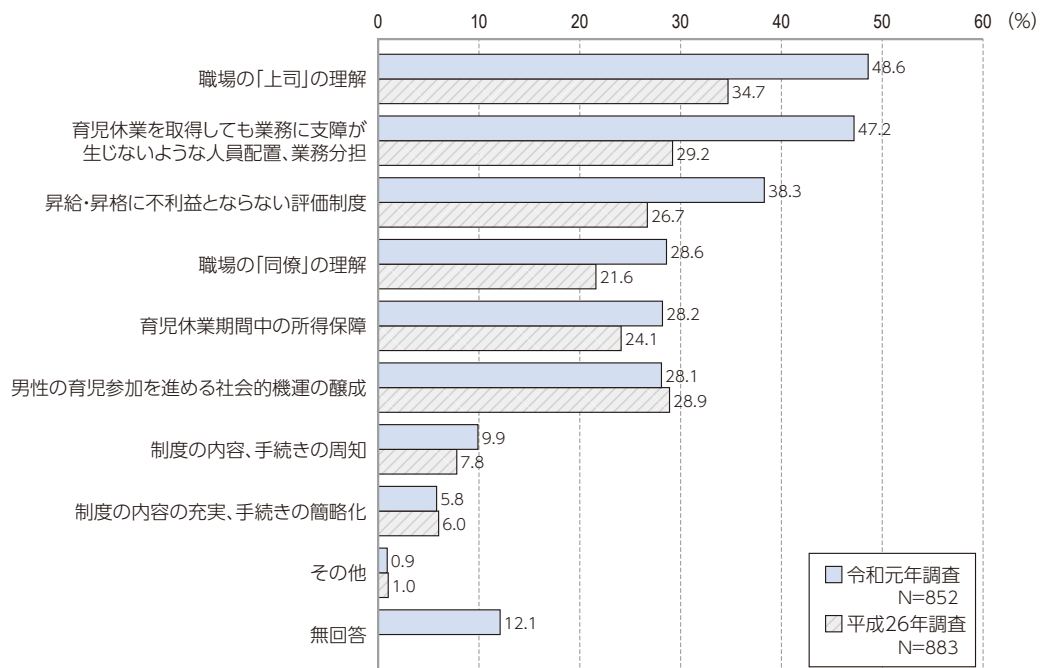
◎男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進すべきだと思うか



資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

男性の育児休業取得を促進するために、勤め先の企業で特に重要だと思うものについては、「上司の理解」が48.6%と最も多く、次いで「業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」・「昇給・昇任に不利益とならない評価制度」が多くなっています。

◎男性の育児休業取得のために、あなたの勤め先の企業で特に重要だと思うもの

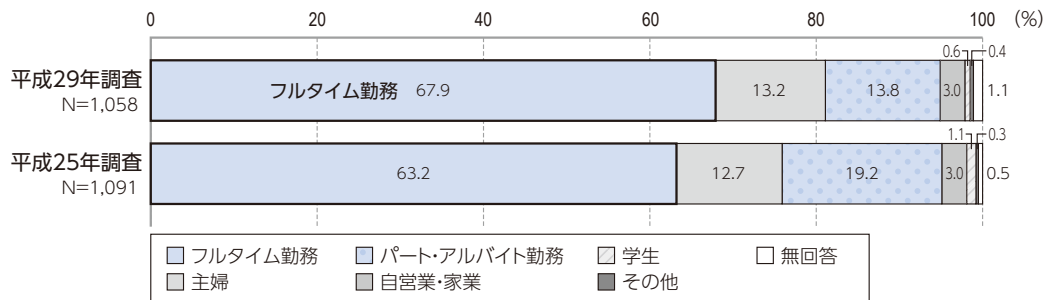


資料:仕事と子育ての両立に関する意識調査(R1 富山県)

⑤ 出産前後の就業状況の変化

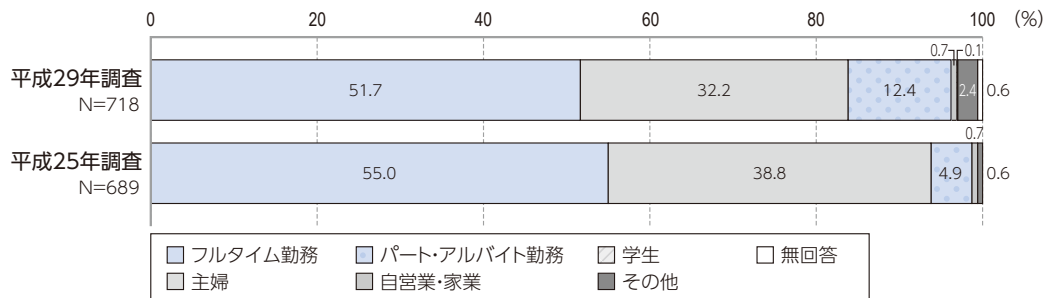
母親の就業状況は、出産1年前に「フルタイム勤務」だった人のうち、1年後も継続して「フルタイム勤務」しているのは、51.7%と約半数となっており、仕事を辞め、「主婦」となった人が32.2%、「パート・アルバイト勤務」となった人が12.4%となっています。また、フルタイム勤務をやめた理由は、「家事・育児に専念するため自発的にやめた」「仕事と育児の両立の難しさでやめた」が多くなっています。

◎出産1年前の就業状況

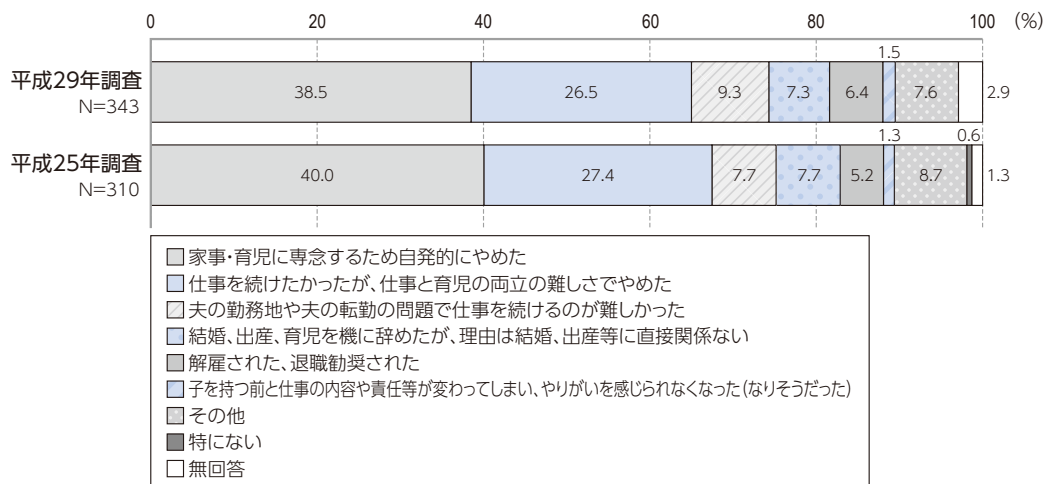


◎うちフルタイム勤務者の状況

《フルタイム勤務者の出産1年後の就業状況》



《フルタイム勤務をやめた理由》

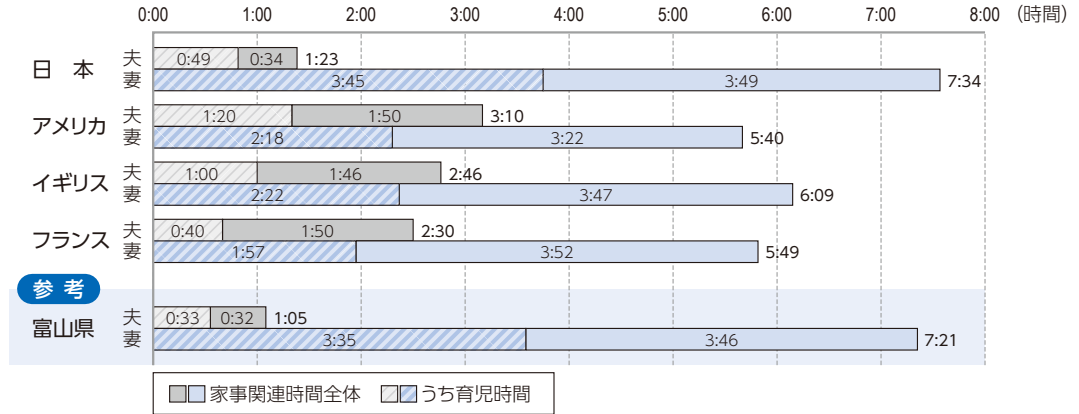


資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

⑥ 男性の子育て・家事への参加

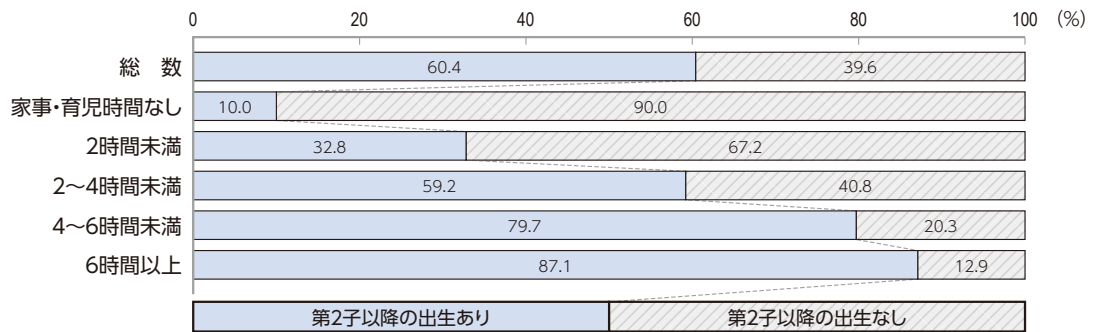
6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事関連時間をみると、富山県は夫が家事・育児に費やす時間は非常に短くなっています。また、夫の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなっています。

◎6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間(1日あたり)の国際比較



出典:内閣府ウェブサイトより 総務省「H28 社会生活基本調査」等

◎夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生の状況



出典:内閣府ウェブサイトより 厚生労働省「第14回 21世紀成年者縦断調査(H14成年者)」(2015)

有業者の仕事からの平均帰宅時間は18時28分で全国平均と比べると25分早く、男性は19時9分で全国第18位、女性は17時35分で全国第10位となっています。うち、独身期、子どものいない夫・妻及び子育て期の夫・妻の別により仕事からの平均帰宅時刻をみると、子育て期の夫・妻の平均帰宅時刻で男女差が最も大きくなっています。また、男性は子どものいない夫より子育て期の夫の方が帰宅時刻が遅く、女性は子どものいない妻より子育て期の妻の方が帰宅時刻が早くなっています。

◎男女、ライフステージ別 仕事からの平均帰宅時刻の富山県と全国の比較(平日、15歳以上、有業者)

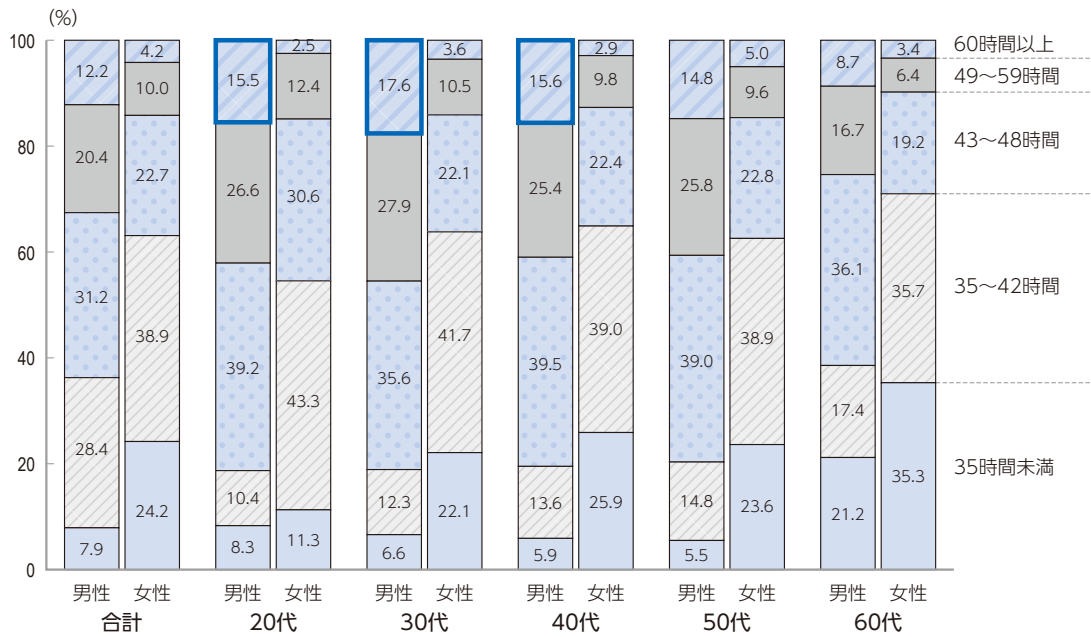
	富山県						全国		
	総数		男性		女性		総数	男性	女性
	平均時刻	順位	平均時刻	順位	平均時刻	順位	平均時刻	平均時刻	
有業者全体	18:28	11位	19:09	18位	17:35	10位	18:53	19:31	17:59
独身期	19:02	17位	19:17	20位	18:36	14位	19:20	19:36	19:00
子どものいない夫・妻	18:04	23位	18:27	20位	17:32	27位	18:19	18:46	17:36
子育て期の夫・妻	18:20	4位	19:34	14位	16:46	12位	19:04	20:08	17:06

※仕事からの帰宅時刻…0時15分以降、24時(翌日0時)前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻
 独身期…子ども、配偶者のいない者
 子どものいない夫・妻…子どもはいるが配偶者がいる者
 子育て期の夫・妻…配偶者と30歳未満の無業の子どもがいる者

資料:社会生活基本調査(H28 総務省)

本県の1週間の就業時間を年代別に見ると、男性は20～40代で週60時間以上働いている人が多くなっています。

◎年代別 1週間の就業時間



資料:就業構造基本調査(H29 総務省)

⑦ 育児と介護のダブルケアの状況

晩婚化、晩産化に伴い、今後、ダブルケアの問題が懸念されます。

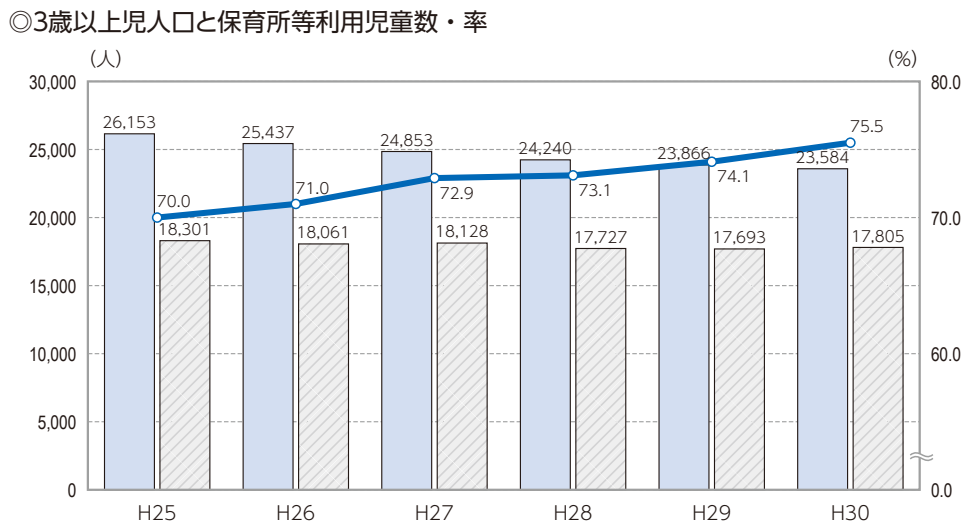
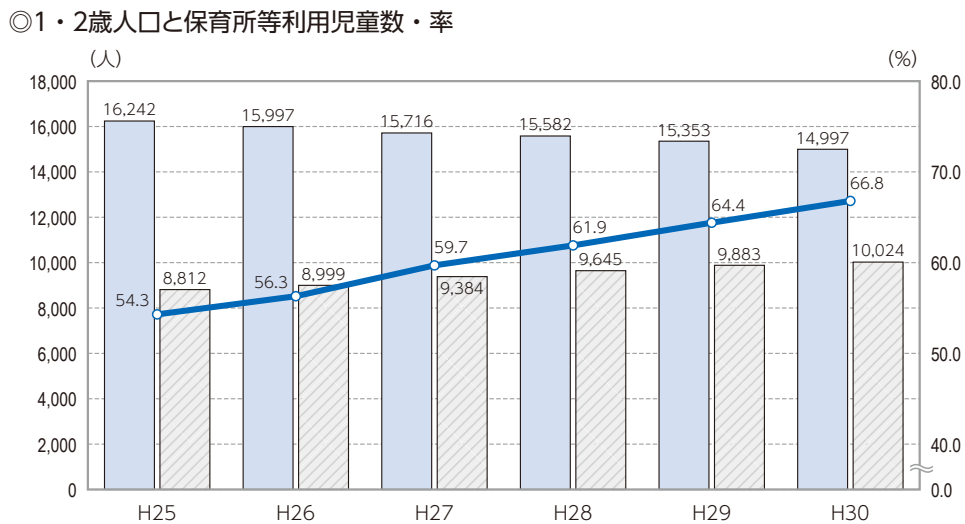
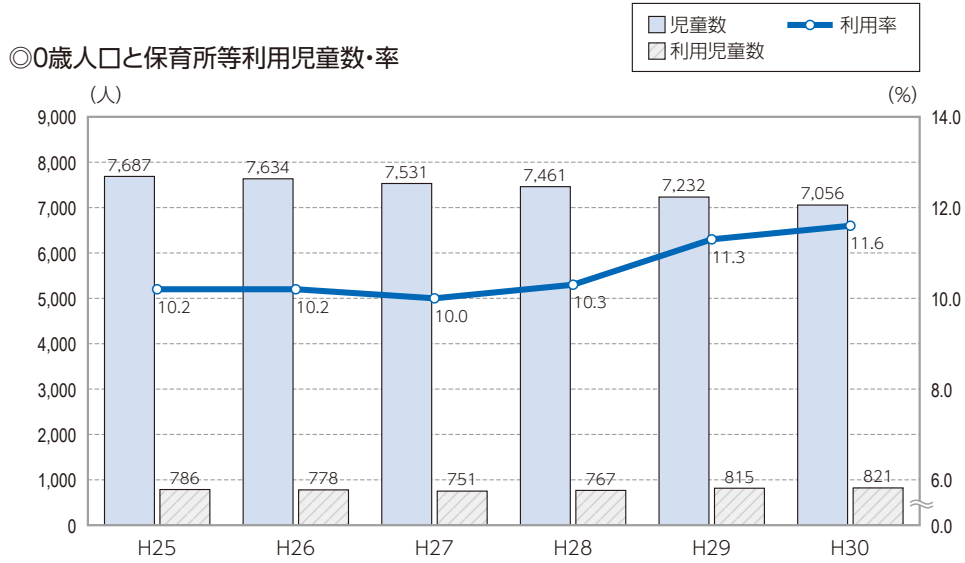
◎ダブルケア人口の推計(全国)

	全体	男性	女性
人数	252,900人	85,400人	167,500人
平均年齢	39.65歳	41.16歳	38.87歳

資料:育児と介護のダブルケアに関する調査報告書(H27 内閣府)

⑧ 保育及び放課後児童対策

保育所等利用児童数の割合は年々増加しており、特に1・2歳児の利用率が5年間で12.5%の増と大きくなっています。

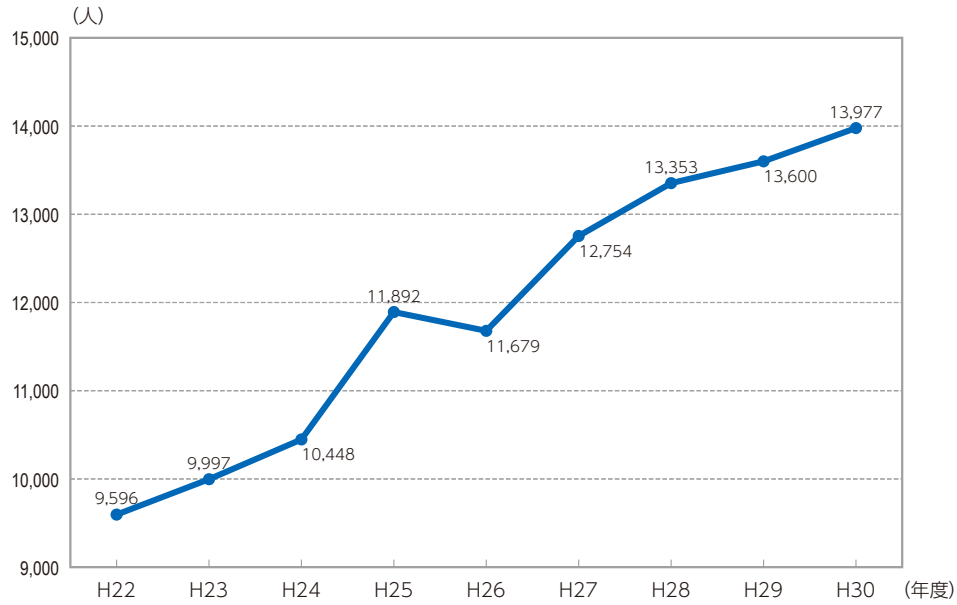


資料:厚生労働省調査(各年4月1日時点)

また、放課後児童クラブの登録児童数は、平成27年度から対象児童が小学校6年生まで(*)拡充されたこともあり、平成30年度で13,977人と過去最高となっています。

(※26年度までは概ね10歳まで)

◎放課後児童クラブ登録児童数



資料:放課後児童健全育成事業の実施状況調査(各年度5月1日現在 厚生労働省)

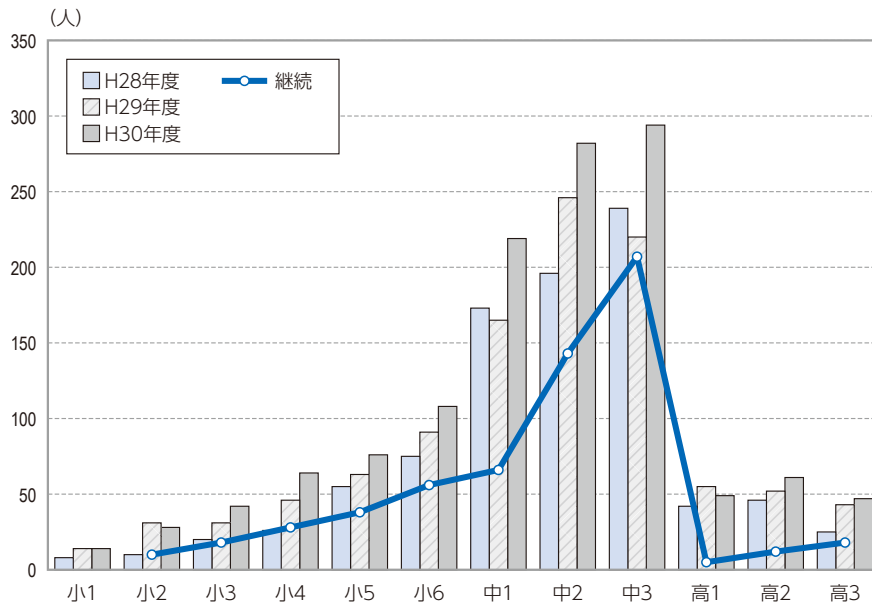
(3) 子どもの状況

① 不登校

本県の不登校の児童生徒数は、中学校に入ると急増しています。平成30年度は前年度に比べ、小学1年生、2年生、高等学校1年生を除く全学年で増加しています。

また、学年別の件数で見ると、中学校1年生で不登校が急増し、中学2年、3年と解消せず継続する生徒が増加する傾向にあります。

◎不登校児童生徒数の学年別内訳

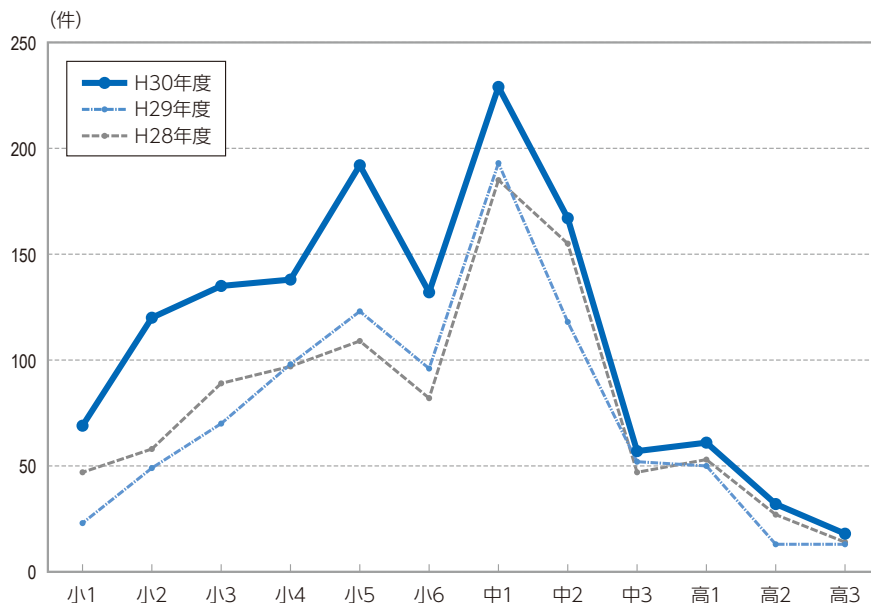


資料:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

② いじめ

本県のいじめの認知件数を学年別にみると、中学校1年生でいじめの認知件数が急増し、その後減少する傾向にあります。

◎いじめ認知件数の学年別内訳

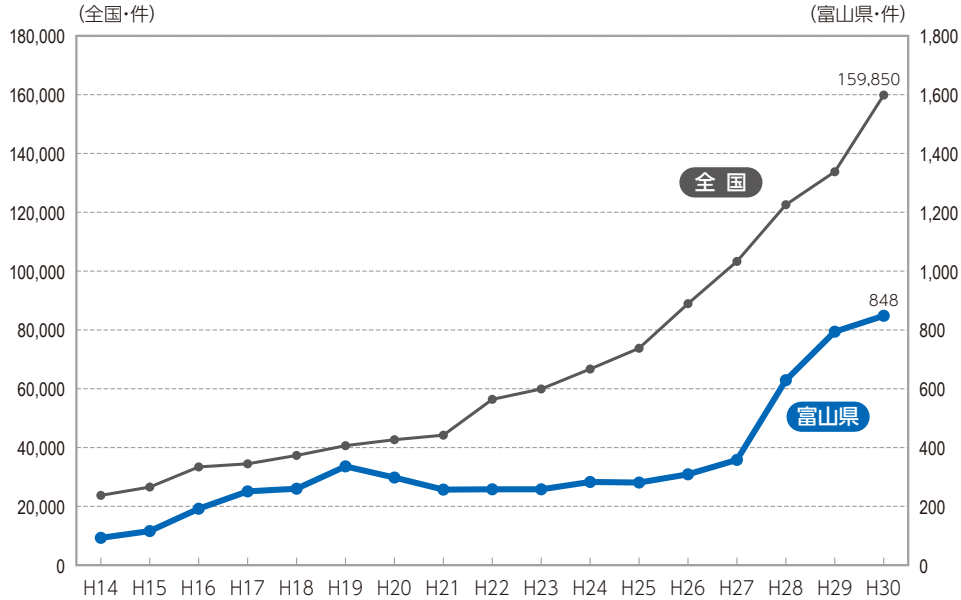


資料:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

③ 児童虐待

本県の児童虐待の相談対応件数は、平成30年度は848件と、統計を取り始めて以降、過去最高となっています。

◎児童相談所における児童虐待相談対応件数



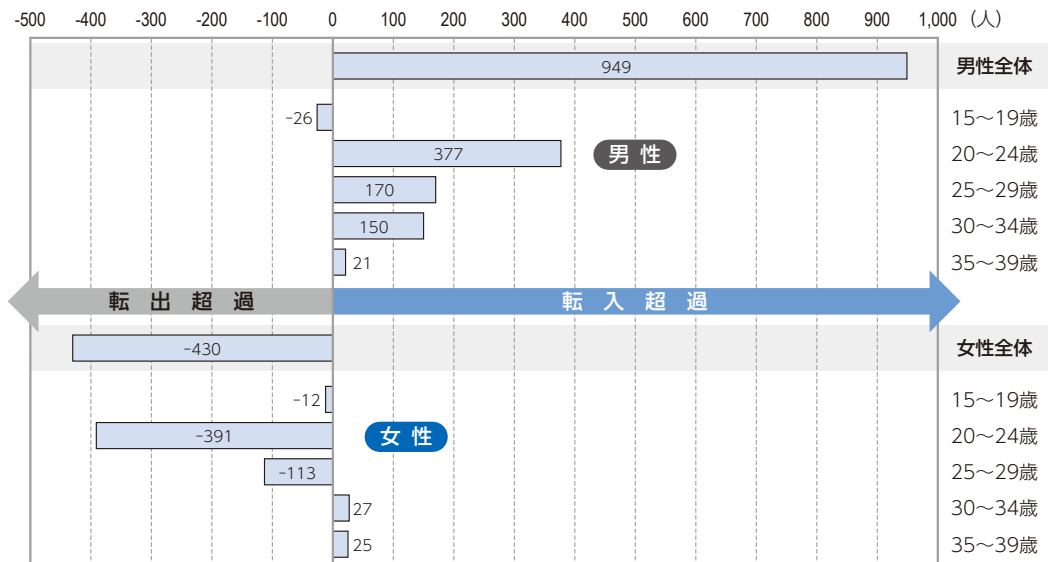
資料:富山県

(4) 若者の県外流出の状況

富山県人口移動調査の結果によると、平成29年10月から平成30年9月までの1年間の県外転出入の状況は、全体で、転入者が18,388人、転出者が17,869人で519人の転入超過となっています。しかし、内訳は、男性は949人の転入超過となっていますが、女性は430人の転出超過となっています。

5年ごとの年齢区分別では、15歳～19歳で38人、20歳～24歳で14人の転出超過となっており、特に、20歳～24歳の女性は391人の転出超過となっています。

◎15歳～39歳の社会移動 (H29年10月1日～H30年9月30日)



資料:人口移動調査(H30 富山県)

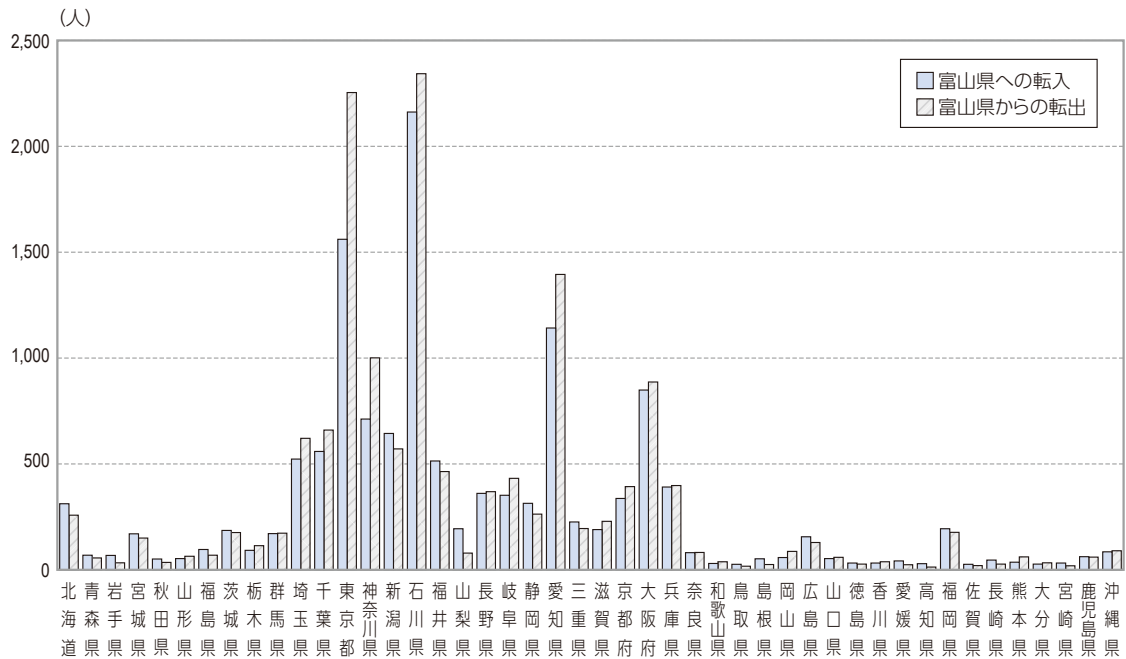
◎都道府県別県外移動者数(平成29年10月1日～平成30年9月30日)

(単位:人)

	転 入			転 出			差 引 増 減					
	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性	男女計	男性	女性
合 計	18,388	10,957	7,431	17,869	10,008	7,861	519	949	△ 430	2.9%	9.5%	△ 5.5%
北 海 道	312	177	135	258	156	102	54	21	33	20.9%	13.5%	32.4%
青 森 県	69	33	36	56	36	20	13	△ 3	16	23.2%	△ 8.3%	80.0%
岩 手 県	68	38	30	33	18	15	35	20	15	106.1%	111.1%	100.0%
宮 城 県	170	112	58	150	83	67	20	29	△ 9	13.3%	34.9%	△ 13.4%
秋 田 県	51	35	16	35	24	11	16	11	5	45.7%	45.8%	45.5%
山 形 県	53	31	22	64	30	34	△ 11	1	△ 12	△ 17.2%	3.3%	△ 35.3%
福 島 県	96	70	26	69	47	22	27	23	4	39.1%	48.9%	18.2%
茨 城 県	186	107	79	176	111	65	10	△ 4	14	5.7%	△ 3.6%	21.5%
栃 木 県	92	60	32	114	70	44	△ 22	△ 10	△ 12	△ 19.3%	△ 14.3%	△ 27.3%
群 馬 県	171	115	56	173	81	92	△ 2	34	△ 36	△ 1.2%	42.0%	△ 39.1%
埼 玉 県	523	316	207	621	368	253	△ 98	△ 52	△ 46	△ 15.8%	△ 14.1%	△ 18.2%
千 葉 県	559	338	221	660	375	285	△ 101	△ 37	△ 64	△ 15.3%	△ 9.9%	△ 22.5%
東 京 都	1,561	901	660	2,254	1,183	1,071	△ 693	△ 282	△ 411	△ 30.7%	△ 23.8%	△ 38.4%
神 奈 川 県	712	428	284	1,001	517	484	△ 289	△ 89	△ 200	△ 28.9%	△ 17.2%	△ 41.3%
新 潟 県	644	389	255	571	346	225	73	43	30	12.8%	12.4%	13.3%
富 山 県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
石 川 県	2,162	1,233	929	2,343	1,301	1,042	△ 181	△ 68	△ 113	△ 7.7%	△ 5.2%	△ 10.8%
福 井 県	514	315	199	464	291	173	50	24	26	10.8%	8.2%	15.0%
山 梨 県	194	102	92	79	47	32	115	55	60	145.6%	117.0%	187.5%
長 野 県	361	202	159	369	207	162	△ 8	△ 5	△ 3	△ 2.2%	△ 2.4%	△ 1.9%
岐 阜 県	352	235	117	432	254	178	△ 80	△ 19	△ 61	△ 18.5%	△ 7.5%	△ 34.3%
静 岡 県	314	185	129	263	152	111	51	33	18	19.4%	21.7%	16.2%
愛 知 県	1,142	748	394	1,395	816	579	△ 253	△ 68	△ 185	△ 18.1%	△ 8.3%	△ 32.0%
三 重 県	226	149	77	195	125	70	31	24	7	15.9%	19.2%	10.0%
滋 賀 県	190	116	74	229	134	95	△ 39	△ 18	△ 21	△ 17.0%	△ 13.4%	△ 22.1%
京 都 府	337	213	124	393	224	169	△ 56	△ 11	△ 45	△ 14.2%	△ 4.9%	△ 26.6%
大 阪 府	849	489	360	887	468	419	△ 38	21	△ 59	△ 4.3%	4.5%	△ 14.1%
兵 庫 県	391	250	141	398	216	182	△ 7	34	△ 41	△ 1.8%	15.7%	△ 22.5%
奈 良 県	81	45	36	82	45	37	△ 1	0	△ 1	△ 1.2%	0.0%	△ 2.7%
和 歌 山 県	30	21	9	38	20	18	△ 8	1	△ 9	△ 21.1%	5.0%	△ 50.0%
鳥 取 県	26	16	10	17	10	7	9	6	3	52.9%	60.0%	42.9%
島 根 県	52	31	21	25	14	11	27	17	10	108.0%	121.4%	90.9%
岡 山 県	58	35	23	87	47	40	△ 29	△ 12	△ 17	△ 33.3%	△ 25.5%	△ 42.5%
広 島 県	156	106	50	129	78	51	27	28	△ 1	20.9%	35.9%	△ 2.0%
山 口 県	53	32	21	59	33	26	△ 6	△ 1	△ 5	△ 10.2%	△ 3.0%	△ 19.2%
徳 島 県	32	19	13	27	18	9	5	1	4	18.5%	5.6%	44.4%
香 川 県	32	22	10	38	25	13	△ 6	△ 3	△ 3	△ 15.8%	△ 12.0%	△ 23.1%
愛 媛 県	42	29	13	24	12	12	18	17	1	75.0%	141.7%	8.3%
高 知 県	29	16	13	13	10	3	16	6	10	123.1%	60.0%	333.3%
福 岡 県	194	113	81	177	101	76	17	12	5	9.6%	11.9%	6.6%
佐 賀 県	26	15	11	20	12	8	6	3	3	30.0%	25.0%	37.5%
長 崎 県	46	28	18	27	19	8	19	9	10	70.4%	47.4%	125.0%
熊 本 県	36	17	19	61	36	25	△ 25	△ 19	△ 6	△ 41.0%	△ 52.8%	△ 24.0%
大 分 県	27	19	8	33	23	10	△ 6	△ 4	△ 2	△ 18.2%	△ 17.4%	△ 20.0%
宮 崎 県	32	14	18	19	14	5	13	0	13	68.4%	0.0%	260.0%
鹿 児 島 県	62	35	27	60	33	27	2	2	0	3.3%	6.1%	0.0%
沖 縄 県	85	47	38	90	54	36	△ 5	△ 7	2	△ 5.6%	△ 13.0%	5.6%
国 外	4,639	2,684	1,955	1,835	947	888	2,804	1,737	1,067	152.8%	183.4%	120.2%
その他	351	226	125	1,326	777	549	△ 975	△ 551	△ 424	△ 73.5%	△ 70.9%	△ 77.2%

資料:人口移動調査(H30 富山県)

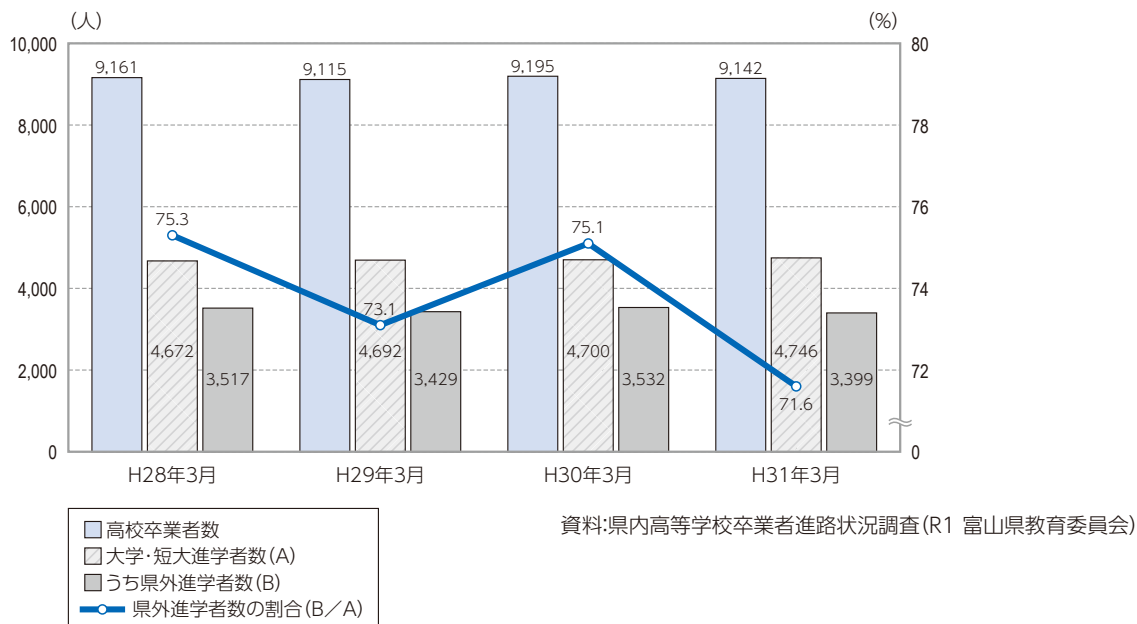
◎転入元、転出先の都道府県別県外移動者数



① 県外大学等への進学

平成31年3月に県内の高等学校を卒業し、大学・短大に進学した者4,749人のうち、約7割の3,402人が県外の大学等に進学している一方、県外から県内の大学・短大へ進学した者は、平成30年度で1,699人となっており、転出超過数が大きくなっています。

◎県内高校卒業者の県外進学状況



② 大学卒業時の県外就職

県外大学に進学した若者のUターン就職率は、平成31年3月卒業生で58.4%となっています。一方、県内大学卒業生の県外就職の状況は、平成31年3月卒業生で、就職者全体の半数以上の976人となっています。

第3章

計画の目標と基本方針

- ① めざす社会の姿
- ② 基本理念
- ③ 基本目標
- ④ 基本方針

計画の目標と基本方針

1 めざす社会の姿

子どもの笑顔や笑い声に包まれると、子どもの保護者はもとより、周囲の大人までもが、自然と笑みが浮かび、物事に対する意欲や希望が湧いてきます。

子どもたちは地域の宝、未来への希望です。子どもは、無限の可能性を秘め、まわりの人々との関わりの中でたくましく成長し、明日のとやまの発展を支えるかけがえのない存在であり、とやまの未来を担う貴重な人材です。

すべての子どもたちが周囲からの祝福を受けて誕生し、家族の愛情に包まれながら、地域の様々な人々に見守られ、その将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、たくましく健やかに育つ地域社会こそが、県民が夢や希望を持って生き生きと暮らせる活気ある地域社会であり、私たち県民の願いです。こうしたことから、めざすべき社会の姿を次のとおりとします。

子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会

2 基本理念

子どもが健やかに成長するうえでは、まずは、保護者が子育ての第一義的責任を持っており、家庭において、深い愛情をもって、子どもを育てなければなりません。しかしながら、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化など、家庭や子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状においては、保護者や家庭の中だけで、子育てを十分に担うことが難しくなっています。めざす社会の実現にあたっては、行政はもとより、地域住民、事業者などすべての県民が、それぞれの役割を担い、一体となって社会全体で子育てを支援する取組みを進めることが求められています。

このため、県はもとより県民一人ひとりが、子育て支援・少子化対策を進めるうえで共有すべき基本となる考え方として、子育て支援・少子化対策条例に基づき、次の4つを基本理念として掲げます。

- (1) すべての子ども及び子どもを生子、育てる者が支援を受けることができるようにすること
- (2) 保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識の下に、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携、協力して取り組むこと
- (3) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮すること
- (4) 子どもの権利・利益が最大限に尊重され、子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されること

3 基本目標

基本理念の下に、「子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会」の実現を目指すためには、県民一人ひとりが、明確な目標を持ち、それに向けて具体的な行動を起こすことが大切です。

そのため、めざす社会の姿をよりわかりやすい目標としてブレイクダウンすると、具体的には、結婚、出産や子育ての「希望」がかなえられ、メリハリのある働き方ができ、子どもが健やかに育つ環境をつくることであることから、計画の基本目標を次のとおりとします。

- ① 県民の結婚・出産・子育ての希望がかない、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。
- ② 仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。
- ③ すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

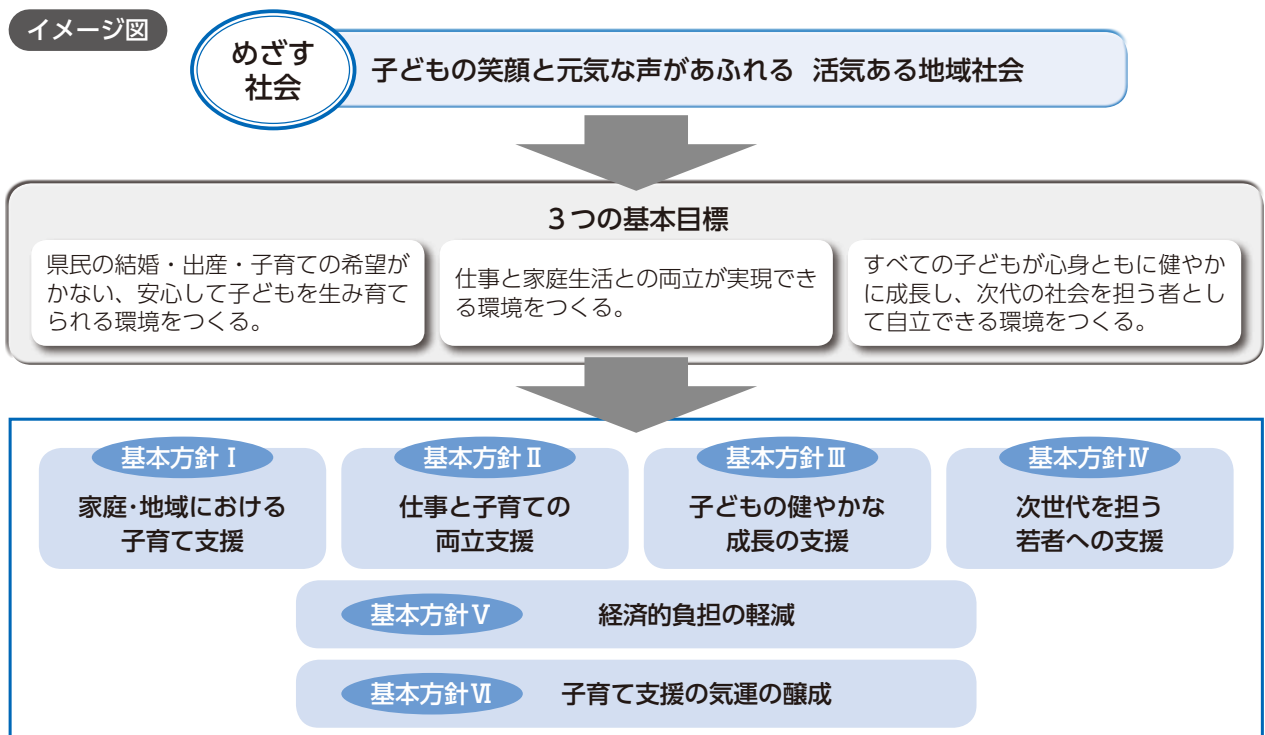
4 基本方針

基本目標を達成するためには、家庭や地域に対して取り組む施策だけでなく、仕事と家庭生活の両立に関する施策や、子どもたちが育つ環境の改善に向けて取り組む施策、また、これらの施策に共通する取り組みとして、経済的な負担の軽減に関する施策も必要です。

また、次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりのための施策や、さらに、これらの子育て支援・少子化対策を推進するうえでの基盤となる、子どもの育成や子育てを応援する社会全体の意識づくりや気運の醸成を図る施策も必要です。

このため、子育て支援・少子化対策条例に掲げる基本施策の「家庭・地域における子育て支援」、「仕事と子育ての両立支援」、「子どもの健やかな成長の支援」、「経済的負担の軽減」に加えて、「次世代を担う若者への支援」と、その前提となる県民総ぐるみで取り組む「子育て支援の気運の醸成」の6つを基本方針として掲げます。

イメージ図



若い世代の結婚・子育ての希望が実現するならば、本県の出生率は1.9程度の水準まで向上することが見込まれます。

そのためには、まず、結婚や子育てに関する現実と希望のギャップを解消し、若い世代の結婚・子育ての希望ができるだけ実現できるよう取り組む必要があります。

もとより結婚や出産は、個人の自由な決定に基づくものですが、健康や経済的理由などから希望がかなえられない場合もあります。個人の価値観やそれぞれが置かれた状況を十分尊重しつつ、県、市町村、事業者、関係機関・団体が連携して、子育て支援・少子化対策を計画的に推進し、若い世代の結婚・子育ての希望の実現に向けて取り組んでいくことが求められています。

希望出生率

「希望出生率」は、国民（県民）の結婚や子育ての希望がなかった場合の出生率であり、結婚や子育てに関する現実と希望のギャップを解消し、希望ができるだけ実現できるように取り組む必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所の試算を参考に、今回（R1）実施した「結婚等に関する県民意識調査」データに基づき、富山県民の希望出生率を試算しました。

$$\text{「希望出生率」} = \left\{ \begin{array}{l} \text{既婚者割合} \times \text{予定子ども数} \\ + \text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{理想子ども数} \end{array} \right\} \times \text{離別等効果}$$

富山県の希望出生率の算出根拠（対象はいずれも20～34歳の女性）

① 既婚者割合 ……………	平成27年国勢調査による有配偶者割合	38.6 %
② 予定子ども数 ……………	妻の年齢20～34歳の初婚どうしの夫妻	2.12 人
③ 未婚者割合 ……………	平成27年国勢調査による有配偶者以外（不詳含む）の割合	61.4 %
④ 未婚結婚希望割合 ……	「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	89.0 %
⑤ 理想子ども数 ……………	「いずれ結婚するつもり」と回答した未婚者	2.17 人
⑥ 離別等効果 ……………	国立社会保障・人口問題研究所数値	0.938

※②④⑤は、「結婚等に関する県民意識調査（R1）」より

$$\{(38.6\% \times 2.12_{人}) + (61.4\% \times 89.0\% \times 2.17_{人})\} \times 0.938 \div 1.9$$

（参考：全国）

$$\{(32.0\% \times 2.01_{人}) + (68.0\% \times 89.3\% \times 2.02_{人})\} \times 0.938 \div 1.8$$

第4章

子育て支援・少子化対策の具体的な展開

① 今後取り組むべき重点施策

② 具体的施策の展開

- I 家庭・地域における子育て支援
- II 仕事と子育ての両立支援
- III 子どもの健やかな成長の支援
- IV 次世代を担う若者への支援
- V 経済的負担の軽減
- VI 子育て支援の気運の醸成

③ 目標指標

子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 今後取り組むべき重点施策

子育て支援・少子化対策は、幅広い分野にわたる施策を総合的に進める必要がありますが、子育て家庭の皆さんのご意見や、子育て支援・少子化対策県民会議での議論等を踏まえ、今後特に重点的に取り組むべき施策を以下のとおり設定し、施策の着実な推進を図ります。

《今後取り組むべき重点施策》

- 子育て家庭に対する支援の充実
- 働き方改革の推進
- 女性活躍の推進と男性の家事・育児参画の促進
- 結婚を希望する男女への支援
- 移住・U I J ターンの促進
- 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減
- 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり（セーフティーネットの充実）

(1) 子育て家庭に対する支援の充実

<p>現状と課題</p>	<p>令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化等により、保育ニーズの増加が一層見込まれることから、保育の受け皿整備や保育士の確保が課題となるとともに、さらなる幼児教育・保育の質の向上が求められています。</p> <p>また、病児・病後児保育^{※1}や延長保育^{※2}の実施箇所数、放課後児童クラブ^{※3}数は着実に増えていますが、引き続き地域ニーズに応じて充実を図る必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="454 526 922 869"> <p>◎病児・病後児保育事業 (箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>年度</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>34</td></tr> <tr><td>H22</td><td>57</td></tr> <tr><td>H24</td><td>76</td></tr> <tr><td>H26</td><td>82</td></tr> <tr><td>H28</td><td>124</td></tr> <tr><td>H29</td><td>135</td></tr> <tr><td>H30</td><td>147</td></tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="949 526 1417 869"> <p>◎延長保育事業 (箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>年度</th><th>箇所数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H20</td><td>203</td></tr> <tr><td>H22</td><td>210</td></tr> <tr><td>H24</td><td>215</td></tr> <tr><td>H26</td><td>219</td></tr> <tr><td>H28</td><td>231</td></tr> <tr><td>H29</td><td>231</td></tr> <tr><td>H30</td><td>236</td></tr> </tbody> </table> </div> </div> <div data-bbox="454 918 1353 1261"> <p>◎放課後児童クラブ数 (箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>年度</th><th>放課後児童クラブ</th><th>うち午後6時を越えて開所するクラブ</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>156</td><td>0</td></tr> <tr><td>H18</td><td>163</td><td>13</td></tr> <tr><td>H21</td><td>187</td><td>18</td></tr> <tr><td>H22</td><td>202</td><td>41</td></tr> <tr><td>H24</td><td>211</td><td>57</td></tr> <tr><td>H26</td><td>223</td><td>68</td></tr> <tr><td>H28</td><td>253</td><td>91</td></tr> <tr><td>H29</td><td>262</td><td>101</td></tr> <tr><td>H30</td><td>272</td><td>107</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:富山県</p> </div>	年度	箇所数	H20	34	H22	57	H24	76	H26	82	H28	124	H29	135	H30	147	年度	箇所数	H20	203	H22	210	H24	215	H26	219	H28	231	H29	231	H30	236	年度	放課後児童クラブ	うち午後6時を越えて開所するクラブ	H16	156	0	H18	163	13	H21	187	18	H22	202	41	H24	211	57	H26	223	68	H28	253	91	H29	262	101	H30	272	107
年度	箇所数																																																														
H20	34																																																														
H22	57																																																														
H24	76																																																														
H26	82																																																														
H28	124																																																														
H29	135																																																														
H30	147																																																														
年度	箇所数																																																														
H20	203																																																														
H22	210																																																														
H24	215																																																														
H26	219																																																														
H28	231																																																														
H29	231																																																														
H30	236																																																														
年度	放課後児童クラブ	うち午後6時を越えて開所するクラブ																																																													
H16	156	0																																																													
H18	163	13																																																													
H21	187	18																																																													
H22	202	41																																																													
H24	211	57																																																													
H26	223	68																																																													
H28	253	91																																																													
H29	262	101																																																													
H30	272	107																																																													
<p>県民会議等での意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育センターについては、より柔軟で幅広い包括的なプラットフォームとして機能することを期待する。 ・保育士の人材確保が深刻。研修に派遣したくても人手不足のため派遣できない。 ・共働きやひとり親、祖父母が元気で働いていることなどから、放課後児童クラブの需要が高い。すべての子どもが、安全で安心して放課後を過ごせるような取組みが必要。 ・出産後の母親が育児の不安や重圧によって、精神的に不安になる産後うつ等を改善することにより、次の子の出産につながる。 																																																														
<p>施策の方向性</p>	<p>保護者の就労の有無や状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、子育て家庭のニーズに応じて、質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、子育て支援の充実を図る必要があります。</p> <p>病児・病後児保育等の多様な保育サービスの充実、放課後児童クラブの設置促進や開設時間の延長など、地域のニーズに応じて拡充を図ることが必要です。</p>																																																														

※1 病児・病後児保育 児童が発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応保育。

※2 延長保育 保育所等において、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育時間を延長して実施するもの。

※3 放課後児童クラブ 保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後（放課後）等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として組織されたクラブ。

具体的な取組み	<p>○幼児教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 幼児教育センターの取組みを充実させ、幼児教育施設における非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図ります。 • 幼児教育施設を所管する教育委員会、総合政策局及び厚生部の連携を深めます。 • 富山県幼児教育推進連絡協議会を開催し、今後の研修体制の在り方や取組みの方向性について検討します。 • 幼児教育スーパーバイザーとアドバイザーによる訪問研修を行うなど、幼児教育に関する研修の実施や支援等を図ります。 • 改訂版幼小接続カリキュラムの周知・活用を行うなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組みを進めます。 • 非認知能力等の育成のための保護者啓発リーフレットを作成し、年長児と小学1年生の保護者に配布します。 <p>○幼児教育・保育の従事者の確保と質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> • 幼保連携型認定こども園の保育教諭（幼稚園教諭免許と保育士資格の両方が必要）の免許・資格取得の支援や、幼稚園^{※1}、保育所^{※2}、認定こども園^{※3}等の人材確保対策を推進します。 • 幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図るための研修や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携を推進します。 <p>○特別保育のさらなる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> • 病児・病後児保育の促進や利便性の向上など、保護者ニーズに応じて多様な保育サービスの充実を支援します。 <p>○放課後児童クラブの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用児童の増大に対応した放課後児童クラブの設置や、保護者ニーズに応じた開設時間延長を支援するとともに、放課後児童支援員の認定資格研修を行うなど支援員等の確保と質の向上に努めます。 <p>○産後ケアの充実、産後うつ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村が中心となっていく産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の産後うつ対策について支援します。 • 産後うつ対策をさらに推進するため、医療機関と連携して、妊娠・出産サポート体制を充実します。 • 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう、LINE相談等を拡充するとともに、産科受診の同行や一時的な居場所提供などの支援を行います。
----------------	--

※1 **幼稚園** 満3歳から小学校就学前までの幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するための施設。

※2 **保育所** 保護者が働いているなどにより保育を必要とする乳幼児を、保護者などに代わって保育する、児童福祉法第39条に基づく施設。

※3 **認定こども園** 幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、親の就労の有無にかかわらず利用できる施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型がある。

<p>目指したい姿 (ビジョン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 子ども達が、家庭の状況にかかわらず、質の高い幼児教育・保育を受け、健やかに育つことができる。 • 子どもを持つ親が、病児・病後児保育などの特別保育や放課後児童クラブ等の支援を安心安全に受けることができる。 • 核家族化が進むなか、産後間もない女性が、産後うつやワンオペ等に苦しむことができなく、夫婦がともに子どもに愛着を持ち、子育てを通じ家族で幸せを感じることができる。 • 女性の出産・子育てに対する負担感が軽減され、第2子以降の出産意欲が向上する。 																						
<p>主な目標指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R6末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機児童数</td> <td>0 人</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>延長保育実施保育所数</td> <td>236 か所</td> <td>241 か所</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児保育事業実施箇所数</td> <td>147 か所</td> <td>171 か所</td> </tr> <tr> <td>保育所等に勤務する保育士数</td> <td>5,371 人 (H29)</td> <td>6,010 人</td> </tr> <tr> <td>幼児教育スーパーバイザー等による 訪問研修を実施した幼児教育施設数（累計）</td> <td>—</td> <td>300 施設</td> </tr> <tr> <td>子育てをしていて負担・不安に思うこと [精神的負担] [身体的負担]</td> <td>25.0 % 22.5 % (H29)</td> <td>引き下げる</td> </tr> </tbody> </table>			H30実績	R6末目標	待機児童数	0 人	0 人	延長保育実施保育所数	236 か所	241 か所	病児・病後児保育事業実施箇所数	147 か所	171 か所	保育所等に勤務する保育士数	5,371 人 (H29)	6,010 人	幼児教育スーパーバイザー等による 訪問研修を実施した幼児教育施設数（累計）	—	300 施設	子育てをしていて負担・不安に思うこと [精神的負担] [身体的負担]	25.0 % 22.5 % (H29)	引き下げる
	H30実績	R6末目標																					
待機児童数	0 人	0 人																					
延長保育実施保育所数	236 か所	241 か所																					
病児・病後児保育事業実施箇所数	147 か所	171 か所																					
保育所等に勤務する保育士数	5,371 人 (H29)	6,010 人																					
幼児教育スーパーバイザー等による 訪問研修を実施した幼児教育施設数（累計）	—	300 施設																					
子育てをしていて負担・不安に思うこと [精神的負担] [身体的負担]	25.0 % 22.5 % (H29)	引き下げる																					

(2) 働き方改革^{※1}の推進

<p>現状と課題</p>	<p>本県は、労働時間が全国の水準を上回っており、年次有給休暇取得率も5割前後にとどまっている状況です。</p> <p>このため、「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」「仕事と子育て等との両立に悩む」など、仕事と生活に関する問題が増える可能性があると考えられます。</p> <p>健康で豊かな生活のため、仕事だけでなく、家庭や地域社会に関わる時間を確保することが必要です。</p> <p>また、労働力人口の減少や高齢化が進む中、仕事と治療、介護等が両立できる職場環境を整備することが必要です。</p> <p>◎労働者一人平均年間総労働時間の推移(規模5人以上)</p> <table border="1"> <caption>◎労働者一人平均年間総労働時間の推移(規模5人以上)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>富山県 (時間)</th> <th>全国 (時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>1,884</td><td>1,802</td></tr> <tr><td>H18</td><td>1,871</td><td>1,811</td></tr> <tr><td>H19</td><td>1,868</td><td>1,808</td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,847</td><td>1,792</td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,786</td><td>1,733</td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,820</td><td>1,754</td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,817</td><td>1,747</td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,820</td><td>1,765</td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,813</td><td>1,764</td></tr> <tr><td>H26</td><td>1,807</td><td>1,741</td></tr> <tr><td>H27</td><td>1,825</td><td>1,734</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1,822</td><td>1,724</td></tr> <tr><td>H29</td><td>1,816</td><td>1,721</td></tr> <tr><td>H30</td><td>1,784</td><td>1,706</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:毎月勤労統計調査(厚生労働省)</p> <p>◎年次有給休暇の取得率</p> <table border="1"> <caption>◎年次有給休暇の取得率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>富山県 (%)</th> <th>全国 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H21</td><td>46.3</td><td>48.1</td></tr> <tr><td>H22</td><td>47.0</td><td>48.2</td></tr> <tr><td>H23</td><td>43.9</td><td>49.3</td></tr> <tr><td>H24</td><td>46.6</td><td>49.3</td></tr> <tr><td>H25</td><td>44.8</td><td>47.1</td></tr> <tr><td>H26</td><td>44.3</td><td>48.8</td></tr> <tr><td>H27</td><td>46.0</td><td>47.6</td></tr> <tr><td>H28</td><td>49.5</td><td>48.7</td></tr> <tr><td>H29</td><td>50.0</td><td>49.4</td></tr> <tr><td>H30</td><td>52.5</td><td>51.1</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:全 国/就労条件総合調査(厚生労働省) 富山県/賃金等労働条件実態調査</p>	年度	富山県 (時間)	全国 (時間)	H17	1,884	1,802	H18	1,871	1,811	H19	1,868	1,808	H20	1,847	1,792	H21	1,786	1,733	H22	1,820	1,754	H23	1,817	1,747	H24	1,820	1,765	H25	1,813	1,764	H26	1,807	1,741	H27	1,825	1,734	H28	1,822	1,724	H29	1,816	1,721	H30	1,784	1,706	年度	富山県 (%)	全国 (%)	H21	46.3	48.1	H22	47.0	48.2	H23	43.9	49.3	H24	46.6	49.3	H25	44.8	47.1	H26	44.3	48.8	H27	46.0	47.6	H28	49.5	48.7	H29	50.0	49.4	H30	52.5	51.1
年度	富山県 (時間)	全国 (時間)																																																																													
H17	1,884	1,802																																																																													
H18	1,871	1,811																																																																													
H19	1,868	1,808																																																																													
H20	1,847	1,792																																																																													
H21	1,786	1,733																																																																													
H22	1,820	1,754																																																																													
H23	1,817	1,747																																																																													
H24	1,820	1,765																																																																													
H25	1,813	1,764																																																																													
H26	1,807	1,741																																																																													
H27	1,825	1,734																																																																													
H28	1,822	1,724																																																																													
H29	1,816	1,721																																																																													
H30	1,784	1,706																																																																													
年度	富山県 (%)	全国 (%)																																																																													
H21	46.3	48.1																																																																													
H22	47.0	48.2																																																																													
H23	43.9	49.3																																																																													
H24	46.6	49.3																																																																													
H25	44.8	47.1																																																																													
H26	44.3	48.8																																																																													
H27	46.0	47.6																																																																													
H28	49.5	48.7																																																																													
H29	50.0	49.4																																																																													
H30	52.5	51.1																																																																													
<p>県民会議等での意見</p>	<p>人出不足の中小企業においては、仕事が属人化しており、長時間労働の是正や柔軟で多様な働き方などの働き方改革を推進する難しさを感じている。</p>																																																																														

※1 **働き方改革** 働く人がそれぞれの意欲、能力、その他の事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため、企業文化、人々のライフスタイル、働くことに対する考え方そのものを見直していくための取組み。国では「働き方改革関連法」が平成31年4月から順次施行されている。

施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 男女ともに仕事だけでなく、家庭や地域での責任を果たし、充実した人生を送れるよう、企業の働き方改革を推進する必要があります。 企業において、生産性向上や長時間労働是正が進み、テレワークなど多様な働き方で、男女問わず多様な人材が活躍し、イノベーションが生まれ、富山県の経済が活性化することが重要です。 長時間労働の是正や時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、中小企業の実情にも配慮しながら、働き方改革を推進する必要があります。 												
具体的な取組み	<p>○生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「イクボス^{※2}企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。 経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰し、その事例が他企業に波及するよう啓発します。 中小企業における働き方改革を進めるため、業界・業種毎に実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 企業の具体的な取組みを支援し、中小企業の働き方改革をけん引する優良モデル企業を創出します。 中小企業のテレワーク導入やクラウド化等を積極的に支援します。また、テレワーク活用等による多様な働き方を支援します。 												
目指したい姿 (ビジョン)	<ul style="list-style-type: none"> 企業の働き方改革が進み、男女ともに仕事だけではなく、家庭や地域での責任を果たし、充実した人生を送ることができる。 企業において、生産性向上や長時間労働是正が進み、テレワークなど多様な働き方で、男女問わず多様な人材が活躍し、イノベーションが生まれ、富山県の経済が活性化する。 												
主な目標指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R6末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年次有給休暇取得率</td> <td>52.5 %</td> <td>60%以上</td> </tr> <tr> <td>週労働時間60時間以上の雇用者の割合</td> <td>8.8 % (H29)</td> <td>0%を目指す</td> </tr> <tr> <td>従業員30~50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合</td> <td>79.9 %</td> <td>極力100%</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R6末目標	年次有給休暇取得率	52.5 %	60%以上	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.8 % (H29)	0%を目指す	従業員30~50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合	79.9 %	極力100%
	H30実績	R6末目標											
年次有給休暇取得率	52.5 %	60%以上											
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.8 % (H29)	0%を目指す											
従業員30~50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合	79.9 %	極力100%											

※2 **イクボス** 職場で共に働く部下やスタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

(3) 女性活躍の推進と男性の家事・育児参画の促進

現状と課題

本県では、女性の就業率の高さや平均勤続年数の長さが全国トップクラスで、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない状況にあります。

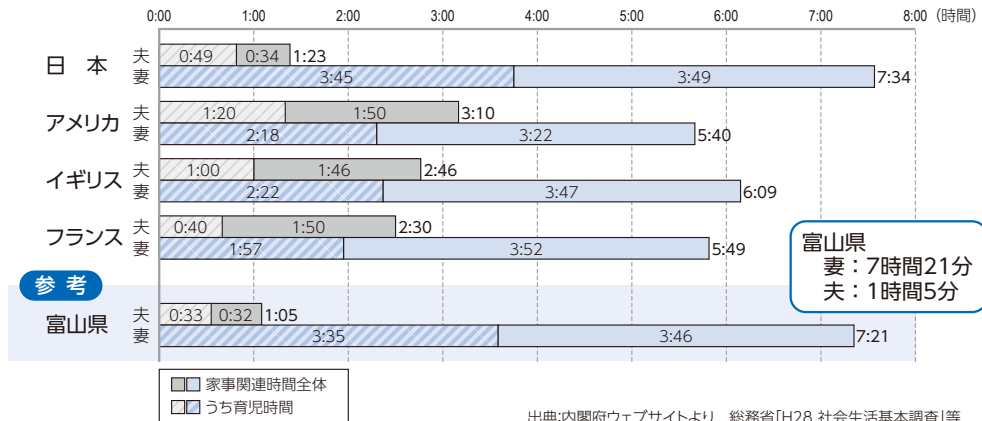
自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、仕事と生活を自分の希望するバランスで展開できる環境づくりなど、女性が活躍できる環境づくりを推進することが必要です。

一方、家庭における家事等の役割分担をみると、家事・育児のいずれの負担も女性に偏っており、国際的にみても、日本の夫の家事・育児時間は低水準にとどまっています。本県の夫の家事・育児時間は、さらに短い状況となっています。

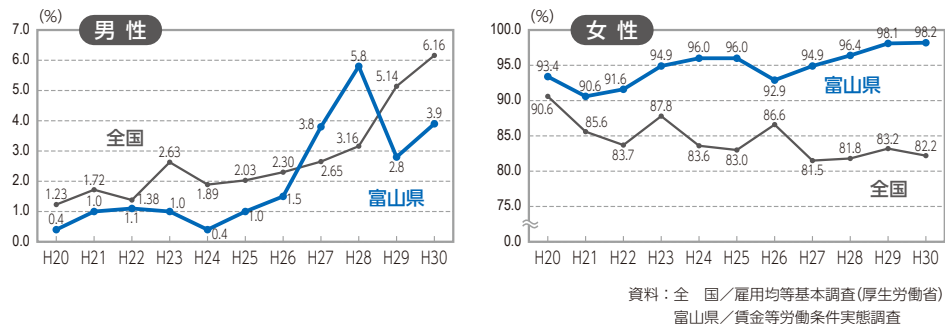
夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという全国調査もあります。

また、男性の育児休業取得率は3.9%にとどまっており、男性が子育てよりも仕事を優先せざるを得ない状況となっているため、父親も子育てにかかわることができる働き方の選択が可能な職場環境の整備が必要です。

◎6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間(1日あたり)の国際比較



◎育児休業取得率



県民会議等での意見

- 人材不足が進む中、出産を機に離職した女性へのスキルを活かした再就職支援やスキルアップなど、女性活躍のための後押しが必要。
- 子育て世代の共働き率が高いにも関わらず、女性の家事・育児の負担感が大きいため、男性の家事・育児参画を進めなければならない。
- 男性が育児の大変さを理解し、主体的に家事・育児に携わらないと、2人目3人目が続かない。
- 特に、産後2か月は、産後うつが発症率が高いため、この時期の男性の家事・育児参画は大変重要。
- 男性の育児休業取得を進めるべき。

<p>施策の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業において、育児や介護等で時間制約のある人材であっても、個々の能力を發揮し、活躍できるよう、女性活躍への理解を推進することが重要です。 • また、男性も家事・育児等に参画できるような職場環境づくりや意識改革を行うことが必要です。 • 男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や県民への意識啓発を促進する必要があります。 • 特に、子の出産後間もない時期は、一般的に、出産により女性に心身両面で大きな負担がかかり、産後うつ発症のリスクが高いと考えられており、この時期に男性がともに育児を行うことがその後の男性の積極的な育児への参画につながることから、産後間もない時期の男性の育児休業取得を促進していくことが重要です。
<p>具体的な取組み</p>	<p>○女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業所の役員クラスを対象とした男女共同参画チーフ・オフィサー^{*1}の設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図ります。 • 女性活躍・働き方改革推進員による企業訪問や研修会などを通じて、女性活躍推進法^{*2}に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。 • 女性の採用・登用に積極的な企業等を支援するため、一般事業主行動計画を策定した中小企業に対する県の建設工事入札参加資格の優遇措置を実施します。 • 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）において、短時間や短日勤務など柔軟な働き方を取り入れた求人企業に対し働きかけ、女性の就業機会の確保に取り組みます。 • テレワークを活用し、時間制約のある女性の多様な働き方を支援します。 <p>○男性の育児休業取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 男性の育児休業を積極的に推奨し、管理職及び本人向けに、育休取得に向けた意識啓発を図ります。また、妻の妊娠判明時に、新米パパ向けの「父子手帳」を配付し、啓発します。 • 中小企業における男性の働き方の見直しや家事・育児・介護参画を推進するため、業界・業種ごとに実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 • 県の男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進するため、令和2年4月より、原則1か月以上の休暇・休業の取得促進に取り組みます。 <p>○男性の家事・育児参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 男性が家事・育児等を担うことに対する社会全体の理解の促進や意識改革のため、家庭内の家事・育児分担を考えるキャンペーンを実施します。 • 男性の育児参加の促進や子育てしやすい環境を整備するため、乳幼児連れの利用者が多い県有施設や民間施設の男性トイレ等のおむつ替えシート等の設置を推進します。 • 出産直後の夫婦の家事・育児をサポートし、男性の家事・育児参画を推進します。

※1 **男女共同参画チーフ・オフィサー** 県が企業の役員クラス等を対象に、企業における男女共同参画の推進責任者（チーフ・オフィサー）として委嘱し、企業の女性人材の活用や仕事と家庭の両立支援などの取組みを進めてもらうもの。

※2 **女性活躍推進法** 女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めている。平成27年に平成38年3月末までの時限立法として制定。この法律に基づき、地方公共団体及び従業員301人以上の事業主は、行動計画の策定が義務付けられており、令和4年4月からは従業員101人以上の事業主にまで策定義務対象が拡大される。

<p>目指したい姿 (ビジョン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業において、女性活躍への理解が進み、育児や介護等で時間制約がある人材であっても、個々の能力を発揮し活躍できる。 • 仕事と育児や介護等を両立するため、必要な民間サービスが整い、困った時にいつでも利用できる。 • 男性の育児休業が一般化し、女性の負担感が軽減され、子どもの笑顔が増え、男性の人生もより豊かになり、第2子以降の出産をためらう女性が少なくなる。 • 男性の家事・育児参画への社会全体の理解が進み、働き方改革が加速化し、男女ともにいきいきと働く「女性たちが戻りたい富山」になる。 																									
<p>主な目標指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R6末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数</td> <td>209 社</td> <td>550 社</td> </tr> <tr> <td>出産1年前に「フルタイム勤務」であった者に占める、出産1年後に「フルタイム勤務」であった者の割合</td> <td>51.7 % (H29)</td> <td>引き上げる</td> </tr> <tr> <td>男性の育児休業取得率</td> <td>3.9 %</td> <td>13 %</td> </tr> <tr> <td>県職員の男性の育児休暇・休業の取得率</td> <td>86.6 %</td> <td>100 %</td> </tr> <tr> <td>6歳未満の子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間</td> <td>夫： 65 分 妻： 441 分 (H28)</td> <td>夫：引き上げる 妻：引き下げる</td> </tr> <tr> <td>県有施設の男女問わずおむつ替えができるトイレの箇所数</td> <td>144 か所 (R1)</td> <td>200 か所</td> </tr> <tr> <td>未婚化晩婚化の理由として、女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい割合（女性）</td> <td>34.5 % (R1)</td> <td>引き下げる</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R6末目標	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数	209 社	550 社	出産1年前に「フルタイム勤務」であった者に占める、出産1年後に「フルタイム勤務」であった者の割合	51.7 % (H29)	引き上げる	男性の育児休業取得率	3.9 %	13 %	県職員の男性の育児休暇・休業の取得率	86.6 %	100 %	6歳未満の子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間	夫： 65 分 妻： 441 分 (H28)	夫：引き上げる 妻：引き下げる	県有施設の男女問わずおむつ替えができるトイレの箇所数	144 か所 (R1)	200 か所	未婚化晩婚化の理由として、女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい割合（女性）	34.5 % (R1)	引き下げる	
	H30実績	R6末目標																								
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数	209 社	550 社																								
出産1年前に「フルタイム勤務」であった者に占める、出産1年後に「フルタイム勤務」であった者の割合	51.7 % (H29)	引き上げる																								
男性の育児休業取得率	3.9 %	13 %																								
県職員の男性の育児休暇・休業の取得率	86.6 %	100 %																								
6歳未満の子どもを持つ夫婦の育児・家事関連時間	夫： 65 分 妻： 441 分 (H28)	夫：引き上げる 妻：引き下げる																								
県有施設の男女問わずおむつ替えができるトイレの箇所数	144 か所 (R1)	200 か所																								
未婚化晩婚化の理由として、女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい割合（女性）	34.5 % (R1)	引き下げる																								

(4) 結婚を希望する男女への支援

<p>現状と課題</p>	<p>将来結婚したいが、適当な相手にめぐり合わないため結婚していないという男女が多くなっています。</p> <p>また、NPOなどの民間団体や企業に、結婚支援に取り組んでほしいとの意見も多くなっています。</p> <p>〈結婚等に関する県民意識調査(R1)〉</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 将来結婚したい</td> <td>70.8% (H29・73.0%)</td> </tr> <tr> <td>(2) 結婚していない理由 ⇒ 適当な相手にめぐり合わない</td> <td>52.2% (H29・48.6%)</td> </tr> <tr> <td>(3) 結婚施策で必要な取組み ⇒ 出会いの機会の創出</td> <td>53.4% (H29・58.9%)</td> </tr> <tr> <td>(4) NPOなどの民間団体や企業に、結婚を支援する事業に取り組んでほしい</td> <td>86.8% (H29・81.9%)</td> </tr> </table>	(1) 将来結婚したい	70.8% (H29・73.0%)	(2) 結婚していない理由 ⇒ 適当な相手にめぐり合わない	52.2% (H29・48.6%)	(3) 結婚施策で必要な取組み ⇒ 出会いの機会の創出	53.4% (H29・58.9%)	(4) NPOなどの民間団体や企業に、結婚を支援する事業に取り組んでほしい	86.8% (H29・81.9%)
(1) 将来結婚したい	70.8% (H29・73.0%)								
(2) 結婚していない理由 ⇒ 適当な相手にめぐり合わない	52.2% (H29・48.6%)								
(3) 結婚施策で必要な取組み ⇒ 出会いの機会の創出	53.4% (H29・58.9%)								
(4) NPOなどの民間団体や企業に、結婚を支援する事業に取り組んでほしい	86.8% (H29・81.9%)								
<p>県民会議等での意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 結婚を希望する若者が、若いうちに結婚できるように、結婚支援を充実すべき。 コミュニケーション能力の向上などへの支援が必要。 								
<p>施策の方向性</p>	<p>未婚化、晩婚化等が少子化の進行の大きな要因となっており、少子化傾向に歯止めをかけるため、積極的に結婚支援施策を展開する必要があります。</p> <p>結婚を希望する男女に出会いの場を提供するため、とやまマリッジサポートセンター事業の推進に加え、企業や市町村と連携した取組みを進めることが必要です。</p>								
<p>具体的な取組み</p>	<p>○とやまマリッジサポートセンター事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚を希望する男女一人ひとりに合った出会いの場の提供や、交際術を学ぶセミナーの開催、結婚支援に関する情報提供などを総合的に行うとともに、お見合いをサポートする支援員の養成やスキルアップ研修等を実施し、支援の充実を図ります。 金曜日の夜・休日のサテライト開設や出張登録会の開催などにより、会員数の増加と会員の利便性向上を図ります。 若い世代に効果的に訴求するよう、SNSやタウン情報誌への広告掲載を行い、周知を図ります。 <p>○企業等との連携による出会いの機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業間の交流をサポートするコーディネーターを設置し、出会いの機会が限定されがちな中小企業の従業員等の出会いの場を創出します。 <p>○市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚支援ネットワーク会議の実施や市町村でのマリッジサポートセンターの出張登録会の開催、県・市町村お見合いサポーターの合同研修会の開催など、市町村の結婚支援事業との連携を強化します。 								
<p>目指したい姿(ビジョン)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 結婚や出産・育児に対する企業の理解が進み、若者達が、勤務先等を通じ、異性との自然な出会いの機会を十分に得られる。 真剣に結婚したい方々が、必要に応じてサポートやセミナー等を受講することができ、結婚に向け積極的に行動できる。 								

主な目標指標		H30実績	R6末目標
	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数	年 18 組	年 36 組
	平均初婚年齢	男性：31.0 歳 女性：29.3 歳	引き下げる
	未婚率（25～29歳）	男性：73.6 % 女性：59.4 % (H27)	引き下げる

(5) 移住・U I Jターンの促進

<p>現状と課題</p>	<p>本県では、県外からの移住・定住、U I Jターンの促進に積極的に取り組んでおり、平成30年度に県や市町村の移住相談窓口等を通じた県外からの移住者数は、905人と過去最高となるとともに、移住された方の世帯主のうち20～40代が84%を占めるなど、若い世代の移住志向が高まっています。</p> <p>また、県外に移動した後にUターンで出生都道府県に戻る人の割合が全国2位となるなど、一定の成果が上がっているところです。</p> <p>全国各県が移住・定住、U I Jターンの促進に力を入れる中、本県を移住先として選んでもらうためには、就労環境や子育て環境の良さなど本県の強みを強く広くアピールすることはもちろん、就業や起業の場の確保や子育て環境の整備等、本県の魅力をさらに高めていくことが重要です。</p> <p>◎県・市町村の窓口を通じた移住者数</p>  <table border="1"> <caption>◎県・市町村の窓口を通じた移住者数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>人数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>207</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>411</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>462</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>565</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>729</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>905</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:富山県</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 県外移動経験者に占めるUターン者の割合 (H28:第8回人口移動調査) 富山県 55.3% (沖縄県の70.9%に次いで全国第2位) ● 大学等卒業時における県外流出 (推計): 県調査 H18.3卒 3,423人 ⇒ H31.3卒 2,408人 ● 大学卒業者のUターン就職率: 県調査 H18.3卒 51.3% ⇒ H31.3卒 58.4% 	年度	人数(人)	H20	207	H26	411	H27	462	H28	565	H29	729	H30	905
年度	人数(人)														
H20	207														
H26	411														
H27	462														
H28	565														
H29	729														
H30	905														
<p>県民会議等での意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校卒業者の多くが県外の大学等に進学している。この若者のUターンを促進するための取組みが必要。特に東京に進学した若者が帰ってこない傾向があるため、対策が必要。 ・ 会社の規模によらず、県内にはものづくりの技術や誇れる地域資源があるが、若い人に知られていないのではないか。 ・ 大学が県外だと富山の就職先に関する情報が少ない。 														
<p>施策の方向性</p>	<p>本県の恵まれた就労環境や子育て環境の良さを広く県外に発信するとともに、暮らしと仕事の一元的な相談体制の充実など積極的に取り組むことにより、県外大学生のUターン就職や社会人の移住・U I Jターンの推進に、市町村や企業、関係団体と連携して取り組むことが必要です。</p>														

<p>具体的な取組み</p>	<p>○U I Jターン就職の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 「富山くらし・しごと支援センター（富山、東京(有楽町・大手町)、名古屋、大阪)」における情報発信や相談体制の充実、県外大学との就職支援協定の締結、就職セミナー、合同企業説明会の開催等により、本県出身の学生に県内企業の情報を効果的に伝えるなど、首都圏、関西圏、中京圏におけるU I Jターン就職の促進に取り組めます。 また、首都圏の社会人女性と県内企業の女性社員や女性経営者との座談会を開催するなど、女性のUターン就職や起業の促進にも取り組めます。 産業界と連携し、将来の地域の担い手となる学生の奨学金返済を支援し、県内企業への就職を促進します。 <p>○移住・応援（関係人口）の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進します。 仕事と暮らしの一元的な相談体制の強化・充実、市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会・セミナーの開催などを通じ、富山暮らしの魅力を発信します。 応援（関係人口）の創出のため、首都圏等の人材が副業を通じて県内企業の経営課題や新規プロジェクトの創出を目指す事業などを実施します。 <p>○新しい働き方の環境整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい働き方の提案や女性や若者の新たな雇用の創出、U I Jターンや移住の促進にもつながる可能性のある「サテライトオフィス」の誘致に向け、県、市町村、民間事業者の連携による誘致チームの設置や、誘致企業への助成などの支援を実施します。 									
<p>目指したい姿（ビジョン）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 富山で働きたいと思った時に、欲しい情報が得られ、相談体制が整備され、自分らしく働ける就職先を探すことができる。 首都圏や県外・海外で力をつけた若者や女性が、富山に戻って、その能力を最大限に活かして働ける企業があり、富山県経済の活性化に寄与できる。 起業や副業・兼業への理解が進み、多様な人材が富山県で活躍する。 									
<p>主な目標指標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R6末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若者・女性の転出超過数</td> <td>△ 1,159 人</td> <td>移動均衡</td> </tr> <tr> <td>県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者</td> <td>905 人</td> <td>1,200 人</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R6末目標	若者・女性の転出超過数	△ 1,159 人	移動均衡	県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者	905 人	1,200 人
	H30実績	R6末目標								
若者・女性の転出超過数	△ 1,159 人	移動均衡								
県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者	905 人	1,200 人								

(6) 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

<p>現状と課題</p>	<p>県民が理想とする子どもの数と実際にほしい子どもの数には大きな乖離があり、その理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多いことから、県民が理想の数の子どもを持つこと後押しするため、経済的負担の軽減を図る必要があります。</p> <p>◎子どもを増やすにあたっての課題</p> <table border="1"> <caption>◎子どもを増やすにあたっての課題 (割合)</caption> <thead> <tr> <th>課題</th> <th>今回(H29) N=771 (%)</th> <th>前回(H25) N=797 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>子育てや教育にお金がかかりすぎる</td><td>70.2</td><td>74.8</td></tr> <tr><td>働きながら子育てができる職場環境がない</td><td>28.8</td><td>40.9</td></tr> <tr><td>自分または配偶者が高齢</td><td>27.8</td><td>22.5</td></tr> <tr><td>妊娠・出産のときの身体的・精神的な苦痛</td><td>18.7</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>これ以上、自分または配偶者が育児の心理的、肉体的負担に耐えられない</td><td>17.8</td><td>18.3</td></tr> <tr><td>配偶者の家事・育児への協力が得られない</td><td>12.5</td><td>11.7</td></tr> <tr><td>家が狭い</td><td>9.5</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>雇用が安定しない</td><td>9.1</td><td>15.7</td></tr> <tr><td>保育サービスが整っていない</td><td>8.7</td><td>11.7</td></tr> <tr><td>子どもがのびのび育つ社会環境でない</td><td>7.7</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>健康上の理由</td><td>5.6</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>自分の昇進・昇格に差し支える</td><td>4.5</td><td>1.1</td></tr> <tr><td>その他</td><td>8.0</td><td>7.4</td></tr> <tr><td>特になし</td><td>2.1</td><td>1.4</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>4.4</td><td>2.4</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)</p>	課題	今回(H29) N=771 (%)	前回(H25) N=797 (%)	子育てや教育にお金がかかりすぎる	70.2	74.8	働きながら子育てができる職場環境がない	28.8	40.9	自分または配偶者が高齢	27.8	22.5	妊娠・出産のときの身体的・精神的な苦痛	18.7	11.3	これ以上、自分または配偶者が育児の心理的、肉体的負担に耐えられない	17.8	18.3	配偶者の家事・育児への協力が得られない	12.5	11.7	家が狭い	9.5	11.4	雇用が安定しない	9.1	15.7	保育サービスが整っていない	8.7	11.7	子どもがのびのび育つ社会環境でない	7.7	11.2	健康上の理由	5.6	3.6	自分の昇進・昇格に差し支える	4.5	1.1	その他	8.0	7.4	特になし	2.1	1.4	無回答	4.4	2.4
課題	今回(H29) N=771 (%)	前回(H25) N=797 (%)																																															
子育てや教育にお金がかかりすぎる	70.2	74.8																																															
働きながら子育てができる職場環境がない	28.8	40.9																																															
自分または配偶者が高齢	27.8	22.5																																															
妊娠・出産のときの身体的・精神的な苦痛	18.7	11.3																																															
これ以上、自分または配偶者が育児の心理的、肉体的負担に耐えられない	17.8	18.3																																															
配偶者の家事・育児への協力が得られない	12.5	11.7																																															
家が狭い	9.5	11.4																																															
雇用が安定しない	9.1	15.7																																															
保育サービスが整っていない	8.7	11.7																																															
子どもがのびのび育つ社会環境でない	7.7	11.2																																															
健康上の理由	5.6	3.6																																															
自分の昇進・昇格に差し支える	4.5	1.1																																															
その他	8.0	7.4																																															
特になし	2.1	1.4																																															
無回答	4.4	2.4																																															
<p>県民会議等での意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産にインセンティブを感じることができる取組みが必要。 																																																
<p>施策の方向性</p>	<p>県民が理想の数の子どもを持つことができる環境をつくるため、子育て家庭や子どもを望む家庭に対し、出産、医療、保育、教育、住宅に係る費用など、幅広く経済的負担の軽減を図る必要があります。</p>																																																
<p>具体的な取組み</p>	<p>○出産・保育・医療等にかかる経費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊治療費や不育症治療費の助成を行います。 ・県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費を軽減します。 ・市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担（未熟児養育医療）や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担（育成医療）への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成（小児慢性特定疾病治療費の支給）を実施するとともに、市町村と協力して重度障害児に対する医療費負担を軽減（重度心身障害者等医療費助成）します。 ・幼児教育・保育の無償化（国制度）により、3～5歳のすべての子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 ・国制度では無償化の対象とならない0～2歳児の保育料の無償化・軽減や、一定所得の3～5歳児の第3子以降の副食費軽減を行う市町村を支援します。 																																																

○就学にかかる経費の助成

- 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。
- 高校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の課税所得未満の世帯に「就学支援金」(国制度)を支給します。
- 低所得世帯の高校生に奨学のための給付金(国制度)を支給します。
- 私立高校については、高等学校等就学支援金(国制度)により、令和2年4月から年収概ね590万円未満世帯の授業料の実質無償化が行われます。また、県において、実質無償化の対象とならない年収概ね590万円～910万円未満の世帯に対し、授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯に対し、入学金・施設整備費の減免補助を実施します。
- 私立小学校、中学校の低所得世帯の生徒に、授業料減免補助と実態把握調査を行う私立小中学校就学支援実証事業(国制度)を実施します。
- 令和2年4月より、国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、私立専門学校に通う学生の授業料等の減免等(高等教育無償化)を実施します。
- 子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資を行うとともに、金利負担の軽減(実質的な無利子化)を図ります。

○住宅などにかかる経費の助成

- 「富山県住みよい家づくり資金融資制度」において、三世代同居・多子同居住宅の取得等に必要な資金を融資と利子補給で支援します。
- 三世代以上の直系親族が同居する三世代住宅や3人以上の子どもが居住する多子世帯住宅等に係る土地・家屋について、不動産取得税の軽減を図ります。

○その他の助成

- 子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に配付する、保育サービス等に利用できる「子育て応援券」について拡充を図ります。
- 県営電気事業の収益で子ども3人以上の世帯の電気料金負担を軽減する「とやまっ子すすく電気」について、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、事業を延長します。

目指したい姿
(ビジョン)

- 子どもを望む夫婦が、経済的負担を理由に、出産や不妊治療等をあきらめることなく、理想の子ども数を安心して産み育てられる。

主な目標指標

	H30実績	R6末目標
子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」をあげる人の割合	70.4 %	低下させる

(7-①) 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり（気運醸成）

現状と課題	<p>今日の少子化の現状や子どもを取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向けて、県民総ぐるみで子育て支援・少子化対策に取り組む必要があります。</p>										
県民会議等での意見	<ul style="list-style-type: none"> 結婚や子育てに関するネガティブなイメージの払拭が必要。 結婚や子育てがいいな、楽しいなと思える社会となるように、県民一人ひとりが取り組むべき。 男性トイレ等のおむつ替えシート、ベビーチェアの設置促進による社会の子育てに対する理解の促進が必要。 										
施策の方向性	<p>県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高めるため、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要について、県民の理解を促進することが重要です。</p> <p>また、結婚、子育てに対するネガティブなイメージを払拭し、結婚、子育てを前向きに捉えられるよう、結婚・子育ての意義や喜び、家族のあたたかさなどを伝えることも必要です。</p>										
具体的な取組み	<p>○結婚、妊娠、子ども・子育てを社会全体で応援する気運の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> 結婚、子育てに対するネガティブなイメージを払拭するため、結婚・子育ての意義や喜び、家族のあたたかさなどを伝えるポジティブ・キャンペーンを展開します。 子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、社会全体で応援する気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。 男性の育児参加の促進や子育てしやすい環境を整備するため、乳幼児連れの利用が多い県有施設や民間施設の男性トイレ等のオムツ替えシート等の設置を推進します。 女性に偏っている家事・育児等の負担の軽減を図るため、民間サービス（家事代行等）の活用を普及・促進します。 										
目指したい姿（ビジョン）	<ul style="list-style-type: none"> 外出先や職場など、社会全体で結婚・出産・子育てを応援する気運が高まり、子ども連れの外出等で不便を感じることなく、結婚、出産、子育てに対するネガティブイメージが払拭される。 										
主な目標指標	<table border="1" data-bbox="432 1581 1445 1738"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R6末目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てを楽しんでいる割合</td> <td>61.2 % (H29)</td> <td>増加させる</td> </tr> <tr> <td>とやま子育て応援団の利用度</td> <td>61.7 %</td> <td>増加させる</td> </tr> </tbody> </table>			H30実績	R6末目標	子育てを楽しんでいる割合	61.2 % (H29)	増加させる	とやま子育て応援団の利用度	61.7 %	増加させる
	H30実績	R6末目標									
子育てを楽しんでいる割合	61.2 % (H29)	増加させる									
とやま子育て応援団の利用度	61.7 %	増加させる									

(7-②) 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり（セーフティーネットの充実）

<p>現状と課題</p>	<p>近年、様々な要因から、ひきこもりとなる青少年の問題が生じてきており、対策が求められています。また、いじめ・不登校等の諸課題については、その未然防止と早期対応が重要であり、命を尊ぶ心、思いやり支え合う心など、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。</p> <p>児童虐待については、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになり、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。</p> <p>さらに、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援・配慮を行う必要があります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="395 772 893 1209"> <p>◎児童相談所における児童虐待相談対応件数</p> <p>資料:富山県</p> </div> <div data-bbox="917 772 1380 1209"> <p>◎いじめ認知件数の学年別内訳</p> <p>資料:富山県教育委員会</p> </div> </div>
<p>県民会議等での意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待やいじめ、不登校、ひきこもりの支援が大事。全国的にも悲惨な事件が起きており、どうやって子どもを守っていくかが重要。 外国人児童への日本語の指導問題や、学校に来ていない子どもへの対応も考える必要がある。
<p>施策の方向性</p>	<p>関係の行政機関や民間団体が協力し、福祉と教育が密接な連携を図り、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく支援をつなぐことが必要です。</p>
<p>具体的な取組み</p>	<p>○児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 24時間365日相談に応じられる体制の確保や児童福祉司、児童心理司の増員等による体制強化、職員の専門性の向上などによる機能強化を推進します。 児童相談所^{*1}において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図ります。 児童相談所の機能を最大限発揮するため、施設の拡充を検討します。 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会^{*2}）を通じて、市町村、学校等はもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図ります。 市町村による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）における調整機関に配置される専門職員への研修や、ケース検討会議への児童福祉司

※1 児童相談所 児童福祉法に基づき、都道府県及び指定都市等が設置する児童福祉行政の中核となる機関。児童に関するあらゆる相談に応じて、必要な調査、診断、判定、指導、措置を行う。

※2 要保護児童対策地域協議会 住民に身近な市町村域において、行政機関をはじめとする関係機関や団体などが連携し、児童虐待の防止をはじめ、子どもや保護者に対する支援の検討や情報の交換などについて取り組む組織。

の参加、子ども家庭総合支援拠点の設置推進など、市町村による相談体制の充実強化を図ります。

- 警察、市町村との情報共有の推進や配偶者暴力相談支援センター等のDV対応との連携推進、学校、保育所、医療機関、民生・児童委員等への研修実施などにより、関係機関との連携の強化を図ります。
- 市町村が乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。
- 民生・児童委員をはじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。
- 学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。

○いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実

- いじめ・不登校などの諸課題に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。
- 不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全公立小中学校及び高校の拠点校にスクールカウンセラー^{※3}を配置します。
- 特に支援を要する中学校にカウンセリング指導員を配置します。
- 悩みを抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、全中学校区（単独実施の富山市除く）及び高校の拠点校にスクールソーシャルワーカー^{※4}を派遣します。
- いじめ防止対策を推進するための体制の強化に努めます。
- 学校だけでは解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。
- ひきこもり地域支援センターでひきこもりの相談に対応するとともに、ひきこもり対策支援協議会を開催します。
- 子ども・若者に関するあらゆる相談に対して、ワンストップ相談窓口の機能を果たす「子ども・若者総合相談センター^{※5}」の設置を促進します。

○子どもの貧困対策

- 生活困窮者世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援（国制度）など、「適切な教育機会を提供する教育支援」に取り組みます。
- 国や市町村と連携を図りながら、子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が円滑に進むよう支援するなど、「地域からの孤立を防止する生活の支援」に取り組みます。
- 母子父子自立支援プログラム策定による支援など、「世帯の生活基盤の安定を図る就労の支援」に取り組みます。
- 県と市町村が協力し、低所得世帯の0～2歳の子どもの幼児教育・保育料等を無償化・軽減するなど、「子どもの養育環境を改善させる経済的支援」に取り組みます。

※3 スクールカウンセラー 児童生徒の心理的な問題などに関して高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う臨床心理士などの専門家。

※4 スクールソーシャルワーカー 子どもの問題行動の背景には、虐待や経済的困窮など家庭の環境に課題を抱える場合も多いことから、ソーシャルワークの手法を用いて、家庭等への働きかけや福祉関係機関との調整などを行い、課題の解決を支援する社会福祉士等の専門家。

※5 子ども・若者総合相談センター 子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体における体制確保が努力義務とされている。子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点。

○障害や疾病のある子ども（医療的ケア児を含む。）に対する支援体制の充実

- 市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育を支援します。
- 医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。
- 慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援を行うとともに、小児期から成人期への移行支援にも努めます。
- 乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター^{※1}、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。
- 多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。
- 発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。
- 発達障害者等の家族その他関係者が発達障害^{※2}に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。

○外国人の子どもや家庭への支援・配慮

- 市町村と連携し、就学に関する事務説明や情報交換を実施し、外国人の子どもが不就学とならないように努めます。
- 学校行事等に関する資料や学級での人間関係づくり等の留意点をまとめた「外国人児童生徒教育の手引」を作成、小中学校に配布し、外国人の子どもの学校への受け入れの充実に努めます。
- 外国人児童生徒への指導や支援を充実させるため、「外国人児童生徒教育実践講座」を開催し、教員の指導力の向上を図ります。

目指したい姿
(ビジョン)

- 児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、貧困、障害のある子ども、外国人の子どもなどに対する充実したセーフティネットがあり、子どもの発達段階において切れ目なく支援を受けることができ、安心して富山で暮らし成長することができる。

主な目標指標

	H30実績	R6末目標
子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の割合	0	全市町村
里親委託率	18.5 %	30%
いじめの解消率	[小 学 校] 82.6 % [中 学 校] 86.1 % [高等学校] 69.4 %	限りなく100%に近づける
不登校生徒数 (千人あたり)	[小 学 校] 6.6 人 [中 学 校] 29.3 人 [高等学校] 14.2 人	限りなくゼロに近づける

※1 発達障害者支援センター 発達障害児者への専門的支援（相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発）を総合的に行う。具体的には、①発達障害の早期発見・早期支援に向けた本人及びその家族に対する専門的な相談支援、②発達障害児者に対する専門的な発達支援及び就労支援、③関係機関等への発達障害についての情報提供及び研修、④関係機関等との連絡調整を実施する。

※2 発達障害 自閉症、アスペルガー症候群などを含む広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、脳に何らかの機能障害があり、認知や言語、運動、社会的な能力や技術の獲得にかたよりや遅れがある状態をいい、通常低年齢で現れるといわれている。

2 具体的施策の展開

<施策体系>

基本方針	基本的施策	施策の基本方向
Ⅰ 家庭・地域における 子育て支援	1 子育て家庭に対する支援	(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実 (2) 情報提供・専門的な相談の実施 (3) ひとり親家庭などに対する支援
	2 地域における子育て支援の促進	(1) 子育てを支援する人材の育成 (2) 子育て支援活動の促進 (3) 子育て支援のネットワークづくり
	3 安心して子育てができる生活環境の整備	(1) 子育てにやさしいまちづくり (2) 子どもの交通安全対策の推進 (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進 (4) 良質な住環境の確保
	4 母と子の健康づくりへの支援	(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援 (2) 不妊治療等への理解の促進・支援の充実 (3) 周産期医療等の充実 (4) 子どもの健やかな成長のための支援 (5) 障害や疾病のある子ども（医療的ケア児を含む）への支援
Ⅱ 仕事と子育ての 両立支援	1 働き方改革の推進	(1) 働き方の見直し (2) 企業等における女性活躍の推進
	2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備	(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援 (2) 両立支援制度などの定着促進 (3) 両立支援に取り組む企業への支援
	3 男性の家事・育児参画の促進	(1) 男性の家事・育児参画の推進
	4 就業支援	(1) ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進 (2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進
Ⅲ 子どもの健やかな 成長の支援	1 子どもの権利の保障と最善の利益の尊重	(1) 子どもの権利に関する広報・啓発 (2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応 (3) 子どもの社会的養育の推進 (4) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応 (5) 子どもの貧困対策
	2 子どもの健全な育成	(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進 (2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進 (3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進 (4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実
	3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進	(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実 (2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し
	4 子どもの生きる力を育成する教育の推進	(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携 (2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実 (3) 配慮を要する子どもへの教育の推進（障害者・外国人） (4) 豊かな心を育む教育の推進 (5) 児童生徒の心と体の健康づくり
Ⅳ 次世代を担う 若者への支援	1 結婚を希望する若者への支援	(1) 結婚を希望する独身男女の応援
	2 ライフプラン教育の推進	(1) 自らのライフプランを考える機会の提供 (2) 人生100年時代を見据えた若者のライフプラン教育の推進
	3 若者の就業支援	(1) 若者への就業支援の充実
	4 U・I・Jターン・移住・定住の促進	(1) 若者や女性の定着促進 (2) 移住・定住の促進
Ⅴ 経済的負担の軽減	1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減	(1) 県の特性に応じた施策等の推進
Ⅵ 子育て支援の 気運の醸成	1 子育て等に温かい社会づくり	(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する気運の醸成 (2) 子育て支援に関する情報提供の充実

基本方針 I

家庭・地域における子育て支援

子どもは生活の基盤である家庭において生まれることから、保護者が心に余裕を持って子どもに愛情を注ぐことができる、安定した家庭環境にあることが大切です。このため、妊娠・出産から子どもの成長段階に応じて、自信を持って子育てにあたることができるよう、情報提供・相談の実施、教育・保育の提供など、家庭に対する支援を進めます。

また、地域の人々や団体などによる子育て支援活動を促進し、子育て家庭を見守り、支える地域づくりや、子どもや子ども連れの人、妊婦などが安心して外出できる子育てに配慮された生活環境の整備に取り組みます。

さらに、妊娠・出産のリスクや不安を軽減し、生まれてくる子どもの障害の予防、早期発見、早期対応を図るため、母子保健や周産期医療などの体制整備や障害等を有する子どもに対する支援を行います。

1 子育て家庭に対する支援

現状と課題

核家族化や都市化の進行等により、家族や地域の子育て機能が低下し、子育てに対する不安感や負担感が大きくなっています。

こうした状況の中、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応するワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」等、市町村を中心とした切れ目ない支援の充実が求められています。

また、平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度において、保護者の就労の有無や状況にかかわらず、すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量の拡充と質の向上を図っていくこととしています。

本県においては、保育所の待機児童は発生していないものの、3歳未満の入所児童が増加しており、さらに、令和元年10月から開始された国の幼児教育・保育の無償化等により保育ニーズが一層増加することが見込まれます。

また、延長保育や病児・病後児保育等の多様な保育に対するニーズも高いことから、地域の実情に応じて計画的に教育・保育の受け皿を整備し、子育て支援の充実を図ることが求められています。

このため、子育て家庭のニーズに対応した支援の拡充に必要な職員の確保を推進するとともに、より一層の資質の向上を図る必要があります。

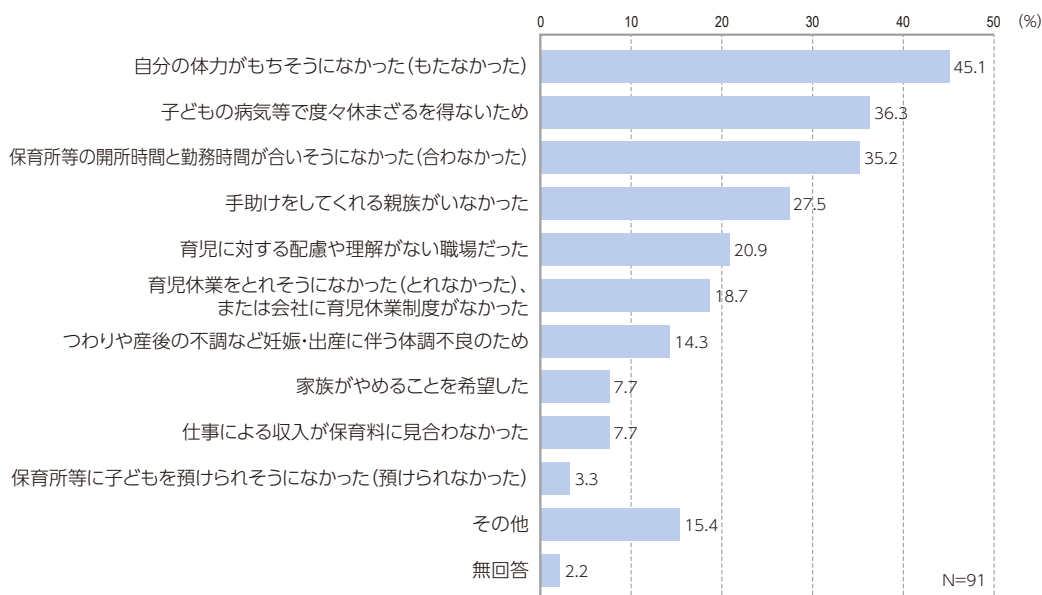
放課後児童クラブについては、女性の就業率の高まりや、子ども・子育て新制度において、利用対象が「おおむね10歳未満の小学生」から「小学生」に拡大されたことなどから、利用児童は増えています。

このため、子育て家庭のニーズを踏まえ、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間の延長など、より一層の充実と、支援員等の確保や資質の向上に努める必要があります。

また、子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育て家庭に対し、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図るとともに、子どもの年齢や親の就労状況に応じた多様な支援の中から、子どもや保護者がニーズに合わせて、適切な支援を選択し円滑に利用できるよう、情報提供や相談・援助等を行う必要があります。

ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の多くが、生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えており、こうした家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。

◎仕事と子育ての両立の難しさで仕事を辞めた理由(複数回答)



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

みなさんの意見

- 保育士の人材不足が深刻。研修に派遣したくても人出不足のため派遣できない。(県民会議)
- 幼児教育センターについては、より柔軟で幅広い包括的なプラットフォームとして機能することを期待する。(県民会議、基本計画策定部会)
- 共働きやひとり親、祖父母が元気で働いていることなどから、放課後児童クラブの需要が高い。すべての子どもが、安全で安心して放課後を過ごせるような取組みが必要。(県民会議、タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 幼児教育・保育・子育て支援の充実

①地域の实情に応じた幼児教育・保育の充実と一体的な提供の促進

- 保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について助言します。
- 小規模保育^{※1}や地域の子どもを受け入れる事業所内保育など地域のニーズに応じた多様な保育の提供を支援します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用でき、教育と保育を一体的に行う認定こども園について、地域の实情や事業者の意向を踏まえながら、普及を図ります。
- 既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行については、地域の实情に応じて適切な利用定員が設定されるよう、市町村と十分協議しながら認可・認定を行うことを基本とします。
- 地域の实情に応じて計画的に教育・保育を提供するため、認定こども園や保育所の施設や設備の整備を支援します。
- 市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、施設の運営状況や監査状況等の情報共有を図るなど支援します。

※1 小規模保育 保育を必要とする0~2歳の子どもについて、少人数(6~19人)を対象に保育を行うもの。

<p>②病児・病後児保育等の多様な保育の拡充と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育^{※1}など多様な保育の充実を支援します。 保護者ニーズを踏まえ、病児・病後児保育について、病児対応型、病後児対応型施設の設置を促進するとともに、利便性の向上に努めます。 保育所や幼稚園、認定こども園、子育て支援センター^{※2}等における一時預かり^{※3}事業を促進します。 臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター^{※4}の普及と充実に努めます。 家庭において養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設^{※5}等で預かる事業（子育て短期支援事業^{※6}）を実施する市町村を支援します。
<p>③特別な配慮を必要とする子どもへの保育等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保育に特別な配慮を必要とする子どもに対して、保育士等が適切に対応できるように、保育所等への専門家の派遣や専門性の向上を図る研修を実施するなど、障害児保育を充実します。 保育所等において、医療的ケア児の受け入れを可能とするための体制整備を行う市町村を支援します。
<p>④幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育・保育を担う幼稚園や保育所、認定こども園等の職員配置の改善を支援するとともに、職員の処遇改善等を行い、人材の確保を図ります。 幼保連携型認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の資格を有することが求められていることから、どちらか片方の免許・資格のみを有している者が、もう一方の免許・資格を円滑に取得できるよう支援します。 保育士・保育所支援センターにおいて、市町村や関係機関と連携しながら、有資格者や離職した保育士の把握に努め、再就職準備金貸付等による再就職等の支援、相談支援等を行い、保育士確保対策を推進します。 保育士修学資金制度や、県内の保育所等への就業を促す登録制度、高校生の保育所体験バスツアーの実施などを通じ、新たな保育の担い手を確保します。 保育士の職場環境の改善や負担軽減に取り組む施設に対し、支援します。 幼稚園教員等の資質向上のため、研修内容の充実を図るとともに、県教育委員会が主催する研修へ認定こども園、保育所の保育教諭や保育士の参加や参画を促進します。 幼稚園教諭や保育教諭、保育士等に対し、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針等を踏まえた資質の向上を図る研修を充実します。 幼児と児童の交流の機会や小学校教員との意見交換、合同研修の機会を設けるなど、幼児教育と小学校教育の連携や接続を推進します。 県・市町村の幼稚園、保育所を所管する部局の一層の連携を促進します。

※1 休日保育 保育所等において、日曜・祝日等に保護者の勤務等により保育を必要とする子どもを預かるもの。
 ※2 子育て支援センター 市町村が、保育所、児童館等を利用して開設する地域の子育て支援の拠点となる場所。子育てに関する相談や情報提供、親子の交流事業などを行う。
 ※3 一時預かり 急な用事や短期のパートタイム就労など、子育て家庭のさまざまなニーズに合わせて、主として昼間に保育所等において一時的に乳幼児を預かるもの。
 ※4 ファミリー・サポート・センター 市町村が設置する、育児等の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互援助活動を行う会員組織。急な残業時など、既存の保育サービスで対応できない保育ニーズに対応。
 ※5 児童養護施設 保護者のいない児童や、保護者のもので養育させるのが不適当な児童を入所させて養育するとともに、退所した者についての相談その他の自立のための援助を行う施設。
 ※6 子育て短期支援事業 保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において養育・保護を行う事業。ショートステイ（短期入所）とトワイライトステイ（夜間養護）がある。

<p>⑤幼児教育・保育内容の評価と質の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設も含め、運営に関する研修や指導監査を実施します。 ・自己評価の実施や福祉サービス第三者評価制度^{※7}の普及を進めます。 ・保育所や幼稚園、認定こども園等の運営の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくため、施設運営状況等に関する情報公表を進めます。 ・利用者等からの苦情に適切に対応するため、苦情解決体制の整備を促進します。 ・保育所等において、子どもを安心して育てることができるようインフルエンザ等の感染症対策を充実します。
<p>⑥放課後児童クラブ等の拡充と支援員の資質の向上等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場^{※8}」の整備や運営を支援します。 ・放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化等の運営改善を支援します。 ・放課後児童クラブ等について理解を深める講座を開催するなど、放課後児童クラブ等の設置促進や開設時間延長に必要な人材を発掘・育成します。 ・放課後児童クラブの質の向上を図るため、放課後児童支援員の認定資格研修を実施するとともに、障害のある子ども等の受け入れや支援員としての役割を十分果たせるよう、資質向上を図るための研修を実施します。また、自己評価の実施や公表を推進します。 ・特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施します。
<p>⑦子育て支援拠点の拡充</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター等の設置促進と地域における子育て支援機能の充実を図ります。 ・妊婦や在宅で保育を行っている3歳未満の子どもを持つ保護者も身近な子育て支援拠点である保育所におけるサービスが受けられる「マイ保育園」制度の利用促進を図ります。 ・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を実施するため、子育て支援の取組みを行う保育所等と小児科・産婦人科等との連携を促進します。 ・認定こども園、幼稚園、富山型デイサービス^{※9}などにおける子育て支援の取組みを促進します。
<p>⑧幼児教育センターの取組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育施設における非認知能力の育成をはじめとする幼児教育の質の向上を図ります。 ・富山県幼児教育推進連絡協議会を設置し、今後の研修体制の在り方や取組みの方向性について検討します。 ・幼児教育スーパーバイザーとアドバイザーによる訪問研修を行うなど、幼児教育に関する研修の実施や支援等を図ります。 ・令和元年度改訂の幼小接続カリキュラムの活用や保育者と小学校教員との合同研修会の充実を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための取組みを進めます。

※7 福祉サービス第三者評価制度 第三者機関が社会福祉施設を専門的かつ客観的立場から評価することにより、福祉サービスの質の向上を図り、利用者の適正な選択に資する制度。

※8 とやまっ子さんさん広場 地域住民やボランティア団体等が公民館や民家などを活用して自主的に取り組む異年齢の子ども居場所づくり活動。

※9 富山型デイサービス 年齢や障害の有無にかかわらず、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが住み慣れた地域において、家庭的な雰囲気のもとで、きめ細かなケアが受けられる小規模なデイサービス。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
通常保育の受入児童数	31,039人	31,644人	市町村計画値を目標値とする。
うち 3歳未満児の受入児童数	13,353人	14,310人	
待機児童数	0人	0人	待機児童0人を維持する。
延長保育実施保育所数	236か所	241か所	市町村計画値をもとに、上積みを目指す。
休日保育実施保育所数	78か所	78か所	市町村計画値をもとに、現状を維持する。
一時預かり事業実施箇所数	149か所	153か所	市町村計画値をもとに、上積みを目指す。
病児・病後児保育事業実施箇所数	147か所	171か所	市町村計画値を目標値とする。
障害児保育の研修を受けた保育士数	2,105人	2,790人	過去5年間の受講者数程度の増加を目指す。
保育所等に勤務する保育士数	5,371人 (H29)	6,010人	必要となると見込まれる保育士の確保を目指す。
第三者評価を受ける保育所数(累計)	57か所	80か所	毎年5か所程度ずつの受審を推進する。
放課後児童クラブ数(再掲)	272か所	313か所	市町村計画値を目標値とする。
放課後児童クラブの登録者数	13,977人	13,002人	市町村計画値を目標値とする。
放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	107か所	147か所	市町村計画値を目標値とする。
地域子育て支援センター設置箇所数	84か所	91か所	市町村計画値を目標値とする。
利用者支援事業実施市町村数	11市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。
幼稚園子育て支援実施園の割合(預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
幼児教育スーパーバイザー等による訪問研修を実施した幼児教育施設数(累計)	—	300施設	年間50施設程度の訪問を目標とする。

(2) 情報提供・専門的な相談の実施	
①子育て支援情報の提供や相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携した効果的な情報発信や、子育て支援のみならず、結婚、妊娠・出産等のライフステージに応じた情報提供を行うホームページの構築など、情報提供の充実に努めます。 各分野の相談機関等との連携強化と相談員の資質向上に努めます。 電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
②妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの拡充	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠や出産に関する不安や悩み、疑問等をいつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実とその情報提供に努めます。 母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援を行います。 市町村における両親学級等の内容の充実に図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めます。
③子育て家庭に対する総合的な相談・支援機能の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭が多様な支援の中から、ニーズに合った適切な支援を選択して利用できるよう、子育て支援センター等の身近な場所で、情報提供や相談・助言等を行う機能の充実に図ります。

(3) ひとり親家庭などに対する支援	
①相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子・父子自立支援員^{※1}の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。 民生委員・児童委員^{※2}等、地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。 生活困窮者自立相談支援窓口など相談支援機関において、日常生活や社会的自立などに関する相談支援を実施します。 養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実に図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。 面会交流に係る事前相談や交流援助等の個別支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図ります。
②生活支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。 学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。 放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成し、経済的負担を軽減します。 ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所等の優先的利用や子どもの居場所づくりを促進します。

※1 母子・父子自立支援員 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の増進のため、子どもや家庭のこと、福祉資金の貸付や就業などの相談を行い、自立を支援する専門相談員。

※2 民生委員・児童委員 民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼務。児童委員は、地域の児童および妊産婦の生活や環境状況を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにする、それらの者に対する福祉サービスを行う者との連絡調整を行う。

2 地域における子育て支援の促進

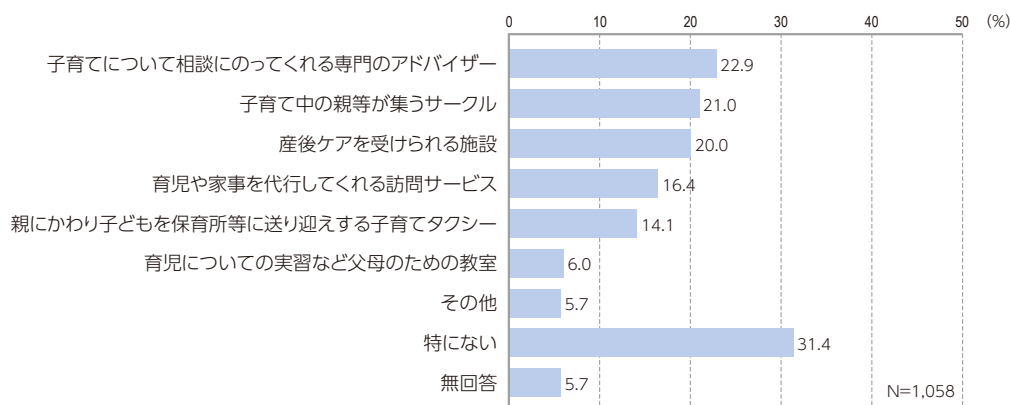
現状と課題

核家族化や都市化が進む中、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。

地縁による共同体意識が薄まりつつある中で、地域の潜在的な福祉力を活かすためには、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。

また、子育て家庭が身近で利用できればよいと思うサービスとして、子育てについての相談ができる環境を希望していることから、経験豊かな高齢者等の知識やノウハウを活用したボランティアの活動を促進し、地域全体で子どもを支える必要があります。

◎身近で利用したいサービス(複数回答)



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

みなさんの意見

- 三世同居や近居が共働きを可能としており、祖父母世代がさらに孫育て（及び他孫育て）において力を発揮することが期待される。（基本計画策定部会）
- 乳児期の子どもを持つ母親は、育児に追われ、一人で孤軍奮闘している事例が増えており、孤立を防ぐ取り組みが必要。（タウンミーティング）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てを支援する人材の育成	
①子育て支援ボランティア等の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 地域における身近な相談相手である母子保健推進員^{*1}などの育成を支援し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを目指します。 • 高齢者等の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を、市町村と連携して育成します。 • 子育て支援に関する全国共通の研修を修了した方を「子育て支援員」として認定し、多様な保育や放課後児童クラブ等において、地域の実情やニーズに応じて活動する人材を育成します。 • 市町村やPTA等と連携し、家庭教育について学習する機会を推進するリーダーを配置します。

*1 母子保健推進員 母と子の健康づくりのため、市町村長が委嘱し、育児サークル活動や健康診査への支援、家庭訪問等の活動を行うボランティア。

②子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。 青少年の野外活動等を指導するボランティアの育成を促進します。 児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。
-----------------------------	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
子育てシニアサポーター ^{※2} など、子育て支援活動をしている人数	235人	330人	毎年概ね20人程度の増加を目指す。
ファミリー・サポート・センター登録者数（サービス提供者）	1,680人	1,780人	毎年概ね20人程度の増加を目指す。
子育て支援員に認定された人数	402人	900人	毎年概ね100人程度の増加を目指す。
県児童クラブ連合会認定指導員数	450人	470人	毎年概ね3人程度の養成を目指す。


(2) 子育て支援活動の促進	
①異年齢の子どもや親子が集い交流する活動の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等に子どもが安心して活動できる場を確保します。 次世代を担う児童の健全育成を支援します。 地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供します。 地域住民等が、保護者の就労状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。 こども食堂^{※3}等の子どもの居場所づくりを地域で支える取組みを支援します。
②NPO等の子育て支援団体の活動促進	<ul style="list-style-type: none"> きめ細かな子育て支援活動を推進するため、地域において、NPO、子育てサークル等が行う子育て支援活動を支援します。 子育て支援に関するNPOやグループ等の先進的な取組みについて、子育て支援活動をしている団体等へ情報提供を行い、活性化を促進します。 地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの運営を支援します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。

※2 子育てシニアサポーター 子育て支援活動に意欲のある方で、保育所や児童館など地域の身近な施設において、地域の実情に応じた子育て活動を行うボランティア。

※3 こども食堂 公的な定義はなく、一般的には「子どもが一人でも安心して行ける無料又は定額の食堂」とされている。地域の子どもの学習支援や居場所の提供、地域交流の場としても注目される民間発の取組み。

(3) 子育て支援のネットワークづくり	
①子育て支援関係機関の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援関係機関の連携・ネットワーク化を促進します。 県内の子育て支援センター相互の情報交換や研修会等を行う子育て支援センター連絡協議会の活動を支援します。
②子育て支援を行う地域様々な団体のネットワーク化の促進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、ネットワークの形成を推進します。 子育て支援団体等の活動発表、交流等を行うイベントを開催し、子育て家庭との交流を図るとともに、子育て支援団体等の連携を促進します。 <div style="text-align: center;">  <p>とやまっ子みらいフェスタ</p> </div>

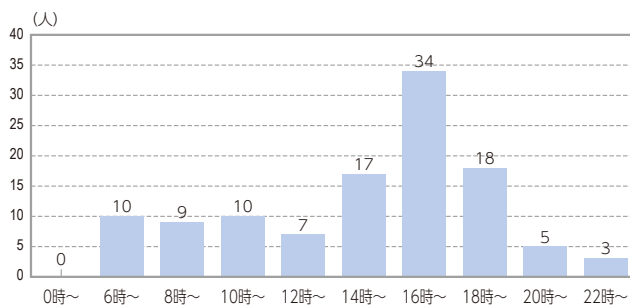
3 安心して子育てができる生活環境の整備

現状と課題

子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できるゆとりある環境の整備が重要であり、子育て中の親子が安心して外出できるように、子育てにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

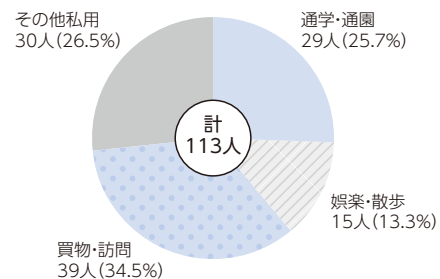
中学生以下の子どもの交通事故の多くが「買い物・訪問」、「通学・通園」時に発生していることから、地域を安心して歩けるよう、保育施設、学校、地域、道路管理者等と連携して交通事故の発生が予想される危険箇所を把握し、情報の共有化を図るとともに、歩道や交通安全施設等の道路交通環境の改善に取り組み、事故の未然防止対策を実施することが必要です。

◎時間帯別死傷者数(中学生以下)



資料:交通事故白書(H30 富山県警察本部)

◎通行目的別死傷者割合(中学生以下)



資料:交通事故白書(H30 富山県警察本部)

下校途中の小学生に対する不審な声かけ・つきまとい等は、県民に大きな不安を与えており、今後とも、子どもの危険予測や回避能力を高める防犯安全教育を継続的・効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に取り組む必要があります。

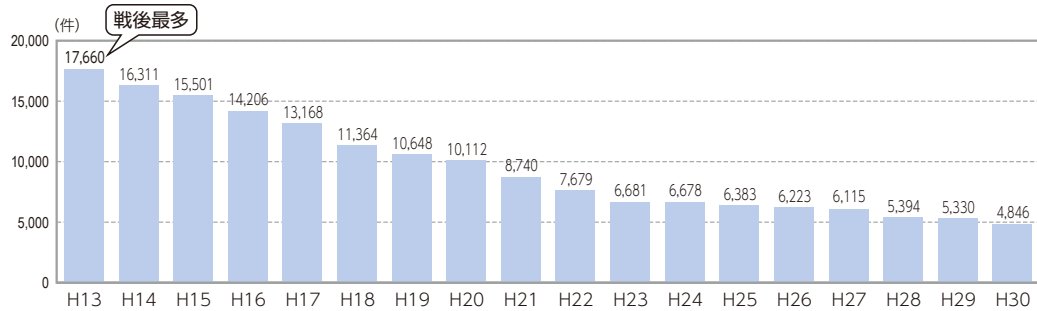
小学生に対する不審な声かけ (件)

H26	H27	H28	H29	H30
112	157	137	182	248

資料:富山県警察本部

子育て家庭を含む多世代世帯等が安心して生活できるような良好な居住環境(生活環境)が求められています。

◎刑法犯認知件数



資料:富山県警察本部

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子育てにやさしいまちづくり																									
①子育てバリアフリー化の推進及び情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の都市公園整備を推進します。 ・都市公園の新設整備および既存施設の更新の際、誰もが安心して安全に利用できるよう、「富山県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」等に基づき整備します。 ・すべての人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、県内の公共施設や金融機関、病院などのバリアフリー化の状況をマップとして情報提供することにより福祉のまちづくりを推進します。 ・妊産婦も対象となっている「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」を円滑に運営することにより、障害者等用駐車場の適正な優先利用を促進します。 																								
②子ども連れにやさしい施設・設備の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、公共施設や行事等における臨時保育室の設置を促進します。 																								
③安全・安心なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外公共空間の犯罪を抑止するため、住宅街、通学路等への防犯カメラ等や青パトへのドライブレコーダーの設置に対し支援します。 ・通学児童が安全に通行できる歩道等のハード整備を推進します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定通学路延長 (km)</td> <td>501.4</td> <td>501.4</td> <td>501.4</td> <td>501.4</td> <td>501.4</td> </tr> <tr> <td>うち歩道等設置延長 (km)</td> <td>300.9</td> <td>303.5</td> <td>305.1</td> <td>306.0</td> <td>307.2</td> </tr> <tr> <td>整備率 (%)</td> <td>60.0</td> <td>60.5</td> <td>60.8</td> <td>61.0</td> <td>61.3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料:富山県</p>		H26	H27	H28	H29	H30	指定通学路延長 (km)	501.4	501.4	501.4	501.4	501.4	うち歩道等設置延長 (km)	300.9	303.5	305.1	306.0	307.2	整備率 (%)	60.0	60.5	60.8	61.0	61.3
	H26	H27	H28	H29	H30																				
指定通学路延長 (km)	501.4	501.4	501.4	501.4	501.4																				
うち歩道等設置延長 (km)	300.9	303.5	305.1	306.0	307.2																				
整備率 (%)	60.0	60.5	60.8	61.0	61.3																				
④災害時における妊産婦及び乳幼児等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における妊産婦や乳幼児等に対する備えや配慮について、市町村と連携して普及啓発に努めます。 																								

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
都市公園の面積	1,626ha	1,652ha	着実な整備促進に努め、開設面積の増加を目指す。
安全に通学できる歩道割合	61.3%	63%	着実な整備を進めていく。

(2) 子どもの交通安全対策の推進																			
①交通安全教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・親・高齢者の交流を通じた、体験・実践型の交通安全教育を推進します。 チャイルドシートの普及・啓発と適切な着用を推進します。 中高生を中心に自転車利用時の交通ルールの遵守やマナーの向上を啓発します。 街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行います。 子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進します。 <p style="text-align: center;">チャイルドシート使用状況調査（使用率の経年推移：6歳未満全体）（%）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>富山県</td> <td>69.7</td> <td>69.7</td> <td>66.4</td> <td>73.1</td> <td>72.5</td> </tr> <tr> <td>全国平均</td> <td>62.7</td> <td>64.2</td> <td>64.1</td> <td>66.2</td> <td>70.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">チャイルドシート使用状況全国調査（警察庁／日本自動車連盟（JAF））より作成</p>		H27	H28	H29	H30	R1	富山県	69.7	69.7	66.4	73.1	72.5	全国平均	62.7	64.2	64.1	66.2	70.5
	H27	H28	H29	H30	R1														
富山県	69.7	69.7	66.4	73.1	72.5														
全国平均	62.7	64.2	64.1	66.2	70.5														
②交通危険箇所の調査と安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 通学路等の交通安全の確保に向けた取組みを推進します。 未就学児や小学生が高齢者と協力し、交通危険箇所の調査や、ヒヤリマップの作成に取り組むこと等により、身近な交通環境の再認識を促進します。 交通安全プログラムに基づいた学校、警察、道路管理者、関係機関合同の通学路の安全点検を実施することにより、安全対策を促進します。 重大な交通事故発生現場での実地調査や保育所等における園外活動時の安全点検の実施により、子どもの安全に配慮した交通安全施設等の道路交通環境の改善と整備を推進します。 																		

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
チャイルドシートの使用率	73.1%	極力100%	未就学児の死傷防止のため、可能な限り100%の使用を目指す。
交通事故死傷者	[死者数]	54人	富山県交通安全計画（第10次）を基に設定。
	[負傷者数]	3,300人	

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進	
①犯罪被害にあわないための防犯安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター^{※1}」の活動、防犯活動に取り組む事業者による地域の防犯活動を身近に体験することにより、防犯に対する意識や防犯活動への理解を促進します。 防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、幼稚園等や小学校において、「こども安全サポーター」による防犯安全教室の開催を推進します。

※1 地区安全なまちづくり推進センター 富山県安全なまちづくり条例に基づき指定された市町村安全なまちづくりセンターが、その市町村内の一定の区域において子どもの安全確保対策をはじめとする安全なまちづくり活動を推進するため設置した団体。

<p>②犯罪から地域の子どもの安全意識を高める情報提供・指導の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊や「地区安全なまちづくり推進センター」、防犯活動に取り組む事業者に対して防犯活動に役立つ情報を提供し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。 学校安全パトロール隊による見守り活動や、児童の集団下校による登下校の安全対策を推進します。 夜間休日を含む緊急連絡体制を構築し、学校、警察、自治体、関係機関が不審者情報等を共有します。 県警ホームページや安全情報ネットを活用し、安全情報や子どもの犯罪の被害等の現状、防犯対策等をタイムリーに提供して子どもの安全を守る意識を高めます。 安全教育に対する教師の指導力を向上するとともに、地域と連携した防犯教室や、普段の防犯に対する注意喚起によって児童の防犯への意識を高めます。 学校、警察、保護者、地域がと連携協力し、通学路の安全点検を実施し、安全対策を促進します。 																																																
<p>③防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実、事業者による地域の防犯活動を活性化し、地域ぐるみによる子どもの安全対策を促進します。 防犯サポーターによる民間パトロール隊への活動支援を継続し、防犯ボランティアとの連携を強化します。 県警ホームページや安全情報ネットを活用したタイムリーな防犯情報を提供します。 学校・PTA、民間パトロール隊等と通学路の安全点検や情報交換を行います。 <p>◎民間パトロール隊数と構成員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>民間パトロール隊数 (隊)</th> <th>構成員数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>124</td><td>6,689</td></tr> <tr><td>H17</td><td>263</td><td>15,155</td></tr> <tr><td>H18</td><td>521</td><td>37,688</td></tr> <tr><td>H19</td><td>557</td><td>38,173</td></tr> <tr><td>H20</td><td>576</td><td>38,015</td></tr> <tr><td>H21</td><td>577</td><td>37,492</td></tr> <tr><td>H22</td><td>602</td><td>37,914</td></tr> <tr><td>H23</td><td>610</td><td>38,472</td></tr> <tr><td>H24</td><td>617</td><td>38,594</td></tr> <tr><td>H25</td><td>610</td><td>37,987</td></tr> <tr><td>H26</td><td>609</td><td>37,713</td></tr> <tr><td>H27</td><td>608</td><td>37,551</td></tr> <tr><td>H28</td><td>613</td><td>37,997</td></tr> <tr><td>H29</td><td>604</td><td>39,110</td></tr> <tr><td>H30</td><td>591</td><td>38,808</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:富山県警察本部</p>	年度	民間パトロール隊数 (隊)	構成員数 (人)	H16	124	6,689	H17	263	15,155	H18	521	37,688	H19	557	38,173	H20	576	38,015	H21	577	37,492	H22	602	37,914	H23	610	38,472	H24	617	38,594	H25	610	37,987	H26	609	37,713	H27	608	37,551	H28	613	37,997	H29	604	39,110	H30	591	38,808
年度	民間パトロール隊数 (隊)	構成員数 (人)																																															
H16	124	6,689																																															
H17	263	15,155																																															
H18	521	37,688																																															
H19	557	38,173																																															
H20	576	38,015																																															
H21	577	37,492																																															
H22	602	37,914																																															
H23	610	38,472																																															
H24	617	38,594																																															
H25	610	37,987																																															
H26	609	37,713																																															
H27	608	37,551																																															
H28	613	37,997																																															
H29	604	39,110																																															
H30	591	38,808																																															

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	96件	毎年減少	着実な減少を目指す。

(4) 良質な住環境の確保	
①子育て世帯を支援する良質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> とやますまい情報ネットワークにおいて、住宅相談所を開設し、住宅相談や情報を提供します。 市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進します。
②多世代等同居住宅促進の支援	<ul style="list-style-type: none"> 多世代世帯や多子世帯等が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。

4 母と子の健康づくりへの支援

現状と課題

妊娠・出産・産褥期^{さんじょく}は、子どもの安らかな心身の発達に寄与する重要な時期であるため、この時期の母子と家族に、社会全体で切れ目のない支援をすることが重要です。

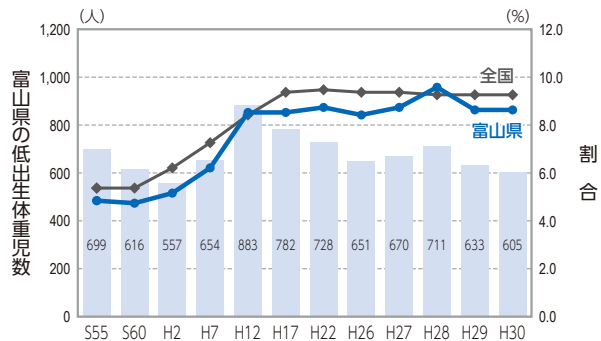
リスクの高い妊娠・出産に対応した高度な医療を安定的に提供するため、周産期^{しゅうさんき}*1医療体制^{いりやくたいせい}*2の更なる充実強化が求められています。

近年、晩婚化や出産年齢の高齢化に伴い、不妊等に悩む方が増えています。希望する妊娠・出産の実現のためには、まずは妊娠等に対する正確な知識を持つことが重要であり、将来的に妊娠・出産を迎える若い男女が、自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発が求められています。

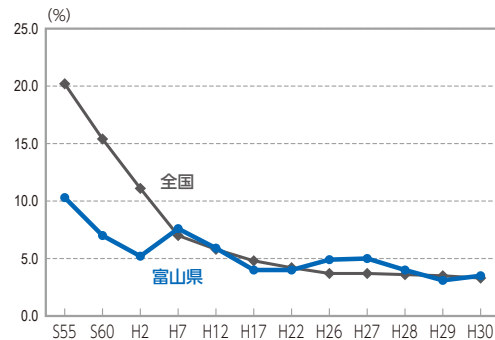
また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等により、周囲に相談相手がいない等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊婦や保護者が増えていることから、全ての妊産婦の状況の継続的な把握に努めるとともに、孤立化を防ぐための支援が必要です。

子どもの心身の健やかな成長を支援するため、乳幼児期から小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制の更なる充実が必要です。

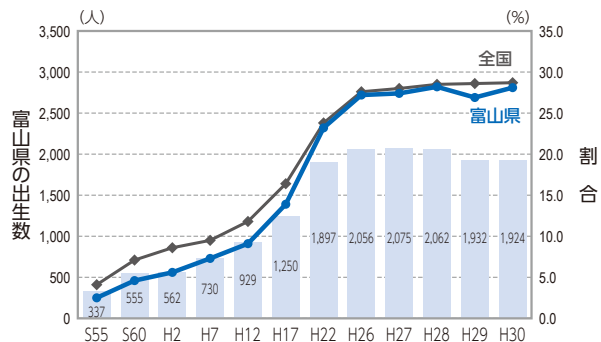
◎低出生体重児^{ていしゅつたいじゅう}*3の出生の推移(出生百対)



◎周産期死亡率の推移(出産千対)



◎35歳以上の母からの出生の推移(出生百対)



資料:人口動態統計(富山県)

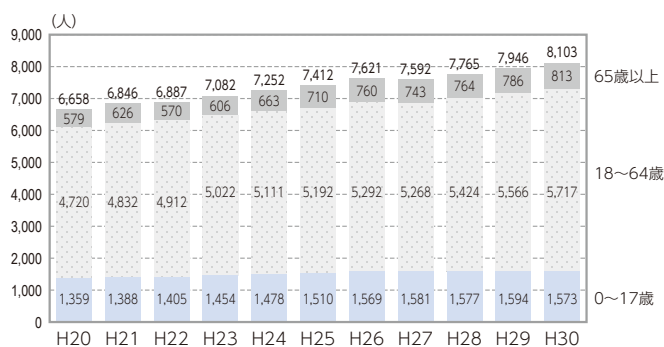
※1 周産期 妊娠満22週以降、出生後7日未満の期間であり、出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期をいう。

※2 周産期医療体制 周産期における母と子の健康を守るため、産科、小児科など関係医療機関の連携を図り、円滑な救急医療活動や一貫した総合的な医療の充実を支援する体制。

※3 低出生体重児 出生時に体重が2,500g未満の新生児。

障害のある子ども（医療的ケア児を含む。）や保護者に対しては、早期からの適切な対応（療育）が必要であり、発達障害については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。また、障害のある子ども及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係者が連携し、きめ細やかな支援を行うことが必要です。

◎年齢階層別知的障害者(児)数の推移



資料:富山県

みなさんの意見

- 出産後の母親が育児の不安や重圧によって、精神的に不安になる産後うつ等を改善することにより、次の子の出産につながる。（県民会議・基本計画策定部会）
- 育児復帰後も働き続けるために、ベビーシッターや家事代行等の民間サービスが必要。（県民会議・基本計画策定部会・知事とのランチトーク）
- 妊活（不妊治療）をしながら働き続けるための支援が必要。（基本計画策定部会）

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 安全で安心な妊娠・出産の支援

① 妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実

- 市町村が設置・運営する子育て世代包括支援センター等への支援等を通じ、市町村を中心とした妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実に努めます。
- 医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進します。
- 市町村と連携し、市町村が行う妊婦・産婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発を行い、確実な実施に努めます。
- 助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及啓発に努めます。
- 医療圏毎の妊婦健診医療機関と分娩医療機関の連携体制や、周産期医療関連施設との連携体制等の充実に努めます。
- 妊娠・出産に関する安全性を確保しつつ、快適かつ満足できる出産を支援し、産前産後の母の心身の安定を図るため、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。
- タクシードライバーに対する研修を実施し、妊婦にやさしい対応や、産院への送迎時の留意点等の啓発に努めます。
- 社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊産婦に対して、保健、医療、福祉等、関係機関との連携による支援を充実させるとともに、産科受診の同行や一時的な居場所提供等の支援を行います。
- 予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等が相談しやすいよう、LINE相談等を拡充します。
- 女性のための健康教育やグループカウンセリング等の推進や相談体制を充実します。
- 生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取組みを推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が行う産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の産後うつ対策について支援します。 産後うつ対策をさらに推進するため、医療機関等と連携して、妊娠・出産サポート体制を充実します。
②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。 女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や、妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話、SNS）による個別相談などの充実を図ります。
③保健・医療従事者の資質の向上と連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の子育て世代包括支援センター等への支援を行うとともに、医療機関などの関係機関と地域の効果的な推進体制を検討し、母子保健の向上を図ります。 母子保健に携わる保健師・助産師・看護師等が、妊娠・出産期や子育て中の家族からの相談に対して適切な支援を行うことができるよう、研修等を通して資質の向上を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
妊婦健康診査の受診率	98.2%	極力100%	引き続き向上を目指す。
妊娠11週以下での妊娠の届出率	93.4% (H29)	極力100%	引き続き向上を目指す。
子育てをしていて負担・不安に思うこと	[精神的]	25.0% (H29)	引き下げる 現状からの低下を目指す。
	[身体的]	22.5% (H29)	

(2) 不妊治療等への理解の促進・支援の充実

①不妊治療をしやすい職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 職場における不妊症・不育症とその治療に関する正しい理解の啓発を図るとともに、治療のための休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
②不妊治療にかかる経費の助成	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊症・不育症の治療費の助成を行います。

(3) 周産期医療等の充実

①周産期医療体制の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 総合周産期母子医療センター（県立中央病院）の整備・充実を図ります。 消防機関との円滑な連携による、母体及び新生児の救急搬送体制の強化を図ります。 地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努めます。
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・「戻り搬送」等を促進することにより、NICU^{*1}の空床の確保に努めます。 ・周産期医療従事者の更なる資質向上のための研修会を充実します。 ・県境を越えた母体及び新生児の搬送受入れが円滑に行われるよう、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築に努めます。 ・産科医療機関や関係機関とともに、産科医師の働き方改革のための方策を検討・推進します。
②小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・NICUにおいて新生児医療に従事する医師の処遇を改善します。 ・修学資金貸与制度を活用し、医師の確保・定着を図ります。 ・小児科医等による保護者向けの電話相談体制を整備します。 ・小児初期救急センターの運営を支援します。
③不妊症・不育症に関する正しい理解の促進と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊症・不育症に関する相談体制の充実を図るとともに、性別に関わらず不妊症・不育症に関する正しい理解の促進に努めます。 ・相談業務に従事する職員の資質向上を図るための研修会を充実します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
主に産婦人科医療に従事している医師数（出生千人当たり）	14.0人	14人以上	富山県医療計画の目標値設定の考え方による。
主に小児科医療に従事している医師数（小児人口1万人当たり）	12.0人	12人以上	富山県医療計画の目標値設定の考え方による。

(4) 子どもの健やかな成長のための支援	
①乳幼児の健康診査や保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の視点をふまえた健康診査の実施や、保健指導のさらなる充実に向けた市町村への支援に努めます。 ・市町村における健康診査を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。 ・市町村における新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などの機会を活用し、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。 ・支援を要する乳幼児に対して、相談会の充実や支援体制の強化に努めます。 ・乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組みを支援します。 ・市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。
②母乳育児の推進や乳幼児の身体と心の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・母乳育児実施率が高く、WHO・ユニセフ認定の「赤ちゃんにやさしい病院^{*2}」認定数が全国68箇所中4箇所という本県の特長を活かし、関係機関、関係団体の連携による環境づくりを推進します。 ・幼児期から早寝早起きなど基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。

※1 NICU 病院において早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する部門。NICU (Neonatal Intensive Care Unit) は略語。

※2 赤ちゃんにやさしい病院 WHO・ユニセフが認定する病院であり、「母乳育児を成功させるための10カ条」を長期にわたって遵守し、実践する産科施設。

	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
未熟児訪問指導の実施率	95.5% (H29)	極力100%	引き続き向上を目指す。
1歳6か月健康診査の受診率	98.5%	極力100%	全国より高いが、引き続き向上を目指す。
3歳児健康診査の受診率	97.7%	極力100%	全国より高いが、引き続き向上を目指す。
乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	100%	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。
養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100.0%	100%	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。
出産後1か月時における母乳育児の割合	57.9%	増加させる	全国平均より高いが、引き続き増加を目指す。
むし歯のない子ども(3歳児)の割合	87.0%	90%	「県民歯と口の健康プラン」の推進のためにも、さらに向上を目指す。

(5) 障害や疾病のある子ども(医療的ケア児を含む)への支援	
<p>①障害等を有する子どもの早期発見・早期療育</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査、先天性代謝異常^{※1}等検査(タンデムマス法新生児マススクリーニング検査)^{※2}の推進や精度管理、フォロー体制を充実します。 難聴児に対し、補聴器の装用を促すことにより、言語の習得や社会性の向上を推進します。 市町村が行う乳幼児健診での障害児等の早期・適切な把握、対象となる子どもの早期療育を支援します。
<p>②子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾病対策を推進します。 慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援を充実させるとともに、小児期から成人期への移行支援にも努めます。 乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談等を充実させるとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化し、障害のある子どもやその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。 多様な障害、複合的な障害について、正しい知識の普及や障害の特性に応じた専門的な相談・支援体制の整備を図ります。

※1 先天性代謝異常(症) 生まれつき特定の酵素が欠損していたりして、代謝の働きが阻害されているため起きる症状。

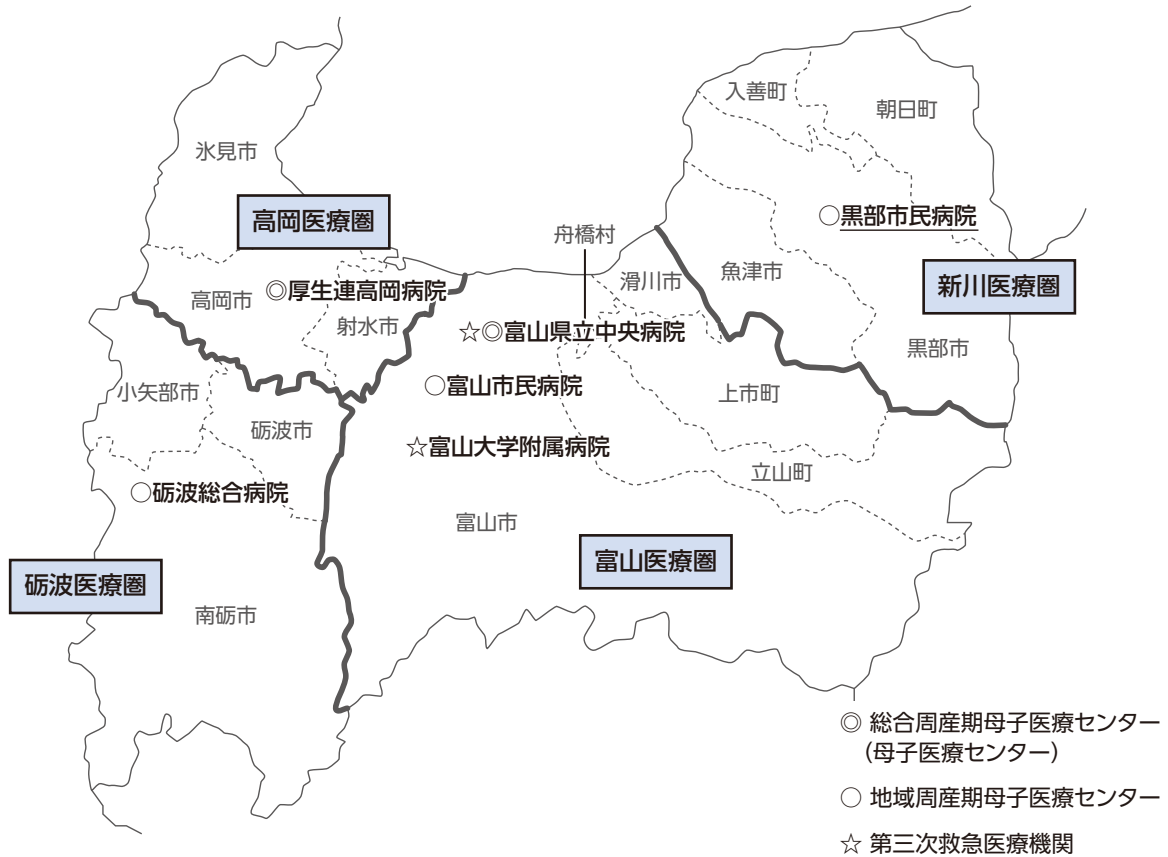
※2 先天性代謝異常等検査(タンデムマス法新生児マススクリーニング検査) 新生児における先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見し、発病する前から治療が出来るようにすることを目的とした検査。

③発達障害に対する総合的な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない一貫した支援体制のさらなる整備を図ります。 発達障害者等の家族その他関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。 発達障害に関する悩み等をもつ保護者同士の集まる場を提供します。 発達障害者支援センターに発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等に対して相談や助言等を行います。
④家族を含めたトータルな支援	<ul style="list-style-type: none"> 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細やかな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。
⑤子ども・家族にとっての身近な地域における支援	<ul style="list-style-type: none"> 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターに設置している発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、きめ細やかな相談や情報提供、助言等を行うとともに、発達障害に関する普及啓発や人材育成の充実に努めます。(再掲) 障害や疾病のある子どもも対象となっている「富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度」を円滑に運営することにより、障害者等用駐車場の適正な優先利用を促進します。

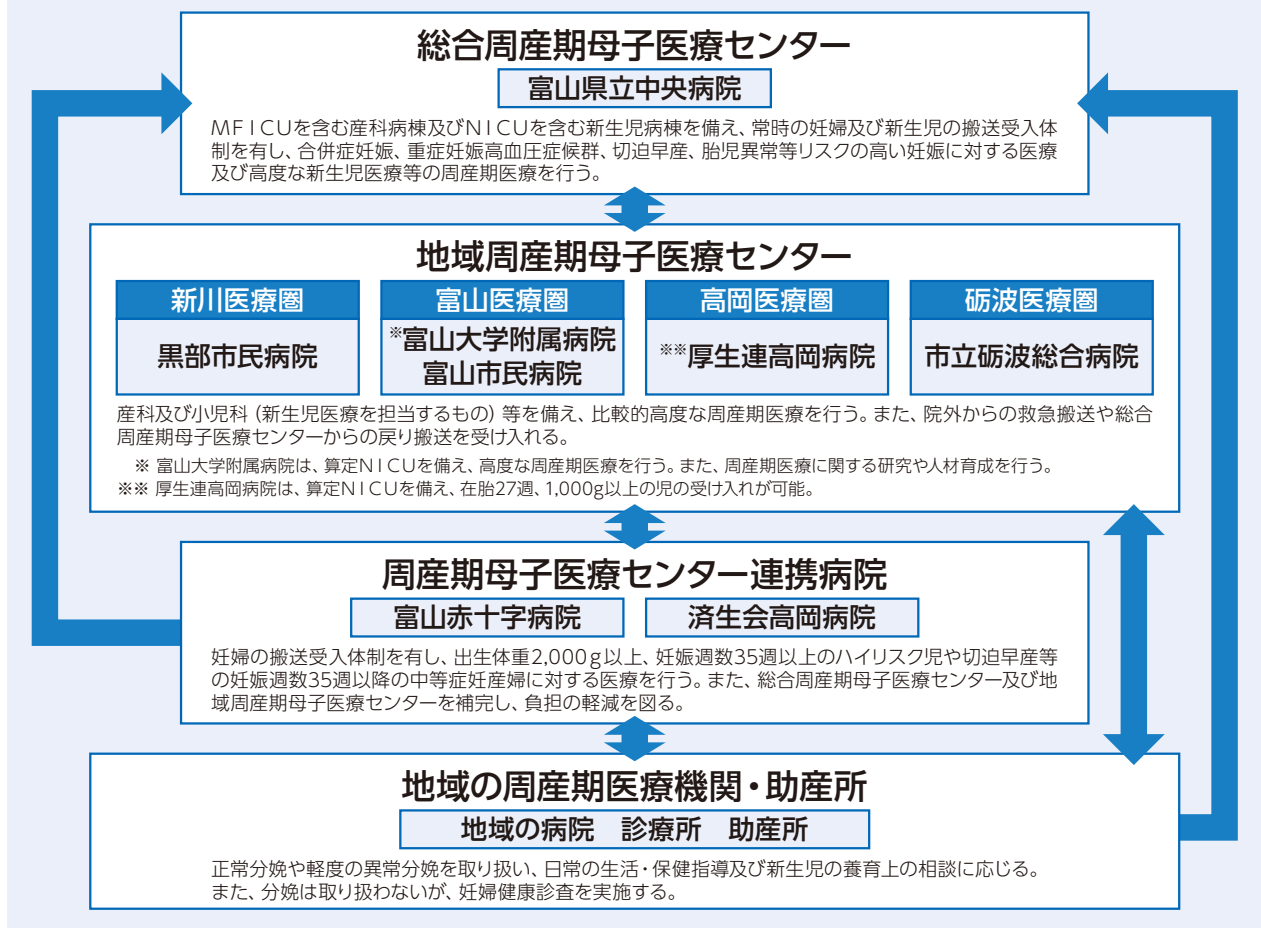
<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
富山型デイサービス実施事業所数	130か所	200か所	全ての小学校区での整備を目指す。

● 県内周産期母子医療センター配置図



富山県周産期医療連携体制



基本方針 Ⅱ

仕事と子育ての両立支援

出産や子育てを契機に離職する女性の割合は全国平均よりも低いものの、本県においても、第1子出産を機にフルタイム勤務の女性の48.3%が主婦やパート・アルバイトなどになっており、就業が継続できるよう、子育てに関する職場の理解及び仕事と子育ての両立が可能な職場環境が求められます。

また、子どもを持つ男性にとっても、家族と過ごす時間や、親としての責任を果たすことができる時間が確保できる働き方が求められます。

そして、このような仕事と家庭生活が両立できる職場環境を整備することは、企業にとっても有能な人材を確保し、定着させる上で、また、業務を見直すことなどにより生産力を向上させることが期待できるなどのメリットがあり、将来への投資と捉えることができます。

こうしたワーク・ライフ・バランスを積極的に進めることの重要性を普及・啓発するとともに、このような取組みを行う企業に対して、顕彰など社会的に評価が高まる措置等を行うことにより、中小企業も含めたワーク・ライフ・バランスの自主的な取組みを支援します。

1 働き方改革の推進

現状と課題

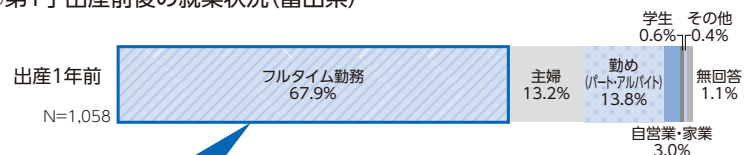
本県では、労働時間が全国の水準を上回っており、年次有給休暇取得率も50%前後と低い状況にあります。こうした状況が進めば、心身の疲労や仕事と子育て等の両立に関する悩みなど、仕事と生活に関する問題が増える可能性があると考えられます。健康で豊かな生活のため、仕事だけでなく、家庭や地域社会に関わる時間を確保することが必要です。

こうしたことから、長時間労働の是正や時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の選択肢を増やすなど、中小企業の実情にも配慮しながら、働き方改革を推進する必要があります。

また、本県では、女性の就業率の高さや平均勤続年数の長さが全国トップクラスで、働き続ける女性の割合が高い反面、管理的職業従事者の割合が少ない状況にあります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮するためには、誰もが自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択でき、仕事と生活を自分の希望するバランスで展開できる職場環境づくりを進めるとともに、働き方の見直しや事業主の意識改革などを推進していくことが求められます。

●女性（15～64歳）の就業率	[H27] 72.0%（全国64.9%：3位）	国勢調査（総務省）
●女性の平均勤続年数	[H30] 11.2年（全国 9.7年：6位）	賃金構造基本統計調査 （厚生労働省）
●共働き率	[H27] 55.9%（全国47.6%：4位）	国勢調査（総務省）
●女性雇用者に占める正社員の割合	[H29] 50.1%（全国42.0%：3位）	就業構造基本調査（総務省）
●管理的職業従事者に占める女性の割合	[H27] 7.6%（全国 9.7%：44位）	国勢調査（総務省）

◎第1子出産前後の就業状況(富山県)

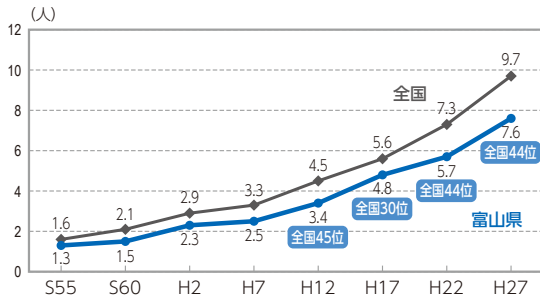


《フルタイム勤務をやめた理由》

1位 家事・育児に専念するため自発的にやめた	38.5%
2位 仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた	26.5%
3位 夫の勤務地や夫の転勤の問題で仕事を続けるのが難しかった	9.3%

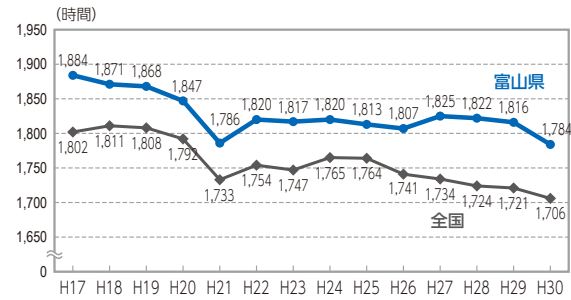
資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

◎管理的職業従事者に占める女性割合の推移



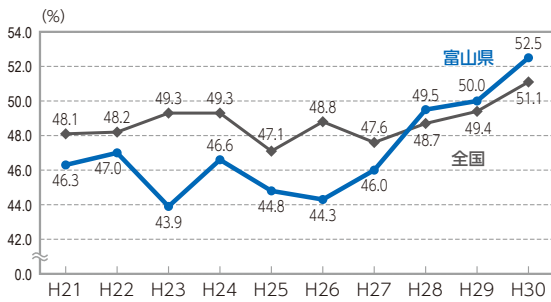
資料:国勢調査(総務省)

◎労働者一人平均年間総労働時間の推移(規模5人以上)



資料:毎月勤労統計調査(厚生労働省)

◎年次有給休暇の取得率



資料:全 国/就労条件総合調査(厚生労働省)
富山県/賃金等労働条件実態調査

みなさんの意見

- 仕事を頑張りたいから結婚しないという女性がいる。結婚・子育てとキャリアの両立は難しいと若い女性たちが思っている。(知事とのランチトーク)
- 富山の企業は新卒で、正規で退職までという固定概念が強い。多様性のある働き方が認められていない。(社会人女子・女子学生との意見交換会)
- 人材不足が進む中、出産を機に離職した女性へのスキルを活かした再就職支援やスキルアップなど、女性活躍のための後押しが必要。(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 働き方の見直し	
①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 職業生活と家庭生活が両立できる職場づくりの重要性に関する事業主・労働者双方の理解を深めます。 • 仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発を推進します。 • 「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。
②生産性向上による長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> • 企業におけるノー残業デーの実施や年次有給休暇の取得促進、勤務間インターバル制度の普及促進など、企業経営者向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて労働時間の短縮等を推進します。 • 経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰するとともに、その事例が他企業に波及するよう啓発します。

	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業における働き方改革を進めるため、業界・業種毎に実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 • 企業の具体的な取組みを支援し、中小企業の働き方改革をけん引する優良モデル企業を創出します。 • 労働生産性の向上や新たな付加価値の創出を促進するため、IoT、AI等の新技術の導入促進を図ります。
③多様で柔軟な勤務形態の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> • 中小企業のテレワーク導入やクラウド化等を積極的に支援します。 • 経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰し、その事例が他企業に波及するよう啓発します。(再掲) • 短時間勤務やフレックスタイム^{※1}制、テレワーク^{※2}、時間単位での年次有給休暇取得制度の導入など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。
④企業と連携した家庭教育などの支援	<ul style="list-style-type: none"> • 働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会の充実を図ります。
⑤リカレント教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 人生の新たなステージにおける自らのあり方、生き方を考え、新たな人生設計により、リカレント教育等による学び直しや生きがいを持って心豊かに生きるための生涯学習などに取り組み、生涯活躍できる人材を育成します。 • 企業が仕事と学びの両立に向けた取組みを行うよう、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて教育訓練休暇制度の充実等を企業に働きかけます。 • 仕事のキャリアアップの希望者向けに講座等を開催する県内高等教育機関及び私立専修学校に対し支援を行うことで、リカレント教育の機会の充実を図ります。
⑥共働きの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> • 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）において、短時間や短日勤務など柔軟な働き方を取り入れた求人企業に対し働きかけ、女性の就業機会の確保に取り組めます。 • 関係機関等と連携して、従業員の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の普及に取り組む、働く世代の健康づくりや働きやすい職場環境整備を推進します。
⑦多様な人材が活躍できる職場環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。(再掲) • 経済団体、関係機関等と連携して、県民運動を展開し、働き方改革の気運醸成に取り組み、優れた取組みを行った企業を顕彰し、その事例が他企業に波及するよう啓発します。(再掲)

※1 フレックスタイム 一定期間（1ヶ月以内）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

※2 テレワーク インターネット等の情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。働く場所によって、自宅利用型テレワーク（在宅勤務）、モバイルワーク、施設利用型テレワーク（サテライトオフィス勤務など）の3つに分けられる。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
「イクボス企業同盟とやま」加盟団体数	145団体	200団体	毎年10団体程度の増加を目指す。
年次有給休暇取得率	52.5%	60%以上	毎年3%程度の向上を目指す。
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.8% (H29)	0%を目指す	働き方改革法の中で時間外労働の上限規制が順次適用されていることを踏まえ達成を目指す。

(2) 企業等における女性活躍の推進	
①行動計画（女性活躍推進法）の策定促進に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 事業主や労働者等に対するセミナーの開催などにより男女の雇用機会均等や公正な待遇の確保について、広報・周知や意識の啓発を図ります。 事業所の役員クラスを対象とした男女共同参画チーフ・オフィサーの設置を促進し、事業所における男女共同参画意識の浸透を図ります。 優れた取組みを行う事業所への表彰制度や優良事例を紹介します。 県の入札参加資格の優遇措置等により男女共同参画を推進する事業所に対する認証制度の普及に努めます。 職場における性別による固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。 女性活躍・働き方改革推進員による企業訪問や研修会などを通じて、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援します。 女性の採用・登用に積極的な企業等を支援するため、一般事業主行動計画を策定した中小企業に対する県の建設工事入札参加資格の優遇措置を実施します。 ホームページを活用し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表を促進することにより、計画の質の向上を図ります。 県の知事部局における管理職の女性職員の割合を2023年4月までに15%以上とする目標を設定するなど女性職員の管理職への登用促進と職域の拡大に努めるとともに、女性職員が自分の将来を見据え、リーダーとしてのスキルを習得する研修を実施するなど、女性職員の一層の能力開発に努めます。
②フルタイムでの仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「イクボス企業同盟とやま」のネットワークの拡大を図るとともに、企業等における実効性ある具体的な取組みを支援します。(再掲) 短時間勤務やフレックスタイム制、テレワーク、時間単位の年次有給休暇の導入など、働く人の希望に応じた勤務形態の導入促進や、正規・非正規といった雇用形態に関わらない均衡な処遇の実現などについて、事業主向け広報誌や各種説明会の開催等を通じて企業に働きかけます。(再掲)
③女性の再就業支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）が関係機関と連携し、求人・求職者の開拓・各種相談、女性未就業者向けセミナーや職場体験会の開催などを通じ、就業機会の確保に取り組みます。(再掲) 合同企業説明会を開催し、女性の就業を支援します。

- 時間制約のある女性の多様な働き方を支援するため、テレワークの普及促進を図ります。
- 結婚・出産等を機に離職した女性を支援する講座を実施します。

<目標指標>

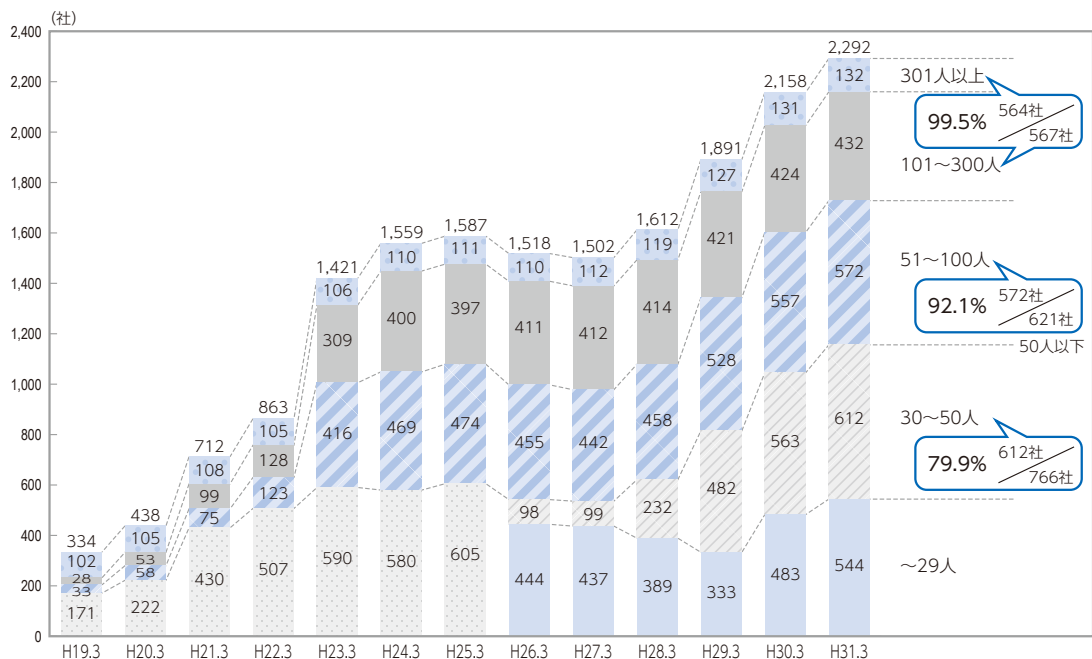
項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	30.3% (H27)	35%	富山県民男女共同参画計画（第4次）に基づき増加を目指す。
男女共同参画チーフ・オフィサー設置事業所数	216事業所	290事業所	毎年12団体程度の増加を目指す。
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数	209社	550社	従業員101～300人の企業については策定率100%を目指す。 従業員50人～100人の企業については策定率25%を目指す。

2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備

現状と課題

本県は、全国平均よりも中小企業の割合が高い状況を踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の義務付け対象を、平成23年4月から「子育て支援・少子化対策条例」により、法定規模（従業員101人以上）を上回る従業員51人以上の企業としており、さらに平成29年4月からは、従業員30人以上に拡大しています。今後は、行動計画の策定を促進するとともに、計画の質の向上を図る必要があります。

◎一般事業主行動計画届出状況



資料:富山労働局のデータを基に富山県作成

本県の女性の育児休業の取得率は高い水準となっていますが、第1子の出産や子育てを機にフルタイム勤務から離職若しくはパート・アルバイト勤務等になった女性の割合は約半数となっており、その理由として、仕事と子育ての両立が難しいことを理由に挙げた人が約3割となっています。

「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について

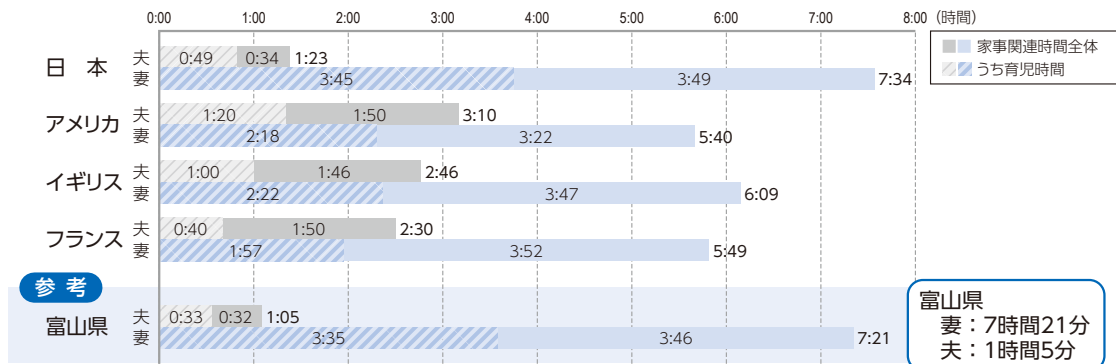
	H21	H27
賛成	34.1% → 25.7%	
反対	52.2% → 58.6%	

家庭における役割分担の状況

	H21			H27		
	妻	夫	夫婦同程度	妻	夫	夫婦同程度
家事	80.2%	0.4%	10.1%	81.4%	1.7%	11.7%
育児	76.6%	1.7%	15.4%	77.9%	1.0%	16.6%
介護	57.1%	1.9%	18.8%	46.5%	7.1%	26.5%

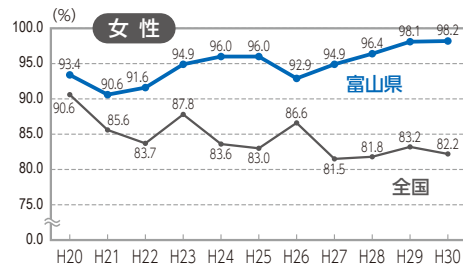
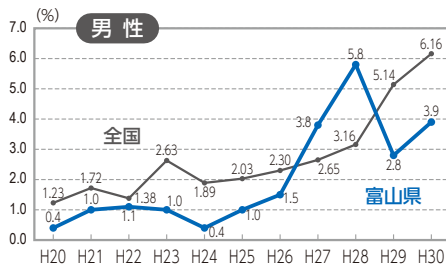
資料：男女共同参画に関する意識調査（H27 富山県）

◎6歳未満児のいる夫婦の家事関連時間(1日あたり)の国際比較



出典：内閣府ウェブサイトより 総務省「H28 社会生活基本調査」等

◎育児休業取得率



資料：全 国／雇用均等基本調査(厚生労働省)
富山県／賃金等労働条件実態調査

また、子どもを増やすにあたっての課題に、「働きながら子育てできる職場環境がない」が挙げられていることから、さらなる職場の理解及び両立可能な職場環境の整備を進める必要があります。

こうしたことから、育児休業を取得しやすい環境の整備に加え、短時間勤務制度^{*1} や子の看護休暇^{*2} 制度など、育児休業からの復帰後の子育て期に、子育ての時間が確保できるよう、時間単位の年次有給休暇の導入や、テレワークの促進など多様で柔軟な働き方を選べる職場環境の整備を進める必要があります。

みなさんの意見

- 女性は様々なライフイベントがあり、男性に比べ継続した経験を積むことが難しいが、輝く女性が増えるような取り組みが必要。(タウンミーティング)
- 人手不足の中小企業においては、仕事が属人化しており、働き方改革を促進していく難しさを感じている。(タウンミーティング)

※1 短時間勤務制度 事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが義務付けられている。

※2 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のための休暇を取得することができる。小学校就学前の子が2人以上であれば年10日まで取得できる。育児・介護休業法施行規則等の改正により、令和3年1月からは、時間単位での取得が可能となる。

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 一般事業主行動計画の策定及び実効ある取組みの支援	
①一般事業主行動計画の策定促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 策定体制が十分でない中小企業においても、一般事業主行動計画が負担なく策定できるよう、社会保険労務士である「仕事と子育て両立支援推進員^{*3}」を派遣し、一般事業主行動計画策定を支援します。 各企業の実態に応じた具体的な計画の策定事例の紹介や研修会の開催など、円滑な策定を支援します。 仕事と子育ての両立支援に関する国や県の支援策のきめ細かい情報提供を実施します。
②一般事業主行動計画の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 各企業が自社の一般事業主行動計画を簡便に無料で公開できる働き方改革・女性活躍応援サイト「Good!!Work&Lifeとやま」を活用して、行動計画の公表を促進することにより、質の向上を図ります。 「仕事と子育て両立支援推進員」の訪問指導等の際に、両立支援に関する県内外の好事例を活用します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	92.1%	極力100%	引き続き策定支援を行い、すべての企業の策定・届出を目指す。
従業員30～50人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	79.9%	極力100%	条例で義務付け対象としている企業すべての策定・届出を目指す。

(2) 両立支援制度などの定着促進																																														
①テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業がテレワーク導入を検討するための環境整備を支援するとともに、県内の先進企業の取組みが他企業に波及するよう啓発します。 																																													
②短時間勤務、子の看護休暇制度などの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法^{*4}に基づく仕事と子育ての両立に資する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。 <p>◎子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合</p> <table border="1"> <caption>子の看護休暇等の制度を設けている企業の割合 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>勤務時間短縮等の措置 (%)</th> <th>子の看護休暇 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H17</td><td>64.0</td><td>36.8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>72.9</td><td>49.2</td></tr> <tr><td>H19</td><td>76.3</td><td>55.3</td></tr> <tr><td>H20</td><td>80.5</td><td>59.6</td></tr> <tr><td>H21</td><td>82.7</td><td>63.5</td></tr> <tr><td>H22</td><td>81.7</td><td>66.9</td></tr> <tr><td>H23</td><td>81.3</td><td>67.1</td></tr> <tr><td>H24</td><td>83.0</td><td>68.6</td></tr> <tr><td>H25</td><td>79.5</td><td>70.9</td></tr> <tr><td>H26</td><td>78.9</td><td>69.1</td></tr> <tr><td>H27</td><td>86.6</td><td>75.1</td></tr> <tr><td>H28</td><td>85.3</td><td>74.3</td></tr> <tr><td>H29</td><td>84.5</td><td>76.0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>85.9</td><td>77.7</td></tr> </tbody> </table> <p>資料:賃金等労働条件実態調査(富山県)</p>	年度	勤務時間短縮等の措置 (%)	子の看護休暇 (%)	H17	64.0	36.8	H18	72.9	49.2	H19	76.3	55.3	H20	80.5	59.6	H21	82.7	63.5	H22	81.7	66.9	H23	81.3	67.1	H24	83.0	68.6	H25	79.5	70.9	H26	78.9	69.1	H27	86.6	75.1	H28	85.3	74.3	H29	84.5	76.0	H30	85.9	77.7
年度	勤務時間短縮等の措置 (%)	子の看護休暇 (%)																																												
H17	64.0	36.8																																												
H18	72.9	49.2																																												
H19	76.3	55.3																																												
H20	80.5	59.6																																												
H21	82.7	63.5																																												
H22	81.7	66.9																																												
H23	81.3	67.1																																												
H24	83.0	68.6																																												
H25	79.5	70.9																																												
H26	78.9	69.1																																												
H27	86.6	75.1																																												
H28	85.3	74.3																																												
H29	84.5	76.0																																												
H30	85.9	77.7																																												

※3 **仕事と子育て両立支援推進員** 企業を訪問し、それぞれの企業の状況に応じて、行動計画の策定や労働者が安心して子育てできる職場環境づくりについての助言や情報提供を行う専門員（社会保険労務士）。

※4 **育児・介護休業法** 育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるように支援することを目的とした法律。労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定めている。平成29年の法改正では、保育所等に入れない場合、最長2歳まで育児休業が取得可能となるなどの内容が盛り込まれた。

	<ul style="list-style-type: none"> • 育児・介護休業法に基づく諸制度の活用を促進する事業主向け各種助成金制度の利用促進を図ります。
③再雇用制度の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> • セミナーの開催や「仕事と子育て両立支援推進員」の派遣を通じて、育児・介護休業法で定められた再雇用制度の普及を促します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
第1子出産前後の継続就業率 (出産1年前にフルタイム勤務であった者に占める、出産1年後にフルタイム勤務であった者の割合)	51.7% (H29)	引き上げる	出産を機に就業継続を断念することのないよう就業継続率を向上させるとともに、育児休業取得率の維持を目指す。
女性の育児休業取得率	98.2%	98%以上	
短時間勤務制度等の導入率	85.9%	極力100%	毎年3%程度の向上を目指す。

(3) 両立支援に取り組む企業への支援	
①両立支援に取り組む企業の表彰と周知・普及	<ul style="list-style-type: none"> • 両立支援や働き方の見直しに取り組む企業を表彰します。 • 表彰企業の取組事例を、セミナーや事業主向け広報誌等を通じて、広く周知します。
②両立支援に取り組む企業への優遇措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> • 両立支援に取り組む企業に対し、県の建設工事などの競争入札参加資格において優遇する措置等を行います。
③事業所内保育施設 ^{※1} 設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所内保育施設を設置・運営する企業に対する助成制度や低利融資により、事業所内保育施設の設置を促進します。 • 現在、整備を進めている富山県防災・危機管理センター（仮称）内に北陸銀行及びJAグループと共同で、新たに県庁内保育所を整備します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	407社	530社	毎年20社程度の増加を目指す。
両立支援や働き方の見直しに取り組む企業の知事表彰件数（累計）	113社	154社	毎年6社程度の増加を目指す。
事業所内保育施設の設置数	61か所	70か所	年平均2か所程度の増加を目指す。

※1 事業所内保育施設 企業などが、その雇用している労働者のために、事業所の中や近くに設置した認可外の保育施設。国及び県では、設置・運営等を行う事業主に対し、その費用の一部を助成する制度がある。

3 男性の家事・育児参画の促進

現状と課題

夫婦間における固定的役割分担意識は解消傾向にあるが、家庭における役割分担の状況は、家事・育児のいずれも、妻が分担している割合が極めて高くなっています。

国際的にみても日本の夫の家事時間は低水準にとどまっています。働き方を見直し、男性も家事・育児等に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことが必要です。

男性の育児休業取得率は3.9%にとどまっており、男性が子育てよりも仕事を優先せざるを得ない現状となっています。父親も子育てにかかわることができる働き方の選択が可能な職場環境の整備が必要です。

みなさんの意見

- 一番大変な時期は産後の4カ月頃まで。この一番大変な時期に男性が育児休暇を取得することが必要。(県民会議・基本計画策定部会)
- 男性の家事・育児時間が全国に比べ短い状況にあり、特に子育て世代の共働き率が高い本県では、女性の負担感が大きいため、男性の家事・育児参画をすすめるなければならない。(県民会議・基本計画策定部会・タウンミーティング・知事とのランチトーク)
- 男性は女性に比べ育児を自分事として捉えていない。これからの少子化対策・子育て支援には若い男性の参画が必要であるため、若い男性への啓発が必要。(県民会議)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 男性の家事・育児参画の推進	
① 男性の育児休業取得の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 育児・介護休業法に基づく男性の育児休業促進策(パパ・ママ育休プラス^{※2})等を周知し、積極的に推進します。 • 出産直後の父親向け連続休暇制度の導入など、男性の子育て参加を促す制度を周知します。 • 「仕事と家庭の両立支援ガイドブック」を作成し、配布するなど、育児・介護休業法に基づく仕事と子育ての両立に関する諸制度が子育て中の労働者に活用されるよう、事業主に理解を促します。 • 男性の育児休業取得による企業側のメリット、取得促進のポイント等を啓発するほか、管理職及び若手男性職員向けに、育休取得に向けた意識啓発を図ります。また、妻の妊娠判明時に、「父子手帳」を配布し、啓発します。 • 中小企業における男性の働き方の見直しや家事・育児等への参画を推進するため、業界・業種ごとに実施する研修会等に講師を派遣し、業界全体での取組みを支援します。 • 県の男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得を促進するため、令和2年4月より、原則1か月以上の休暇・休業の取得促進に取り組みます。
② 家庭内での家事・育児分担の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 男性が子育てに参画する必要性について理解を深めます。 • 男性が育児等を担うことに対する社会全体の理解の醸成や意識改革のため、男性向けの家事・育児能力の向上を図るための講座等の積極的な開催や、ホームページ等を活用した情報提供を行います。 • 企業に出向いての出前講座を開催します。 • 男性の積極的な家事・育児参画など、家事分担を考えるキャンペーンを実施します。

※2 パパ・ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合には、取得できる期間が、子が1歳に達するまでから1歳2カ月に達するまでに延長されるもの。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
男性の育児休業取得率	3.9%	13%以上	富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき増加を目指す。
県職員の男性の育児休暇・休業の取得率	86.6%	100%	全職員の取得を目指す。
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	65分(H28)	158分	富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき増加を目指す。
県有施設の男女問わずおむつ替えができるトイレの箇所数	144か所(R1)	200か所	現状からの増加を目指す。
未婚化・晩婚化の理由として、女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい割合(女性)	34.5%(R1)	引き下げる	現状からの低下を目指す。

4 就業支援

現状と課題

女性の高い就業意欲と行動力を社会の活性化に活かすため、育児や介護等で一旦離職した女性の再就職を支援するとともに、起業など様々な分野への女性のチャレンジを支援していくことが必要です。

また、生計の担い手としての役割を一人で担わなければならないひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭は、生活費や家事、育児などの悩みを多く抱えています。ひとり親家庭に対しても、雇用不安を払拭し、雇用安定のための就業支援が課題です。

みなさんの意見

- 起業支援がもっと充実するとよい。東京のほうが起業しやすい。
(社会人女子・女子学生との意見交換会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) ライフステージに応じたキャリア支援や再就職等の促進	
①キャリアアップの支援	<ul style="list-style-type: none"> • 管理職を目指す女性のキャリアアップを図るため、セミナー等の開催やネットワークの支援を行います。 • ベテラン社員が持つ知識・技能の視覚化や、それらを正しく継承するための方法等の習得を図る研修事業を実施します。 • 若年層のキャリアアップや職場定着を支援します。
②就業支援プログラムの充実による再就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> • 結婚・出産等を機に一旦離職した女性の再就職を支援するための講座を充実します。 • 離職者に対して多様で質の高い職業訓練の機会を提供し、きめ細かな就職支援を行います。

③就業や起業に関する相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> • 結婚・出産等を機に一旦離職した女性の再就職や起業をはじめ、女性の様々なチャレンジにかかる相談にきめ細かく対応し、就業等を支援します。 • 起業・新分野進出をめざす女性、若者、シニア等に対する専門知識の習得支援や県内経済界とのネットワークづくりの場の提供など、起業等に向けてのサポート体制を強化します。 • 女性就業支援センター（マザーズジョブとやま）が関係機関と連携し、求人・求職者の開拓・各種相談、女性未就業者向けセミナーや職場体験会の開催などを通じ、就業機会の確保に取り組みます。（再掲） • 合同企業説明会を開催し、女性の就業を支援します。（再掲）
-------------------	--

(2) ひとり親家庭などへの自立支援の推進	
①就業相談や情報提供機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 母子家庭等就業・自立支援センター^{※1}等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。 • 生活困窮者自立相談支援窓口など相談支援機関において、社会的自立などに関する相談支援を実施します。
②就職に向けた能力開発支援	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合、授業料の一部を支給します。また、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
母子・父子自立支援プログラム策定件数	35件	50件	毎年3件程度の増加を目指す。

※1 母子家庭等就業・自立支援センター 母子家庭の母、寡婦及び父子家庭の父を対象に、個々の家庭の状況や職業適性に配慮した相談員による就業支援やセミナー、講習会等を開催し、母子家庭等の生活の安定と自立を総合的に支援する機関。

基本方針
Ⅲ

子どもの健やかな成長の支援

子どもの健やかな成長にとって、子どもの権利が保障され、その最善の利益が尊重されることが基本です。そして、子どもたちが、親や大人に守られているという安心感を持ちながら、外の世界に興味をもち、行動範囲を広め、様々な体験や交流を通して、生きる力を身に付けられるよう支援することが重要です。

このため、子どもたちが、基本的な生活習慣や社会人としての規範意識を身につける家庭の教育力を高めるとともに、地域の人々と連携し、自然や歴史・文化を活かした体験活動や、子ども同士や多世代交流を通じて、子どもの健全な育成を推進します。

また、次の親となる子どもや若者が、確かな学力、豊かな心、たくましい体を身に付け、生きる力を育む教育を推進します。

1 子どもの権利の保障と最善の利益の尊重

現状と課題

子どもは大人と同様にひとりの人間として、その権利が保障され、最善の利益が尊重されるべきであり、「児童憲章^{*1}」や「児童の権利に関する条約^{*2}」の趣旨の普及啓発等を通じて、子どもの人格や主体性を尊重する意識の定着を推進する必要があります。

子どもが自らの言葉で自分の考えを表明したり、参加したりできる機会を拡充する必要があります。

児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの身体や生命に危険を及ぼすだけでなく、心にも深い傷を残すことになり、地域の大人をはじめ、社会全体で対応することが必要です。

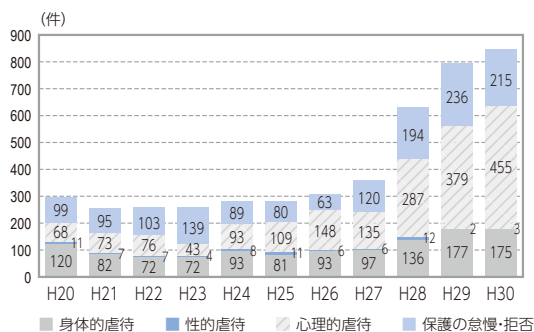
虐待を受けた子どもは、心身に深い傷を負っており、より家庭的な環境において愛着関係を形成することが必要であり、専門的なケアと自立支援も欠かせません。また、その家族に対してもカウンセリング等を実施し、早期家庭復帰のためのきめ細かな支援にも取り組む必要があります。

近年、様々な要因から、ひきこもりとなる青少年の問題が生じてきており、対策が求められています。

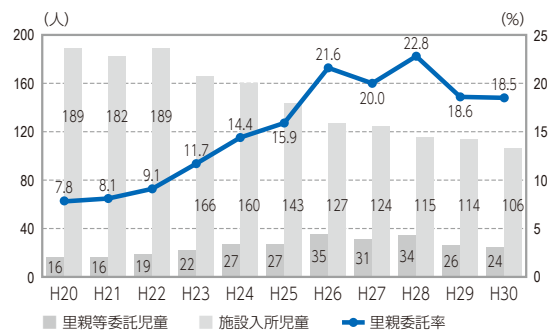
また、いじめ・不登校等の問題については、その未然防止と早期対応が重要であり、命を尊ぶ心、思いやり支え合う心など、子どもたちの豊かな心を育てていくことが求められています。

親の世代の貧困が、子どもの教育格差、不利な就職を経て次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」を防ぐため、関係の行政機関や民間団体が協力し、福祉と教育が密接な連携を図り、子どもの発達・成長段階に応じて切れ目なく支援をつなぐことが重要です。

◎児童相談所児童虐待相談対応件数(富山県)



◎里親委託率の推移



資料:富山県

※1 児童憲章 日本国憲法に基づき、「児童は、人として尊ばれる」「児童は、社会の一員として重んじられる」「児童は、よい環境の中で育てられる」という三つの理念を示した児童の権利の宣言的文書。

※2 児童の権利に関する条約 子どもの保護と基本的人権の尊重を目的に、平成元年に国連総会で採択された条約。日本は平成6年に批准。

みなさんの
意見

- 児童虐待やいじめ、不登校、ひきこもりの支援が大事。全国的にも悲惨な事件が起きており、どうやって子どもを守っていくかが重要。
(基本計画策定部会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの権利に関する広報・啓発	
①子どもの人権についての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> • 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、児童虐待防止や子どもの人権尊重について、広報・啓発を実施します。 • 児童虐待防止法^{※3}に基づき、虐待を受けたと思われる児童を見つけたときは、市町村や児童相談所等に通告されるよう、通告窓口や全国児童相談所共通ダイヤル「189」について広く県民に周知します。 • 「障害者差別解消法」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害のある子どもに対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るための啓発活動を推進します。
②子どもが意見を発表する機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> • 中学生が日頃、学校や家庭、地域社会の中で、考えていることや感銘を受けたこと、あるいは将来の夢や社会に対する希望などを自分自身の言葉でまとめ、それを広く県民に発表する機会づくりを推進します。 • 子どもが将来の富山県について、感性あふれる意見や夢のある提案を発表する機会づくりを推進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
児童虐待防止法の通告義務の認知度	88.1% (R1)	増加へ	現状からの上昇を目指す。

(2) 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	
①児童相談所の機能強化と相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 24時間365日相談に応じられる体制の確保や児童福祉司、児童心理司の増員等による体制強化、職員の専門性の向上などによる機能強化を推進します。 • 児童相談所において、専門性の高い困難な事例に対応するため、法律面、小児精神医療面など専門的な機能の強化を図ります。 • 児童相談所の相談機能や一時保護機能を充実・強化するため、施設の拡充を図ります。
②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> • 要保護児童対策地域協議会を通じて、市町村、学校等はもとより福祉・保健・医療など関係機関との連携強化を図ります。 • 市町村による要保護児童対策地域協議会における調整機関に配置される専門職員への研修やケース検討会議への児童福祉司の参加、子ども家庭総合支援拠点の設置推進など、市町村の支援の充実強化を図ります。

※3 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律） 児童虐待の防止や早期発見、早期対応、虐待を受けた児童の保護及び自立支援などを目的として、平成12年5月に制定された法律。平成16年10月の改正により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに市町村の窓口や児童相談所等に通告しなければならないことが規定された。

	<ul style="list-style-type: none"> 警察、市町村との情報共有の推進や、学校、保育所、医療機関、民生・児童委員等への研修実施などにより、関係機関との連携の強化を図ります。
③地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。 民生・児童委員をはじめ関係機関・団体、住民と連携し、地域ぐるみでの児童虐待の早期発見・早期対応に向けた取組みを推進します。
④早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所において24時間365日相談に応じられる体制の確保や児童福祉司、児童心理司の増員等による体制強化、職員の専門性の向上などによる機能強化を推進します。 市町村児童相談担当職員研修の実施などを通じて、市町村の相談体制の整備を支援します。(再掲) 学校において、虐待・いじめ等の問題を早期に発見し、専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ります。 いじめ等の悩みに対応するため、相談電話による相談体制を充実します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の割合	0	全市町村	国の目標値に準じる。

(3) 子どもの社会的養育の推進

①里親 ^{※1} 委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)^{※2}への委託を推進します。 里親支援機関と連携し、里親を求める運動月間(10月)を中心に、里親制度の広報・啓発に取り組みます。 里親登録者を確保するとともに、里親に対する研修による里親の専門性の向上や、里親による養育への支援の充実を図ります。
②施設の多機能化・小規模化等の推進(職員への資質向上への支援等)	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設や乳児院等、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組みを支援します。 施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。
③自立支援策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 施設職員等の資質を向上させるため、研修会の実施及び研修会への参加を促進します。(再掲) 里親や児童養護施設等の委託・入所者が18歳を超えて措置解除となった後においても、22歳までの間生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。

※1 里親 保護者の病気や経済的理由、児童虐待など様々な理由により家庭で養育できない児童を、自分の家庭に迎え入れて養育する者で、都道府県知事の認定・登録が必要。

※2 小規模住居型養育事業(ファミリーホーム) 第二種社会福祉事業で「小規模住居型児童養育事業」を行う住居。要保護児童を里親や児童養護施設職員など経験豊かな養育者がその家庭に迎え入れて養育する。

④虐待を受けた子どものケア及び家庭への復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と施設等の密接な連携のもと、入所等児童とその保護者に働きかけ、入所児童の早期家庭復帰を促進し、親子の再構築に努めます。
⑤子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 里親委託や施設入所時に児童すべてに権利啓発冊子（権利ノート）を配布するほか、児童の意見を効果的に酌み取る方法を検討するとともに、施設指導監査を通じた指導を強化します。 また、施設職員や里親に対する子どもの権利擁護に関する研修を実施します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
里親等委託率	18.5%	30%	富山県社会的養育推進計画の目標値による。

(4) いじめ、不登校、ひきこもり等への対応	
①いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・不登校などの諸課題に対して、全校体制で未然防止や早期発見・早期解消に取り組みます。 不登校やいじめなど問題等を抱える児童生徒やその保護者等の相談に対応するため、全公立小中学校、義務教育学校及び高等学校の拠点校にスクールカウンセラーを配置します。 特に支援を要する中学校にカウンセリング指導員を配置します。 悩みを抱える児童生徒の家庭環境等の改善を図るため、全中学校区（単独実施の富山市除く）、義務教育学校及び高等学校の拠点校にスクールソーシャルワーカーを派遣します。 いじめ対策を推進するための体制の強化に努めます。 学校だけでは解決困難ないじめ等の事案発生時に、いじめ対策カウンセラーやいじめ対策ソーシャルワーカーを派遣します。 ひきこもり地域支援センターでひきこもりの相談に対応するとともに、ひきこもり対策支援協議会を開催します。
②市町村や関係機関との役割分担と連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 富山県子ども・若者支援地域協議会^{※3}における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者の円滑な支援を推進します。 いじめ・不登校などの諸課題に対して市町村教育委員会と連携し、未然防止、早期発見・早期解決に向けて学校を支援します。 市町村教育委員会が設置する適応指導教室へ広域訪問指導員を派遣し、不登校児童生徒、保護者等の支援を行います。

※3 富山県子ども・若者支援地域協議会 子ども・若者育成支援推進法において、地方公共団体における設置が努力義務とされている。教育、保健・医療・福祉、矯正・更生保護、雇用等の関係機関により構成され、平成28年8月に設置。

③地域ぐるみでの早期発見、早期対応	<ul style="list-style-type: none"> 各学校は「学校いじめ防止基本方針」をHP等で公表し、学校の取組みを地域に伝えるとともに、関係機関と連携し、いじめ等の早期発見・早期対応に努めます。
④早期に対応する相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の悩みなどに24時間体制で応じる電話相談等を実施、相談体制の整備・充実に努めます。 子ども・若者に関するあらゆる相談に対して、ワンストップ相談窓口の機能を果たす子ども・若者総合相談センターの設置を促進します。

<目標指標>

項目		目標指標の動向		目標の考え方
		H30実績	R6末目標	
いじめの解消率 (千人当たり)	[小]	82.6%	限りなく100%に近づける	各学校で漏れなくいじめを認知したうえで、その解消に向けて取り組む。
	[中]	86.1%		
	[高]	69.4%		
不登校生徒数 (千人当たり)	[小]	6.6人	限りなくゼロに近づける	不登校児童生徒の実態把握・分析により、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
	[中]	29.3人		
	[高]	14.2人		

(5) 子どもの貧困対策	
①適切な教育機会を提供する教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> 学習支援ボランティアによるひとり親家庭の児童への学習支援を促進します。(再掲) 生活困窮者世帯等の子どもを対象に、学習・生活支援(国制度)を推進します。 児童相談所に学習指導員(教員OB等)を配置します。 経済的理由で修学困難な学生・生徒を就学援助、就学支援金、奨学給付金、生徒奨学補助金、奨学資金、がんばる子育て家庭支援融資などにより支援します。(再掲) 国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、私立専門学校に通う学生の授業料等の減免(高等教育無償化)を実施します。(再掲) 生活保護世帯の子が義務教育である小中学校への就学を保障するとともに、高等学校で就学するための高等学校等就学費や、大学等へ進学する際の進学準備給付金などを支給します(国制度)。
②地域からの孤立を防止する生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> 国や市町村と連携を図りながら、子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定が円滑に進むよう支援します。 市町村が乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業などにより家庭の状況を把握し、養育が困難な家庭に対する支援を推進します。(再掲) こども食堂等の子どもの居場所づくりを地域で支える取組みを支援します。(再掲) 放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を

	<p>進め、運営改善を支援します。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題を抱える児童生徒の家庭環境等の改善等を図るためS S W (スクールソーシャルワーカー) の派遣、S C (スクールカウンセラー) の配置を推進します。(再掲) 富山県子ども・若者支援地域協議会における関係機関の連携強化や、住民により身近な市町村におけるネットワーク形成を促進し、ニート、ひきこもり、不登校など社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者の円滑な支援を推進します。(再掲) 子ども・若者に関するあらゆる相談に対して、ワンストップ相談窓口の機能を果たす子ども・若者総合相談センターの設置を促進します。(再掲) 虐待を受けた子どもや非行など保護を要する子どもを、家庭と同様な養育環境で養育するため、里親や小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)への委託を推進します。(再掲) 里親や児童養護施設等の委託・入所者が18歳を超えて措置解除となった後においても、22歳までの間生活費を援助するなど、自立のために必要な支援を行います。(再掲) 家庭生活支援員の派遣等の日常生活支援事業の取組みを促進します。(再掲) 母子・父子自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭などが身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。(再掲) 生活困窮者自立支援窓口などにおいて、日常生活に関する相談支援を実施します。(再掲) 民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。(再掲)
<p>③世帯の生活基盤の安定を図る就労支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、または、就業のための訓練が受けられるよう、保育所等の優先的利用や子どもの居場所づくりを促進します。(再掲) 母子家庭等就業・自立支援センター等において、専門の相談員による就業相談や求人情報を提供します。(再掲) 母子父子自立支援プログラム策定による支援を推進します。 ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等を受講した場合、受講料の一部を支給します。また、就職に有利で経済的自立の効果が高い看護師、介護福祉士、保育士等の資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費の負担を軽減し資格取得が容易となるよう、給付金を支給します。(再掲) 生活困窮者自立支援窓口など相談支援機関において、社会的自立などに関する相談支援を実施します。(再掲)
<p>④子どもの養育環境を改善させる経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町村が協力し、低所得世帯の0～2歳の子どもの幼児教育・保育料等を無償化・軽減します。(再掲) 県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。 児童扶養手当^{※1}(国制度)の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。

※1 児童扶養手当 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育する母子家庭の母、父子家庭の父又は養育者などに支給される手当。

	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭に対して、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の一部を助成し、経済的支援を軽減します。(再掲) 養育費確保の推進のため、弁護士等による特別相談の充実を図るとともに、養育費確保に関する情報提供と啓発を推進します。(再掲) 面会交流に係る事前相談や交流援助等の個別支援を行うことにより、面会交流の円滑な実施を図ります。(再掲)
--	---

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
ひとり親（母子・父子世帯）の正規就業率	[母子世帯] 53.9%	増加させる	資格取得促進や就労支援を通じ、増加を目指す。
	[父子世帯] 71.3%		

2 子どもの健全な育成

現状と課題

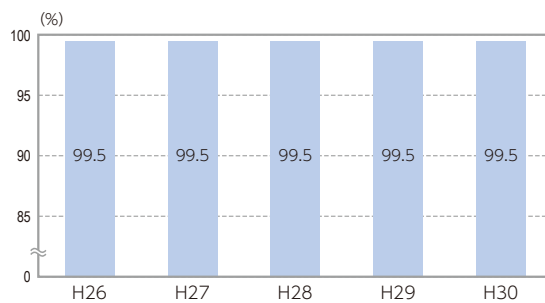
少子化や都市化の進展により、地域において、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少しており、人間関係の希薄化に伴う地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、放課後子ども教室等が実施されるなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる取組みが広がっています。

豊かな富山の自然を生かして、家庭や地域での自然体験の啓発に努める必要があります。

また、子どものときから、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深める必要があります。

携帯電話やインターネットの普及等により、子どもたちに有害な情報が氾濫し、子どもが犯罪に巻き込まれる等の問題が発生していることから、子どもの非行防止や犯罪被害防止のため、子どもたちに携帯電話等がもたらす危険性を認識させるとともに、フィルタリングの利用等子どもたちが有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする必要があります。

◎放課後子ども教室や放課後児童クラブ等の実施率の推移
(実施小学校区数/全小学校区数)

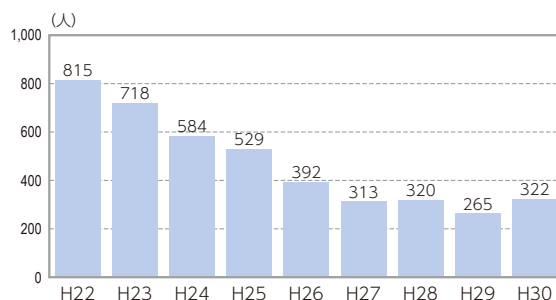


放課後子ども教室、放課後児童クラブ、とやまっ子さんさん広場の実施箇所数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
放課後子ども教室	162	165	149	155	155
放課後児童クラブ	223	239	253	262	272
とやまっ子さんさん広場	24	26	22	22	22

資料：富山県、富山県教育委員会調べ

◎富山県の非行少年の推移

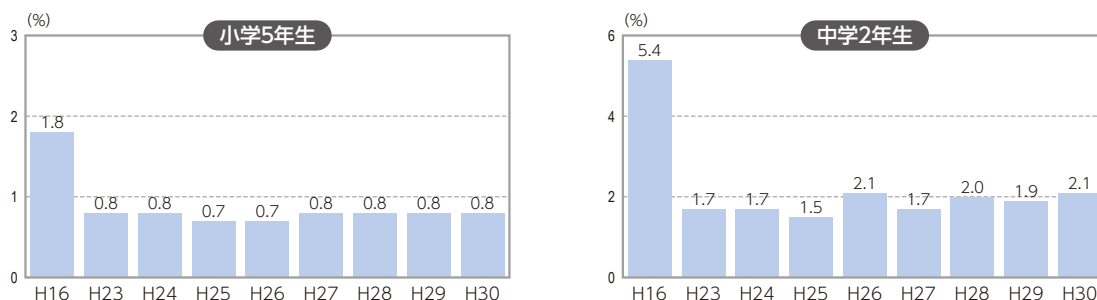


資料：少年非行概要(富山県警察本部)

不良行為少年の3割が飲酒・喫煙で補導されているほか、薬物事犯で検挙される少年もいることから、喫煙・飲酒や薬物が身体に与える影響、危険性について周知するため学校等の関係機関と連携し、啓発活動を実施する必要があります。

ライフスタイルの多様化により、朝食をとらずに登校する子どももいます。また、1日に1回も家庭と一緒に食卓を囲むことができない家庭もあることから、望ましい食習慣の定着を図るための取組みを進めることが重要となっています。

◎朝食の欠食割合(小学5年生、中学2年生)



資料:児童生徒の食生活等についてのアンケート(富山県教育委員会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 子どもの多様な体験・交流活動の促進

①魅力ある遊び場づくりと遊びのネットワークづくり

- 中学生、高校生も含めた、地域の子どもの遊びの拠点づくりを進めるため、児童館^{※1}、児童センターの整備を促進します。
- 児童館等の活動内容などの積極的なPRを行い、子どもたちが興味や関心を持つ特色ある児童館活動を促進します。
- 子どもたちが地域の人々の温かい支援を受けながら、多様な交流・体験等の特色ある活動が展開できるよう、遊びのネットワークの形成を支援します。
- 遊びの指導者や移動児童館の派遣、移動相談会の開催、遊び道具の貸出しなどにより、地域における活動の活性化を促進します。
- 次代を担う児童生徒等を対象に、フォレストリーダー^{※2}による「森の寺子屋^{※3}」を開催し、森林環境教育の機会を提供します。
- 「花とみどりの少年団^{※4}」や「有峰森林文化村^{※5}」の活動を通して、自然に親しみ、自然を愛する心を育みます。
- 木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めてもらうため、幼稚園や保育所等への「県産材遊具」の普及を推進します。
- 雨天や降雪時、酷暑などでも子どもが快適に利用できる屋内レクリエーション施設の整備・充実を図ります。

※1 児童館 児童福祉法に定める児童厚生施設で、子どもたちに健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにすることを目的とした施設。

※2 フォレストリーダー 森林・林業教育に関する知識を有するものであって、富山県が実施したフォレストリーダー養成講座を修了した者のうち、知事が適当と認める者。森林・林業に関する県民の理解を醸成することを目的に、解説や知識の普及を行う。

※3 森の寺子屋 児童・生徒をはじめ、広く一般県民の森づくりに関する理解を深めるため、フォレストリーダーが指導者となり、「出前講座(室内講義)」や「森林教室(木工クラフト等)」を行うもの。

※4 花とみどりの少年団 自然(花と緑)に親しみ、守り、育てる活動を通じて、心豊かな人間性を養うことを目的としている少年・少女の団体。

※5 有峰森林文化村 豊かな森林を有する有峰において、森林と人との密接なかかわりの中でつくられた森林文化を継承するとともに新たな森林文化を創造することを目的として、平成14年に条例で定められた地域。

	<ul style="list-style-type: none"> 放課後や週末等に学校の余裕教室や公民館・児童館等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。
②地域や学校との連携による多様な体験・交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方々の参画による様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養に努めます。 自主性、思いやりの心、協調性、社会性、規範意識等を育てるため、自然体験や異年齢集団による集団宿泊体験等の体験活動の充実を支援します。
③ふるさとの自然、芸術、文化、伝統行事などを体験し、学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館などで、子どもたちが地域と交流し人々の温かな支援を受けながら、ふるさとの自然、歴史、芸術、文化、伝統などを体験し学ぶ機会の充実を図ります。 とやま世界子ども舞台芸術祭の開催など、芸術文化を通じた国際交流の機会の充実を図ります。 子どもの頃から、優れた芸術文化に触れ親しみ、体験する機会を提供します。 子ども連れでも鑑賞できる芸術文化事業を促進します。 自然とふれあい、自然についての基礎知識を習得し、自然保護の精神を身につけるとともに、豊かな自然環境に対する理解を深めるための自然体験の機会を提供します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
児童館・児童センター設置数	46か所	46か所	市町村計画値をもとに、現状を維持する。

(2) 子どもの放課後の居場所づくりの推進

①新・放課後子ども総合プラン ^{※1} （放課後児童クラブ、放課後子ども教室）の推進	<ul style="list-style-type: none"> 放課後等に子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保するため、総合的な放課後対策として、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体的あるいは連携した実施を促進します。 「放課後子ども教室」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供します。 放課後児童クラブや「とやまっ子さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。 子どもの放課後の居場所づくり活動の特色ある取組みについて、放課後児童クラブ等へ情報提供を行うなど、子どもの健全な成長に配慮した活動の充実を支援します。 放課後児童クラブの従事者と放課後子ども教室の参画者の資質向上や、両事業の関係者の情報交換・情報共有を図るための研修を実施するとともに、従事者等が円滑に確保できるよう認定資格研修等に努めます。
---	--

※1 放課後子ども総合プラン 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するもの。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
放課後児童クラブ数	272か所	313か所	市町村計画値を目標値とする。
放課後児童クラブのうち 18時を超えて開所するクラブ数	107か所	147か所	市町村計画値を目標値とする。

(3) 食育と子どもの基本的な生活習慣づくりの推進

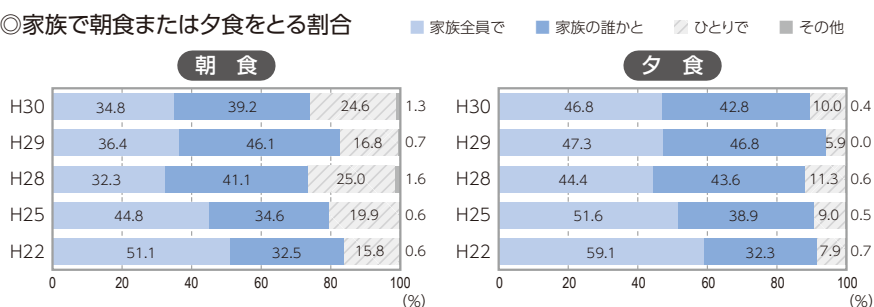
①健康な生活習慣づくりの推進

- 家庭・学校・地域が連携し、健康づくりノートの活用により、望ましい生活習慣づくりを推進します。
- 学校と地域の専門家や保健医療機関との連携による健康づくりを推進します。
- 生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や健康な生活習慣を身に付けさせるための健康教育を推進します。
- 歯磨き習慣の定着等への取組みを支援し、健康の基本となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。

②食を通じた心身の健康づくりの推進

- 食品による健康被害の防止について普及啓発を図ります。
- 栄養教諭^{※2}を中核として、保護者も含めた食育^{※3}・健康教育の充実と健全な食生活を推進します。
- 地場産食材を用いた学校給食を通じて、食に対する正しい知識を身につけ、食を通じた心身の健康づくりを推進します。
- 外部専門家の支援を受けながら、食育に関連する具体的な目標を設定し、その効果を検証することにより、食育のモデルとなる実践プログラムの構築を推進します。
- 子どもの頃からの望ましい生活・食習慣を形成するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動、家族揃った食事の啓発を行います。
- 親子で参加する料理教室など食を楽しみながら学ぶ機会（「三世代ふれあいクッキングセミナー」等の体験型講座）を充実し、「家庭の味」を育みます。
- 地域の食や農林水産業とふれあう機会の確保に努め、これらに対する理解を深めるとともに、食に関する感謝の心を育てます。

◎家族で朝食または夕食をとる割合



資料:食育に関するアンケート調査(富山県)

※2 栄養教諭 食に関する指導と学校給食の管理を一体的に行うとともに、コーディネーターとして学校、家庭、地域が連携した食育推進の中核的役割を担う教員。

※3 食育 生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
むし歯のない子ども（12歳児）の割合	66.6%	80%	「県民歯と口の健康プラン」の目標値に設定。
子どもの朝食欠食率	[小5]	限りなくゼロに近づく	子どもの頃から望ましい生活・食習慣を形成し、食を通じた心身の健康づくりを推進するため、引き続き0%を目指す。
	[中2]		

(4) 健全な育成環境の整備と思春期対策の充実

①子育て支援ボランティア等の育成

- 次代を担う少年の健全育成、少年の規範意識の向上と地域との絆の強化を図るため「非行少年を生まない社会づくり」を推進します。
- 少年や家庭からのSOSを待つのではなく、関係機関やボランティアなどと連携して、積極的に非行少年や家族に対し定期的な連絡・助言をしたり、ボランティア活動への勧誘等を実施し、再非行を防止し、立ち直りを支援します。
- 少年非行情勢の情報発信、あいさつ運動、低年齢少年等に対する非行防止教室^{※1}及び万引きや自転車盗難を防止するための取組みを関係機関やボランティアなどと連携して実施し、少年が孤立し非行に走ることを防ぐよう、少年を見守る社会気運の醸成を図ります。
- 家庭、学校、地域社会、事業者、青少年育成富山県民会議^{※2}をはじめ関係機関・団体等との連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を展開します。
- 原則として県内全市町村の小学校区単位ごとに、青少年育成県民運動推進指導員^{※3}を配置し、青少年健全育成運動の普及を図ります。

◎再犯者数と再犯率

年度	再犯者数 (人)	再犯率 (%)
H22	202	37.8
H23	181	37.0
H24	142	41.3
H25	168	44.7
H26	99	43.6
H27	90	43.1
H28	95	42.4
H29	78	43.6
H30	76	37.3

資料:少年非行概要(富山県警察本部)

※1 非行防止教室 学校が保護者をはじめ、警察等の関係機関と連携を図り、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として行う教育活動。
 ※2 青少年育成富山県民会議 青少年の健全な育成と非行の防止を図ることを目的に、県施策の強化と青少年団体ならびに青少年関係団体等の協力によって広く県民運動を展開している団体。昭和41年11月結成。
 ※3 青少年育成県民運動推進指導員 青少年の健全育成を図るため、各地域において、青少年育成関係機関等と連携した健全育成推進のための体制の確立や連絡調整への協力、青少年健全育成についての啓発活動、青少年等からの相談に応じた活動の支援、環境浄化運動の推進等を行う指導者。

<p>②有害環境対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止のために、携帯電話販売店等事業者に対し、青少年及び保護者へのフィルタリング等に関する説明を要請します。 ・保護者等に対して、インターネットに起因する犯罪被害の実態やフィルタリング等の必要性・重要性に関する啓発活動を推進します。 ・サイバーパトロールにより、児童生徒が援助交際を求める内容等のインターネット上の不適切な書き込みを発見した場合、注意喚起メッセージを投稿し、広報啓発を行うことにより、児童生徒の性被害防止を図ります。 ・非行防止教室やインターネットに関する情報モラル教育等を実施します。 ・富山県青少年健全育成条例^{※4}に基づく有害図書、有害がん具類等の指定、深夜営業施設等への立入調査の実施や関係事業者等の協力による自主規制など、有害環境浄化の取組みを推進します。 ・青少年のインターネットの適切な利用等、有害環境の浄化について、社会全体で取り組むための広報啓発活動を推進します。 ・子どもの携帯電話におけるフィルタリングの普及促進のための啓発活動を推進します。 																								
<p>③非行防止に対する関係機関の連携促進と非行少年の保護・更生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察と学校が連携し、学校の生徒指導担当の教員が定期的に所轄の警察署や交番を訪問して、最近の問題行動の状況について情報を収集し、放課後や地域の祭礼における巡回補導をはじめ、日頃の生徒指導に活かすなど、問題行動の未然防止に努めます。 ・各学校では、警察官等を講師に招いて、万引き防止教室や薬物乱用、ネットトラブル防止のための講演会等を開催するなど、関係機関との連携により指導体制の充実に努めます。 ・市町村が設置する少年補導センターへの支援と関係機関等相互の連携強化を図り、少年補導委員等の活動を支援します。 																								
<p>④性や喫煙・薬物等に対する正しい理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生命と心身の健康の大切さ、健康で豊かな人間性と社会性を持った性意識の涵養、性感染症予防の啓発等を図るため、専門講師を学校や地域に派遣します。 ・喫煙、飲酒等が身体に及ぼす影響などについて正しい理解を促進するため、学校と地域保健、医療機関が連携し、児童生徒や保護者に対する健康教育を推進します。 ・青少年やその保護者、指導者等、社会全体に対して、薬物の危険性等の正しい知識を身につけ、薬物乱用の誘いを断ることができるよう効果的な啓発を実施します。 ・中学校及び高等学校において薬物乱用防止教室の開催を推進するとともに、教員等を対象とした研修を開催します。 <p style="text-align: center;">薬物乱用防止教室開催率（公立） 〔単位：％〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>43.2</td> <td>48.4</td> <td>59.5</td> <td>59</td> <td>60.5</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>98.7</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">資料：富山県教育委員会</p>		H26	H27	H28	H29	H30	小学校	43.2	48.4	59.5	59	60.5	中学校	100	100	100	100	98.7	高等学校	100	100	100	100	100
	H26	H27	H28	H29	H30																				
小学校	43.2	48.4	59.5	59	60.5																				
中学校	100	100	100	100	98.7																				
高等学校	100	100	100	100	100																				

※4 富山県青少年健全育成条例 青少年の心身の健全な発達を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年を保護し、その健全な育成を図るための条例。昭和52年4月施行。

<p>⑤思春期の健康相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 学校や市町村と連携を図りながら、学童期・思春期から成人期に向けた思春期保健対策の充実に努めます。 • 思春期の心や身体の不安や悩みに対応するため、電話や面接相談などを実施します。 • 女性の健康と妊娠・出産に関するホームページ「Mie.Net」による情報発信や妊娠・出産の不安や悩みを気軽に相談できる「妊娠・出産悩みほっとライン」（電話、SNS）による個別相談などの充実に図ります。（再掲）
-----------------------	---

<目標指標>

項目		目標指標の動向		目標の考え方
		H30実績	R6末目標	
未成年者の喫煙率	[男性]	3.8% (H23)	極力0%	引き続き0%を目指して取り組む。
	[女性]	1.7% (H23)		
思春期保健対策に取り組んでいる市町村数		15市町村	15市町村	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。

3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進

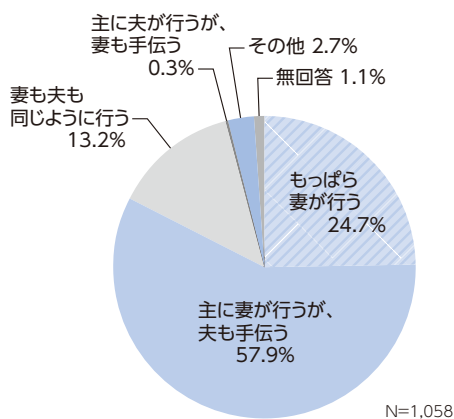
現状と課題

近年、若者や子どもが乳幼児にふれあう機会が減少し、日常生活の中で、親の役割、子育ての楽しさを学ぶことが難しくなっています。若い頃から人生設計について考える機会を設けることが必要とされています。

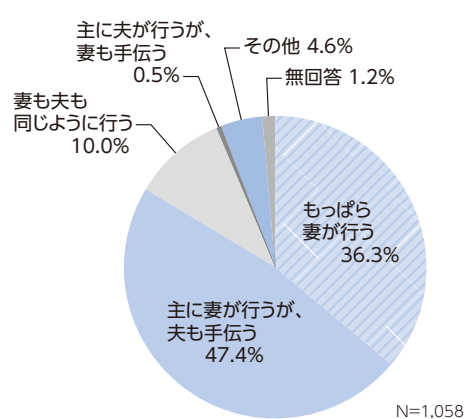
男女共同参画の視点に立ち、社会的な合意を得ながら制度や慣行を見直していくことや、性別を問わずあらゆる世代において、固定的役割分担意識を見直していくことが重要です。

次代を担う子ともだちが、将来を見通した自己形成ができるよう、男女共同参画を推進する教育・学習を充実させることが重要となっています。

◎子育て・子どもの世話



◎家事



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

みなさんの
意見

- ジュニア世代から乳幼児に接し、触れ合う機会が大事。 (基本計画策定部会)
- 中学校・高校における自立や共生、思いやり、女性の活躍推進といった(家庭科)教育を推進してもらいたい。 (県民会議)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 生命の尊さ等について学ぶ機会の充実	
①生命の大切さや家族を形成する意義等について学ぶ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> • いのちを大切にすの心の教育を推進します。 • 中学生がとやまの子育て環境のよさについて学び、将来の家庭生活について考える機会を充実します。 • 子育てふれあい体験事業について、子育て支援センター等関係機関への周知及び協力依頼等に努めます。
②動物を通じた情操教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 動物と直接ふれあい、動物の温かみを通じ、生命の尊さを子どもたちから学ぶため、県内小学生を対象とした動物とのふれあい教室を実施します。 • 動物の飼い方や接し方の紙芝居などにより、生命の尊さを分かりやすく伝える機会を創出します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	3.5人	低下させる	全国平均より低いが、さらなる改善を目指す。

(2) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し	
①学校教育や地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 学級活動や学校行事などを通じて、男女が互いに理解し協力し、ともに支え合う社会の重要性が認識できるような取組みを推進します。 • 男女共同参画推進員^{*1}により、地域での子育て世代やその親世代などに対し、仕事と家庭の両立などの学習・啓発活動を推進します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
男女の地位の平等感 家庭の分野で平等になっていると感じている人の割合	37.4% (H27)	45%	毎年1%程度の増加を目指す。

※1 男女共同参画推進員 富山県男女共同参画推進条例に基づき、地域における男女共同参画の推進を図るため、県内各地域に男女共同参画推進員を設置している。男女共同参画推進員は各地域において、県の男女共同参画計画の普及啓発などの様々な活動を展開している。

4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

現状と課題

県が行った意識調査では、子どもの教育において家庭が役割を果たしていると思う割合は、約4割と低い状況となっています。家庭は教育の原点であり、家族とのふれあいの中で、子どもが基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやりや感謝の気持ち、忍耐力や社会的なマナーなどを身につけていくことが期待されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子育てに不安や悩み、孤立感や負担感を抱き、自信が持てないと感じる親も多く、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭が本来の役割を十分に果たしているとはいえない状況も見受けられます。親が自らの役割を自覚し、自信をもって、その責任を果たしていくための支援が必要です。

学校においては、心身の発達に応じ、自立した社会生活を営むうえで必要となる基礎的な学力を定着させながら、個性を引き出し、その能力を伸ばすこと、創造性や自主・自律の精神を養い、社会性や規範意識を身につけさせることが期待されています。

学校と家庭とが相互の信頼関係のもと、連携・協力を深めながら一体となって、児童生徒のよりよい成長を支援することが必要です。

本県の児童生徒の体力については、長期的に低下傾向にあったものの、近年下げ止まりの状況にあります。子どもの頃から運動・スポーツに親しむとともに、幼児の運動遊び等も含め、子どもが体を動かす機会づくりを推進し、充実していくことが求められています。

国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、必要な支援・配慮を行う必要があります。

県内の小中学校へ通っている外国人児童生徒数が近年増加傾向にあります。外国人児童生徒には特別な配慮に基づく指導が必要と考えられ、指導教員等の確保とともに、教員等の資質・能力の向上が課題となっています。

また、外国人児童生徒の就業機会の確保やキャリア教育^{*1}の支援を行う必要があります。

みなさんの意見

- 幼児教育センターについては、より柔軟で幅広い包括的なプラットフォームとして機能することを期待する。(再掲) (県民会議、基本計画策定部会)
- 外国人児童への日本語の指導問題や、学校に来ていない子どもへの対応も考える必要がある。(基本計画策定部会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 家庭の教育力の向上と幼児教育との連携	
①家庭教育に関する学習機会や相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 市町村やPTA等と連携し、親を学び伝える学習プログラムなどによる、親の役割や家庭教育について学習する機会を充実します。 • 子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、家庭教育に関する情報を提供するとともに、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能を充実します。
②企業と連携した家庭教育支援	<ul style="list-style-type: none"> • 働く人へ家庭教育の重要性を啓発するため、企業と連携して家庭教育講座を開催するなど、子育てについて職場で学習する機会を充実します。

^{*1} キャリア教育 学校の場合、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

③親子のふれあいを深める機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し、公民館等による、親子のふれあいやふるさと学習、自然体験活動を促進する機会や場の提供を行います。 広報紙やホームページ、メールマガジン配信を通して、親子のふれあいを深める様々な情報の提供を充実します。
④家庭教育と幼児教育の連携	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの意欲、協調性、課題解決能力などの非認知能力の育成をテーマとした幼児教育・小学校教育合同フォーラムには、保護者の参加も呼びかけ、家庭との連携を図ります。 保護者啓発リーフレットの作成・配布を行い、非認知能力等の育成について、家庭でもできることを周知、普及します。 幼児教育センターにおいて家庭教育と連携した幼児教育のあり方について検討し、保護者と幼児教育施設の望ましい連携のあり方について周知します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	37.7%	増加させる	親の学習機会の充実などにより増加を目指す。
家庭の教育力の向上を目指した学習機会の提供数	642講座	増加させる	市町村やPTA等との連携により増加を目指す。

(2) 個性と創造性を伸ばす教育の充実	
①自立性を重視した教育活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> 自ら課題を見つけ、主体的な問題解決に取り組む資質や能力を育むため、体験的学習や問題解決的学習などを積極的に推進します。 集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成するため、自らのよさや個性を生かし、自主的に活動できるような多様な教育活動を推進します。 S S H^{**2} 指定校で、探究モジュール、課題研究の評価法の研究などを進め、成果を探究科学科設置3校に普及します。また、探究科学科における取組みを発展させ、普通科への普及を目指します。 私立学校の多様な特色教育の展開を支援します。
②少人数教育 ^{**3} の推進	<ul style="list-style-type: none"> 少人数指導と少人数学級のよさを考慮し、学校現場の実態に応じたきめ細かな少人数教育を着実に実施します。 理科、音楽等の小学校専科教員に加え、小学校における英語の教科化に対応するための英語専科教員、小中学校・学びサポート講師、中1学級支援講師等を活用し、小学校における専科指導、個に応じた学習指導・生活指導など、本県独自の効果的な教育を一層推進します。

※2 S S H スーパーサイエンスハイスクール。先進的な理数教育の実施により、探究力や科学的思考力、自己発信力を身に付け、将来、国際社会で活躍する科学技術関係人材を育成するため、文部科学省が平成14年度より指定を始めた高等学校等のこと。平成26年度には富山中部高校を含め9校が5年間の指定を受けた。

※3 少人数教育 「少人数教育」は、少人数指導と少人数学級を併せたもの。
「少人数指導」は、学級編制の標準（40人）を維持しながら、1つのクラスを複数の教師が協力して指導するか、または、学習内容に応じて、適宜1つのクラスを少人数の2つの学習集団に分割し指導する。
「少人数学級」は、学級編制の標準（40人）を下回る学級編制を行う。例えば40人学級編制だと80人は2クラスになるが、35人学級編成では3クラスになる。

<p>③教育施設の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心で魅力ある教育環境を整備するため、小中学校などの公立学校施設の整備、余裕教室の有効活用を促進します。 県立学校において、学校施設の長寿命化改修、老朽武道場の改築や普通教室の空調設置、実習設備の更新などを進め、活力ある学習環境を整備します。 子どもの情報活用能力を育むため、小中学校におけるICTを活用した授業改善の取組みを支援するとともに、県立学校において、無線LANやタブレット端末の更なる整備やデジタル教科書等の教材研究、ICT活用による探究的な授業の展開を進めていくなど、情報教育環境の充実を図ります。 私立学校が行う施設設備整備に対して支援を行い、教育環境を充実します。 																																																																																																																																																																																																											
<p>④キャリア教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業の実施等によりキャリア教育を推進します。 「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、本県の将来を担い、富山で活躍する人材の育成に取り組んでいきます。 今後とも、高校生のインターンシップ^{※1}を推進します。 私立専修学校や各種学校が行う職業教育へ支援を行います。 <p>平成30年度 高校生のインターンシップ調査（平成31年3月調査）</p> <p>◎学科別インターンシップ体験数（全日制・3年生） [単位：人]</p> <table border="1" data-bbox="587 1025 1260 1545"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>学科名</th> <th>在籍数</th> <th>体験数</th> <th>体験率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">全日制</td> <td>普通科系</td> <td>4,430</td> <td>2,905</td> <td>65.6%</td> </tr> <tr> <td>普通科</td> <td>4,055</td> <td>2,697</td> <td>66.5%</td> </tr> <tr> <td>理数科学科</td> <td>150</td> <td>112</td> <td>74.7%</td> </tr> <tr> <td>人文社会科学科</td> <td>85</td> <td>51</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>国際科</td> <td>140</td> <td>45</td> <td>32.1%</td> </tr> <tr> <td>総合学科</td> <td>465</td> <td>262</td> <td>56.3%</td> </tr> <tr> <td>職業系専門学科</td> <td>2,091</td> <td>2,085</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>農業科</td> <td>150</td> <td>144</td> <td>96.0%</td> </tr> <tr> <td>工業科</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>商業科</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>水産科</td> <td>59</td> <td>59</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>家庭科</td> <td>114</td> <td>114</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>看護科</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>情報科</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>福祉科</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6,986</td> <td>5,252</td> <td>75.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※体験率＝体験者数／3学年の在籍数 体験者数＝高校3年間で1度でも体験した3年生の人数</p> <p>◎インターンシップ体験者数・体験率の推移（全日制・3年生） [単位：人・%]</p> <table border="1" data-bbox="470 1668 1380 2004"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">普通科系 学科</td> <td>人数</td> <td>1,609</td> <td>1,411</td> <td>1,462</td> <td>2,210</td> <td>2,277</td> <td>2,184</td> <td>2,760</td> <td>2,672</td> <td>2,911</td> <td>2,866</td> <td>2,765</td> <td>2,877</td> <td>2,905</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>33.5</td> <td>31.2</td> <td>33.2</td> <td>50.5</td> <td>53.1</td> <td>51.9</td> <td>59.9</td> <td>61.0</td> <td>64.4</td> <td>64.8</td> <td>62.8</td> <td>64.5</td> <td>65.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">総合学科</td> <td>人数</td> <td>262</td> <td>243</td> <td>228</td> <td>205</td> <td>246</td> <td>170</td> <td>266</td> <td>229</td> <td>230</td> <td>214</td> <td>220</td> <td>266</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>52.1</td> <td>52.9</td> <td>50.0</td> <td>44.5</td> <td>52.7</td> <td>39.6</td> <td>55.6</td> <td>49.2</td> <td>49.9</td> <td>45.4</td> <td>47.1</td> <td>56.1</td> <td>56.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">職業系 専門学科</td> <td>人数</td> <td>1,728</td> <td>2,050</td> <td>2,021</td> <td>2,085</td> <td>2,053</td> <td>2,071</td> <td>2,156</td> <td>2,100</td> <td>2,124</td> <td>2,115</td> <td>2,100</td> <td>2,103</td> <td>2,085</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>73.3</td> <td>90.5</td> <td>92.1</td> <td>95.6</td> <td>96.9</td> <td>97.9</td> <td>98.8</td> <td>99.0</td> <td>99.2</td> <td>99.1</td> <td>99.7</td> <td>99.8</td> <td>99.7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">全体</td> <td>人数</td> <td>3,599</td> <td>3,704</td> <td>3,711</td> <td>4,500</td> <td>4,576</td> <td>4,425</td> <td>5,182</td> <td>5,001</td> <td>5,265</td> <td>5,195</td> <td>5,085</td> <td>5,246</td> <td>5,252</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>47.0</td> <td>51.1</td> <td>52.6</td> <td>64.2</td> <td>66.6</td> <td>65.5</td> <td>71.3</td> <td>71.8</td> <td>73.9</td> <td>73.9</td> <td>72.9</td> <td>74.5</td> <td>75.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：富山県教育委員会</p>	課程	学科名	在籍数	体験数	体験率	全日制	普通科系	4,430	2,905	65.6%	普通科	4,055	2,697	66.5%	理数科学科	150	112	74.7%	人文社会科学科	85	51	60.0%	国際科	140	45	32.1%	総合学科	465	262	56.3%	職業系専門学科	2,091	2,085	99.7%	農業科	150	144	96.0%	工業科	1,000	1,000	100.0%	商業科	700	700	100.0%	水産科	59	59	100.0%	家庭科	114	114	100.0%	看護科	38	38	100.0%	情報科					福祉科	30	30	100.0%	合計		6,986	5,252	75.2%			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	普通科系 学科	人数	1,609	1,411	1,462	2,210	2,277	2,184	2,760	2,672	2,911	2,866	2,765	2,877	2,905	割合	33.5	31.2	33.2	50.5	53.1	51.9	59.9	61.0	64.4	64.8	62.8	64.5	65.6	総合学科	人数	262	243	228	205	246	170	266	229	230	214	220	266	262	割合	52.1	52.9	50.0	44.5	52.7	39.6	55.6	49.2	49.9	45.4	47.1	56.1	56.3	職業系 専門学科	人数	1,728	2,050	2,021	2,085	2,053	2,071	2,156	2,100	2,124	2,115	2,100	2,103	2,085	割合	73.3	90.5	92.1	95.6	96.9	97.9	98.8	99.0	99.2	99.1	99.7	99.8	99.7	全体	人数	3,599	3,704	3,711	4,500	4,576	4,425	5,182	5,001	5,265	5,195	5,085	5,246	5,252	割合	47.0	51.1	52.6	64.2	66.6	65.5	71.3	71.8	73.9	73.9	72.9	74.5	75.2
課程	学科名	在籍数	体験数	体験率																																																																																																																																																																																																								
全日制	普通科系	4,430	2,905	65.6%																																																																																																																																																																																																								
	普通科	4,055	2,697	66.5%																																																																																																																																																																																																								
	理数科学科	150	112	74.7%																																																																																																																																																																																																								
	人文社会科学科	85	51	60.0%																																																																																																																																																																																																								
	国際科	140	45	32.1%																																																																																																																																																																																																								
	総合学科	465	262	56.3%																																																																																																																																																																																																								
	職業系専門学科	2,091	2,085	99.7%																																																																																																																																																																																																								
	農業科	150	144	96.0%																																																																																																																																																																																																								
	工業科	1,000	1,000	100.0%																																																																																																																																																																																																								
	商業科	700	700	100.0%																																																																																																																																																																																																								
	水産科	59	59	100.0%																																																																																																																																																																																																								
	家庭科	114	114	100.0%																																																																																																																																																																																																								
	看護科	38	38	100.0%																																																																																																																																																																																																								
	情報科																																																																																																																																																																																																											
	福祉科	30	30	100.0%																																																																																																																																																																																																								
合計		6,986	5,252	75.2%																																																																																																																																																																																																								
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30																																																																																																																																																																																														
普通科系 学科	人数	1,609	1,411	1,462	2,210	2,277	2,184	2,760	2,672	2,911	2,866	2,765	2,877	2,905																																																																																																																																																																																														
	割合	33.5	31.2	33.2	50.5	53.1	51.9	59.9	61.0	64.4	64.8	62.8	64.5	65.6																																																																																																																																																																																														
総合学科	人数	262	243	228	205	246	170	266	229	230	214	220	266	262																																																																																																																																																																																														
	割合	52.1	52.9	50.0	44.5	52.7	39.6	55.6	49.2	49.9	45.4	47.1	56.1	56.3																																																																																																																																																																																														
職業系 専門学科	人数	1,728	2,050	2,021	2,085	2,053	2,071	2,156	2,100	2,124	2,115	2,100	2,103	2,085																																																																																																																																																																																														
	割合	73.3	90.5	92.1	95.6	96.9	97.9	98.8	99.0	99.2	99.1	99.7	99.8	99.7																																																																																																																																																																																														
全体	人数	3,599	3,704	3,711	4,500	4,576	4,425	5,182	5,001	5,265	5,195	5,085	5,246	5,252																																																																																																																																																																																														
	割合	47.0	51.1	52.6	64.2	66.6	65.5	71.3	71.8	73.9	73.9	72.9	74.5	75.2																																																																																																																																																																																														

※1 インターンシップ 学生が、在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
県立高校生のインターンシップ等体験率	75.2%	80%	(総合学科・普通科等を含め) 全体で80%を目指す。

(3) 配慮を要する子どもへの教育の推進 (障害者・外国人)

①障害のある子どもに対する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育に関する校内委員会の充実や医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図りつつ、個別の教育支援計画の作成、活用を推進します。 幼・保・小・中・高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある子どもの学習を支援する体制の整備・充実を目指します。 学校に専門的な指導助言を行う指導員を巡回させるなど、質の高い適切な合理的配慮の提供をします。 特別支援教育担当教員の指導力の向上を目指します。 障害のある子どもとない子どもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心を育てる教育を推進します。 特別支援学校就労応援コーディネーターや、障害者就労定着サポーターの配置など、高等特別支援学校等での障害の状態に応じた就労支援の充実を目指します。
②外国人の子どもや家庭への支援・配慮等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し、就学に関する事務説明や情報交換を実施し、外国人の子どもが不就学とならないように努めます。 学校行事等に関する資料や学級での人間関係づくり等の留意点をまとめた「外国人児童生徒教育の手引」を作成、小中学校に配布し、外国人の子どもへの学校への受け入れの充実に努めます。 外国人児童生徒への指導や支援を充実させるため、「外国人児童生徒教育実践講座」を開催し、教員の指導力の向上を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方	
	H30実績	R6末目標		
公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の策定にあたり、関係機関と必要な情報共有を図っている割合	[小]	81.7%	100%	個別の教育支援計画の有用性や活用方法等を周知し、関係機関との必要な情報共有の促進を目指す。
	[中]	75.0%		

(4) 豊かな心を育む教育の推進	
①郷土愛と国際性を育む ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと富山を題材にした郷土史・日本史学習補助教材の効果的な活用を図るため、教員等を対象として研修会を実施し、外部講師による講演、各校の指導事例の情報共有を図ります。 ふるさとを思う心と広い視野を身につけられるよう、総合的な学習の時間などにおいて、郷土の自然、歴史・文化、先人の英知や偉業に関する理解を深める学習や体験活動を推進します。 各学校における集団登山が安全に実施されるよう、「教職員研修 集団登山引率者講習会」を開催し、集団登山を実施する学校の教員の引率能力の向上を図ります。
②学校等における芸術・文化、福祉、環境教育と奉仕活動・体験活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育において、いのちの大切さを学ばせる体験活動など、様々な体験活動を推進します。 学校や家庭における読書活動を推進します。 子どもの読書活動を推進するための方策等について実践を中心とした研修を実施します。 持続可能な社会の実現に向けて、次代を担う子どもたちに、家庭、学校、地域などにおいて環境について学べる様々な機会を提供します。

<目標指標>

項 目		目標指標の動向		目標の考え方
		H30実績	R6末目標	
平日に家庭で10分以上読書をしている割合	[小6]	69.5%	増加させる	学校では、始業前の朝読書や読書指導を充実させており、増加を目指す。
	[中3]	51.8%		
とやま環境チャレンジ10 ^{*1} への参加児童数（累計）		42,606人	58,000人	年間3,000人程度の増加を目指す。

※1 とやま環境チャレンジ10 県内の10歳の児童（小学校4年生）が、地球温暖化問題を学び、目標を決めて家族とともに家庭での対策を実践・自己評価するもの。

(5) 児童生徒の心と体の健康づくり	
①子どものころからのスポーツ活動の普及・振興	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校体育施設の一層の開放に努めるとともに、各種スポーツ大会・スポーツイベントの開催を支援します。 子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、総合型地域スポーツクラブ**2の育成を支援します。 障害のある子どもが参加することのできるスポーツ教室やスポーツ大会を開催します。
②学校等における体育・スポーツの充実	<ul style="list-style-type: none"> 児童の体力向上プログラムである、「みんなでチャレンジ3015**3」を少人数化、省スペース化、さらに安全に取り組めるよう改訂した体力づくりシート(立山編)を活用し、体力向上を目指します。また、新規に導入した「する」、「見る」、「支える」、「知る」と関連付けたプログラム(富山湾編)の取組みを定着させ、すべての子どもたちが楽しんで体力向上に取り組める体力づくりシートとして、さらなる体力の向上に努めます。 児童生徒の豊かなスポーツライフの実現には、幼児の頃から運動に親しむ子どもの育成と運動習慣の定着が大切であることから、幼稚園教諭、保育士及び教員に対し、運動遊びや運動・スポーツとの多様な関わり方の必要性について理解を深めるとともに、指導者の資質向上を目的とした取組みに継続して支援を行います。 運動部活動を活性化するために、地域の優れたスポーツ指導者を中・高等学校に派遣し、指導体制の充実を推進します。
③子どもの健康教育と学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するために、小・中・高等学校を通じて系統性のある健康教育を推進します。 日常生活において、健康に関する活動を実践し、健康・安全で活力のある生活を送るための基礎を培います。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	22.4%	24%	小学生のニーズに応じた教室を開催し増加を目指す。
運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	96.6%	98%	運動に制限のない児童全員の取組みを目指す。
全国体力・運動能力調査における体力合計点	207.53点	211.87点	運動能力等の向上を目指す。

※2 総合型地域スポーツクラブ 身近な学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点とし、地域の実情に応じて、誰もが性別、年齢、障害の有無にかかわらず参加できる、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブ。

※3 みんなでチャレンジ3015 本県では、児童の運動意欲の向上及び運動習慣の定着を図るため、小学校1年生から6年生まで全員に体力ノート「みんなでチャレンジ3015(立山編・富山湾編)」を配布し、児童が自ら進んで運動に取り組んでいる。目標点(3,015点:立山の頂上の高さになんだもの)を達成した者には、認定証を授与している。

基本方針
IV

次世代を担う若者への支援

次世代を担う若者が県内で働き、結婚し、豊かな生活を送ることができる環境づくりが求められています。

結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものですが、結婚を望みながらも適当な相手にめぐり合わない等の理由で独身だという男女に対しては、様々な出会いの機会の提供や支援が必要とされています。

また、子どもの頃や若いうちから結婚や子育ての喜びを伝え、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

若い世代の県外流出も、少子化・人口減少の一つの要因となっています。若い世代が富山県で、希望を持って学び、結婚や子育てをし、働くことができるよう、支援をしていくことが重要です。

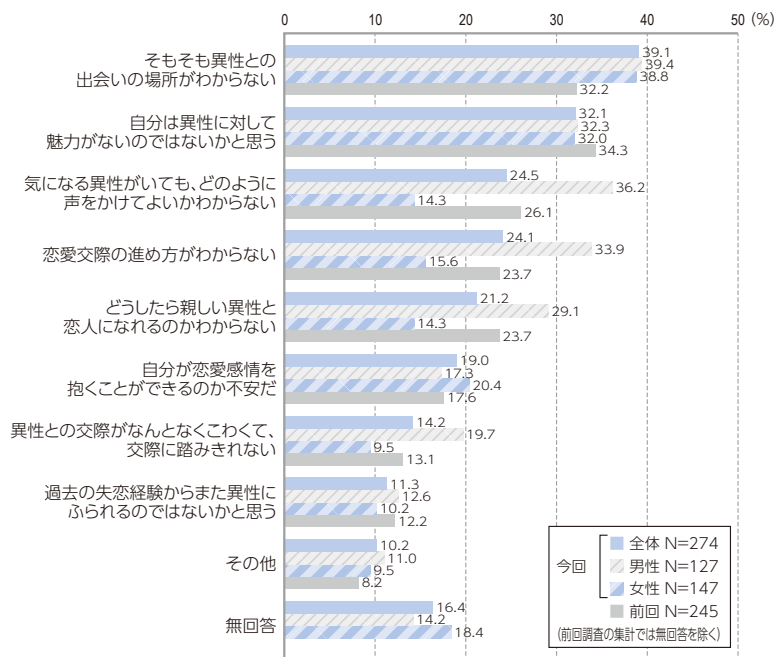
1 結婚を希望する若者への支援

現状と課題

将来結婚することを望んでいる若者が多い一方、出会いの場がわからないことや、自分のコミュニケーション能力の不足など、結婚に向けての活動をするうえでの不安があるとしています。このため、男女の出会いの場の創出をはじめ、結婚支援を総合的に実施する必要があります。

また、結婚や子育ての意義や喜びを伝えることにより、これから親となっていく若い世代が子どもを生き育てたいと前向きに考え、希望をかなえられるようにすることが大切です。

◎異性と交際するうえでの不安(未婚の人:複数回答)



資料:結婚等に関する県民意識調査(R1 富山県)

みなさんの意見

- 多くを占めていた見合い結婚から恋愛結婚に変わり、自分でアプローチし結婚する文化が日本には育っていないため、ある程度の結婚支援は必要。(基本計画策定部会)
- 企業の人事担当者に、出会いの場がないかといった質問や相談が多く寄せられる。企業として結婚支援を考えることは、よい企業であるというPRに繋がる。(基本計画策定部会)
- 出会いの場の創出も大事だが、男性女性双方の経験値や自己理解を深めるなどレベルアップを図ったうえでの、出会いの場の提供が効果的。(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 結婚を希望する独身男女の応援	
①結婚を希望する男女の 出会いの機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> とやまマリッジサポートセンターにおいて、1対1の個別マッチング（お見合い）や結婚支援に関する情報提供などを総合的に行うとともに、お見合いをサポートする支援員の養成やスキルアップ研修等を実施し、支援の充実を図ります。 金曜日の夜や休日のサテライト会場の開設などにより、とやまマリッジサポートセンターの会員や会員登録を希望する者への利便性向上に努めます。 若い世代に効果的に訴求するよう、SNSやタウン情報誌へのとやまマリッジサポートセンターの広告掲載等を行い、周知を図ります。 出会いイベントの開催など、結婚支援を実施している市町村との連携を強化し、県全体で結婚を希望する独身男女を応援する体制を整備します。 若者が気軽に参加でき、異性と出会うことができるイベントの開催を支援します。
②結婚や子育ての意義、 喜びに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 少子化の現状とともに子育ての楽しさや家庭を持つことの素晴らしさなどを伝える取組みを促進します。
③企業等との連携による 出会いの機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> 企業等との連携強化により、企業や業種間の交流促進を支援し、特に出会いの機会が限定されがちな中小企業の従業員等の出会いの場を創出します。
④市町村との連携	<ul style="list-style-type: none"> 結婚支援ネットワーク会議の実施や市町村でのマリッジサポートセンターの出張登録会の開催、県・市町村お見合いサポーターの合同研修会の開催など、市町村の結婚支援事業との連携を強化します。

<目標指標>

項 目	目標指標の動向		目標の考え方	
	H30実績	R6末目標		
とやまマリッジサポートセンター 会員の成婚数	年18組	年36組	平成30年度実績の倍増を目指す。	
平均初婚年齢	[男性]	31.0歳	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様。
	[女性]	29.3歳		
未婚率（25～29歳）	[男性]	73.6% (H27)	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様。
	[女性]	59.4% (H27)		
未婚率（30～34歳）	[男性]	47.9% (H27)	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様。
	[女性]	32.6% (H27)		

2 ライフプラン教育の推進

現状と課題

本県においても、出生順位別にみた母親の平均年齢が年々高くなっており、第1子の総数に占める35歳以上での出産数も増加傾向にあるなど、女性の出産の高年齢化が進行しています。また、結婚・出産年齢の上昇に伴う妊娠・出産のリスクについて十分理解されていないことから、妊娠・出産をより安全に希望どおり実現するためにも、女性の健康等についての正しい知識の普及啓発と、妊娠・出産をライフプランに適切に位置づけるための理解を広めていくことが重要です。

若い世代が、今後の人生について主体的に考えることにより、自らに合った結婚、妊娠・出産を迎えることができるよう、家庭や子どもを持つことの素晴らしさや妊娠に適した年齢があることについて理解を深め、自らの将来設計を考える機会を設けることも必要です。

人生100年時代においては、職業人生の長期化や外的環境の変化が想定されるため、これらに対応するためには、自分の特性を理解するとともに、自らのキャリア・働き方に責任と意思を持ち、主体的に学びに向かう態度と活躍し続けるための力を育成することが必要です。

みなさんの意見

- 人生100年時代と言われる現代においても、医学的に最も妊娠・出産に適した年齢は20代。このことを念頭に若いころからライフプランを立てる必要がある。

(県民会議・基本計画策定部会・タウンミーティング)

- ライフプラン教育は学校と家庭の両方で取り組むことが必要。家庭でも仕事や結婚、子どもを持つことの喜び等について子どもと語り合うことが重要。

(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 自らのライフプランを考える機会の提供	
①学校におけるライフプラン教育	<ul style="list-style-type: none"> • 県内の小・中・高等学校に対し、産婦人科医師や専門の相談員、保健師による出前健康教育を行い、こころや身体の健康を含めたライフプラン教育を実施します。 • 中学校・高等学校においては、妊娠・出産やライフプランに関する内容について、教科等の指導計画に位置づけられており、生徒の実態に応じた指導を行います。 <p>(保健体育)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 発育・発達の時期や程度には個人差があること、思春期には生殖器官が成熟し、それに伴う変化に対応した適切な行動が必要となることについて学習します。 <p>(技術・家庭科(家庭分野))</p> <ul style="list-style-type: none"> • 幼児への理解を深め、子どもが育つ環境としての家庭と家庭の役割に気付くよう、幼稚園、保育所を訪問しての幼児ふれあい体験などを行います。 <p>(家庭科(高等学校))</p> <ul style="list-style-type: none"> • 生涯の生活設計や、家庭を築くことの重要性、親の役割等について、乳幼児とのふれあいや交流、親や保育者が乳幼児と関わる姿の観察などの活動を通して学習します。

	<p>(特別活動(学級活動))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校では、思春期の心と体の発育・発達、友情と恋愛と結婚などについて、話し合いや討論を行ったり、専門家の講話を聞く等の活動を行うとともに、自分の夢や希望、30年後の私などを題材に設定し、地域の人材を招聘しての講話、進路計画の立案、ライフプランの作成などを行います。 <p>(特別活動(ホームルーム活動))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校では、男女の相互理解や生命の尊重、主体的な進路の選択決定と将来設計等について話し合いなどを通して学習します。 ・大学生自らが妊娠・出産に関する正しい知識を習得し、同世代の目線で中・高等学校生や大学生等に助言できるピアカウンセラーの養成に努めます。
②女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・働く人や若い世代が自分のライフプランを考えて健康をセルフマネジメントできるよう、女性の健康・妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

(2) 人生100年時代を見据えた若者のライフプラン教育の推進	
①社会的・職業的自立に向けた能力や態度の育成(キャリア教育の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の小学校から高等学校まで、児童生徒の発達の段階を踏まえながら系統的・継続的に「キャリア・パスポート」を活用することによって、社会的・職業的自立の基礎となる能力や態度の育成に努めます。 ・地域や産業界等との連携による起業体験、職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実を図るとともに、外部人材を積極的に活用します。 ・「社会へ羽ばたく『17歳の挑戦』」を推進し、本県の将来を担い、富山で活躍する人材の育成に取り組んでいきます。 ・児童生徒一人ひとりのキャリア発達を段階的に促すよう、小・中・高等学校を通じたキャリア教育の充実努めます。 ・支援が必要な児童生徒の多様な教育的ニーズに対応したきめ細かい指導・支援による適切なキャリア教育を実施します。 ・女性の職業生活におけるキャリア形成を支援するため、大学等への出前講座や若手女性社員向けの講座を実施するなど女性のライフイベントに応じたキャリア形成を支援します。
②自分の人生を設計する力と学び続ける態度の育成(ライフプラン教育の充実)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたって健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、長期的な視点に立って人生(就職、結婚、出産、育児等)を展望し、働くことを位置付け、社会的・職業的自立に必要な能力を育成する教育を推進します。 ・児童生徒が自分の特性や興味・関心を理解し、自分の「将来の姿」を思い描いて目標を定め、それに向かって計画的に取り組む意欲を育成します。 ・変化に伴い必要となる知識や技術を身につけるために、いつでも、何度でも学び直す意思を持つ人材を育成します。 ・小学生が、夢や目標をもち、富山で暮らす、働く、結婚・産み育てるなどのライフプランについて具体的に考えることができるよう、小学校高学年向けのライフプラン教育用冊子を作成し、配付します。

	<ul style="list-style-type: none"> • 中学校においては、富山で働く・結婚・産み育てる等のライフプランについて、具体的に考えさせるための中学生向け冊子を活用した学習の実施により、ふるさと教育を基盤としたライフプラン教育の充実を図っています。また、地域で活躍する方の講話や乳幼児とのふれあい体験の実施を通して、富山で生活するよさを知り、自身のライフプランを具体的に考えさせる契機としています。 • 高等学校生に富山で働き子育てするよさと自らの生き方に関する副教材を活用するとともに、地域で活躍する方からの講話や妊娠出産に関する特別授業、赤ちゃんふれあい体験、保育体験実習等を実施することにより、ライフプラン教育の普及・充実を図ります。
--	---

<目標指標>

項 目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
高等学校生の赤ちゃんふれあい体験の体験率	43%	増加させる	中長期的な増加を目指す。
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	[小6]	84.2%	増加させる 中長期的な増加を目指す。
	[中3]	70.6%	

3 若者の就業支援

現状と課題

次の親となる若者の県外流出が少子化・人口減少の要因の一つとなっています。若者が、県内で学び、働き、子育てができるような環境を整えることが必要です。

本県における若年者の雇用状況は全国でもトップクラスにあります。一方、約2割の若者が非正規雇用であり、新卒者の約3割が3年以内に離職している状況にあることから、若者の雇用の安定を図るため、就業支援をより一層強化する必要があります。

また、男性の未婚率は、パート・アルバイト等の非正規雇用者が正規雇用者より高い傾向にあります。

みなさんの意見

- 大学が県外だと、富山の就職先に関する情報が少ない。
(社会人女子・女子学生との意見交換会)
- 起業支援がもっと充実するとよい。東京の方が起業しやすい。
(社会人女子・女子学生との意見交換会)
- 会社の規模によらず、県内にはものづくりの技術や誇れる地域資源があるが、若い人に知られていないのではと感じている。
(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 若者への就業支援の充実																																																																
<p>①新規学卒者をはじめとする若者への就業支援の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若者が魅力ある安定した職業に就けるよう、正規雇用を条件とした合同企業説明会や各種セミナーを開催します。 主要経済団体に対し新規学校卒業者の求人確保等の要請を実施します。 障害のある学生等のインターンシップ体験や短期の職場実習等により就職を支援します。 県青年農業者等育成センター^{※1}と市町村等、関係機関との連携により、就農相談から研修、就農、定着までをワンストップで支援します。 農業研修機関「とやま農業未来カレッジ^{※2}」において、就農希望者に対して本県の営農条件に即した基礎知識・技術の修得を支援します。 学校間の連携を図る進路指導主事等連絡会議や、ハローワーク等との連携を図る就職支援担当者会議を随時開催し、求人状況や就職支援のノウハウの共有化を推進します。 キャリア教育アドバイザーを配置し、学校の就職指導を支援する体制を整備します。 																																																															
<p>②若者に対する就業意識の啓発、自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職活動前の学生を対象としたキャリアフォーラムの開催など若者の就業意識の向上を図ります。 中小企業の新入社員が参加する継続的なセミナーを実施するなど若者の職場定着の取組みを推進します。 フリーター^{※3}やニート^{※4}等の若者を支援するため、富山地域若者サポートステーションにおいてカウンセリングや通所型の自立トレーニング、職場体験を実施します。 若者自立支援ネットワークを構築し、専門的な支援を継続的に提供するなど若者の自立を支援します。 大学生等のインターンシップへの参加を促進するとともに学生のニーズと企業とのマッチング、フォローアップを実施します。 																																																															
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>◎若年者(15~34歳)の非正規雇用者割合の推移</p> <table border="1"> <caption>◎若年者(15~34歳)の非正規雇用者割合の推移 (%)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>全国 (%)</th> <th>富山県 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H9</td> <td>21.1</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>H14</td> <td>30.5</td> <td>21.9</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>33.6</td> <td>24.0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>35.3</td> <td>27.1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>32.9</td> <td>22.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:就業構造基本調査(総務省)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>◎フリーター数の推移(全国)</p> <table border="1"> <caption>◎フリーター数の推移(全国) (万人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15~24歳 (万人)</th> <th>25~34歳 (万人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H17</td> <td>104</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>95</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>89</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>83</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>85</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>84</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>86</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>77</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>80</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>73</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>70</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>63</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>64</td> <td>82</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>61</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:労働力調査(総務省)</p> </div> </div>		年度	全国 (%)	富山県 (%)	H9	21.1	16.0	H14	30.5	21.9	H19	33.6	24.0	H24	35.3	27.1	H29	32.9	22.2	年度	15~24歳 (万人)	25~34歳 (万人)	H17	104	97	H18	95	92	H19	89	88	H20	83	92	H21	85	98	H22	84	98	H23	86	103	H24	77	102	H25	80	105	H26	73	96	H27	70	91	H28	63	88	H29	64	82	H30	61	
年度	全国 (%)	富山県 (%)																																																														
H9	21.1	16.0																																																														
H14	30.5	21.9																																																														
H19	33.6	24.0																																																														
H24	35.3	27.1																																																														
H29	32.9	22.2																																																														
年度	15~24歳 (万人)	25~34歳 (万人)																																																														
H17	104	97																																																														
H18	95	92																																																														
H19	89	88																																																														
H20	83	92																																																														
H21	85	98																																																														
H22	84	98																																																														
H23	86	103																																																														
H24	77	102																																																														
H25	80	105																																																														
H26	73	96																																																														
H27	70	91																																																														
H28	63	88																																																														
H29	64	82																																																														
H30	61																																																															

※1 県青年農業者等育成センター 新たに就農をしようとする意欲ある青年等に対し、就農相談や情報の提供など都道府県段階での就農を支援する拠点。本県では(公社)富山県農林水産公社に設置。

※2 とやま農業未来カレッジ 本県の農業後継者を育成するため県が設置した農業研修機関。平成27年1月開校。就農に必要な農業の基本的な知識や実践的技術を1年間で習得できる通年型研修や若手農業者向けの栽培管理技術や農業経営などの短期の専門研修等を実施。

※3 フリーター 労働経済白書では「フリーター」を、15~34歳のうち、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、次の者と定義している。

①就業者については勤め先での呼称が「アルバイト」または「パート」の者。

②完全失業者のうち、探している仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

③非労働力人口で家事も通学もしていない者のうち、就職内定しておらず、希望する仕事の形態が「アルバイト」または「パート」の者。

※4 ニート ニート(NEET)は、Not in Education, Employment or Trainingの頭文字で、いわゆる「学校に通っておらず、働いておらず、職業訓練を行っていない者」のことを通称したもの。労働経済白書ではニートに近い概念として、若年無業者を年齢15~34歳に限定し、非労働力人口のうち家事も通学もしていないものと定義している。

<p>③起業等による就業機会の創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> 富山県の未来を担う企業人を育成するために、経済界の協力を得て、「とやま起業未来塾」、「とやまスタートアッププログラムin東京」を開講し、実践的なカリキュラムを通して、起業・新分野進出を目指す女性、若者、シニア等を支援します。 女性・若者のアイディア等を活かした事業の創業等に助成します。
<p>④非正規雇用の正規化の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヤングジョブとやまにおけるキャリアカウンセリングや就職支援セミナー、合同企業説明会の開催などの就職支援により若者の正規雇用を図ります。 就職氷河期世代^{※1}の方を対象とした正社員就職プログラムの実施や合同企業説明会、スカウト型面接会の開催などにより、就職氷河期世代の正社員就職を支援します。 若者と実習先企業とのマッチングを行ったうえで、技術専門学院と企業とで訓練・実習を行うことにより、一人前の職業人へ育成し、当該企業での正規雇用採用につなげます。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
若年者(15歳～34歳)の正規雇用率	77.8% (H29) 全国67.1%	全国トップ クラスを維持	全国トップであり、引き続き現在の水準を維持する。
新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.7% (H28.3卒) 全国32.0%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。
新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	30.8% (H28.3卒) 全国39.2%	全国トップ クラスを維持	全国平均を下回っており、引き続き現在の水準を維持する。

※1 就職氷河期世代 概ね1993(H5)年～2004(H16)年に学校卒業期を迎え、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代。希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に就いている方や、無業状態にある方など、様々な課題に直面している方々がいる。

4 U I Jターン・移住・定住の促進

現状と課題

本県のUターン就職率は非常に高い状況にあるとともに、移住された方の世帯主の20～40代が84%を占めるなど、若者の地方移住の気運が高まっています。

今後は、北陸新幹線の開業効果を最大限に活かし、若者の県内定着を一層促進する必要があります。このため、県外大学生のUターン就職の促進や、大都市圏の社会人のU I Jターンの推進、移住・定住の促進、県内大学等の活性化にさらに積極的に取り組むことが重要です。

- 大学等卒業時における県外流出（推計）
H18.3卒/3,423人 → H26.3卒/2,490人 → H31.3卒/2,408人
- 大学卒業者のUターン就職率
H18.3卒/51.3% → H26.3卒/57.6% → H31.3卒/58.4%
- 県外移動経験者に占めるUターン者の割合（2016年：第8回人口移動調査）
富山県 55.3%（沖縄県の70.9%に次いで全国第2位）

みなさんの意見

- 高等学校卒業者の多くが県外の大学等に進学している。この若者のUターンを促進するための取組みが必要。特に東京に進学した若者が帰ってこない傾向があるため、東京対策が課題。
(基本計画策定部会)
- 会社の規模によらず、県内にはものづくりの技術や誇れる地域資源があるが、若い人に知られていないのではと感じている。
(タウンミーティング)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 若者や女性の定着促進	
① U I Jターンの促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「富山くらし・しごと支援センター（富山、東京(有楽町・大手町)、名古屋、大阪）」における情報発信や相談体制の充実、県外大学との就職支援協定の締結、就職セミナー、合同企業説明会の開催等により、本県出身の学生に県内企業の情報を効果的に伝えるなど、首都圏、関西圏、中京圏におけるU I Jターン就職の促進に取り組みます。 ● また、首都圏の社会人女性と県内企業の女性社員や経営者との座談会を開催するなど、女性のUターン就職や起業の促進にも取り組みます。 ● 産業界と連携し、将来の地域の担い手となる学生の奨学金返済を支援し、県内企業への就職を促進します。
② 県内の大学等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県立大学において、県内産業界のニーズに対応し、成長産業の育成とそれを支える人材育成のため、教育研究機能の充実を図るとともに、施設設備の整備等を支援します。 ● 県内7高等教育機関で組織する大学コンソーシアム富山が実施する教育・地域貢献等の取組みを支援することにより、県内大学等の活性化と魅力向上に取り組みます。 ● 医薬品分野の専門人材の育成・確保を図るため、東京圏の学生を対象にしたサマースクール等を実施します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
若者の県内への定着率（25歳人口を10年前の15歳人口で割った値）	85.6% (H27)	85.6%以上	社会・経済情勢により左右される面が大きいが、雇用施策の推進により、現況以上を目指す。
若者・女性の転出超過数	△1,159人	移動均衡	未来創生戦略のKPIと同様。
県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者	905人	1,200人	年間50人程度の増加を目指す。
県立大学志願倍率	4倍	5倍	県内外にPR等を強化し、志願者のさらなる増加を図る。

(2) 移住・定住の促進	
①移住・応援（関係人口）の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進します。 仕事と暮らしの一元的な相談体制の強化・充実、市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会・セミナーの開催などを通じ、富山暮らしの魅力を発信します。 応援（関係人口）の創出のため、首都圏等の人材が副業を通じて県内企業の経営課題や新規プロジェクトの創出を目指す事業を実施します。
②新しい働き方の環境整備の促進	<ul style="list-style-type: none"> 新しい働き方の提案や女性や若者の新たな雇用の創出、U I Jターンや移住の促進にもつながる可能性のある「サテライトオフィス」の誘致に向け、県、市町村、民間事業者の連携による誘致チームの設置や、誘致企業への助成などの支援を実施します。

基本方針 V

経済的負担の軽減

子育てにかかる負担感として、子どもの養育費や教育費など子育てコストが家計を圧迫する経済的負担を挙げる人が多く、また、拡充すべき子育て支援においても、経済的支援に対する要望が高くなっています。

子育てに伴う経済的負担の軽減については、所得再分配政策に関わるものであり、国の役割が基本ですが、県は、国や市町村との適切な役割分担の下に、ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある子育て家庭の支援、妊娠・出産・子どもの医療費、保育料の軽減など、県の特性に応じた必要な施策を推進します。

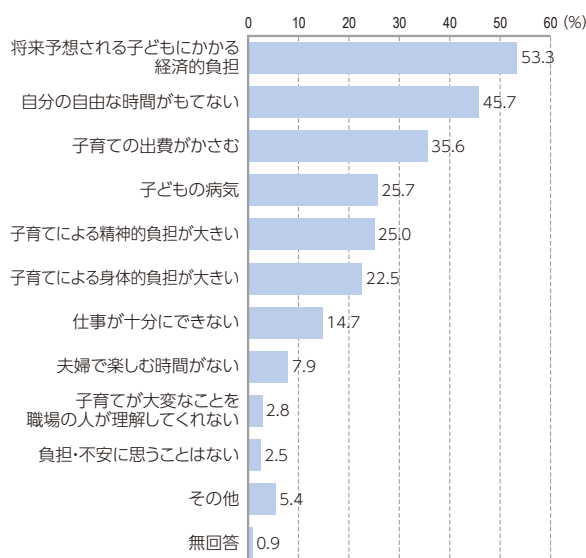
1 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減

現状と課題

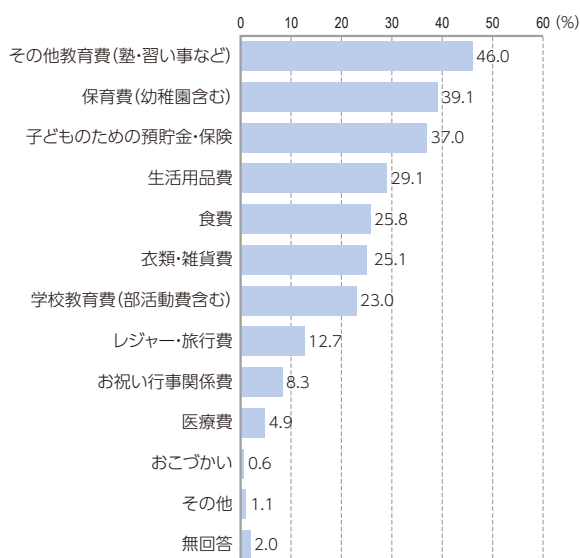
県が実施した未就学児を持つ保護者へのアンケートによると、実際の子どもの数が理想の子どもの数を下回る理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」ことが挙げられており、また、子育て家庭が望む子育て支援として、最も要望が高いのは、経済的支援となっています。

子育てにかかる費用は、本来家庭が負担するものですが、子どもたちは次代の担い手でもあることから、子育て家庭に対する保育や教育等に係る支援が求められています。

◎子育てをしていて負担・不安に思うこと
(複数回答:3つまで)



◎子育ての費用の中で負担が大きいと感じるもの
(複数回答:3つまで)



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

みなさんの意見

- 妊産婦の治療費の無償化など、妊娠・出産にインセンティブを感じることができる取り組みが必要であり、国策として進める必要がある。(県民会議)
- 特定不妊治療に至る前の不妊治療への助成があるとよい。(知事とのランチトーク)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 県の特성에応じた施策等の推進	
<p>① 出産・保育・医療等にかかる経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 県と市町村が協力し、子どもを望む夫婦への不妊症や不育症治療費の助成を行います。 • 県と市町村が協力し、妊産婦及び乳幼児に係る医療費を軽減します。 • 市町村が実施する妊婦に対する健康診査、国の制度を活用した、未熟児に対する医療費の公費負担（未熟児養育医療）や、手術等により障害の改善が期待できる児童に対する医療費の公費負担（育成医療）への支援、慢性疾患にかかっている児童に対する医療費の助成（小児慢性特定疾病治療費の支給）を実施するとともに、市町村と協力して重度心身障害児に対する医療費負担を軽減（重度心身障害者等医療費助成）します。 • 心身に障害のある児童を監護する親等に特別児童扶養手当^{※1}（国制度）を支給し、児童の健やかな成長を支援します。 • 県と市町村が協力し、ひとり親家庭に係る医療費を軽減します。（再掲） • 幼児教育・保育の無償化（国制度）により、3～5歳のすべての子ども及び住民税非課税世帯の0～2歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料を無償化します。 • 県と市町村が協力し、0～2歳の子どもの保育料について、低所得世帯の第1子・第2子に係る保育料を無償化・軽減するとともに、第3子以降については原則無償化します。 • 県と市町村が協力し、一定の所得の多子世帯の3～5歳児について、保育所等の副食費を軽減します。 • 国の制度を活用し、保育所等に通う低所得世帯を対象に、教材費等の一部を助成します。 • 中学校修了前までの児童を対象に、児童手当^{※2}（国制度）を支給し、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援します。 • 児童扶養手当（国制度）の支給等により、ひとり親家庭等の経済的支援を実施します。（再掲）
<p>② 修学にかかる経費の助成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。 • 高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、年収概ね910万円未満の世帯に高等学校等就学支援金（国制度）を支給します。 • 私立高等学校については、高等学校等就学支援金（国制度）により、令和2年4月から年収概ね590万円未満世帯の授業料の実質無償化が行われます。また、県においても、実質無償化の対象とならない年収概ね590万以上910万円未満世帯の授業料の軽減を図るとともに、低所得世帯に対し、入学金・施設整備費の減免補助を実施します。 • 低所得世帯の高等学校生に奨学のための給付金（国制度）を支給します。 • 私立小学校、中学校の低所得世帯の生徒に、授業料減免補助と実態把握調査を行う私立小中学校就学支援実証事業（国制度）を実施します。 • 子どもの大学等への就学等に必要な費用の確保を支援するため、多子世帯に対する融資を行うとともに、金利負担の軽減（実質的な無利子化）を図ります。

※1 特別児童扶養手当 身体または精神に重度、中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に支給される手当。

※2 児童手当 中学校修了まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している者に支給される手当。

	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年4月より、国の制度を活用し、低所得世帯を対象に、私立専門学校に通う学生の授業料等の減免等（高等教育無償化）を実施します。
③住宅などにかかる経費の支援	<ul style="list-style-type: none"> 三世帯同居住宅や多子同居住宅の新築、購入、改良に必要な資金を融資と利子補給で支援します。 県営住宅において、高等学校生以下の子がいる世帯の入居収入基準の緩和や優先的な入居への配慮などにより、安心して子育てができる住環境の確保を支援します。 離職により住宅を失った生活困窮者等に対して家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給します。 三世帯住宅・多子世帯住宅に係る不動産取得税減免制度を拡充します。
④その他の助成	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭の経済的負担だけでなく、精神的・身体的負担の軽減を図るため、子どもが生まれた家庭に保育サービス等が利用できる「子育て応援券」を配布します。 県営電気事業の収益で子ども3人以上の世帯の電気料金負担を軽減する「とやまっ子すくすく電気」について、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、事業を延長します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
子どもを増やすにあたっての課題として、「経済的な負担」を挙げる人の割合	70.4% (H29)	低下させる	保育料軽減などの各般の経済的負担の軽減施策の実施により、経済的負担が理由で希望の数の子どもを持ってないと考える人の割合を低下させる。

基本方針
VI

子育て支援の気運の醸成

県民総ぐるみで子育てを支援する気運を高めるため、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する必要について、県民の理解を促進することが重要です。

また、これから結婚し、子どもを持つ若い人たちが、「一人が楽」から「家族で楽しい」へと子育てを前向きに捉えられるよう、子育ての意義や喜びを伝えるポジティブ・キャンペーンの展開や、家族とのふれあいや家族のきずなが深まる「明るく楽しい家庭づくり」を推進することも必要です。

1 子育て等に温かい社会づくり

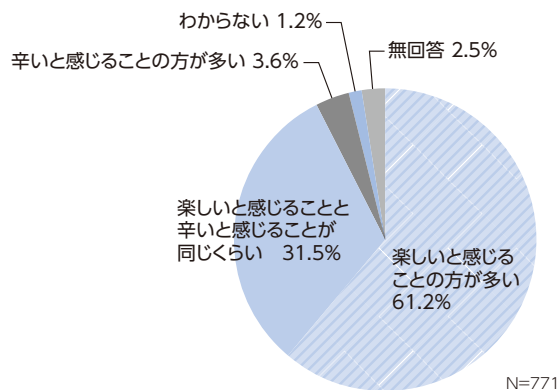
現状と課題

子育ては保護者が第一義的に責任を持つものですが、子どもは社会の希望であり、保護者のみならず地域、社会にとってもかけがえのない存在です。

このため、今日の少子化の現状や、子どもを取り巻く環境などについて、県民の理解・認識を深め、子どもの成長と子育てを社会全体で支える気運を高める必要があります。

子どもの成長にとっては親子のコミュニケーションや家族のふれあいが大切であり、未就学児や思春期の子どもを養育する保護者が家庭においてしっかりと子どもと向き合えるように、毎月、第3日曜日を「とやま県民家庭の日」として提唱し、「明るく楽しい家庭づくり」を推進しています。

◎子育てを楽しんでいるか辛いと感じるか



資料:子育て支援サービスに関する調査(H29 富山県)

みなさんの
意見

- 社会制度の整ってきている中で、子育てに対する社会の冷たい視線は一向に改まっていない。 (県民会議)
- 仕事と子育ての両立や男性の家事・育児参画はとても大事であり、行政だけではなく、企業や各種団体が一緒になり、気運醸成のため取り組む必要がある。 (県民会議)
- 結婚や子育てがいいな、楽しいなと思える社会となるように、県民一人ひとりが取り組む必要がある。 (基本計画策定部会)

● 施策の基本方向と具体的施策

(1) 社会全体で子どもや子育てを支援する気運の醸成	
① 子育て支援や少子化に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 子育て家庭のみならず、すべての県民がそれぞれの立場で子育て支援や少子化対策について考え、地域ぐるみで支え合うという意識や気運を醸成するため、広報・啓発を推進します。 第4子以上の子どもが生まれた家庭に対し、県立の文化・スポーツ施設等の利用が無料となるパスポートの発行や広報紙での紹介等を通じ、社会全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。
② 子育て支援・少子化対策に取り組む個人・団体の顕彰	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に子育て支援・少子化対策に取り組んでいる個人・団体等を「子育て支援 とやま賞」として顕彰し、市町村や関係団体等を通じ、その取組事例を広く周知します。
③ 市町村、企業、関係団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情やニーズに即した子育て支援施策を総合的に実施する市町村と緊密な連携を図ります。 富山県子育て支援・少子化対策県民会議の開催などを通じて、子育て支援団体、企業、NPO、行政などが連携し、社会全体で子育て支援・少子化対策に取り組む気運の醸成を図ります。
④ 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 男性の育児参加の促進や子育てしやすい環境を整備するため、乳幼児連れの利用が多い県有施設や民間施設の男性トイレ等のオムツ替えシート等の設置を推進します。 女性に偏っている家事・育児等の負担の軽減を図るため、民間サービス（家事代行等）の活用を普及・促進します。 結婚、子育てに対するネガティブなイメージを払拭するため、結婚・子育ての意義や喜び、家族のあたたかさなどを伝えるポジティブ・キャンペーンを展開します。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
子育てを楽しんでいる割合	61.2% (H29)	増加させる	子育てに温かい社会づくりに努め増加を目指す。

(2) 子育て支援に関する情報提供の充実	
①明るく楽しい家族づくり運動の推進（とやま県民家庭の日）	<ul style="list-style-type: none"> ・「とやま県民家庭の日」（毎月第3日曜日）や「とやま家族ふれあいウィーク」（とやま県民家庭の日から始まる1週間）が、家族と触れ合い、家族のきずなを深める日となるよう、啓発活動を推進します。 ・家族のふれあいや子育ての楽しさ素晴らしさを再認識する機会を提供します。
②とやま子育て応援団等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主の協力を得て親子が触れ合う機会を提供する「とやま子育て応援団」を普及するとともに、ホームページ等を活用した情報の提供などにより、「とやま子育て応援団」の利用促進と利便性の向上を図ります。

<目標指標>

項目	目標指標の動向		目標の考え方
	H30実績	R6末目標	
とやま子育て応援団の利用度	61.7%	増加させる	子育てに温かい社会づくりに努め増加を目指す。

3 目標指標

目標指標及び目標値、目標値の考え方は、次の一覧のとおりです。(97項目)

項 目	目標指標の動向		目標の考え方	
	H30実績	R6末目標		
I 家庭・地域における子育て支援				
① 子育て家庭に対する支援				
1	通常保育の受入児童数	31,039人	31,644人	市町村計画値を目標とする。
	うち 3歳未満児の受入児童数	13,353人	14,310人	
2	待機児童数	0人	0人	待機児童0人を維持する。
3	延長保育実施保育所数	236か所	241か所	市町村計画値をもとに、上積みを目指す。
4	休日保育実施保育所数	78か所	78か所	市町村計画値をもとに、現状を維持する。
5	一時預かり事業実施箇所数	149か所	153か所	市町村計画値をもとに、上積みを目指す。
6	病児・病後児保育事業実施箇所数	147か所	171か所	市町村計画値を目標とする。
7	障害児保育の研修を受けた保育士数	2,105人	2,790人	過去5年間の受講者数程度の増加を目指す。
8	保育所等に勤務する保育士数	5,371人 (H29)	6,010人	必要となると見込まれる保育士の確保を目指す。
9	第三者評価を受ける保育所数(累計)	57か所	80か所	毎年5か所ずつの受審を推進
—	放課後児童クラブ数(再掲)	272か所	313か所	市町村計画値を目標とする。
10	放課後児童クラブの登録者数	13,977人	13,002人	市町村計画値を目標とする。
—	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数(再掲)	107か所	147か所	市町村計画値を目標とする。
11	地域子育て支援センター設置箇所数	84か所	91か所	市町村計画値を目標とする。
12	利用者支援事業実施市町村数	11市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。
13	幼稚園子育て支援実施園の割合 (預かり保育、園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	100%	100%	引き続き全幼稚園での実施を目標とする。
14	幼児教育スーパーバイザー等による訪問研修を実施した幼児教育施設数(累計)	—	300施設	年間50施設程度の訪問を目標とする。
② 地域における子育て支援の促進				
15	子育てシニアサポーターなど、子育て支援活動をしている人数	235人	330人	毎年概ね20人程度の増加を目指す。
16	ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,680人	1,780人	毎年概ね20人程度の増加を目指す。
17	子育て支援員に認定された人数	402人	900人	毎年概ね100人程度の増加を目指す。
18	県児童クラブ連合会認定指導員数	450人	470人	毎年概ね3人程度の養成を目指す。
19	ファミリー・サポート・センター設置市町村数	13市町村	15市町村	全市町村での実施を目指す。
③ 安心して子育てができる生活環境の整備				
20	都市公園の面積	1,626ha	1,652ha	着実な整備促進に努め、開設面積の増加を目指す。
21	通学路の歩道整備率	61.3%	63%	着実な整備を進めていく。
22	チャイルドシートの使用率	73.1%	100%	未就学児の死傷防止のため、着用率100%を目指す。
23	交通事故死傷者	[死者数]	54人	平成以降の最少水準の定着を目指す 富山県交通安全計画(第10次)を基に設定
		[負傷者数]	3,300人	
24	学校(幼稚園を含む)における刑法犯認知件数	96件	毎年減少	着実な減少を目指す。

項目		目標指標の動向		目標の考え方	
		H30実績	R6末目標		
④ 母と子の健康づくりへの支援					
25	妊婦健康診査の受診率	98.2%	極力100%	引き続き向上を目指す。	
26	妊娠11週以下での妊娠の届出率	93.4% (H29)	極力100%	引き続き向上を目指す。	
27	子育てをされていて負担・不安に思うこと	〔精神的〕	25.0% (H29)	引き下げる	現状からの低下を目指す。
		〔身体的〕	22.5% (H29)		
28	主に産婦人科医療に従事している医師数 (出生千人当たり)	14.0人	14人以上	富山県医療計画の目標値設定の考え方による。	
29	主に小児科医療に従事している医師数 (小児人口1万人当たり)	12.0人	12人以上	富山県医療計画の目標値設定の考え方による。	
30	未熟児訪問指導の実施率	95.5% (H29)	極力100%	引き続き向上を目指す。	
31	1歳6ヶ月健康診査の受診率	98.5%	極力100%	全国より高いが、引き続き向上を目指す。	
32	3歳児健康診査の受診率	97.7%	極力100%	全国より高いが、引き続き向上を目指す。	
33	乳児家庭全戸訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100%	100%	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。	
34	養育支援訪問事業に取り組んでいる市町村の割合	100%	100%	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。	
35	出産後1か月時における母乳育児の割合	57.9%	増加させる	全国平均より高いが、引き続き増加を目指す。	
36	むし歯のない子ども（3歳児）の割合	87.0%	90%	「県民歯と口の健康プラン」の推進のためにも、さらに向上を目指す。	
37	富山型デイサービス実施事業所数	130か所	200か所	各小学校区に1か所の設置を目指す。	
II 仕事と子育ての両立支援					
① 働き方改革の推進					
38	年次有給休暇取得率	52.5%	60%以上	毎年2%程度の向上を目指す。	
39	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	8.8% (H29)	0%を目指す	働き方改革法の中で時間外労働の上限規制が順次適用されていることを踏まえ達成を目指す。	
40	「イクボス企業同盟とやま」加盟団体数	145団体	200団体	1年間に10団体程度の増加を目指す。	
41	男女の地位の平等感 職場の分野で平等になっていると感じている人の割合	30.3% (H27)	35%	富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき増加を目指す。	
42	男女共同参画チーフオフィサー設置事業所数	216事業所	290事業所	1年間に12団体程度の増加を目指す。	
43	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出済みの中小企業数	209社	550社	従業員101～300人の企業については策定率100%を目指す。 従業員50人～100人の企業については策定率25%を目指す。	
② 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備					
44	従業員51～100人の企業のうち一般事業主行動計画を策定し、国に届けた企業の割合	92.1%	極力100%	引き続き策定支援を行い、すべての企業の策定・届出を目指す。	
45	従業員30～50人の企業のうち、一般事業主行動計画を策定し、国に届け出た企業の割合	79.9%	極力100%	条例で義務付け対象としている企業すべての策定・届出を目指す。	
46	第1子出産前後の継続就業率（出産1年前にフルタイム勤務であった者に占める、出産1年後にフルタイム勤務であった者の割合）	51.7% (H29)	引き上げる	出産を機に就業継続を断念することのないよう就業継続率を向上させるとともに、育児休業取得率の維持を目指す。	
47	女性の育児休業取得率	98.2%	98%以上		

項 目	目標指標の動向		目標の考え方	
	H30実績	R6末目標		
48	短時間勤務制度等の導入率	85.9%	極力100%	毎年3%程度の向上を目指す。
49	「元気とやま！子育て応援企業」の登録企業数	407社	530社	毎年20社程度の増加を目指す。
50	両立支援や働き方の見直しに取り組む企業の知事表彰件数（累計）	113社	154社	毎年6社程度の増加を目指す。
51	事業所内保育施設の設置数	61か所	70か所	年1～2か所程度の増加を目指す
③ 男性の家事・育児参画の促進				
52	男性の育児休業取得率	3.9%	13%	富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき増加を目指す。
53	県職員の男性の育児休暇・休業の取得率	86.6%	100%	全職員の取得を目指す。
54	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	65分(H28)	158分	富山県民男女共同参画計画(第4次)に基づき増加を目指す。
55	県有施設の男女問わずおむつ替えができるトイレの箇所数	144か所(R1)	200か所	現状からの増加を目指す。
56	未婚化晩婚化の理由として、女性の育児等に対する負担感・拘束感が大きい割合（女性）	34.5%(R1)	引き下げる	現状からの低下を目指す。
④ 就業支援				
57	母子・父子自立支援プログラム策定件数	35件	50件	年3件程度の増加を目指す。
Ⅲ 子どもの健やかな成長の支援				
① 子どもの権利と利益の尊重				
58	児童虐待防止法の通告義務の認知度	88.1%(R1.10)	増加へ	現状からの上昇を目指す。
59	子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村の割合	0	全市町村	国の目標値及び富山県社会的養育推進計画(今年度末までに策定)の目標値による。
60	里親等委託率	18.5%	30%	富山県社会的養育推進計画(今年度末までに策定)の目標による。
61	いじめの解消率	[小]	82.6%	限りなく100%に近づける 各学校で漏れなくいじめを認知した上で、その解消に向けて取り組む。
		[中]	86.1%	
		[高]	69.4%	
62	不登校生徒数（千人あたり）	[小]	6.6人	限りなくゼロに近づける 不登校児童生徒の実態把握・分析により、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
		[中]	29.3人	
		[高]	14.2人	
63	ひとり親（母子・父子世帯）の正規就業率	[母子世帯]	53.9%	増加させる 資格取得促進や就労支援を通じ、正社員としての就労増加を目指す。
		[父子世帯]	71.3%	
② 子どもの健全な育成				
64	児童館・児童センター設置数	46か所	46か所	市町村計画値をもとに、現状を維持する。
65	放課後児童クラブ数	272か所	313か所	市町村計画値を目標とする。
66	放課後児童クラブのうち18時を超えて開所するクラブ数	107か所	147か所	市町村計画値を目標とする。
67	むし歯のない子ども（12歳児）の割合	66.6%	80%	「県民歯と口の健康プラン」の目標値に設定
68	子どもの朝食欠食率	[小5]	0.8%	限りなくゼロに近づける 子どもの頃から望ましい生活・食習慣を形成し、食を通じた心身の健康づくりを推進するため、引き続き0%を目指す。
		[中2]	2.1%	

項目		目標指標の動向		目標の考え方	
		H30実績	R6末目標		
69	未成年者の喫煙率	[男性]	3.8% (H23)	極力0%	引き続き0%を目指して取り組む。
		[女性]	1.7% (H23)		
70	思春期保健対策に取り組んでいる市町村数	15市町村	15市町村	引き続き、全市町村での取組みを目標とする。	
③ 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進					
71	10代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千人当たり)	3.5人	低下させる	全国平均より低いが、さらなる改善を目指す。	
72	男女の地位の平等感 家庭の分野で平等に なっていると感じている人の割合	37.4% (H27)	45%	幅広い分野における男女共同参画の推進に努め、年1ポイント程度の増加を目指す。	
④ 子どもの生きる力を育成する教育の推進					
73	子どもの教育において、家庭が役割を果たしていると思う人の割合	37.7%	増加させる	親の学習機会の充実などにより増加を目指す。	
74	家庭の教育力の向上を目指した学習機会の提供数	642講座	増加させる	市町村やPTA等との連携により増加を目指す。	
75	県立高校生のインターンシップ等体験率	75.2%	80%	(総合学科・普通科等を含め) 全体で80%を目指す。	
76	公立小学校及び中学校における特別な支援を必要とする児童生徒への個別の教育支援計画の策定にあたり、関係機関と必要な情報共有を図っている割合	[小]	81.7%	100%	個別の教育支援計画の有用性や活用方法等を周知し、関係機関との必要な情報共有の促進を目指す。
		[中]	75.0%	100%	
—	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(再掲)	[小]	84.2%	増加させる	中長期的な増加を目指す。
		[中]	70.6%		
77	平日に家庭で1日10分以上読書をしている児童生徒の割合	[小6]	69.5%	増加させる	学校では始業前の朝読書や読書指導を充実させており、増加を目指す。
		[中3]	51.8%		
78	とやま環境チャレンジ10への参加児童数(累計)	42,606人	58,000人	年間3,000人程度の増加を目指す。	
79	総合型地域スポーツクラブに加入する小学生の加入率	22.4%	24%	小学生のニーズに応じた教室を開催し増加を目指す。	
80	運動に取り組む(みんなでチャレンジ3015の目標点に達した)児童の割合(小学生)	96.6%	98%	運動に制限のない児童全員の取組みを目指す。	
81	全国体力・運動能力調査における体力合計点	207.53点	211.87点	運動能力等の向上を目指す。	
IV 次世代を担う若者への支援					
① 結婚を希望する若者への支援					
82	とやまマリッジサポートセンター会員の成婚数	年18組	年36組	平成30年度実績の倍増を目指す。	
83	平均初婚年齢	[男性]	31.0歳	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様
		[女性]	29.3歳		
84	未婚率(25~29歳)	[男性]	73.6% (H27)	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様
		[女性]	59.4% (H27)		
85	未婚率(30~34歳)	[男性]	47.9% (H27)	引き下げる	未来創生戦略のKPIと同様
		[女性]	32.6% (H27)		

項 目		目標指標の動向		目標の考え方
		H30実績	R6末目標	
② ライフプラン教育の推進				
86	高校生の赤ちゃんふれあい体験の体験率	43%	増加させる	中長期的な増加を目指す。
87	将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	[小6] 84.2%	増加させる	中長期的な増加を目指す。
		[中3] 70.6%		
③ 若者の定着支援				
88	若年者（15歳～34歳）の正規雇用率	77.8% (H29) 全国67.1%	全国トップ クラスを 維持	今後も引き続き、若年者の正規雇用率向上に努める。
89	新規大卒就職者の入職3年目までの離職率	29.7% (H28.3卒) 全国32.0%	全国トップ クラスを 維持	若者就業支援センターにおける職場定着セミナーの開催等により、引き続き若者の定着を支援していく。
90	新規高卒就職者の入職3年目までの離職率	30.8% (H28.3卒) 全国39.2%	全国トップ クラスを 維持	若者就業支援センターにおける職場定着セミナーの開催等により、引き続き若者の定着を支援していく。
④ U I J ターン・移住・定住の促進				
91	若者の県内への定着率 (25歳人口を10年前の15歳人口で割った値)	85.6% (H27)	85.6%以上	社会・経済情勢により左右される面が大きい が、雇用施策の推進により、現況以上を目指す。
92	若者・女性の転出超過数	△1,159人	移動均衡	未来創生戦略のKPIと同様
93	県・市町村の移住相談窓口等を通じた移住者	905人	1,200人	年間50人程度の増加を目指す。
94	県立大学志願倍率	4倍	5倍	県内外へのPR等の強化し、志願者のさらなる増加を図る。
V 経済的負担の軽減				
① 妊娠・出産・子育てにかかる経済的負担の軽減				
95	子どもを増やすにあたっての課題として、 「経済的な負担」を挙げる人の割合	70.4% (H29)	低下させる	保育料軽減などの各般の経済的負担の軽減施策の実施により、経済的負担が理由で希望の子どもを持ってないと考える人の割合を低下させる。
VI 子育て支援の気運の醸成				
① 子育て等に温かい気運の醸成				
96	子育てを楽しんでいると感じる割合	61.2% (H29)	増加させる	子育てに温かい社会づくりに努め増加を目指す。
97	とやま子育て応援団の利用度	61.7%	増加させる	子育てに温かい社会づくりに努め増加を目指す。

第5章

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 教育・保育の量の見込み並びに
その提供体制の確保の内容及びその時期

幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援新制度」においては、県は教育・保育の量の見込み（需要）及びその提供体制の確保方策（供給）の単位として、区域を設定することとなっています。

この区域は、保育所や認定こども園の認可・認定にあたり需給調整を行う判断基準となることから、設定にあたっては、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めることとされています。

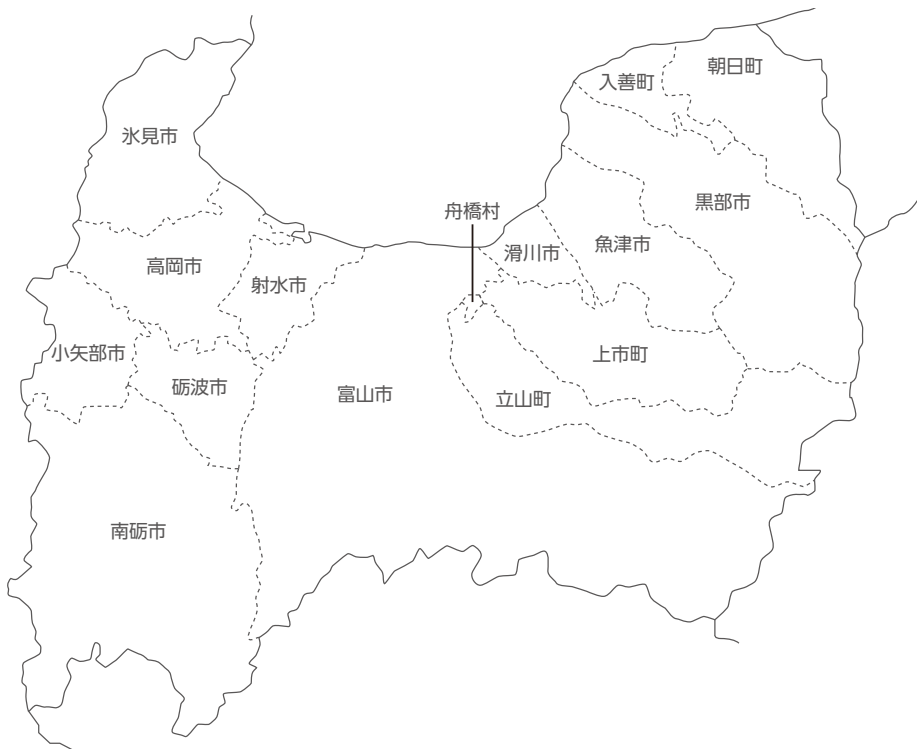
現在の幼稚園や保育所等の利用状況をみると、利用者の多くが居住する市町村内の施設を利用しており、各市町村において、地域の実情に応じた需給バランスの確保が図られています。

このような状況を踏まえ、県が設定する区域は市町村単位とし、15区域とします。

なお、実際の施設の利用にあたって、区域（市町村）を越える広域的な利用が制限されるものではありません。

【県設定区域】

1市町村を1つの区域として、15区域を設定します。



2 教育・保育の量の見込み並びにその提供体制の確保の内容及びその時期

各市町村では、子育て家庭を対象に、幼稚園・保育所等の現在の利用状況や今後の利用希望、保護者の就労状況等の調査を行い、子育て家庭のニーズや地域の実情を踏まえ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」（以下「市町村計画」という。）において、今後5年間の各年度における教育・保育の量の見込みとその提供体制の確保方策を定めています。

県では、市町村計画における数値の集計を基本として、区域ごとの教育・保育の量の見込み及びその提供体制の確保方策を別表のとおり定めます。

別表の見方

(単位：人)

区分	1号認定 ^②	2号認定 ^②		3号認定 ^②	
		教育ニーズ ^③	保育ニーズ	0歳	1・2歳
① 令和2年度	量の見込み ^④	0	0	0	0
	確保方策 ^⑤		0	0	0
	特定教育・保育施設 ^⑥ (認定こども園・幼稚園・保育所)		0	0	0
	確認を受けない幼稚園 ^⑦		0		
	地域型保育事業 ^⑧			0	0
	認可外保育施設 ^⑨			0	0
	②-① ^⑩		0	0	0
備考					

① 計画年度

② 子どもの認定区分

区分	認定区分に応じた利用先（確保方策）
1号認定（満3歳以上で教育を希望）	幼稚園（確認を受けないものを含む。）、認定こども園
2号認定（満3歳以上で保育が必要）	保育所、認定こども園
3号認定（満3歳未満で保育が必要）	保育所、認定こども園、地域型保育

③ 教育ニーズ

2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものは、「教育ニーズ」に区分（確保方策としては、認定こども園・保育所のほか、幼稚園（確認を受けないものを含む。）が該当）

④ 量の見込み

子育て家庭のニーズを踏まえて推計した各年度の教育・保育の必要数（需要量）

⑤ 確保方策

量の見込みに対応する各年度の教育・保育の提供内容（供給量）

⑥ 特定教育・保育施設

施設型給付の対象となる施設として市町村の確認を受けた認定こども園・幼稚園・保育所

⑦ 確認を受けない幼稚園

市町村の確認を受けない幼稚園（現行どおり私学助成等の支援を受ける幼稚園）

⑧ 地域型保育事業

市町村の認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業（原則として満3歳未満の子どもを対象とする）

⑨ 認可外保育施設

認可を受けていない施設のうち、市町村が運営費支援等を行っているもの
市町村の利用者支援の対象とした、企業主導型保育施設の地域枠を含む

⑩ 確保方策－量の見込み

プラスであれば受入れに余裕があり、マイナスであれば受入れが不足する可能性がある

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(総括表)

<富山県>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	2,148	2,192	18,129	3,475	10,796
	確保方策②		7,349	20,143	3,168 (3,358)	11,257 (12,074)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		6,054	19,899	3,022 (3,212)	10,855 (11,672)
	確認を受けない幼稚園		1,295			
	地域型保育事業				81	195
	認可外保育施設			244	65	207
	②-①		3,009	2,014	-307 (-117)	461 (1,278)
	備考					
令和3年度	量の見込み①	1,988	1,955	18,066	3,447	10,938
	確保方策②		6,919	20,152	3,168 (3,358)	11,314 (12,132)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		5,779	19,908	3,016 (3,206)	10,899 (11,717)
	確認を受けない幼稚園		1,140			
	地域型保育事業				87	208
	認可外保育施設			244	65	207
	②-①		2,976	2,086	-279 (-89)	376 (1,194)
	備考					
令和4年度	量の見込み①	1,873	1,790	17,744	3,411	10,909
	確保方策②		6,531	20,179	3,172 (3,366)	11,350 (12,181)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		5,391	19,935	3,020 (3,214)	10,936 (11,767)
	確認を受けない幼稚園		1,140			
	地域型保育事業				87	207
	認可外保育施設			244	65	207
	②-①		2,868	2,435	-239 (-45)	441 (1,272)
	備考					
令和5年度	量の見込み①	1,750	1,611	17,596	3,370	10,946
	確保方策②		6,140	20,078	3,253 (3,459)	11,503 (12,356)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		5,000	19,834	3,078 (3,284)	11,037 (11,890)
	確認を受けない幼稚園		1,140			
	地域型保育事業				110	259
	認可外保育施設			244	65	207
	②-①		2,779	2,482	-117 (89)	557 (1,410)
	備考					
令和6年度	量の見込み①	1,704	1,551	17,334	3,333	10,977
	確保方策②		5,880	20,023	3,280 (3,490)	11,548 (12,411)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		4,740	19,779	3,105 (3,315)	11,082 (11,945)
	確認を受けない幼稚園		1,140			
	地域型保育事業				110	259
	認可外保育施設			244	65	207
	②-①		2,625	2,689	-53 (157)	571 (1,434)
	備考					

※ ()内は、富山市の定員弾力化(定員2割増)により計算した数値を反映したものの

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<富山市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	875	1,390	7,150	1,459	4,370
	確保方策②		3,819	8,154	1,046 (1,236)	4,389 (5,206)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,484	7,918	948 (1,138)	4,083 (4,900)
	確認を受けない幼稚園		335			
	地域型保育事業				47	128
	認可外保育施設			236	51	178
	②-①		1,554	1,004	-413 (-223)	19 (836)
	備考	()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値				
令和3年度	量の見込み①	737	1,168	7,255	1,440	4,503
	確保方策②		3,387	8,175	1,055 (1,245)	4,408 (5,226)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		3,052	7,939	951 (1,141)	4,089 (4,907)
	確認を受けない幼稚園		335			
	地域型保育事業				53	141
	認可外保育施設			236	51	178
	②-①		1,482	920	-385 (-195)	-95 (723)
	備考	()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値				
令和4年度	量の見込み①	652	1,030	7,255	1,431	4,540
	確保方策②		2,979	8,260	1,075 (1,269)	4,472 (5,303)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,644	8,024	971 (1,165)	4,153 (4,984)
	確認を受けない幼稚園		335			
	地域型保育事業				53	141
	認可外保育施設			236	51	178
	②-①		1,297	1,005	-356 (-162)	-68 (763)
	備考	()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値				
令和5年度	量の見込み①	547	867	7,295	1,413	4,625
	確保方策②		2,588	8,201	1,158 (1,364)	4,637 (5,490)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		2,253	7,965	1,030 (1,236)	4,266 (5,119)
	確認を受けない幼稚園		335			
	地域型保育事業				77	193
	認可外保育施設			236	51	178
	②-①		1,174	906		
	備考	()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値				
令和6年度	量の見込み①	519	824	7,255	1,385	4,670
	確保方策②		2,328	8,201	1,178 (1,388)	4,687 (5,550)
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		1,993	7,965	1,050 (1,260)	4,316 (5,179)
	確認を受けない幼稚園		335			
	地域型保育事業				77	193
	認可外保育施設			236	51	178
	②-①		985	946	-207 (3)	17 (880)
	備考	()内は、定員弾力化(定員2割増)により計算した数値				

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<高岡市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	336	311	2,797	493	1,627
	確保方策②		1,450	3,015	538	1,750
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		490	3,015	524	1,718
	確認を受けない幼稚園		960			
	地域型保育事業				14	32
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		803	218	45	123
備考						
令和3年度	量の見込み①	338	313	2,813	502	1,658
	確保方策②		1,450	3,013	538	1,782
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		645	3,013	524	1,750
	確認を受けない幼稚園		805			
	地域型保育事業				14	32
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		799	200	36	124
備考						
令和4年度	量の見込み①	332	308	2,765	512	1,690
	確保方策②		1,450	3,013	538	1,792
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		645	3,013	524	1,760
	確認を受けない幼稚園		805			
	地域型保育事業				14	32
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		810	248	26	102
備考						
令和5年度	量の見込み①	328	304	2,732	521	1,722
	確保方策②		1,450	3,013	540	1,802
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		645	3,013	526	1,770
	確認を受けない幼稚園		805			
	地域型保育事業				14	32
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		818	281	19	80
備考						
令和6年度	量の見込み①	315	292	2,624	531	1,748
	確保方策②		1,450	3,013	551	1,815
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		645	3,013	537	1,783
	確認を受けない幼稚園		805			
	地域型保育事業				14	32
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		843	389	20	67
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<魚津市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育二歳	保育二歳	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	59	4	734	75	405
	確保方策②		164	752	82	446
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		164	752	82	446
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		101	18	7	41
備考						
令和3年度	量の見込み①	58	4	720	73	397
	確保方策②		164	752	82	446
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		164	752	82	446
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		102	32	9	49
備考						
令和4年度	量の見込み①	55	3	685	72	389
	確保方策②		164	752	82	446
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		164	752	82	446
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		106	67	10	57
備考						
令和5年度	量の見込み①	54	3	676	71	382
	確保方策②		164	752	82	446
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		164	752	82	446
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		107	76	11	64
備考						
令和6年度	量の見込み①	53	3	663	70	376
	確保方策②		164	752	82	446
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		164	752	82	446
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		108	89	12	70
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<氷見市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	174	0	512	93	329
	確保方策②		180	530	100	340
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		180	530	96	332
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	8
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		6	18	7	11
備考						
令和3年度	量の見込み①	168	0	494	89	315
	確保方策②		180	510	100	330
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		180	510	96	322
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	8
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		12	16	11	15
備考						
令和4年度	量の見込み①	162	0	477	84	302
	確保方策②		170	490	90	310
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		170	490	86	303
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				4	7
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		8	13	6	8
備考						
令和5年度	量の見込み①	156	0	460	80	290
	確保方策②		170	480	90	300
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		170	480	87	293
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				3	7
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		14	20	10	10
備考						
令和6年度	量の見込み①	151	0	444	76	278
	確保方策②		160	460	90	290
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		160	460	87	283
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				3	7
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		9	16	14	12
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<滑川市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	88	23	720	166	429
	確保方策②		128	724	173	442
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		128	724	169	438
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	4	4
	②-①		17	4	7	13
	備考					
令和3年度	量の見込み①	87	22	713	169	438
	確保方策②		128	724	173	442
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		128	724	169	438
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	4	4
	②-①		19	11	4	4
	備考					
令和4年度	量の見込み①	86	22	700	163	422
	確保方策②		128	724	173	442
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		128	724	169	438
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	4	4
	②-①		20	24	10	20
	備考					
令和5年度	量の見込み①	82	21	674	157	406
	確保方策②		128	724	173	442
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		128	724	169	438
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	4	4
	②-①		25	50	16	36
	備考					
令和6年度	量の見込み①	84	22	690	166	431
	確保方策②		128	724	173	442
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		128	724	169	438
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	4	4
	②-①		22	34	7	11
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<黒部市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	72	27	820	227	516
	確保方策②		99	820	227	516
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		99	820	227	516
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
	備考					
令和3年度	量の見込み①	70	27	805	223	505
	確保方策②		99	820	227	516
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		99	820	227	516
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		2	15	4	11
	備考					
令和4年度	量の見込み①	69	26	790	218	493
	確保方策②		99	820	227	516
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		99	820	227	516
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		4	30	9	23
	備考					
令和5年度	量の見込み①	68	26	775	213	482
	確保方策②		99	820	227	516
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		99	820	227	516
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		5	45	14	34
	備考					
令和6年度	量の見込み①	66	25	760	208	471
	確保方策②		99	820	227	516
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		99	820	227	516
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		8	60	19	45
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<砺波市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育二歳	保育二歳	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	111	229	771	134	511
	確保方策②		348	1,191	136	529
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		348	1,191	136	529
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		8	420	2	18
備考						
令和3年度	量の見込み①	109	216	754	132	476
	確保方策②		350	1,205	139	552
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		350	1,205	139	552
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		25	451	7	76
備考						
令和4年度	量の見込み①	101	201	704	130	471
	確保方策②		365	1,190	139	552
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		365	1,190	139	552
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		63	486	9	81
備考						
令和5年度	量の見込み①	97	191	681	128	463
	確保方策②		365	1,190	139	552
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		365	1,190	139	552
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		77	509	11	89
備考						
令和6年度	量の見込み①	95	185	643	127	456
	確保方策②		375	1,180	139	552
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		375	1,180	139	552
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		95	537	12	96
備考						

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<小矢部市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	43	5	516	139	307
	確保方策②		93	571	139	307
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		93	571	139	307
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		45	55	0	0
	備考					
令和3年度	量の見込み①	41	5	495	137	319
	確保方策②		93	576	139	327
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		93	576	139	327
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		47	81	2	8
	備考					
令和4年度	量の見込み①	40	5	479	136	307
	確保方策②		93	576	139	327
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		93	576	139	327
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		48	97	3	20
	備考					
令和5年度	量の見込み①	41	5	487	132	304
	確保方策②		93	576	139	327
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		93	576	139	327
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		47	89	7	23
	備考					
令和6年度	量の見込み①	42	5	498	129	297
	確保方策②		93	576	139	327
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		93	576	139	327
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		46	78	10	30
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 (市町村別)

＜南砺市＞

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	50	70	860	155	520
	確保方策②		135	935	174	549
	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>		135	930	165	535
	確認を受けない幼稚園		0	/	/	/
	地域型保育事業		/	/	9	9
	認可外保育施設		/	5	0	5
	②-①		15	75	19	29
備考	※一部を市外の特定教育・保育施設で確保(2号5人、3号10人)					
令和3年度	量の見込み①	50	70	840	155	510
	確保方策②		135	935	174	549
	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>		135	930	165	535
	確認を受けない幼稚園		0	/	/	/
	地域型保育事業		/	/	9	9
	認可外保育施設		/	5	0	5
	②-①		15	95	19	39
備考	※一部を市外の特定教育・保育施設で確保(2号5人、3号10人)					
令和4年度	量の見込み①	50	70	820	155	500
	確保方策②		135	935	174	549
	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>		135	930	165	535
	確認を受けない幼稚園		0	/	/	/
	地域型保育事業		/	/	9	9
	認可外保育施設		/	5	0	5
	②-①		15	115	19	49
備考	※一部を市外の特定教育・保育施設で確保(2号5人、3号10人)					
令和5年度	量の見込み①	50	70	800	155	490
	確保方策②		135	935	174	549
	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>		135	930	165	535
	確認を受けない幼稚園		0	/	/	/
	地域型保育事業		/	/	9	9
	認可外保育施設		/	5	0	5
	②-①		15	135	19	59
備考	※一部を市外の特定教育・保育施設で確保(2号5人、3号10人)					
令和6年度	量の見込み①	50	70	780	155	480
	確保方策②		135	935	174	549
	特定教育・保育施設 <small>(認定こども園・幼稚園・保育所)</small>		135	930	165	535
	確認を受けない幼稚園		0	/	/	/
	地域型保育事業		/	/	9	9
	認可外保育施設		/	5	0	5
	②-①		15	155	19	69
備考	※一部を市外の特定教育・保育施設で確保(2号5人、3号10人)					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<射水市>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	183	128	1,868	266	990
	確保方策②		773	2,012	286	1,164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		773	2,009	278	1,142
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				1	5
	認可外保育施設			3	7	17
	②-①		462	144	20	174
	備考					
令和3年度	量の見込み①	177	125	1,809	262	1,033
	確保方策②		773	2,012	286	1,164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		773	2,009	278	1,142
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				1	5
	認可外保育施設			3	7	17
	②-①		471	203	24	131
	備考					
令和4年度	量の見込み①	170	120	1,737	257	1,048
	確保方策②		773	2,012	286	1,164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		773	2,009	278	1,142
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				1	5
	認可外保育施設			3	7	17
	②-①		483	275	29	116
	備考					
令和5年度	量の見込み①	171	119	1,734	252	1,057
	確保方策②		773	2,012	286	1,164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		773	2,009	278	1,142
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				1	5
	認可外保育施設			3	7	17
	②-①		483	278	34	107
	備考					
令和6年度	量の見込み①	172	120	1,737	249	1,066
	確保方策②		773	2,012	286	1,164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		773	2,009	278	1,142
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				1	5
	認可外保育施設			3	7	17
	②-①		481	275	37	98
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（市町村別）

<舟橋村>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	13	0	75	15	49
	確保方策②		25	75	15	49
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		25	75	9	36
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				6	13
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		12	0	0	0
	備考					
令和3年度	量の見込み①	13	0	86	19	59
	確保方策②		25	90	20	60
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		25	90	14	47
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				6	13
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		12	4	1	1
	備考					
令和4年度	量の見込み①	13	0	89	18	54
	確保方策②		25	90	20	60
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		25	90	14	47
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				6	13
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		12	1	2	6
	備考					
令和5年度	量の見込み①	11	0	80	19	55
	確保方策②		25	90	20	60
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		25	90	14	47
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				6	13
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		14	10	1	5
	備考					
令和6年度	量の見込み①	9	0	71	17	55
	確保方策②		25	90	20	60
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		25	90	14	47
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				6	13
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		16	19	3	5
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<上市町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	30	0	319	50	159
	確保方策②		30	372	50	178
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		30	372	50	178
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	53	0	19
	備考					
令和3年度	量の見込み①	30	0	318	48	150
	確保方策②		30	353	48	169
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		30	353	48	169
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	35	0	19
	備考					
令和4年度	量の見込み①	35	0	296	46	152
	確保方策②		45	330	46	164
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		45	330	46	164
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		10	34	0	12
	備考					
令和5年度	量の見込み①	40	0	287	44	146
	確保方策②		45	320	44	156
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		45	320	44	156
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		5	33	0	10
	備考					
令和6年度	量の見込み①	45	0	273	42	140
	確保方策②		45	310	42	158
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		45	310	42	158
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	37	0	18
	備考					

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<立山町>

(単位:人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育二歳	保育二歳	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	70	0	458	76	253
	確保方策②		115	460	78	258
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	460	75	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	3	3
	②-①		45	2	2	5
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人、2号20人、3号30人)				
令和3年度	量の見込み①	68	0	444	74	253
	確保方策②		115	460	78	258
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	460	75	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	3	3
	②-①		47	16	4	5
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人、2号20人、3号30人)				
令和4年度	量の見込み①	66	0	426	73	245
	確保方策②		115	460	78	258
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	460	75	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	3	3
	②-①		49	34	5	13
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人、2号20人、3号30人)				
令和5年度	量の見込み①	64	0	409	71	240
	確保方策②		115	460	78	258
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	460	75	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	3	3
	②-①		51	51	7	18
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人、2号20人、3号30人)				
令和6年度	量の見込み①	63	0	409	68	235
	確保方策②		115	460	78	258
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		115	460	75	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	3	3
	②-①		52	51	10	23
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人、2号20人、3号30人)				

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(市町村別)

<入善町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育ニーズ	保育ニーズ	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	39	0	382	88	226
	確保方策②		39	410	105	255
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		39	410	105	255
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	28	17	29
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号39人)				
令和3年度	量の見込み①	37	0	368	86	220
	確保方策②		37	400	91	229
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		37	400	91	229
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	32	5	9
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号37人)				
令和4年度	量の見込み①	37	0	369	82	207
	確保方策②		37	400	91	229
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		37	400	91	229
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	31	9	22
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号37人)				
令和5年度	量の見込み①	36	0	356	81	200
	確保方策②		36	380	90	230
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		36	380	90	230
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	24	9	30
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号36人)				
令和6年度	量の見込み①	35	0	347	79	195
	確保方策②		35	375	90	225
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		35	375	90	225
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	28	11	30
	備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号35人)				

教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」 (市町村別)

<朝日町>

(単位：人)

区分	1号認定	2号認定		3号認定		
		教育二歳	保育二歳	0歳	1・2歳	
令和2年度	量の見込み①	5	5	147	39	105
	確保方策②		10	147	39	105
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	147	39	105
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人)					
令和3年度	量の見込み①	5	5	152	38	102
	確保方策②		10	152	38	102
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	152	38	102
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人)					
令和4年度	量の見込み①	5	5	152	34	89
	確保方策②		10	152	34	89
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	152	34	89
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人)					
令和5年度	量の見込み①	5	5	150	33	84
	確保方策②		10	150	33	84
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	150	33	84
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人)					
令和6年度	量の見込み①	5	5	140	31	79
	確保方策②		10	140	31	79
	特定教育・保育施設 (認定こども園・幼稚園・保育所)		10	140	31	79
	確認を受けない幼稚園		0			
	地域型保育事業				0	0
	認可外保育施設			0	0	0
	②-①		0	0	0	0
備考	※一部を町外の特定教育・保育施設で確保(1号10人)					

第6章

計画の推進

- ① 各主体の役割と協働
- ② 国への提言・要望
- ③ 計画の推進体制と進行管理

計画の推進

1 各主体の役割と協働

子育て支援・少子化対策を推進するためには、行政の施策はもとより、県民、保護者、事業者などの主体が、それぞれの役割を果たすとともに、県や市町村と連携・協働していくことが大切です。そのためには、県民一人ひとりが、自分には何ができるかを考え、できることから実行することが重要です。

この計画が、そのための指針として活用され、一人ひとりの活動が相互に結びつき、活動の輪が広がることを期待します。

① 県民

県民は、少子化の現状を自らの問題としてとらえ、「子どもは地域の宝、未来への希望」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を地域であたたかく見守り、積極的に応援していくことが期待されます。

地域活動の重要な一翼を担っている自治会や婦人会、児童クラブ、母親クラブなどの地縁団体はもとより、NPO、ボランティア団体、子育て支援サークルなど各種団体においては、行政では対応が難しい地域の子育て家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援活動を主体的に展開するとともに、行政との協働により、子どもの健全育成、交通事故防止などの取組みを一層推進することが期待されます。

② 保護者

保護者は、子育ての第一義的責任を負っています。このことから、子どもが、家族のふれあいや愛情あふれる温かい日常生活の中で、基本的な生活習慣や善悪の判断、他人への思いやり、忍耐力、社会的な規範など、次世代を担う存在として自立するための基盤をしっかりと身に付けるように、育てる役割が期待されています。

そのためには、家族の一人ひとりがお互いを尊重しながら、父親と母親とが、家事や育児などについて責任を分担し、力を合わせ子育てしていくことが求められています。

さらに、保護者には、子どもは地域社会の中で育まれていることを認識して、学校や地域などの行事に積極的に関わるとともに、子どもが成長し子育てから手が離れる時期には、子育てを支える立場にまわることが期待されます。

③ 事業者

事業者においては、従業員の多くが子育てをしている親であることや、家庭での子どもの養育や思春期における親のかかわりの重要性について理解し、従業員が子育てや家族のきずなを深めることを支援する職場の環境をつくっていくことが期待されます。

子育てと仕事の両立支援に向けて、育児休業、労働時間の短縮、年次有給休暇など各種制度の充実を図るとともに、これらを活用しやすい職場環境づくりに努めることが必要です。

また、地域社会の構成員という立場から、地域の子育て支援活動への参加や子どもたちの就業体験の受入れなど、職場環境づくりのほかにも実施が可能な子育て支援・少子化対策について取り組むことが期待されます。

④ 行政

< 県 >

県は、広域自治体として、市町村の計画・施策が着実に実施されるよう、市町村の取組みを支援するとともに、広域的なネットワークの形成、人材育成、専門的な相談など、県が主体となって、効率的、効果的な事業の実施に取り組みます。

事業の実施にあたっては、主な子育て支援・少子化対策事業の実施主体となる市町村と緊密に連携するとともに、各種の子育て支援活動に取り組むNPO等の団体・グループと協働し、地域のニーズに応じた施策を効果的に推進するよう努めます。

< 市町村 >

市町村は、住民にとって一番身近な自治体であり、また、子育て支援・少子化対策に関する事業の主な実施主体として、その役割は極めて重要です。地域の実情に応じた取組みの一層の推進が期待されます。

2 国への提言・要望

子育て支援・少子化対策を推進するために必要な、経済的負担の軽減や仕事と子育ての両立を図るための働き方の見直しなど、国の社会保障制度や税制等と深い関わりがあることから、国に対して、施策の充実やこれに関連する税制等制度の見直しなどについて、必要な働きかけを行っていくことが重要です。

また、全国一律ではなく地域の実情にあった施策が展開できるよう、地方税財源の拡充や基準等の柔軟な運用が求められています。

県は、県民生活や地域の実情等を国に伝えるとともに、県単独で、または、地方六団体と連携しながら、地域の実情などを踏まえた提言や要望等を国に対して積極的に行います。

3 計画の推進体制と進行管理

計画の着実な推進にあたっては、県民、事業者、市町村、県等、幅広い関係者による連携・協力体制のもとに、計画の推進状況を継続的に点検・評価し、フォローアップを行っていきます。

(1) 計画の推進体制

< 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 >

子育て支援・少子化対策条例に基づく「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」において、定期的に計画の実施状況等について進行管理を行うとともに、総合的・計画的に施策を推進するために必要な事項について調査審議し、計画を推進します。

「富山県子育て支援・少子化対策県民会議」は、子ども・子育て支援法第77条第4項に基づく「審議会その他の合議制の機関（子ども・子育て会議）」及び「次世代育成支援対策推進法」第21条第1項に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」としても位置付けます。

(2) 計画の進行管理

① 目標による管理

目標指標と目標値を設け、計画全体の進捗状況を管理するとともに、毎年、施策の推進状況を点検・評価し、その結果に基づき必要な改善を行うPDCAサイクルを確立し、適正な計画の進行管理を行います。

<目標指標と目標値の設定>

計画全体の進捗状況を分かりやすく県民に示すため、主な施策に関する目標指標と目標年次である令和6年度の目標値を具体的に設定し、県民とともにその達成をめざします。

<点検・評価と改善>

施策の推進状況について、個別の事業の進捗状況、県政世論調査などによる県民ニーズなどを把握するとともに、目標指標に対する実績値の推移なども勘案しながら、総合的に点検・評価を行います。そして、その評価結果を踏まえ、施策・事業を見直し、より効果的な施策・事業となるよう改善を図ります。

② 周知・広報

計画内容については、県のホームページや県広報誌等への掲載、各種会議の機会をとらえた説明などにより、県民に周知・普及を図り、計画の推進に向けての県民の理解と協力を求めます。

また、計画の推進状況についても、子育て支援・少子化対策県民会議に報告し、意見を求めるとともに、県のホームページ等で公表し、県民の意見を求めています。

(3) 計画の見直し

子育て家庭のニーズや社会経済の変化等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

参 考 資 料

- ① 基本計画の策定経過について
- ② とやまの未来をつくる子育て支援その他の
少子化対策の推進に関する条例
- ③ 富山子育て支援・少子化対策県民会議
委員名簿
- ④ 基本計画策定部会の設置要綱
- ⑤ 基本策定部会委員名簿

索 引

1 基本計画の策定経過について

年 月 日	検 討 内 容
平成31年 2月21日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議 (計画策定の諮問、基本計画策定部会の設置)
令和元年 5月30日	第1回 基本計画策定部会 (骨子案の検討)
6月21日 ～7月5日	令和元年度「結婚等に関する県民意識調査」及び「結婚等に関する県民意識調査」 の実施
8月8日	第2回 基本計画策定部会 (中間報告案の検討)
8月28日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議 (中間報告案の検討)
9月7日	とやまっ子みらいプラン 知事とのランチトーク
10月6日 ～12月7日	知事のタウンミーティング 「次期『とやま未来創生戦略』、『子育て支援・少子化対策に関する基本計画』の 策定に向けて」(県内4会場で実施)
11月19日 ～12月16日	パブリックコメントの実施
令和2年 1月31日	第3回 基本計画策定部会 (最終報告案の検討)
2月14日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議 (最終報告の取りまとめ)
3月30日	富山県子育て支援・少子化対策県民会議会長 (金岡克己 経営者協会会長)、 基本計画策定部会長 (神川康子 富山大学顧問) より、報告書を知事に答申

◆とやまっ子未来プラン 知事とのランチトークの実施

知事が子育て世帯の県民から直接対話する座談会を開催した。

日 時：令和元年9月7日(土)

場 所：高周波文化ホール 2階 視聴覚室

※「とやまっ子みらいフェスタinいみず」に併せて実施

参加者：未就学児を持つ親子13組

◆パブリックコメントの実施

中間報告に対して、県民から意見募集を行った。

1. 意見募集期間 令和元年11月19日(火)から12月16日(月)まで

2. 意見の募集方法

(1) 閲覧場所 富山県ホームページ、県庁 (県民サロン、情報公開窓口、少子化対策・県民活躍課)、
各地方県民相談室 (高岡・魚津・砺波)、県立図書館

(2) 意見の提出方法 郵送、ファクシミリ、電子メール

3. 意見提出者数 3名 (延べ8件)

◆知事のタウンミーティング

「次期『とやま未来創生戦略』、『子育て支援・少子化対策に関する基本計画』の策定に向けて」

知事が直接県民と対話するタウンミーティングを県内4ヶ所において開催した。

新川会場 日 時：令和元年10月6日(日) 15:00～17:00
場 所：ホテルグランミラージュ 2階「天翔の間」
参 加 者：100名
意見発表者：5名

砺波会場 日 時：令和元年11月17日(日) 14:00～16:00
場 所：TONAMI翔凜館 3階「鳳凰の間」
参 加 者：200名
意見発表者：5名

富山会場 日 時：令和元年12月7日(土) 14:00～16:00
場 所：富山県民会館 304号室
参 加 者：130名
意見発表者：8名

高岡会場 日 時：令和元年12月22日(日) 13:00～15:00
場 所：高岡商工ビル 2階大ホール
参 加 者：120名
意見発表者：6名

◆令和元年度「結婚等に関する県民意識調査」

1. 調査の概要

- (1) 調査対象 県内在住の20代から30代の男女 2,000人
- (2) 調査期間 令和元年6月21日～7月5日
- (3) 調査方法 郵送返送方式、Webによる調査
- (4) 回収状況 標本数 2,000人
回収数 669人(うちWEB回答は219人)
回収率 33.5%

2. 県民希望出生率 1.9

$$\text{「希望出生率」} = \left\{ \begin{array}{l} \text{既婚者割合} \times \text{予定子ども数} \\ + \text{未婚者割合} \times \text{未婚結婚希望割合} \times \text{理想子ども数} \end{array} \right\} \times \text{離別等効果}$$

3. 調査結果の要点 ※別記

■令和元年度「仕事と子育ての両立に関する意識調査」

1. 調査の概要

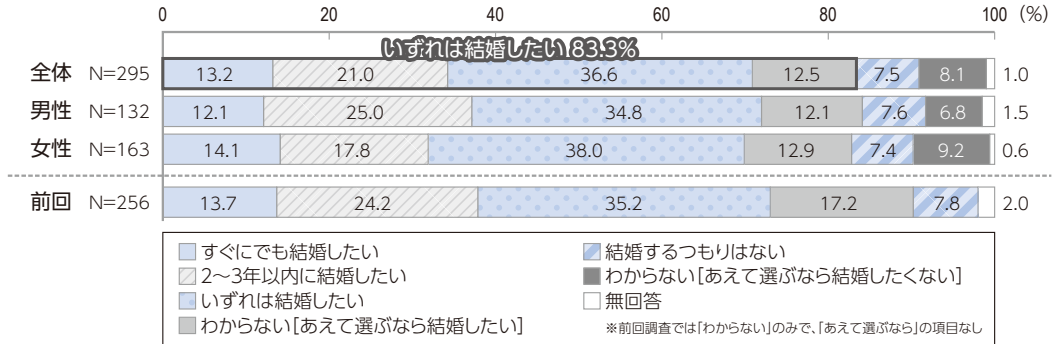
- (1) 調査対象
 - ① 県内企業から従業員規模別に無作為に抽出した1,000社
 - ② ①の企業の小学生以下の子を持つ従業員3,000人
- (2) 調査期間 令和元年6月21日～7月5日
- (3) 調査方法 郵送返送方式
- (4) 回収状況
 - ① 企業向け調査
 - ・ 標本数 1,000社
 - ・ 回収数 367社
 - ・ 回収率 36.7%
 - ② 従業員向け調査
 - ・ 回収数 852人

2. 調査結果の要点 ※別記

令和元年度「結婚に関する県民意識調査」結果の要点

(1) 結婚していない人のご自身の結婚の時期について

現在結婚していない方のうち、83.3%は、今後「結婚したい」と回答している。

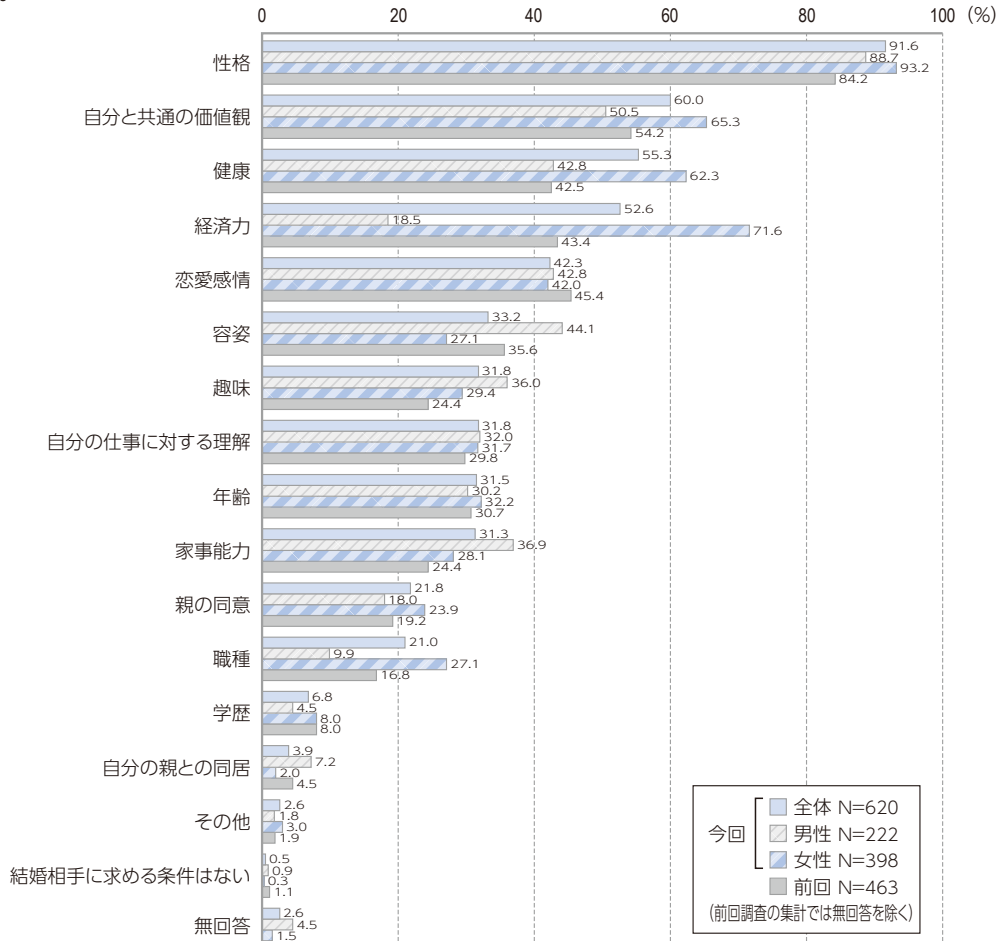


(2) 理想の結婚年齢と子どもを持つ理想的な年齢

	理想の結婚年齢	子ども(第1子)を持ちたい理想的な年齢
男性の平均	29.1歳	30.0歳
女性の平均	27.1歳	27.8歳

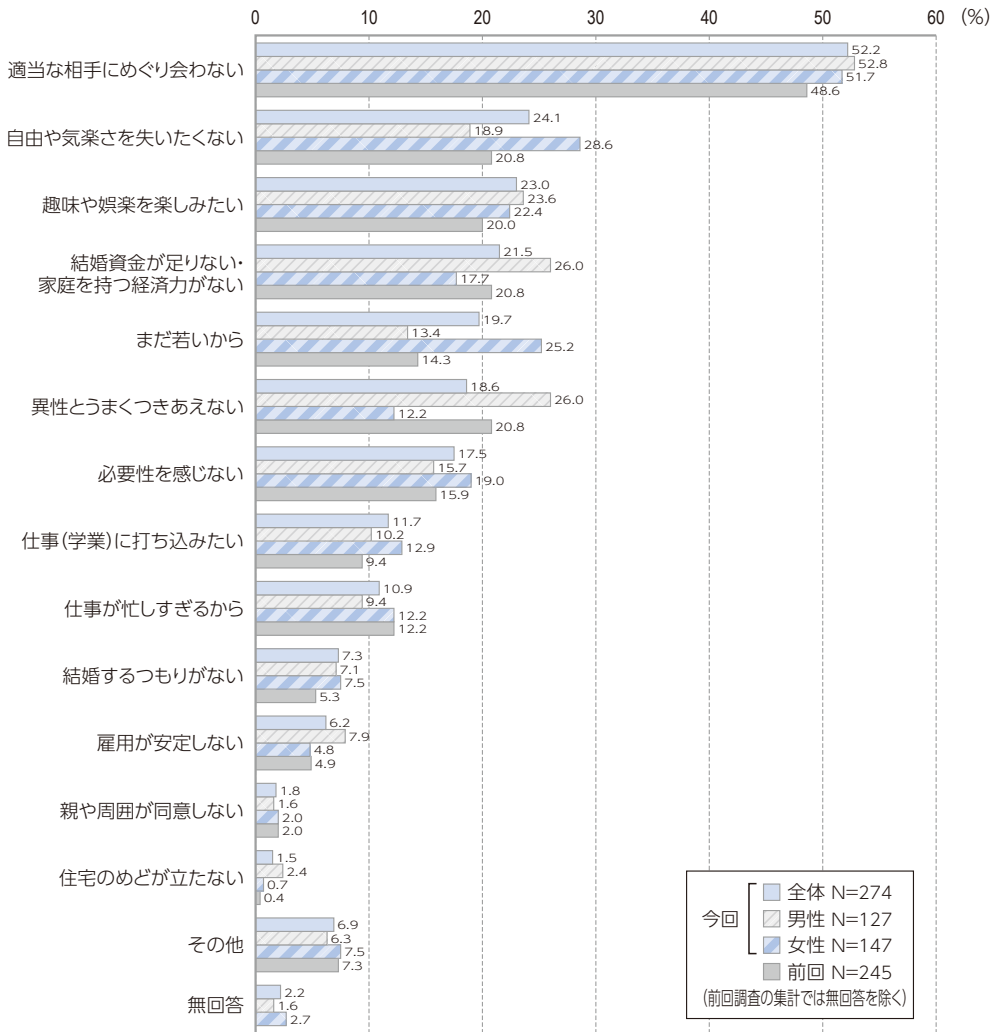
(3) 結婚相手に求める条件 (すでに結婚している人、将来結婚したい人) (複数回答)

全体では「性格」が91.6%と最も高い。女性は「健康」「経済力」、男性は「容姿」「趣味」との回答が特徴的。



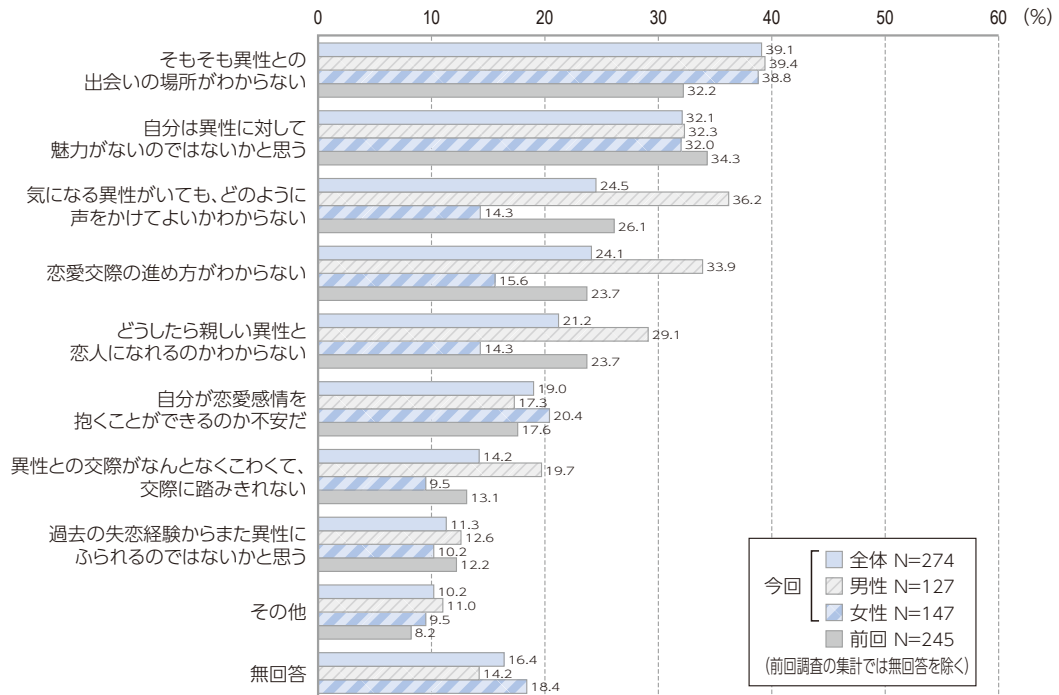
(4) 現在結婚していない理由（未婚の人）（複数回答 3つまで）

全体では「適当な相手にめぐり会わない」が52.2%と最も高い。女性は「自由や気楽さを失いたくない」、男性は「結婚資金・経済力がない」との回答が特徴的。



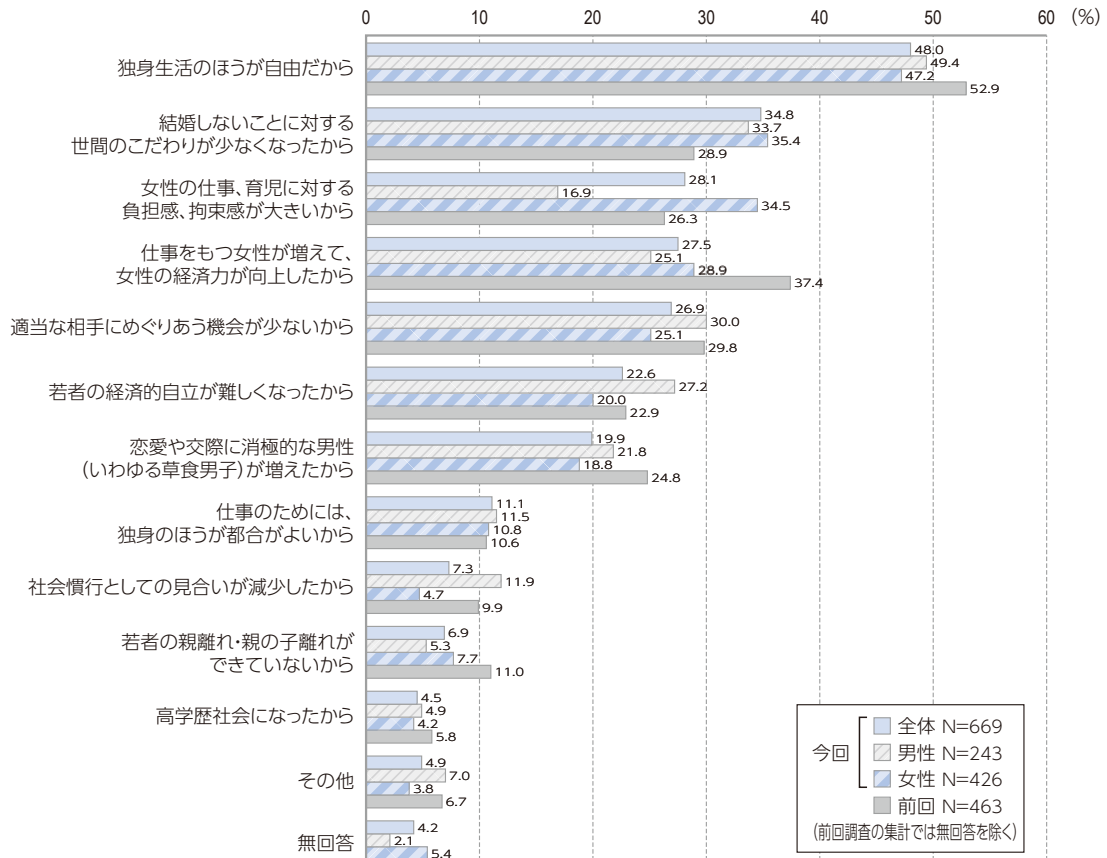
(5) 異性と交際する上での不安（未婚の人）（複数回答）

全体では「そもそも異性との出会いの場所がわからない」が39.1%と最も高い。男性の「どのように声をかけてよいかわからない」「交際の進め方がわからない」などの回答が特徴的。



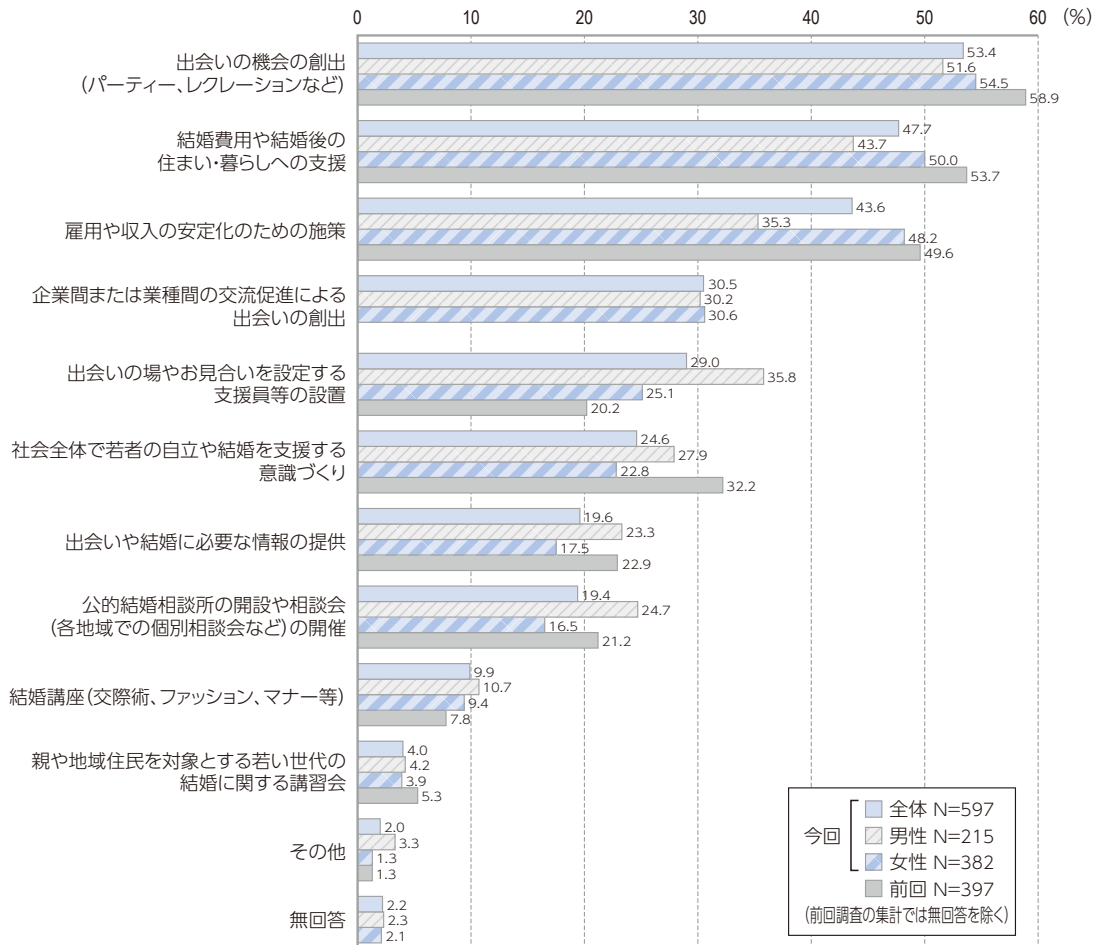
(6) 未婚化、晩婚化の理由について（複数回答 3つまで）

全体では「独身生活のほうが自由だから」が48.0%と最も高い。女性の「女性の仕事、育児に対する負担感、拘束感が大きいから」の回答が特徴的。



(7) 特に必要だと考える取り組み (複数回答)

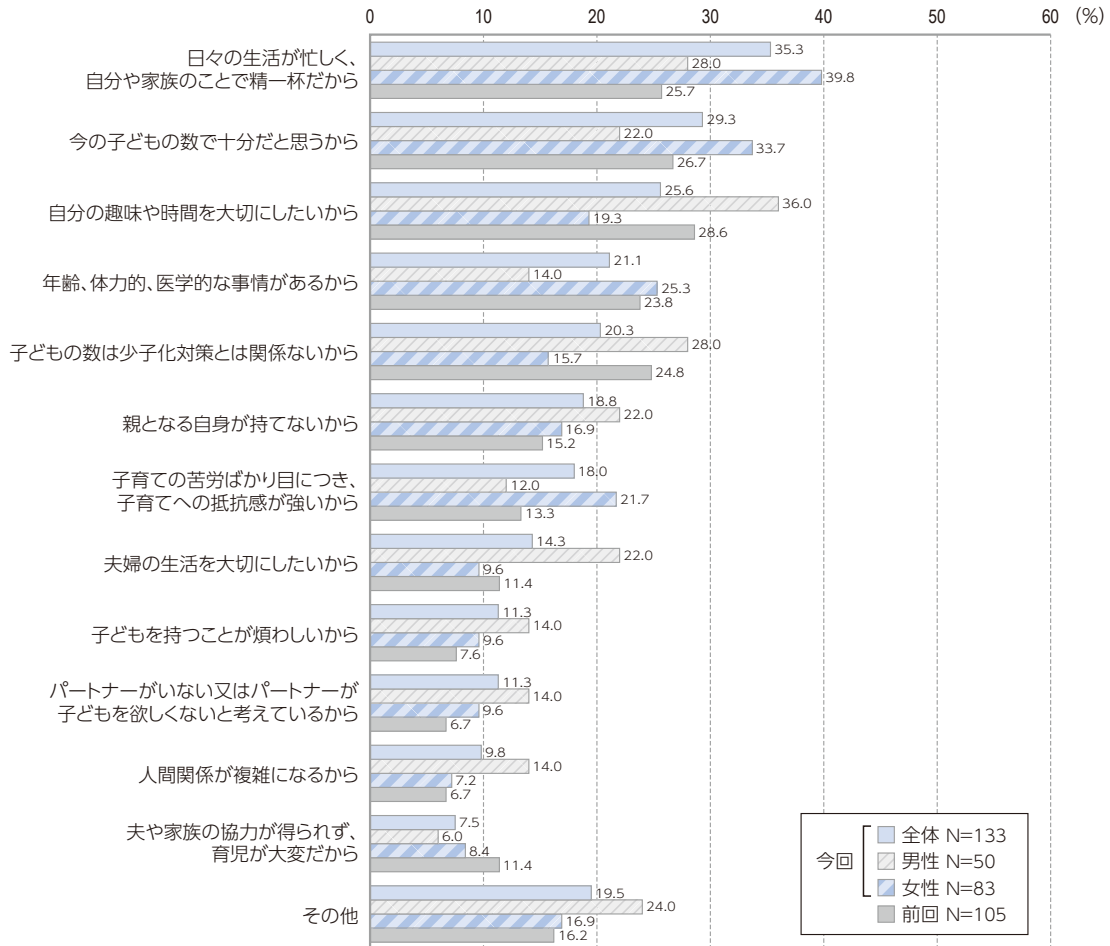
全体では「出会いの機会の創出」が53.4%と最も高い。男性の「出会いの場やお見合いを設定する支援員等の設置」との回答が特徴的。



(8) 少子化対策を拡充しても、そのような気持ちにならないと思う理由 (複数回答)

回答の男女差が目立つ。女性の「日々の生活が忙しく、自分や家族のことで精一杯だから」が39.8%と最も高く、「年齢、体力的、医学的な事情」「子育ての苦勞ばかりが目につき抵抗感が強いから」が特徴的。

男性は、「自分の趣味や時間を大切にしたいから」が36.0%と高く、「日々の生活が忙しい」と続く。



(9) 「子育てに優しい社会」に必要なことに関する自由回答

自由回答の内容	回答数	性別	
		女性	男性
環境整備 (遊び場等)	75	54	21
環境整備 (男性トイレのベビーチェア等)	32	27	5
環境整備 (ハードその他)	27	24	3
経済的支援	47	25	22
働き方改革・職場機運醸成	33	21	12
母親への精神面の支援	22	17	5
保育の充実 (病児・一時預かり等)	11	11	—
子育て等に温かい社会づくり	14	13	1
学童保育	9	9	—
その他	14	8	6
計	289	209	75

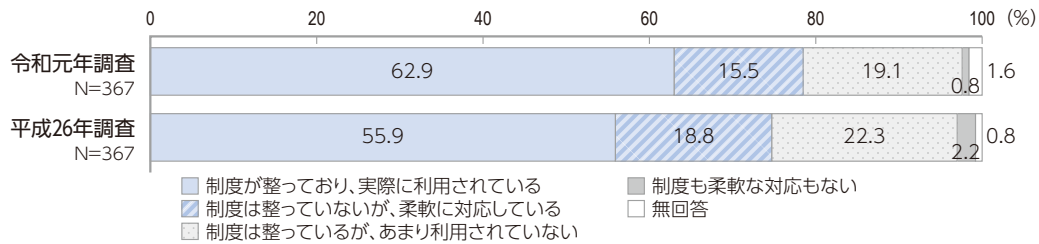
令和元年度「仕事と子育ての両立に関する意識調査」結果の要点

【企業向け調査】

(1) 企業における仕事と子育ての両立支援について

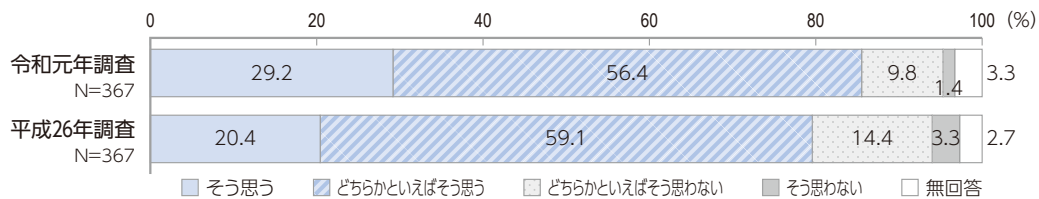
① 両立支援制度（育児休業制度、子育て中の短時間勤務制度など）の整備及び運用の現状

「制度が整っており、実際に利用されている」が62.9%と最も多く、整備運用が着実に進展している。



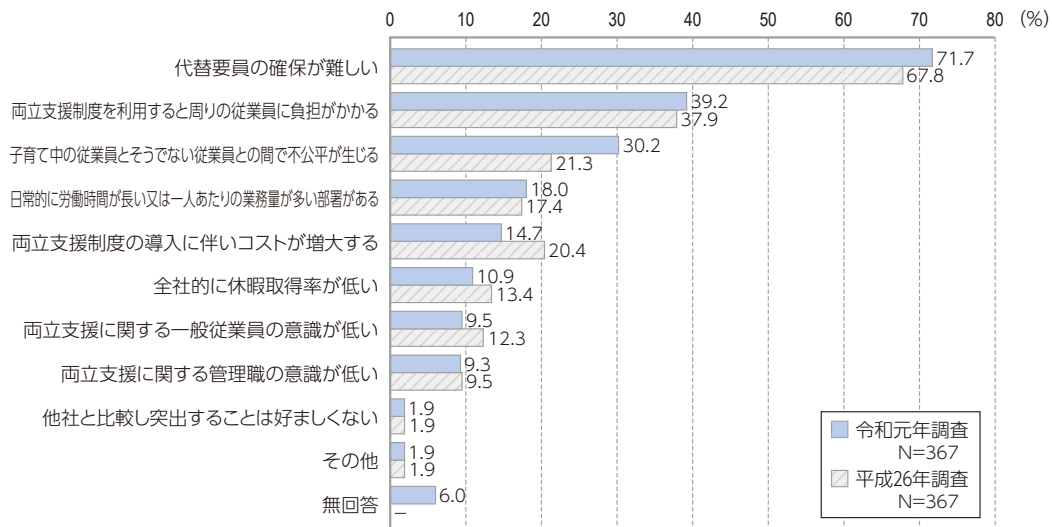
② 今後仕事と子育ての両立支援の取組みを現在より充実させようと思うか

「どちらかといえばそう思う」56.4%、「そう思う」29.2%と、合わせて85.6%の企業で意識が高まってきている。



③ 従業員の仕事と子育ての両立支援に取り組むにあたっての課題（複数回答 3つまで）

「代替要員の確保が難しい」が71.7%と最も多く、次いで、「両立支援制度を利用すると周りの従業員に負担がかかる」39.2%、「子育て中の従業員とそうでない従業員との間で不公平が生じる」30.2%となっている。

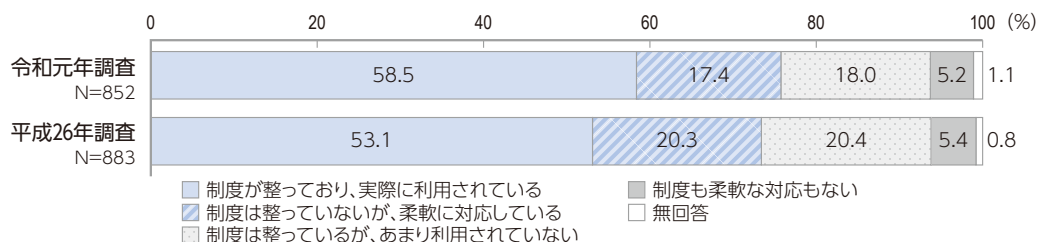


【従業員向け調査】

(1) 企業・職場の仕事と子育ての両立支援について

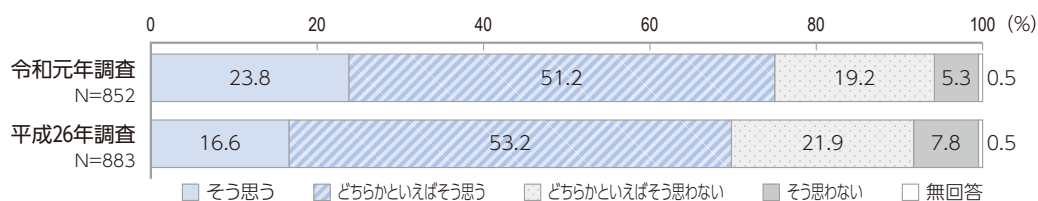
① 勤務する企業における、仕事と子育ての両立がしやすい制度の整備及び運用の現状

「制度が整っており、実際に利用されている」が58.5%と最も多く、「柔軟に対応されている」17.4%と合わせ、75.9%が整備運用がされているとの現状を認識している。



② 職場が仕事と子育ての両立がしやすいと思うか

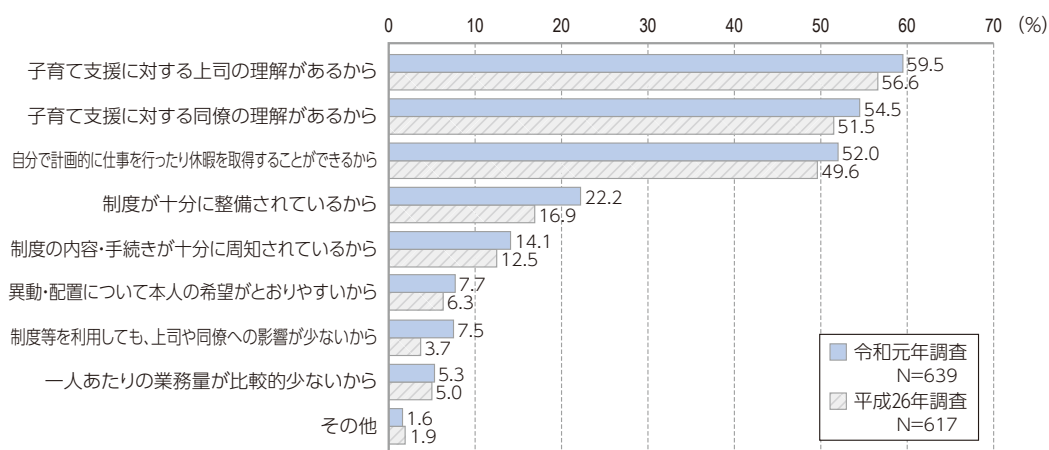
「どちらかといえばそう思う」が51.2%と最も多く、「そう思う」23.8%と合わせ、75.0%が両立しやすいと感じている。



③ ②で「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答された方において、なぜそう思うのか (複数回答)

「子育て支援に対する上司の理解があるから」が59.5%、「同僚の理解があるから」が54.5%と、職場の理解を挙げる回答が多い。次いで、「自分で計画的に仕事を行ったり休暇を取得することができるから」が52.0%、「制度が十分に整備されているから」が22.2%と、職場の両立支援制度を挙げる回答も多い。

一方、②でそう思わないと回答された方の理由には、「一人あたりの業務量が多いから」を挙げる方が58.4%と最も多く、次いで、「制度を利用することにより、上司や同僚に迷惑がかかるから」が50.2%となっている。

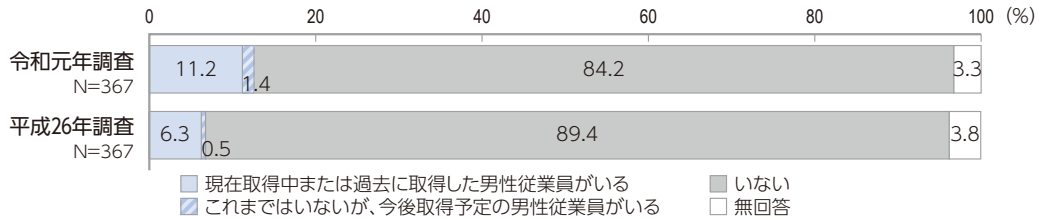


【企業向け調査】

(2) 男性の育児休業について

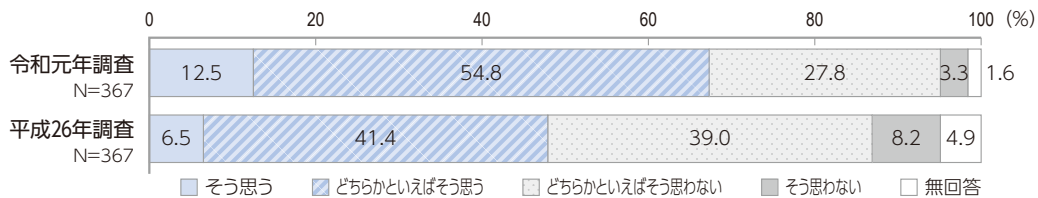
① 男性従業員の育児休業の取得状況

「いない」が84.2%と突出して多いが、「現在取得中又は過去に取得した男性従業員がいる」が11.2%と増加傾向にある。



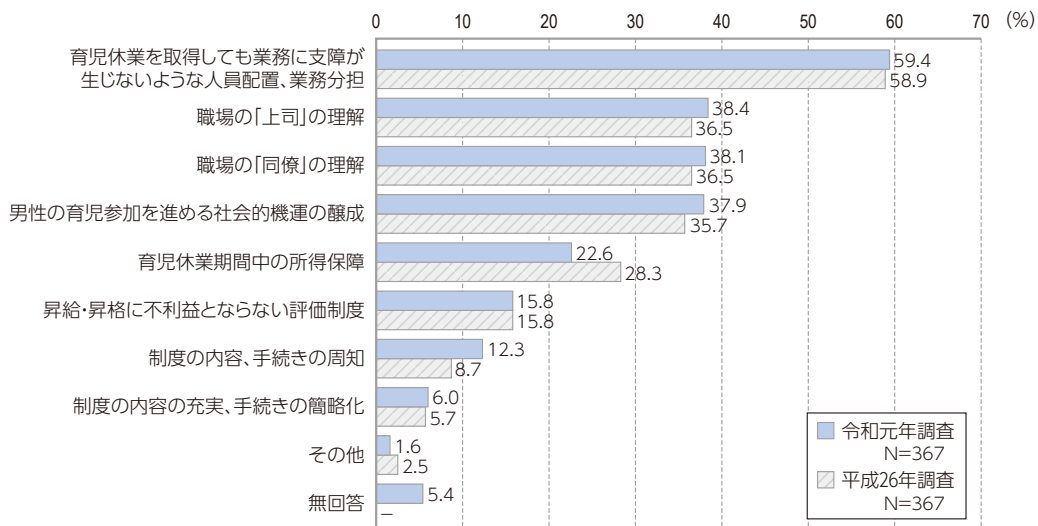
② 男性の育児休業取得について企業は積極的に促進するべきだと思うか

「どちらかといえばそう思う」が54.8%と最も多く、「そう思う」12.5%と合わせ、67.3%が男性の育児休業取得に前向き。



③ 男性の育児休業取得を促進するために、企業として特に重要だと思うもの (複数回答 3つまで)

「育児休業を取得しても業務に支障が生じないような人員配置、業務分担」が59.4%と最も多く、「男性の育児参加を進める社会的気運の醸成」や「職場の理解」が必要だとの声も大きい。

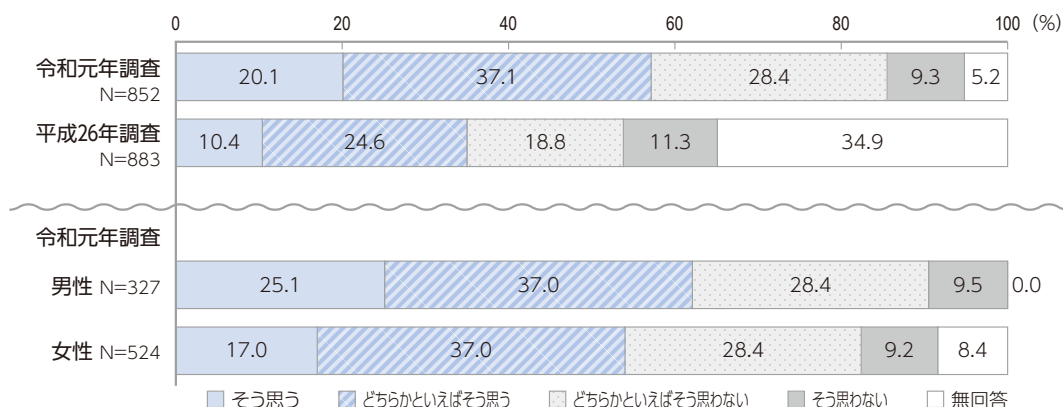


【従業員向け調査】

(2) 男性の育児休業について

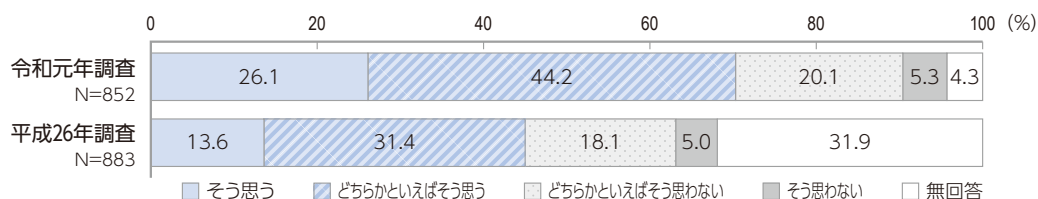
① 男性は、育児休業を取得したい（女性は、配偶者に育児休業を取得して欲しい）と思うか

「どちらかといえばそう思う」が37.1%と最も多く、「そう思う」が20.1%と合わせ、前向きな回答が57.2%と、男性の育児休業取得に対する意識は高まっている。特に、男性の「そう思う」が25.1%と、女性17.0%に比べ、取得に対する意欲は高い。



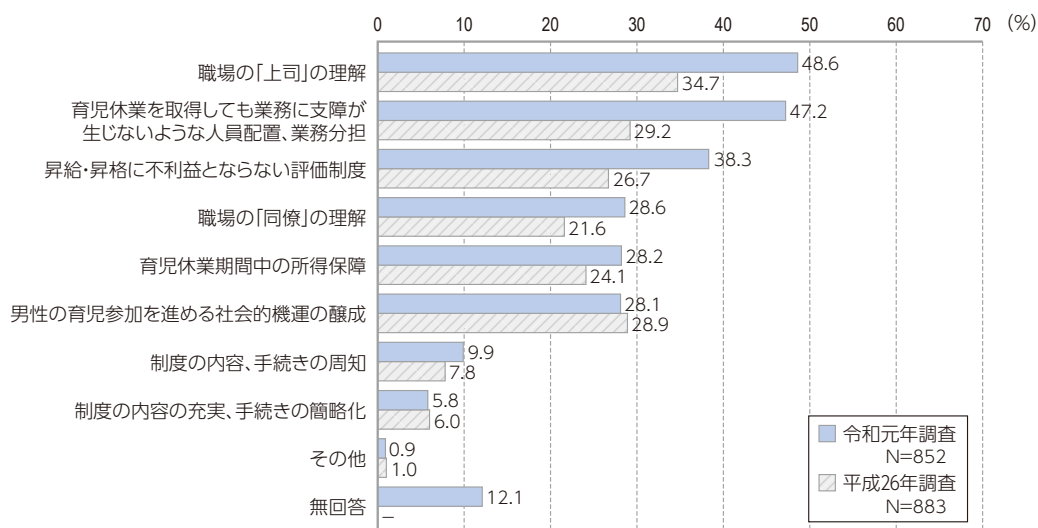
② 男性の育児休業取得について、企業は積極的に促進すべきだと思うか

「どちらかといえばそう思う」が44.2%と最も多く、「そう思う」26.1%と合わせ、70.3%が促進すべきと考えている。



③ 男性の育児休業取得を促進するために、勤め先の企業で特に重要だと思うもの（複数回答 3つまで）

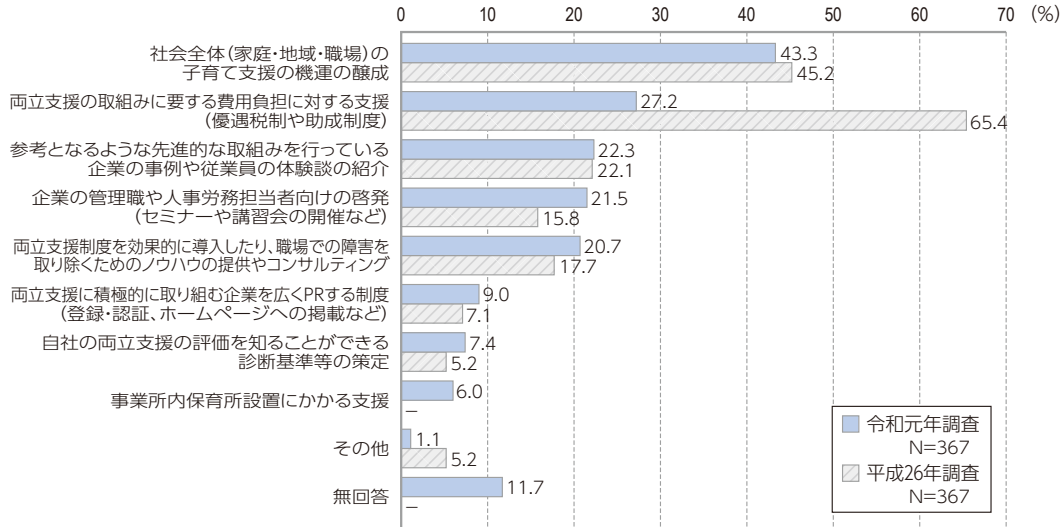
「職場の上司の理解」が48.6%と最も多く、「業務に支障が生じない人員配置や業務分担」、「昇給・昇格に不利益とならない評価制度」を求める声も大きい。



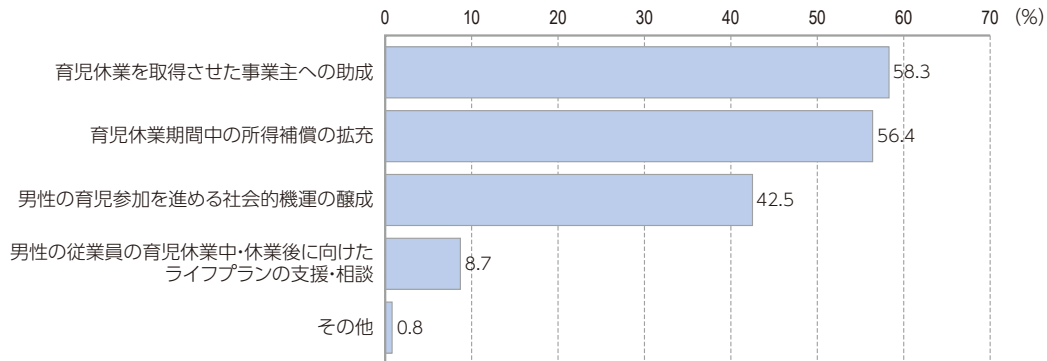
【企業向け調査】

(3) 行政への要望について

① 職場における仕事と子育ての両立支援を進めるにあたり国や県に特に望むこと (複数回答)



② 男性の育児休業取得を促進するために、国や県に望むこと (複数回答)



2 とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例

前文

子どもは地域の宝であり、未来への希望である。子どもの笑顔と元気な声があふれる活気のある地域社会を実現することは、私たち県民の願いである。

本県には、美しく豊かな自然環境、多彩な歴史や文化、三世代同居による家族の助け合い、住民の連帯感等の子育てや子どもの成長にとって恵まれた環境が保持されている。

しかしながら、近年、全国的には、核家族化、少子化の進行等により、家庭や地域の子どもの養育し、教育する力の低下が見られる等子どもが心身ともに健やかに成長する環境が失われつつあり、本県がその例外であるとはいえない。

このような状況に対処し、誰もが安心して子どもを生み、育てることができ、子どもを持つ喜びを実感できる環境を整備することは、地域社会を維持し、発展させるためにも不可欠である。

ここに、県民一人一人が、親から子へ、子から孫へ受け継がれる生命の尊厳、子どもを生み、育てることの意義や喜び、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することの重要性について認識を共有し、県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を担いながら、子育て支援・少子化対策に県民総参加で取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備を図り、もって地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが心身ともに健やかに成長することができる環境の整備のための県若しくは市町村が講ずる施策又は県民、事業者等が行う取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、すべての子ども及び子どもを生み、育てる者が支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、父母その他の保護者（以

下「保護者」という。）が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、子どもは次代の社会を担う者であることにかんがみ、家庭、学校、職場、地域社会等において、県民、事業者、市町村、県等が相互に連携し、及び協力して取り組むことを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分に尊重されるよう配慮して、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利及び利益が最大限に尊重されること並びに子どもの成長に応じてその意見が適切に反映されることを旨として、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める子育て支援・少子化対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、子育て支援・少子化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、保護者及び事業者の協力を得て、子育て支援・少子化対策に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念について理解を深め、子どもの成長及び子育てについて関心を高めるとともに、子どもの心身ともに健やかな成長にとって望ましい社会の実現に資するよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するという認識の下に、生活の基盤である家庭において、深い愛情をもって、子どもを健やかに育てなければならない。

2 保護者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 子育て支援・少子化対策の基本計画等

(子育て支援・少子化対策の基本計画)

第8条 知事は、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 子育て支援・少子化対策に関する目標及び基本方針
 - (2) 子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項
 - (3) その他子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、富山県子育て支援・少子化対策県民会議の意見を聴くとともに、県民、保護者及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
 - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(実施状況の公表)
- 第9条 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

第3章 子育て支援・少子化対策に関する基本施策

第1節 家庭・地域における子育て支援

(妊娠、出産及び子育てに関する情報提供等)

- 第10条 県は、子どもを生み、育てる者に対して、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、専門的な相談の実施その他の必要な支援を行うものとする。
(保育に係る取組等の充実等)
- 第11条 県は、市町村等が行う保育に係る取組、子育てに関する相談の実施、子ども及び保護者等が相互に交流できる場の提供その他の子育てを支援する取組の充実及び効果的な実施が図られるよう必要な支援に努めるものとする。
(子育てを支援する団体等の活動の促進)
- 第12条 県は、県民、保護者若しくは事業者又はこれらの者の組織する団体が行う子育てを支援する多様な活動を促進するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。
(生活環境の整備)
- 第13条 県は、子どもを犯罪、交通事故その他の危害から守るための県民等の取組への支援、子ども及び子どもを生み、育てる者が安全で安心して生活することができる地域環境の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(母子保健に係る取組及び障害を有する子ども等に対する支援等)
- 第14条 県は、市町村が行う妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健に係る取組が効果的に実施されるよう必要な支援に努めるものとする。
- 2 県は、市町村と連携し、子どもの障害又は疾病を早期に発見し、かつ、これらに速やかに対応するとともに、障害を有し、又は疾病により療養を必要とする子ども及びその保護者等に対して、状況に応じた適切な支援が行われるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(周産期医療等の体制の整備及び不妊治療に係る情報の提供等)

- 第15条 県は、国及び市町村との適切な役割分担の下に、周産期医療及び小児医療の体制の整備を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。
- 2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう不妊治療に係る情報の提供、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 職業生活と家庭生活との両立

(事業者等への広報活動等)

- 第16条 県は、子どもを生み、育てる者が職業生活と家庭生活とを両立することができるよう事業者、その雇用する者等の理解を深めるための広報活動の充実その他の必要な施策を推進するものとする。
(一般事業主行動計画の策定等)
- 第17条 県内に本店又は主たる事務所を有する一般事業主(次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第1項に規定する一般事業主をいう。以下この条及び次条において同じ。)であって、常時雇用する労働者の数が30人以上100人以下のものは、同項に規定する一般事業主行動計画(以下この条及び次条において「行動計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 次世代育成支援対策推進法第15条の2の認定を受けた一般事業主については、前項の規定は、適用しない。
 - 3 県は、一般事業主が行動計画を円滑に策定できるよう情報の提供、助言、研修の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。
 - 4 県は、行動計画を策定した一般事業主が当該行動計画を円滑に公表できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例20・一部改正)

(雇用環境の整備の促進)

- 第18条 県は、行動計画を策定した一般事業主のうち、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実その他の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備を行う者に対し、当該雇用環境の整備が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。
(就業支援)
- 第19条 県は、子どもを生み、育てるために離職した者又は経済的に自立して子どもを生み、育てることが困難な者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供、雇用の促進に関する事業者への啓発その他の必要な支援に努めるものとする。

第3節 子どもの健やかな成長

(子どもの権利及び利益の尊重)

- 第20条 県は、子どもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発活動に努めるとともに、子どもの意見が

適切に反映されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(子どもに対する人権侵害の未然防止等)

第21条 県は、虐待、いじめその他の子どもに対する人権侵害を未然に防止し、又は早期に発見し、かつ、これに速やかに対応するため、市町村及び関係機関等と連携し、相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(養護を要する子どもの福祉の充実等)

第22条 県は、養護を要する子どもの福祉の充実及び自立を図るため、必要な体制の整備に努めるとともに、児童養護施設その他の子どもを養育する施設及び里親に対する指導、助言、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(体験活動等の促進)

第23条 県は、子どもが心身ともに健やかに成長し、及び豊かな人間性をはぐくむことができるよう、地域における学習活動、自然体験活動その他の体験活動及び子どもと他の世代等との交流を促進するために必要な環境の整備に努めるものとする。

2 県は、市町村等が行う放課後において子どもが安全で安心して活動できる場の提供が、地域の実情に応じて実施されるよう必要な支援に努めるものとする。

(健全な食習慣の確立)

第24条 県は、子ども及び保護者が健全な食生活に必要な知識を習得し、及び食に関する適切な判断力を養うとともに、食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣を確立するよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及等)

第25条 県は、市町村等と連携し、子どもに対し、性、飲酒、喫煙、薬物等に対する正しい知識の普及を図るとともに、子どもの心身ともに健やかな成長に資する良好な環境の整備、子どもの健康に関する相談体制の充実等に努めるものとする。

(家庭教育の向上に対する支援)

第26条 県は、市町村等と連携し、子どもを生み、育てる者に対し、家庭教育に関する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育の向上を支援するために必要な施策を推進するものとする。

(生命の尊厳等に関する教育及び啓発)

第27条 県は、市町村等と連携し、生命の尊厳、子育ての意義、子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について、子ども及び子どもを生み、育てる者の理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

(子どもの自立心の育成)

第28条 県は、市町村、事業者等と連携し、子どもが将来において自立して社会生活を営み、及び家庭を築くことができるよう、自主、自律及び協同の精神、規範意識並びに勤労を重んずる態度を養うための体験学習の実施その他の必要な教育を推進するものとする。

第4節 結婚の支援

(平27条例20・追加)

第29条 県は、市町村、事業者等と連携し、結婚を希望する者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平27条例20・追加)

第5節 経済的負担の軽減

(平27条例20・旧第4節線下)

第30条 県は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減については、国の役割が基本であるとの認識の下に、国に対し必要な措置を要請し、又は協力を求めるとともに、国及び市町村との適切な役割分担の下に、県の特性に応じた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(平27条例20・旧第29条線下)

第4章 子育て等の支援に関する気運の醸成等

(普及啓発等)

第31条 県は、県民、事業者等の子育て支援・少子化対策に対する理解が深まり、並びに子どもの成長及び子育てを支援する気運が醸成されるよう市町村、関係機関等と連携し、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平27条例20・旧第30条線下)

(とやま県民家庭の日)

第32条 社会全体で子どもの心身ともに健やかな成長を支援するとともに、家族と触れ合い、家族のきずなを深めるための取組の推進を図るため、とやま県民家庭の日を設ける。

2 とやま県民家庭の日は、毎月の第3日曜日とする。

3 県は、とやま県民家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(平27条例20・旧第31条線下)

第5章 富山県子育て支援・少子化対策県民会議

(設置及び所掌事務)

第33条 子育て支援・少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための重要事項について調査審議するため、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。

2 県民会議は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に意見を述べるものとする。

(1) この条例の規定によりその権限に属させられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する重要事項

(平27条例20・旧第32条線下)

(組織等)

第34条 県民会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、子育て支援・少子化対策に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 県民会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
(平27条例20・旧第33条線下)

第6章 財政措置等

(財政上の措置等)

第35条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平27条例20・旧第34条線下)

(顕彰)

第36条 知事は、子育て支援・少子化対策に関し顕著な功績のあったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

(平27条例20・旧第35条線下)

(規則への委任)

第37条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例20・旧第36条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第17条の改正規定(次号に掲げる改正規定を除く。)
平成27年4月1日
- (2) 第17条の改正規定(同条第1項に係る部分に限る。)
平成29年4月1日

とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例(平成21年富山県条例第28号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(富山県子育て支援・少子化対策県民会議)

第2条 富山県子育て支援・少子化対策県民会議(以下「県民会議」という。)は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 県民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 県民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第3条 県民会議に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、会長が県民会議に諮って定める。

(庶務)

第4条 県民会議の庶務は、総合政策局において処理する。
(平27規則50・平29規則24・一部改正)

(細則)

第5条 この規則に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第50号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第24号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

3 富山県子育て支援・少子化対策県民会議 委員名簿

令和2年1月現在

役職等	氏名	備考
富山県児童クラブ連合会 会長	朝日重剛	
日本青年会議所富山ブロック協議会 会長	石田大介	
富山県母子保健推進員連絡協議会 会長	石灰紀子	
富山県社会福祉協議会 会長	岩城勝英	
富山県私立幼稚園・認定こども園協会 理事	上田雅裕	
富山県婦人会 幹事	尾栢光江	
一般社団法人 富山県経営者協会 会長	金岡克己	会長
富山大学顧問	神川康子	会長職務代理
富山国際大学 子ども育成学部 教授	彼谷環	
富山県産婦人科医会 会長	桑間直志	
日本労働組合総連合会富山県連合会 女性委員会委員長	幸脇百子	
富山県保育連絡協議会 会長	小島伸也	
富山県町村会（朝日町長）	笹原靖直	
公募委員	佐藤智子	
富山県小児科医会 会長	嶋尾智	
富山県民生委員児童委員協議会 会長	得能金市	
公募委員	南部歩美	
富山県市長会（氷見市長）	林正之	
厚生労働省富山労働局 雇用環境・均等室長	辺田幸子	
富山短期大学 学長	宮田伸朗	
富山県PTA連合会 副会長	本島直美	
一般社団法人 ガールスカウト富山県連盟 連盟長	山本柳子	
富山経済同友会 幹事	遊道義則	
富山県母親クラブ連合会 会長	和田麗子	

(五十音順・敬称略)

4 基本計画策定部会の設置要綱

(設置)

第1条 富山県子育て支援・少子化対策条例施行規則（平成21年富山県規則第35号）第3条第2項の規定に基づき、富山県子育て支援・少子化対策県民会議（以下、「県民会議」という。）に、基本計画策定部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、富山県子育て支援・少子化対策条例（平成21年富山県条例第28号）の規定により県民会議の権限に属された事項である基本計画の策定について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 部会は、県民会議委員及び専門委員若干名の委員で組織する。

- 2 部会に属する県民会議委員は、会長が指名し、専門委員は部会の調査審議すべき事項に関し識見のある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門的な見地からの助言を得るため、部会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識を有する者から知事が任命する。
- 5 委員及び特別委員の任期は、基本計画が策定される日までとする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、また必要な資料の提出を求めることができる。

(部会の報告)

第6条 部会長は、部会が第2条の規定により定められた基本計画の策定について議決したとき又は会長が求めるときは、部会で議決した事項又は調査審議の経過を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、総合政策局において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員に諮って定める。

付則

この要綱は、平成26年1月17日から施行する。

5 基本計画策定部会 委員名簿

役職等	氏名	備考
県民会議本体委員		
富山県私立幼稚園・認定こども園協会 理事	上田 雅裕	
富山大学 顧問	神川 康子	部会長
富山県保育連絡協議会 会長	小島 伸也	
富山県PTA連合会 副会長	本島 直美	
富山県経済同友会 幹事	遊道 義則	
専門委員		
射水市副市長	磯部 賢	
株式会社 金森メタル 総務部課長・営業部企画推進マネージャー・社長室室長	國分 輝美	
子育てサークル プリプリキッズ 代表	傍田 裕子	
株式会社 富山第一銀行 人事企画部調査役	野崎 淳子	
富山大学附属病院 副病院長・看護部長	三日市 麻紀子	
富山国際大学 教授	宮田 徹	
富山県医師会 副会長	村上 美也子	

(委員別：五十音順、敬称略)

特別委員		
東京成徳短期大学 教授	寺田 清美	
中京大学 現代社会学部 教授	松田 茂樹	

オブザーバー		
富山県小学校長会 会長	飯野 義明	
富山県中学校長会 会長	阿尾 行将	
富山県高等学校長協会 会長	荒木 義雄	

索引 (注釈のあるページ番号を記載)

ローマ字	さ
N I C U 83	里親 100
S S H 113	事業所内保育施設 94
	仕事と子育て両立支援推進員 93
	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 3
	次世代育成支援対策推進法 2
あ	児童館 105
赤ちゃんにやさしい病院 83	児童憲章 98
有峰森林文化村 105	児童虐待防止法 (児童虐待の防止等に関する法律) 99
育児・介護休業法 93	児童相談所 64
イクボス 53	児童手当 128
一時預かり 70	児童の権利に関する条約 98
一般事業主行動計画 30	児童扶養手当 103
インターンシップ 114	児童養護施設 70
栄養教諭 107	周産期 80
延長保育 49	周産期医療体制 80
	就職氷河期世代 124
か	小規模住居型養育事業 (ファミリーホーム) 100
キャリア教育 112	小規模保育 69
休日保育 70	少子化社会対策基本法 3
県青年農業者等育成センター 123	少子化社会対策大綱 3
子育て支援センター 70	少人数教育 113
子育てシニアサポーター 75	食育 107
子育て短期支援事業 70	女性活躍推進法 55
合計特殊出生率 6	スクールカウンセラー 65
こども食堂 75	スクールソーシャルワーカー 65
子どもの貧困対策の推進に関する法律に 基づく計画 2	青少年育成県民運動推進指導員 108
子ども・若者育成支援推進法 2	青少年育成富山県民会議 108
子ども・若者総合相談センター 65	先天性代謝異常(症) 84
子の看護休暇 92	先天性代謝異常等検査(タンデムマス法 新生児マススクリーニング検査) 84
	総合型地域スポーツクラブ 117

た	
短時間勤務制度	92
男女共同参画推進員	111
男女共同参画チーフ・オフィサー	55
地区安全なまちづくり推進センター	78
低出生体重児	80
テレワーク	89
特別支援学校	28
特別児童扶養手当	128
富山型デイサービス	71
とやま環境チャレンジ10	116
富山県子ども・若者支援地域協議会	101
富山県青少年健全育成条例	109
とやまっ子さんさん広場	71
とやま農業未来カレッジ	123

な

ニート	123
認定こども園	50

は

働き方改革	52
発達障害	66
発達障害者支援センター	66
花とみどりの少年団	105
パパ・ママ育休プラス	95
非行防止教室	108
病児・病後児保育	49
ファミリー・サポート・センター	70
フォレストリーダー	105
福祉サービス第三者評価制度	71
フリーター	123
フレックスタイム	89
保育所	50

放課後子ども総合プラン	106
放課後児童クラブ	49
母子家庭等就業・自立支援センター	97
母子・父子自立支援員	73
母子保健推進員	74

ま

民生委員・児童委員	73
みんなでチャレンジ3015	117
森の寺子屋	105

や

幼稚園	50
要保護児童対策地域協議会	64

次世代につなぐ
とやまっ子
みらいプラン
～みんなで創る 子どもの笑顔があふれる未来を～

富山県総合政策局 少子化対策・県民活躍課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁南別館2階 電話:076-444-2174

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1017/